

会 議 錄

第 1 日

(平成5年3月3日)

○議事日程 第1号

平成5年3月3日（水）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第1号ないし議案第37号 説明

議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算

議案第2号 平成5年度四日市市競輪事業特別会計予算

議案第3号 平成5年度四日市市国民健康保険特別会計予算

議案第4号 平成5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計
予算

議案第5号 平成5年度四日市市公共下水道特別会計予算

議案第6号 平成5年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

議案第7号 平成5年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算

議案第8号 平成5年度四日市市営駐車場特別会計予算

議案第9号 平成5年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第10号 平成5年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会
計予算

議案第11号 平成5年度四日市市老人保健医療特別会計予算

議案第12号 平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算

議案第13号 平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成5年度四日市市立四日市病院事業会計予算

議案第15号 平成5年度四日市市水道事業会計予算

議案第16号 平成5年度四日市市桜財産区予算

議案第17号 四日市市事務分掌条例の一部改正について

議案第18号 四日市市職員定数条例の一部改正について

議案第19号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

- 議案第20号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
- 議案第24号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第25号 四日市市特別工業地区建築条例及び四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 四日市市都市公園条例の一部改正について
- 議案第27号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 四日市市駐車場条例の一部改正について
- 議案第29号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 四日市市違法駐車等の防止に関する条例の制定について
- 議案第31号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第32号 四日市市立博物館条例の制定について
- 議案第33号 四日市市文化財条例の全部改正について
- 議案第34号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について
- 議案第35号 市道路線の廃止について

- 議案第36号 市道路線の認定について
- 議案第37号 委託協定の変更について
—諏訪公園雨水調整池建設工事—

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（40名）

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳
宇野 長好
大島 武雄
大谷 茂生
小川 政人
小川 村幸善
喜多野 等
久保 博正
桑原 勇
小林 博次
坂口 正次
佐藤 晃久

助役
役員
入監
調査
市長
計画
總務
財政
市民
福祉
商工
農林
水產
環境
都市
計畫
建設
下水道
消防
消防
病院
事務
水道
事業
管理者
水道
局次長

武利川木鈴馬鶴佐々木小畠井津田原田西岡島谷口光栗本別所弘和

男夫美昭滋夫次美夫悟治稔賢喜大幹夫隆一之樹博春弘和

奥山道徹一則龍廣一正

佐野光瀬川田中田中田谷土豊中森中野橋橋長谷川日藤古堀益水水毛森信憲行俊口井田森崎橋本增昭記浩元弘士力子和幹道哉真寿朗

野呂平和

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市助長役
加藤 寛嗣
加藤 宣雄

教育委員長
教育長
教育次長

佐藤榮二
丹羽武
服部美次

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主 幹	井上 紀久夫
主 幹	水谷 正昭

午前10時1分開会

○議長（水野幹郎君） おはようございます。

ただいまから平成5年3月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は39名であります。

今定例会の議事説明者は市長はじめ26名であります。

○議長（水野幹郎君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水野幹郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員に、桑原勇君及び佐藤晃久君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（水野幹郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から3月24日までの22日

間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算ないし議案第37号 委託協定の変更について

○議長（水野幹郎君） 日程第3、議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算ないし議案第37号委託協定の変更についての37件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 平成5年度予算案をはじめ、諸議案のご審議をいたぐるに当たり、市政に対する所信の一端を申し述べるとともに、予算案並びにその他の議案の概要をご説明申し上げます。

平成5年度は、私にとりましては、近づく21世紀に向けての5期目のスタートであり、議員各位をはじめ、市民の皆様方のご負託におこたえするべく、さらに強い信念を持って「魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市」の実現を目指し、その責務を全うしてまいりたいと考えております。特に、新年度は第5次基本計画の総仕上げとなる最終年度に当たると同時に、第6次基本計画を策定する重要な年度でもあり、議員各位のご支援とご協力を得ながら事業の推進に全力を挙げてまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

さて、我が国を取り巻く国際経済情勢は、東西冷戦の終えん以来、ソ連邦の崩壊や東西ドイツの統合、あるいは局地的紛争の勃発を経ながら、今なお、ロシア・東欧及びヨーロッパの経済は不安定であり、加えて、米国

の赤字財政等が現下の我が国を含む世界的不況を招いていることは、ご承知のとおりであります。この不況の特徴とされる資産デフレと金融システムの混乱に対しましては、各において対策が講じられているところであります。その中で米国のみが若干回復の兆しを見せてはいるものの、世界経済全体としての回復には、まだしばらくの時間を要するとされております。

我が国におきましても、景気対策として昨年3月の緊急経済対策、8月の総合経済対策や公定歩合の数次にわたる引き下げなど、財政金融措置がとられてまいりましたが、十分なバブル現象の収束には至っておらず、景気回復への足取りも遅々とした状況が続いており、一刻も早い回復を願ってやまないところであります。

また、特にこのたびの不動産、証券等を媒体として拡大していったバブル経済は、一部経済界と政界の不健全な癒着をも生み、国全体を揺るがす不祥事として、昨年10月の本市議会でも意見書が提出されたところであります。こうした事態が住民の政治に対する不信感を醸成するのみならず、行政執行体へも微妙に影響を及ぼしていることにかんがみ、従来にも増して行財政運営を効率的に進めるため、組織・人事を改編刷新して、住民自治という基本的考え方を一層強固なものにしてまいらねばならないと考えている次第であります。

このような諸情勢のもとで、国は平成5年度の経済運営に当たっては、内需を中心とするインフレなき持続可能な成長へ円滑に移行させながら、国民生活の質の向上と社会経済の発展基盤の整備を進めるとし、あわせて行財政改革や国際協調型経済構造への変革を推進することとしております。こうした基本的姿勢に基づく平成5年度の経済見通しは、国民総生産を495兆3,000億円程度、名目成長率4.9%程度、実質成長率3.3%程度になるものと見込んでおります。

また、国の予算案は、現下の厳しい財政状況と社会経済情勢の変化にか

んがみ、行政施策についての厳しい選択と財源の重点的・効率的配分に徹するため、歳出経費の徹底した節減合理化と税及び税外収入の確保に努めることとし、特に公債発行額を可能な限り抑制することを基本として編成されております。

地方財政については、おおむね国と同一の基調に立ち、経費全般について徹底した節減合理化とあわせ、景気に十分配慮しながら効率的な財源の配分によって諸施策を推進することとし、かつ、節度ある行財政運営を行うことを基本としております。そして、地方財政計画総額を76兆4,200億円程度、対前年度伸び率は2.8%程度と、前年度を下回る伸び率となっており、特に地方税のうち市町村民税については、対前年度伸び率を6.3%としているものの、法人税割については、伸び率をマイナス10.6%と見込むと同時に、地方債は21.1%の増とし、経済不況下における景気対策に意を配した内容となっております。

以上のような背景の中で、本市の新年度予算案は、基本構想に掲げる五つの都市像である「健康で心のかよう福祉のまち」、「豊かな心をはぐくむ教育・文化のまち」、「活気あふれる産業のまち」、「快適で潤いのある生活のまち」、及び「心のふれあう交流のまち」の実現を目標としながら、最終年度である第5次基本計画の達成へ向けて最大の努力を払いつつ、予算の編成を行ったものであります。

予算の編成に当たっては、長引く景況の停滞が深刻化し、税収の伸びが期待できない中にあって、施策の有効性・優先性に基づく厳選を行い、特に補助、単独の公共事業については、財政調整基金等の取り崩しなどによる積極的な推進を図ったところであります。

以下、それぞれの都市像に沿って事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、「健康で心のかよう福祉のまち」づくりにつきましては、急速に到来する高齢化時代を迎えて、社会的に弱い立場にある老人、障害者、年

少者たちが安心して生活できる地域社会をつくり出すため、福祉施策の充実と地域の連携を促す諸施策を推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、ゴールドプランに沿って、本市老人保健福祉計画を策定するほか、新たに病状安定期の寝たきり老人等を対象とする老人訪問看護制度の導入を市医師会により行うとともに、新たに社会福祉法人ユートピアの活動内容の拡充を進め、在宅介護、デイ・サービスなど、諸施策の充実を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者が日常生活の中で支障なく生活できるよう、新たに重度身体障害者の移動に民間輸送事業者のリフト付車両の利用を図り、また、聴覚障害者等の意思伝達を容易にするため、ファックスを持たない障害者への中継サービスを行うなどのほか、北部地域に身体障害者通所授産施設を開設し、運営委託を行います。また、生活に困窮している精神障害者等を収容するための救護施設を新たに民営により設置することとし、これに要する用地の造成を行います。

児童福祉につきましては、保育園の施設整備として、大規模改修と保育室の増築を行うほか、私立保育所の経営内容の安定と充実を促すための支援の強化を図ります。また、児童館活動の全市域への展開を図るため、移動児童館事業を推進します。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、中央緑地第2体育館の建設及び霞ヶ浦第1野球場内野スタンド改修にそれぞれ着手とともに、(仮称)中央球技場の基本調査研究を行います。また、移設を行いました城北テニスコートのクラブハウスを整備します。

次に、「豊かな心をはぐくむ教育・文化のまち」づくりについてであります。

今日の教育の姿は、人それぞれの生涯を通じて世代世代に応じた多様なものとなっており、充実した人生を送るために重要な意義を持つものであります。

学校教育につきましては、教育内容の充実と教職員の資質向上を目指しながら、地域に根ざした教育を推進するため、教育情報のソフト開発を行うほか、近年増加しつつある登校拒否児童・生徒との相談や適応指導を行うための教室を新たに整備いたします。学校施設につきましては、小中学校校舎の増改築、大規模改造、プール等の整備を行うほか、地域特性の付与や屋外環境等の整備を行います。

社会教育につきましては、生涯学習の推進を図るため、生涯学習基本計画を策定し、市民意識の啓発を行うための推進体制の整備と計画的な学校開放を進めてまいります。

同和教育につきましては、昨年12月議会におきまして、人権尊重都市宣言の議決がなされましたように、人が人としてたとえられる明るく住みよい社会を築くことを念頭に、啓発と意識の高揚に努めてまいりたいと存じます。

また、女性の社会進出と活動が活発化するのに伴い、両性がその役割を正しく認識し、社会参加への意欲をより促すため、新しく女性担当課を新設するとともに、必要な施策の推進を図ります。

文化振興につきましては、平成2年度から建設してまいりました博物館・プラネタリウム館が、この秋、ようやく開館の運びとなり、開館記念としての特別展示事業が予定されておりますが、今後の文化活動が歴史性を加えて、さらに厚みを増すものと期待するところであります。このほか、平成6年度竣工予定の市民茶室や歴史的建造物の保存事業についても、継続事業として実施いたします。行政事務事業への文化性の付与については、過度とならないよう、品位と節度を持って運用してまいりたいと存じます。

次に、「活気あふれる産業のまち」づくりについてであります。

本市の活力を象徴するものは、何と申しましても第1次から第3次までの産業活動であります。しかしながら、バブル経済崩壊後の地域経済は、大手企業から地場産業に至るまでいずれもその活動は鈍く、一刻も早い回

復が望まれるところであります。

まず、農業につきましては、農地・農家数の減少と高齢化による後継者難か続く中で、引き続き地域農業の中核的担い手となる農業青年の育成を図るとともに、基盤整備・構造改善事業等を推進し、生産体制改善緊急対策事業、水田農業省力化モデル事業など、農業農村活性化の諸事業を促進いたします。

三重用水事業につきましては、平成4年度で全基幹施設が完成し、これらに対する事業費負担金の償還及び維持管理費の負担を行います。

地域特産物の振興につきましては、茶業振興センターの完成に伴い、これを中心として全国茶品評会への出品対策など、伊勢茶の宣伝普及と品質向上に努めるとともに、農業研究指導所のバイオテクノロジー施設の充実を図ります。

畜産振興につきましては、食肉センター食肉市場の集荷促進と価格の安定に努めるほか、酪農業の活性化を図るために、乳製品製造施設の設置に対し助成を行います。水産振興につきましては、磯津漁港の整備を引き続き進めるほか、海岸改修に着手します。

工業につきましては、近年内陸部への立地導入を図ってまいりましたが、ハイテク団地の東芝四日市工場が本年4月より操業開始することとなり、地元産業界や地域社会への波及効果が期待されるところであります。また、新年度より地域産業の動向を定期的に把握するモニター制度を設け、迅速な施策への反映に努めてまいりたいと考えております。

地場産業につきましては、地場産業振興センターの新技術、新商品の研究開発を促進するとともに、伝統産業である萬古焼の伝統技術の承継と後継者育成を助長するほか、業界団体等の活動に対し支援を行ってまいります。萬古焼の里事業につきましては、拠点施設及び海蔵川修景整備について基本設計を進めることとしております。

商業につきましては、近鉄四日市駅周辺の商業施設の整備に伴い、商圈

の拡大が認められておりますが、駅東商店街への対策として地下駐車場整備、商店街再開発への啓発等を促進してまいります。また、商業振興として、引き続き商業環境整備実施計画の策定調査を行うほか、新たに商店街街路灯電灯料に対して助成を行ってまいります。

なお、商工業の活動拠点である四日市商工会議所が、本年創立100周年を迎えることは、まことにご同慶にたえないところであります。今後一層のご発展を望み、本市からも祝意を込めて、記念事業の支援をすることとしております。

また、中小企業において、特に導入におくれの見られます情報処理化をより促進させるため、研修委託や情報化に対する支援を行うとともに、中小企業者等の理解を促すため、コンピューターミュージアムを三重北勢ソフトウェアセンター内に設置いたします。地域経済研究所につきましては、情報の蓄積も徐々に増しつつあり、地域経済の振興発展に寄与するよう運営費の助成を行ってまいります。

四日市港の整備につきましては、霞ヶ浦北埠頭整備に向けての関連事業を推進するほか、港湾計画のフォローアップ調査などが実施されます。

次に、「快適で潤いのある生活のまち」づくりについてであります。

都市の快適性は、安全性・利便性と並んで良好な生活環境を構成する重要な要素であります。本市のような都市構造の変化が著しい都市においては、時代に適合した機能性と快適性の調和が長期に計画性を持って図られる必要があり、新年度は、平成7年度の新しい用途地域の都市計画決定に向けて見直し作業に着手いたします。

また、冒頭にも触れましたように、総合計画の平成6年度からの第6次基本計画の策定を行いますが、これと並行しながら産業のソフト化に対応すべく、業務拠点や物流拠点の開発整備に向けての調査を実施するほか、広域行政や新国際空港アクセス拠点の方向性について研究協議も進めます。また、三重ハイテクプラネット21構想の重点整備地区の整備促進に向けて、

臨海工業ゾーン活性化等の調査を引き続き行うほか、鈴鹿山麓研究学園都市の学園都市センター基本設計を、県とともに実施します。また、同学園都市内に新装なった三重北勢ソフトウェアセンターに対し、県ともども追加出捐すると同時に、研修派遣を行う事業所への助成を行います。市中心部においては、地区更新計画に基づく再開発や中央通り地下駐車場整備を促進するとともに、新都市拠点総合整備事業に基づくＪＲ四日市駅周辺活性化調査を実施します。

道路・街路網の整備につきましては、渋滞解消と利用度の高い重要路線を中心に整備を進めるとともに、狭隘道路の解消に努めるほか、自転車駐輪場整備計画の策定と市街地における景観に配慮した道路等の整備を図ってまいります。また、大規模基幹道路の整備につきましては、引き続き関係住民のご理解を得られるよう努め、あわせて関連路線の整備を進めてまいります。

環境問題につきましては、引き続き環境管理計画策定業務を進めるほか、開発途上国への国際環境協力の一環として、大気汚染防止技術を学ぶ天津市の実務研修性の研修をＩＣＥＴＴに委託いたします。主として移動発生源による窒素酸化物対策につきましては、電気自動車の普及を促進するとともに、自動車公害対策フェアを開催するなど啓発に努めます。監視測定体制につきましては、測定機器の効果的な地点への移設も含めて充実を図り、また、分析室を旧労働福祉会館へ移設することとしております。

北大谷斎場につきましては、火葬棟・待合棟の完成供用開始に引き続き、葬祭棟の整備を行います。

ごみ処理・減量対策につきましては、ごみ減量等推進審議会を設置し、ごみ処理施設整備計画の策定・調査を行うほか、南部埋立処分場の埋め立て容量拡大事業を進めるとともに、新たに生ごみ堆肥化容器の購入費助成と空き缶回収機の設置を実施します。なおこれまで四日市再生資源協同組合により行ってきた再生可能物の収集・処理につきましては、新年度から

株式会社四日市市生活環境公社へ移管し、新しい体制で行います。

また、合併処理浄化槽の設置者に対する助成につきましては、新たに単独事業として助成対象地域を拡大します。

緑と水辺の創出・保全につきましては、公園緑地、河川等の整備を引き続き進めますが、特に中心市街地における市民公園及び諏訪公園の整備を図ります。

市営住宅につきましては、建てかえ事業として西伊倉町住宅を平成4年度に引き続き実施するほか、新たに内部泉町住宅に着手いたします。

市民の安全対策のうち、消防につきましては、朝日・川越・楠三町を含めた広域体制が整うこととなります。このほか、体制強化の一環として北消防署の改築にあわせた防災教育センターの設置について、基本構想の策定を行います。また、引き続き救急救命士の養成に努めるとともに、県防災航空隊へ隊員として消防士の派遣を行います。さらに消防車庫、車両、機器等、消防施設の整備を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、引き続き道路改良、安全施設の整備と啓発を進めるとともに、新年度より違法駐車等の防止に関する条例を施行し、違法駐車の解消に努めます。

最後に、「心のふれあう交流のまち」づくりについてあります。

よりよい地域社会を支えるものは、よりよい人間関係であり、交流あります。地区市民センターとこれらを拠点としたさまざまな事業は、そうした人間の交流をはぐくむものとして積極的な参加・活用が望まれるところであり、地域社会ふれあい活動や研修会、イベント等を実施してまいります。あさけプラザ増築基本設計、地区市民センターの改修、集会所等の整備を図ってまいります。

国際交流につきましては、財団法人四日市国際交流協会の活動をさらに充実するとともに、市民レベルの交流を促進してまいります。また、ロンゲビーチ市との姉妹都市提携30周年を迎えることを記念とする交流事業を

進めるほか、ドイツ、オーストラリア等との交流も推進します。

観光とイベントの振興につきましては、宮妻峡キャンプ場の環境整備を進めるとともに、観光施設や観光行事の紹介・案内を積極的に行います。

なお、大四日市まつり、花火大会につきましては、さらに内容の充実を促すとともに、平成6年本県で開催の世界祝祭博覧会を支援するため、本市独自のプレ祝祭博バザールの開催準備費を計上します。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時44分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を引き続き求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 以上、平成5年度の事務事業について、新規事業を中心に五つの柱に沿ってご説明いたしました。

これらの事業を進めるに当たっては、長引く景気低迷により税収の伸びがマイナスに転じることが予測される中で、国と同一の基調に立ち、各部門での行政水準の堅持と景気刺激策としての単独事業の積極的な計上を図ったところであります。これらの経費を賄うための財源としては、市税のほか各種の税外収入の確保に努めましたが、なお不足する部分については、平成4年度を上回る財政調整基金等の取り崩しにより調整を行ったものであります。この結果、平成5年度予算案は、一般会計 861億230万円、対前年度比 1.2%の増、各特別会計 692億8,982万円、対前年度比 6.5%の増、各企業会計 226億514万9,000円、対前年度比 4.1%の増、桜財産区会計 336万円、対前年度比22.6%の減、総計 1,780億62万9,000円、対前年度比 3.6%の増となりました。

なお、一般会計につきましては、積極的な単独事業等の計上にもかかわらず、1.2%の伸びにとどまったのは、平成4年度予算においては、博物館建設費等大型の臨時の経費が含まれていたためであり、これを除けば国の基調に沿った積極的な伸び率を確保できたものと考えております。

歳入につきましては、市税のうち、市民税においては個人所得割において自然増収が見込まれる反面、法人税割において景気の影響により3年連続して前年度を下回る収入見通しとなり、市民税全体においても前年度を下回る伸び率となっております。また、固定資産税では、土地分で負担調整措置の経過により伸びが低くなったものの、おおむね順当な伸びを見ておりますが、市税全体では、前年度当初予算計上額に比し、11億3,800万円、2.4%増の487億8,400万円を計上するにとどまりました。

地方譲与税につきましては前年度当初計上額より1億3,900万円、5.7%増の25億8,600万円を計上しております。

交付金につきましては、利子割交付金において、公定歩合の引き下げに伴う利率の低下のため、また、ゴルフ場利用税交付金においても利用者の減少からそれぞれ減収を見込んだ結果、交付金総額では6億3,800万円の減収となっております。

地方交付税につきましては、平成5年度におきましても引き続き普通交付税の不交付団体となる見込みのため、特別交付税のみ計上をいたしました。

国庫支出金につきましては、街路事業費補助金、公営住宅建設事業費補助金等の増額に対し、義務教育施設整備費負担金、博物館建設費補助金等の減額の結果、総額で6.8%の増となっております。

市債につきましては、街路事業、道路整備事業等への充当額が大幅に増額したものの、博物館・プラネタリウム館の建設事業が完了したことに伴う減額が大きく、25.2%減の41億5,930万円を計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育所負担金の改定を予定しており、

使用料及び手数料につきましては、一般廃棄物処理手数料等の改定のほか、新設の博物館及び三滝相撲場の施設使用料を新たに計上しております。

繰入金につきましては、税収の伸びが全く期待できない反面、単独事業を中心とした普通建設事業の積極的な伸びを確保するため、平成4年度に続けて財政調整基金17億円の取り崩しをはじめとして、都市基盤・公共施設等整備基金9億円、減債基金3億8,300万円等をそれぞれ支出目的に応じて取り崩した結果、総額29億8,831万5,000円を繰り入れました。繰越金につきましては、本市財政規模並びに運営実績を勘案し、計上額を5億円といたしました。諸収入では、競輪事業会計から、平成4年度と同額の15億円の繰り入れを予定しております。

歳出につきましては、土木費が街路事業、道路事業の増額に加え、内部泉町公営住宅の新規着工等により15.6%、農林水産業費が中野地区圃場整備事業の新規着手や磯津漁港及び海岸の改修整備、生産体制改善緊急対策費補助金等の新規または増額の計上により14.4%の増となった反面、教育費においては、博物館・プラネタリウム館の建設が、また、総務費において併設棟の建設がそれぞれ終了したことにより、前年度を下回る伸び率となっております。

公債費につきましては、2.4%の伸びとなり、諸支出金につきましては、土地開発公社への15億円の無償貸付金を引き続き計上しました。

予算を性質別に見た場合、物件費については、新設の博物館及び北大谷斎場等の管理運営費の増額により9.9%、また、繰出金については、公共下水道会計への繰り出し増等により10.1%の増額となりましたが、義務的経費である人件費、扶助費、公債費については、維持補修費とともに、いずれも前年度伸び率を下回っております。

普通建設事業につきましては、補助・単独ともに積極的な予算計上に努めましたが、博物館・プラネタリウム館や併設棟の建設が終了したことにより、伸び率は8.1%の減、そのうち、単独事業についても13.3%の減と

なっております。しかし、それらの特別な要因を除いた場合には、それれ普通建設事業全体で21.8%、そのうち単独事業で20.8%の伸びとなり、近年にない伸び率となっております。

補助費等につきましては、四日市港管理組合負担金が前年度を下回ったことにより若干の減となり、積立金については、財政調整基金等の取り崩し、あるいは利率の低下により積立額が前年度を大幅に下回ることとなっております。

次に、各特別会計の主なものについてご説明いたします。

まず、競輪事業会計においては、施設整備として、選手宿舎等を含む(仮称)霞ヶ浦会館を、新たに設立予定の(仮称)霞ヶ浦振興公社により建設運営することとし、財団設立に要する出捐を行うとともに、会館建設に対し助成を行います。なお、車券売上金は景気低迷の影響を受けて伸びは鈍化傾向にありますが、対前年度比6.8%増の220億円を見込んでおります。

国民健康保険事業につきましては、年々増加する医療費の中で、事務費等の国庫補助負担金の一般財源化により、困難な財政運営を余儀なくされておりますが、新年度は普通調整交付金を当初から計上するとともに、一層の経費節減等を徹底することとし、保険料率の改定を見送ることとしております。

公共下水道事業につきましては、普及率の向上を図るために、面整備の推進に努めるほか、日永浄化センターの第3系統汚水処理施設の増強を図るとともに、新たに阿倉川処理分区の整備に着手いたします。

土地区画整理事業につきましては、末永・本郷地区に再開発住宅の建設を行い、西橋北地区では、事業計画書の作成と相談所を設置するほか、その他地区では啓発等を含め事業の促進を図ります。

市営駐車場事業につきましては、周辺民営駐車場の駐車料金が上昇傾向にあり格差が拡大しつつあるため、これを是正し、かつ収益性を改善する

こととして、新年度からの料金改定を行います。

農業集落排水事業につきましては、新年度から小牧南地区が供用開始することに伴い、使用料の設定を行います。

市立四日市病院事業につきましては、全身用コンピューター断層撮影装置を更新するほか、病院外壁の全面改修に着手するなど、基幹病院としての施設整備の充実を図ってまいります。

水道事業につきましては、第4期拡張事業として三滝西水源系送水管布設、内部水源地の水質調整設備等の整備を行うほか、安価な給水源である地下水の新規水源の調査を行います。

以上が平成5年度予算案の概要ですが、これら事務事業の円滑な推進と新たな行政需要に対応するため、統一して条例改正案としてご提案申し上げます組織・機構の見直し、あるいは定数の調整等を図りたいと存じます。

なお、新年度事務事業の執行を含め、市政の運営に当たりましては、議員各位のご理解とご協力のもとに議会制民主主義を踏まえ、市民への的確な情報提供と自主的な市民参加を得ながら円滑に推進することとし、より充実したものにしてまいりたいと存じます。

統一して、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第17号事務分掌条例の一部改正につきましては、今日の行政課題に適切に対応するため、保健と福祉行政の一体化、広報及び女性施策の充実等を図るよう、本市の行政機構を見直そうとするものであります。

議案第18号職員定数条例の一部改正につきましては、事務事業の見直しを行う一方、市立四日市病院の診療体制及び広域消防体制の充実、さらに完全週休二日制導入に伴う所要人員の確保等を含め、職員定数を全体で66人増やそうとするものであります。

議案第19号から議案第22号までは、去る1月21日に特別職報酬等審議会から、議員の報酬及び三役の給料について、平均2.1%引き上げ、本年4

月から実施するよう答申を受け、その後、本市の財政状況等を慎重に検討いたしました結果、答申どおり実施いたしたいと存じ、提案いたしますものであります。また、これにあわせて各種委員等及び消防団員の報酬についても引き上げようとするものであります。

議案第23号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、現行条例を全面的に見直すとともに、一般廃棄物処理手数料等について、負担の適正化を図ろうとするものであります。

議案第24号農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、新たに農業集落排水処理施設を設置するに当たり、位置、使用料、管理方法等について規定しようとするものであります。

議案第26号都市公園条例及び議案第27号運動施設の設置及び管理条例の一部改正につきましては、鵜の森テニスコートの廃止と城北テニスコートの新設及び三滝相撲場の設置に当たり、関係規定の整備と使用料等を規定しようとするものであります。

議案第28号及び第34号は、市営駐車場の駐車料金及び市立四日市高等看護学院の授業料について負担の適正化を図ろうとするものであります。

議案第29号建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正につきましては、駐車場法の一部改正に伴い、建築物に対する駐車場附置義務の基準等について関係規定の改正を行おうとするものであります。

議案第30号違法駐車等の防止に関する条例の制定につきましては、違法駐車等を防止することにより道路交通の適正化を図り、市民の安全で快適な生活環境を確保するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第31号市立幼稚園条例の一部改正につきましては、児童数の減少に伴い、市立中部幼稚園を廃園するため、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第32号市立博物館条例の制定につきましては、市立博物館の設置に

当たり、博物館法及び地方自治法の規定に基づき、位置、観覧料、使用手続等について条例で規定しようとするものであります。

議案第33号市文化財条例の全部改正につきましては、文化財保護法に準じて、現行条例を全面的に見直そうとするものであります。

以上が主な議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。なお、主な事務事業の概要を担当者からそれぞれ補足説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（水野幹郎君） それでは、各部局の補足説明について、順次発言を許します。

市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） 市長の提案説明に補足して、市長公室の所管にかかる数点について補足説明をさせていただきます。

まず、第1点の総合計画策定事業についてでございます。平成12年度を目標とする基本構想に基づきまして、緑と活力に満ちた産業と文化のまち「四日市」の実現を目指し、各種施策を実施しておるところでございますが、平成元年度を初年度とする第5次基本計画が平成5年度に終了することに伴いまして、平成6年度を初年度とし、平成9年度を最終年度とする4カ年の第6次基本計画を策定してまいります。

2点目の業務拠点・物流拠点整備計画調査研究についてでございますが、平成三、四年度に調査検討を続けてまいりました四日市地域総合開発構想におきまして、2020年に向けて地域の活力を維持し高めることを主眼として幾つかの拠点開発地区を位置づけ、中でも物流拠点として四日市東インターチェンジ周辺地区などを、また業務拠点地域として中心市街地地区などを位置づけております。新年度は、これらの地区における構想の具体化に向けて、物流拠点に関しましては、年次計画や事業主体等の明確な

方向づけを行うために、また業務拠点地区に関しましては、全国的なオフィス需要動向の中での本地域の優位性の発揮を図るために、それぞれに特徴的な戦略づくりを行う調査を進めてまいります。また、あわせて関係業界への動機づけを強力に行うことも重要でございまして、アンケート調査、分析並びに企業ヒヤリングなども行ってまいります。

3点目の公共交通機関網、特にバス路線網の整備・充実についてでございます。高齢化社会の到来に向かい、活力ある地方都市を目指す上での必要条件であるとともに、NOx削減など、環境に配慮した地域づくりにとっても重要性の高い公共交通機関網、バス路線網の整備・充実に向けて、バス事業者、鉄道事業者、国、県等、関係機関との意見交換を行なながら、その方向づけについての企画調整を図ってまいります。

4点目の広域行政調査研究事業でございますが、日常生活や経済活動の活発化などによりまして、住民の行動範囲は広がっております。広域的な都市経営が必要となってきておるところで、1市4町との意見交換や先進地事例等の研究・検討を行ってまいります。

5点目の中核新国際空港関係経費についてでございますが、21世紀初頭開港予定の新国際空港への海上アクセス拠点を四日市地域に立地し、地域経済基盤の強化、情報、交流機能の強化により地域の発展に資するため、関係産業界、地域団体及び行政が連携し、その目的を達成するため協議会を設立し、運営をする予定をいたしております。

6点目の市制施行100周年記念事業に関する調査研究事業でございます。平成9年の市制100周年に向けて、平成3年度の四日市市100周年記念事業懇話会による基本指針の提言、平成4年度に設置をいたしました基本計画策定のための四日市市100周年記念事業推進市民会議の提言、並びに市議会特別委員会のご意見等を踏まえながら、記念事業基本計画を策定してまいります。また、引き続き本事業に対します基金への積み立てを行ってまいります。

7点目の高度情報化推進事業についてでございます。テレトピア四日市計画の一層の推進を図るため、平成4年度に引き続き、(株) インフォメーション・サービスよっかいちへの情報提供業務を実施するとともに、キャブテンモニター制度を継続して実施し、キャブテン端末の普及促進を図ってまいります。また、ハイビジョンを活用した情報化及びテレトピア計画の推進についても、引き続き調査研究を進めてまいります。

8点目の四日市大学関係事業についてでございます。開学6年目を迎える、地域に貢献できる大学としてより一層の内容充実を図ってまいります。特に、国際性豊かな人材の育成、海外の大学との交流を深めるとともに、大学審議会の答申を参考にしながら、今後の大学の発展の方向等について調査研究を進めてまいります。

最後に、国際交流事業についてでございますが、設立3年目を迎えます財団法人四日市国際交流協会が地域の国際交流の核としてさらに充実するよう、各種の事業、サービスを一層拡大し、市民レベルの国際交流を推進してまいります。また、ロングビーチ市との姉妹都市提携30周年を記念する交流事業として、記念式典、公式訪問団の相互派遣等を行う予定でございます。さらに、天津市との交流のほか、ドイツ、オーストラリア等、諸外国との交流も行ってまいる予定でございます。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） 計画推進部の所掌業務にかかります部分についてご説明させていただきます。

1番目でございますが、鈴鹿山麓研究学園都市の整備事業についてでございます。21世紀に向けて、バイオ、新素材、環境保護技術等の研究開発機能の集積拠点形成を目指しております鈴鹿山麓リサーチパーク、これを主軸といたします鈴鹿山麓研究学園都市の整備を推進してまいります。中核施設用地には、昨年10月、国際環境技術移転研究センターの施設が完

成いたしました。同センターの事業運営の充実を図るために、引き続き積極的に支援をしてまいりますとともに、学園都市センター、開放型試験研究施設、県環境総合センター等の整備を検討してまいります。県衛生研究所につきましては、安全検討委員会の結論に基づきまして、地元の意向も十分尊重いたしまして、その立地について慎重に検討をしてまいります。なお、学園都市センターにつきましては、平成4年度の基本調査に続きまして、新年度に三重県と共同で基本設計を実施いたします。また、民間研究所用地につきましては、先月三重北勢ソフトウェアセンターの施設が完成了しました。民間研究所の立地につきましては、今後も引き続き関係方面に対し誘致を働きかけてまいりたいというふうに思っております。学園都市の用地造成についてでありますが、残りの第2期工区の着手に向けての諸準備も進めてまいります。

2点目の重点整備地区等の整備促進事業についてでございます。多極分散型国土形成促進法によります三重ハイテクプラネット21構想に基づきまして、県と緊密な連携のもとに重点整備地区、鈴鹿山麓リサーチパーク、鈴鹿山麓ハイブリッドスクエア、四日市みなと交流ゾーンなどでございますが、この整備促進に努めてまいります。また、石油化学工業都市から21世紀に向けた高度技術の集積する「魅力と活力に満ちた産業と文化のまち」を目指しまして、4年度に引き続きましてまちづくりと産業振興の観点から、臨海部地域の整備方策、産業振興施策等について調査研究を行うことといたしております。なお、平成3年度に制定いたしました重点整備地区等整備促進条例、これの適正な運用にも努めてまいります。

3点目の企業誘致の推進事業についてでございますが、本市の産業は我が国有数の石油化学コンビナートの立地と、基礎素材型の石油化学工業に特化しておるわけでございますが、高次産業、都市機能を備えた魅力あるまちづくりを推進するためには、産業構造の高度化及び多様化を図るための企業誘致、あるいはまた住工混在を解消した良好な都市環境を形成する

ための中小工場の移転などの受け皿としての工業団地等の基盤整備を推進していく必要がございます。このため内陸部においてハイテク工業団地、あがた栄工業団地の整備を行ってきたところでございますが、今後は南小松工業団地、ハイテク工業団地、B団地でございますか、また、新保々工業団地の開発を推進してまいります。

4番目でございますが、中心市街地の活性化事業についてでございます。中心市街地活性化のためのガイドプランとして建設大臣の承認を受けました地区更新基本計画に基づきまして、重点整備地区の4地区を中心に市街地再開発事業、優良再開発建築物整備促進事業等を活用し、計画的・段階的に各地区的まちづくりを一層推進してまいります。近鉄四日市駅東の諏訪栄地区、A・B・C地区でございますが、については、商業拠点性の向上を目指した魅力ある商店街を形成するため、引き続き事業化の方向、方策を検討する、いわゆる事業推進調査を進めてまいりたいと思っております。また、本年2月に再開発事業準備組合が設立されました諏訪町第一地区、D地区ですが、におきましては、公共・公益施設を導入した大規模複合施設の建設を目指しまして、事業計画の検討、事業協力者の導入等の準備組合活動に対しまして、積極的な協力・支援を行っていきたいと思っております。住宅型プロジェクトとして事業着手しつつございます諏訪新道第一地区、E地区及び既に工事着工いたしております沖の島第一地区、F地区でございますが、この各地区につきましても各種補助金等を有効に活用いたしまして、事業の円滑な推進を指導・支援してまいりたいというふうに思っております。

5点目のJR四日市駅周辺活性化事業についてでございます。21世紀を展望した新たな都市空間を形成するためには、高次都市機能の整備を目指しました新都市拠点総合整備事業を推進し、JR四日市駅周辺の活性化を図っていきます。新年度は事業推進上の諸問題について関係機関と協議、調整を行い、地元関係者の合意形成に努めまして、基幹事業となります面

的整備の事業実施計画を策定してまいりますとともに、一体的整備を行いますJR四日市駅周辺の連続立体交差事業につきましても、事業化に向けた課題の解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に6番目でございますが、近鉄四日市駅周辺の整備推進事業についてでございます。本年2月に事業着手となっております国道1号四日市地下駐車場、これと機能一体整備を行います中央通り地下駐車場につきましては、この2月設立の街づくり会社、(株)ディア四日市を事業主体としてその整備を推進してまいります。平成6年度前期の事業着手に向けて、新年度には施設の実施設計、融資等の資金の支援確定、都市計画決定等々の諸手続を推進してまいります。また、駐車場の完成時期にあわせました中央通り・近鉄四日市駅前広場の整備につきましても、効果的な整備を行うため、景観等に配慮した事業実施計画の策定を行ってまいります。

○議長(水野幹郎君) 総務部長。

〔総務部長(鵜飼 滋君)登壇〕

○総務部長(鵜飼 滋君) 総務部が所管をいたします主要事業につきまして補足説明を申し上げます。

まず第1に、第4次行財政改善整備計画の策定についてでございます。本市の行財政改善整備計画は、昭和56年度に開始し、現在、第3次が進行いたしておりますが、これが平成6年3月をもって終了する予定でございます。引き続きまして、簡素で効率的な行財政運営を積極的に推進していくために、新年度におきましては、平成6年度をスタートとする7カ年にわたる第4次行財政改善整備計画を策定してまいります。なお、高齢化社会や多様化する行政需要に対応するため、平成5年4月から福祉と保健部門を統合し、「保健福祉部」とするほか、「広報課」、「女性課」を新設するなど、組織・機構の整備充実を図ってまいります。

第2に、防災対策事業の推進についてでございます。防災教育センターの建設につきましては、隣接をいたします北消防署の改築とあわせ、一体

的な整備を北部公民館跡地において図るべく、新年度においてこの基本構想計画設計を委託をいたします。また、災害時における情報収集体制の整備を促進するため、国、県から市町村への情報伝達システムの整備を図るとともに、住民への無線情報伝達システムの実施設計を委託するなど、防災対策の充実に努めてまいります。

第3点目でございますが、庁舎周辺整備事業についてでございます。併設棟の完成に伴いまして、老朽化の著しい旧庁舎、市民センターを解体いたします。また、解体後の跡地につきましては、将来の周辺地域の再開発、現庁舎の狭隘性などの問題を踏まえ、有効に活用するための調査・研究を進めてまいります。

第4点目の人事、給与等についてでございます。人事給与システムにつきましては、人事、給与、福利厚生のシステム運用に加え、研修管理、健康管理システムを付加し、より総合的な人事管理、人事施策の推進を図ってまいります。職員給与の適正化につきましては、新年度は平成3年度を初年度とする給与是正措置、平成4年度を初年度とする昇格特昇制度の経過年度に当たり、これら制度の円滑な運用を行い、給与適正化を図り、あわせて嘱託職員、臨時職員の待遇改善につきましても引き続き努力をしてまいります。

第5点目の職員研修の充実についてでございます。職員の資質向上のためには、研修による能力の育成や意欲の醸成が極めて重要でございます。新年度におきましては、職員の海外留学研修を新たに行うとともに、特に職場研修に重点を置き、同和問題研修、海外派遣研修など、職場で実施する研修計画を立てさせ、所属長が中心となった研修の充実を推進してまいります。また、研修推進委員会を設けて、研修所研修と職場研修の連携にも努めてまいります。

8点目の第3次情報化推進基本計画の策定委託事業についてでございます。情報化の推進につきましては、財務会計オンラインシステムの平成4

年度末完成後に予定される戸籍情報、文書管理、福祉総合と多くのシステム化の課題に対しまして、限られた財源と人員で効率的に開発を進めるため、近年飛躍的な進歩を遂げつつございます情報処理技術を積極的に取り入れた新たな戦略的計画を、「第3次情報化推進計画」といたしまして策定をいたしてまいります。

最後に、市史編さん事業についてでございます。新年度におきましては、史料編「近代II」「民俗」及び通史編「古代・中世」を刊行してまいります。また、平成6年度以降に刊行する市史についての史料調査を進めるとともに、各委員による調査研究をより積極的に推進してまいります。なお、新規事業として市内の同和地区の歴史について正しい認識を得るため、同和対策課を窓口といたしまして、「部落史」の刊行に着手をしてまいります。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 財政部の所管事項につきまして補足説明申し上げます。

まず、予算編成についてでございます。平成5年度の一般会計予算につきましては、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえて、第5次基本計画に基づき各種施策を推進しますとともに、景気へも配慮しながら公共事業の確保を図り、各部門で行政水準の維持に努めつつ予算編成を行いました。この結果、予算規模は平成4年度におきまして博物館建設費等大型の臨時の経費が含まれておりましたことから、地方財政計画の2.8%の伸びには及ばなかったものの、国の一般会計予算0.2%の伸びを上回る1.2%の伸びとなっております。以下、別冊の平成5年度予算資料に沿ってご説明を申し上げます。

歳入面でございますが、市税総額の伸びを2.4%と見込んでおります。その内訳は、個人市民税では非課税限度額の引き上げが行われ、所得の伸

びが大きく期待できない中、当初予算として対前年度11.9%増を計上いたしました。一方、法人市民税では景気が引き続き低迷し、本格的な回復にはまだしばらくの期間を要すると見込まれることから、対前年度27.4%の減としております。固定資産税では、土地につきましては、市街化区域農地の宅地並み課税等がございますものの、負担調整措置の経年経過に伴い、対前年度3.2%増にとどまり、家屋につきましては新增築を見込み、対前年度8.4%増、また償却資産につきましては、設備投資の縮小はあるものの、対前年度7.1%増となり、固定資産税全体では対前年度6.1%の増となっております。地方譲与税につきましては、おおむね順調な伸びとなっておりますが、利子割交付金におきまして利率の低下に伴い41.9%の大幅な減少となりました。このような税収等の伸び悩みの中で、限られた財源の確保と重点的、効率的配分に努めるため、財政調整基金から17億円を取り崩すとともに、都市基盤・公共施設等整備基金から9億円、減債基金から3億8,300万円をそれぞれ支出目的に応じて取り崩し、また、競輪事業会計から前年度と同額の15億円の繰り入れを予定をいたしました。

市税の構成比は56.7%と前年度を若干上回り、使用料、手数料、諸収入等含めた自主財源比率は77.7%と前年度を上回ることとなっております。一方、依存財源比率につきましては、地方譲与税、国県支出金等增收がありますものの、利子割交付金、博物館等起債事業の終了によります市債の減少等によりまして、22.3%と前年度を1.8%下回ることとなっております。

次に歳出面でありますと、対前年度伸び率を見ますと、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費では、2.8%、5.3%、2.4%のそれぞれの伸びとなっておりまして、義務的経費全体では3.4%の増となっております。

普通建設事業では、補助事業で街路事業、住宅事業等が増加をいたし、9.1%の伸びとなっております。一方、単独事業につきましては、特に国

の景気対策としての積極的姿勢とともに、土木部門を中心に普通建設事業予算の伸長を図りましたが、前年度予算には先にも述べましたが博物館・プラネタリウム館及び併設棟建設事業等の大型プロジェクトを含んでおりましたために13.3%の減となっております。しかし、これら大型プロジェクト事業分を除いた伸び率は20.8%の増となりまして、地方財政計画と国の基調に沿った内容となっております。公債費につきましては、対前年度比2.4%増となっておりますが、公債費比率の見込みは平成4年度と同程度に推移し13.0%程度になるものと推計をいたしております。

次に、税制についてでございます。個人市民税につきましては、平成5年度におきまして低所得者層の税負担に配慮いたし、所得割及び均等割の非課税限度額の引き上げのみを行うこととしております。

また、固定資産税につきましては、市街化区域内農地に対する負担の公平化と土地政策の見地から、宅地化する農地への宅地並み課税が行われているところであります。これら農地の計画的な宅地化を図る場合には、税の軽減措置が講じられているところでもございますので、引き続き制度の周知を図り適正・公平な運用に努めてまいりたいと存じます。なお、土地評価につきましては、平成6年度の固定資産基準年度の評価替えにおきまして、国は土地基本法や総合土地政策推進要綱等の趣旨を踏まえ、地価公示価格の70%程度を目指して評価の均衡化、適正化を図るとしておりまして、評価作業が円滑に進めることができますよう、適正な評価鑑定システムの構築を目指すとともに、地番図等の評価基礎資料の整備、充実に努めてまいる所存でございます。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

〔市民部長（小畠廣次君）登壇〕

○市民部長（小畠廣次君） 市民部にかかわります施策につきまして、6点ほどにわたりまして補足説明を申し上げたいと思います。

まず、第1点目でございますが、地域社会づくりの推進につきまして申

し上げたいと思いますが、既に各地区に設置されております地域社会づくり推進委員会を母体といたしまして、さまざまな地域社会づくり活動が展開をされてきているところはご承知のとおりだと思います。平成4年度には、各地区で環境問題、地域福祉、文化向上等の30のテーマを設定いたしまして事業の取り組みがなされ、徐々にその成果が明らかになりつつあります。これらの活動を住民の間にさらに広範囲に拡大し、さらにその部局の連携を取りながら、長寿社会に向けての地域社会の課題に取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。そのため、地区市民センターを中心に地域活動を積極的に展開するとともに、活動資金の援助、活動の場の確保、啓発事業の実施、情報交換の機会設定など、総合的に支援施策を実施することによって、活動の一層の促進を図りたいと思っております。

次に、2点目でございますが、地区市民センターの施設整備でございます。地区市民センター構想以前の昭和50年代初期に整備されました保々地区の市民センターの増改築工事を実施をし、大会議室の拡張、小会議室の整備を行いたいと思います。また、各センターの冷暖房設備の取りかえや外壁等の大規模修繕を、年次的に計画性を持って行いつきたいと考えております。

3番目の広報広聴活動の充実でございます。市の施策方針や各種の情報を的確に住民に提供するため、「広報よっかいち」の紙面拡充に努めるとともに、インフォメーションサービス四日市や、ケーブルテレビジョン四日市、さらにビデオ広報の活用や全天周映画の制作を進めてまいったところでございますが、新年度は新たに民間テレビ局を利用した、市内外に広く本市を紹介する番組の制作、放送に取り組んでまいりたいと考えております。また、市民の意見が市政に反映されるよう、本年度も市政モニタ制度や市政アンケート、あるいはまた地区交流懇談会等を行い、広聴活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

4点目、あさけプラザ事業につきましてでございます。あさけプラザは、平成6年に開館10年を迎える予定になっておりますが、この間、住民のニーズの多様化、あるいは住民の余暇時間の拡大、生涯学習要望の増大、高齢者人口の急増等、社会情勢は変化しております。これらに対応して、利用者さらに多くの地域住民の要望にこたえるべき事業の拡充に努めてまいりたいと考えております。

5番目は、戸籍住民基本台帳事務などについてでございますが、平成3年度から継続事業の除籍・改製原戸籍の見出し帳整備を完了し、全市的に検索方法や様式の統一した見出し帳が完成する予定になっております。これにより謄本、抄本等の交付時間が短縮され、市民サービスの向上に寄与するものと思っております。さらに、戸籍事務のコンピューター化がより具体化していくために、戸籍情報システムの構築に向けての基本計画を策定してまいりたいと考えております。

また、外国人の急増化に対応するため、既に英語、ポルトガル語、スペイン語の三つのガイドブックを製作したわけでありますが、新年度には中国語版を製作してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、6点目の交通安全対策事業でございますが、依然として厳しい交通情勢が続く中で、平成4年度中の市内における交通事故発生状況は、総発生件数は1万293件、人身事故が1,670件と昨年に比べて3.1%、0.8%とそれぞれの増加はしておりますが、死傷者数につきましては若干減少をしてきたところでございます。しかし、これらの厳しい情勢を踏まえて、新年度では死亡事故の多い若者の事故防止のための運転適性診断等の交通安全教育、シートベルト着用の徹底等、啓発活動の強化を行いたいと思いますし、平成4年度に引き続き、特に子供と高齢者の交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

また、市内全小学校に、交通安全母の会を組織いたしまして、日常の街頭交通指導、通学路交通安全キャンペーン等の啓発活動も実施したいと考

えております。さらに、交通安全の集い、高齢者運転診断等の交通安全教育も推進するとともに、交通安全施設の整備等、交通安全の一層の充実に努めたいと考えております。

さらに、四日市市自転車放置防止条例に基づきまして、巡回、警告、移動等の実施及び啓発活動の強化を努めるとともに、大規模店、鉄道事業者に対しても、関係者に対して協力を要請し、駐輪場の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、交通事故当事者の救済を図るために、交通災害事業への加入促進と事業のさらなる充実に努めたいと考えておるところでございます。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 福祉部にかかる補足説明をさせていただきます。

1点目の高齢者福祉についてであります。本市の65歳以上の人口は3万3,273人で、高齢化率は11.7%と徐々に高齢化が進行しており、それに伴って高齢化の福祉ニーズも質・量ともに増大しております。新年度では在宅福祉施策の充実に力点を置きながら、老人福祉対策の拡充を図ってまいります。寝たきり老人等要援護老人の増加、及び家庭介護力の低下に対応するためホームヘルパーを増員し、また、社会福祉法人ユートピアディサービスセンターによる訪問給食、及び訪問入浴を開始いたしますとともに、既に実施しているディサービスセンターの訪問入浴サービスも拡大し、1月当たり3回を目標として進めてまいります。本市の老人保健福祉計画につきましては、関係部局と連携のもとに、本年10月をめどに策定してまいります。

2点目の障害者福祉についてであります。本市の身体障害者は5,628人、精神薄弱者は820人で、年々増加しております。障害者の自立と社会参加のため、日常生活の支援施策に重点を置きながら、障害者福祉施策の拡充

を図ってまいりたいと思っております。障害者の社会参加促進のため、身体障害者デイサービス事業について機能訓練の専門職員の増員及び送迎用リフトバスの増車を行い、事業の拡充を図ります。一般就労が困難な障害者の福祉的就労の促進及び小規模授産施設の安定的な運営を図るため、その運営費補助につきまして重度加算基準の拡大及び社会保険加入加算の新設等を行います。また、視聴覚障害者の三療業の振興及び障害者と高齢者の健康増進に資するため、はり・きゅう・マッサージ給付事業を拡充してまいります。

3点目の児童・母子福祉につきまして、女性の社会進出等保育ニーズが多様化している中で、保育環境の整備を年次的、計画的に推進しておりますが、本年度は富洲原保育園の大規模改修と桜台保育園の増築を行ってまいります。

また、障害児保育につきましては、発達特性、障害特性が複雑多様化している現状を踏まえ、一人一人の発達を促進するため、より系統的かつ効果的な体制を構築し、障害児保育の一層の充実を図ってまいりたい。

続きまして、4点目の低所得者福祉につきまして、平成5年1月末現在における本市の生活保護受給者は975世帯、1,468人で、保護率5.2%で横ばい傾向にあります。関係諸機関とも緊密な連携を図りながら、最低限度の生活を保障するとともに、他の法律や諸施策を活用して、世帯の自立に向け相談、指導、援助を行います。

法外扶助として、夏期・歳末見舞金、入学祝金等を支給いたします。

5点目の地域福祉につきまして、地域福祉の推進につきましては、地区社会福祉協議会がその担い手の中心組織であり、今後よりきめ細かい地域福祉を推進するためには、地区社会福祉協議会の構成団体相互の密接な連携が重要であることを考えまして、新年度は地区社会福祉協議会の取り組みと市社会福祉協議会との関係等を体系的に整理しながら、なお一層地域福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

6点目の国民健康保険・国民年金についてであります、健康づくり事業、特に疾病の予防的事業を充実拡大し、医療費の適正化を図ります。

国民年金につきましては、保険料収納率の向上に努め、無年金者の解消を図ります。

最後の7点目で、地域改善対策事業につきまして、昭和44年に同和対策事業特別措置法の施行以来、24年間にわたり同和対策の解決は市における重要課題として位置づけ、対象地区の生活実態、住環境の改善に取り組んでまいりました。同和地区の現状は、平成2年に実施した同和地区生活実態調査の結果からも明らかなように、住環境整備面では一定の成果が見られるものの、今後の課題としては、就労、産業、教育・啓発に特に重点を置き取り組む必要があります。

昨年4月、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が一部改正され、5カ年間延長されたことを契機に、7月に同和対策委員会へ、四日市における同和対策事業の今後のあり方について諮問いたしました。同対策委員会では、直ちに生活環境と教育啓発の専門部会を設置し、現在、答申に向かって現状と課題、方針・方策が検討されております。今後の同和対策事業については、出される答申を尊重し、国、県とも十分連携をしながら、同和問題の早期解決を推進してまいりたいと考えています。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 商工部が所管いたします主要事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず第1点目は、商工業の振興についてでございます。鉱工業生産の停滞傾向、企業収益の減少、設備投資や個人消費の低迷などによりまして、引き続き景気の減速感が強く、中小企業を取り巻く情勢は依然不透明でございます。この厳しい社会経済環境に対応するため、中小企業者向けの融

資枠を拡大するとともに、新たに三重県経営安定資金に対する保証料補給及び流し網漁禁止に伴います三重県倒産災害関連資金に対する利子補給を実施するなど、金融面からの支援を行ってまいります。

また、中小企業やその団体の経営の合理化、近代化を図るため、専門家による企業診断を実施するほか、高度情報化社会に対応するため、中小企業情報化支援調査研究、中小企業初級コンピューター研修、（株）三重北勢ソフトウェアセンターへの追加出資等を実施し、地域産業界の情報化を支援するとともに、中小企業の環境改善、経営の合理化を促進するため、工場集団化事業資金の利子補給を行ってまいります。

地場産業の振興対策についてでございますが、財團法人三重北勢地域地場産業振興センターと連携をいたしまして、需要開拓、人材育成、技術開発等を推進いたします。また、萬古焼につきましては、知名度の向上、販路拡大のため、国際見本市等各種の物産展への参加を支援するほか、拠点施設の機能、資金計画、展示内容等に関する計画を策定するなど、萬古焼の里事業を推進するとともに、伝統的工芸品産業であります萬古焼の手工艺技術を伝承するために、後継者育成事業を実施してまいります。

商業の振興についてでございますが、商店街実態調査、歩行者等流量調査を実施するほか、商店街の街路灯の電灯料補助、商店街や個店のレベルアップを図るためのアドバイザー派遣制度の実施、商店街の活性化を図るための商業環境整備実施計画の策定など、魅力ある商店街の形成に努めてまいります。

2点目が勤労福祉・雇用対策についてでございます。勤労福祉につきましては、勤労者総合福祉センター、労働福祉会館を活用いたしまして、各種の福利厚生事業を実施し、勤労者福祉の充実に努めてまいります。

また、勤労青少年ホームにおきましては、働く若者たちの学習の場としての「青年大学」を充実いたしますとともに、相談窓口や在日ブラジル人等を対象とした日本語講座を開設いたします。

雇用対策についてでございますが、関係機関と連携を図り、学生、中高年齢者向けの就職セミナーの開催、キャプテンシステムを活用した求人情報を市民に提供するほか、障害者雇用優良事業所表彰、県外出身優良勤労青少年表彰等を行い、雇用の安定に努めてまいります。

3点目が観光・貿易事業についてでございます。市民の余暇生活に対応したレジャー・レクリエーション空間の創出と情報提供が重要な施策となっており、現在策定中の「水沢地区周辺レクリエーション開発基本計画」に基づき、身近で快適な憩いの場として順次整備を進めてまいります。

新年度におきましては、宮妻峡の環境整備事業として、キャンプ場の炊事場の改築及び進入路等を整備いたします。また、伊坂ダム周辺整備の一環といしましてレストコーナーの設置、四日市スポーツランドのアスレチックコースの遊具の増設を図りますとともに、遊覧船「いなば」の利用を促進してまいります。

富双地区につきましては、レクリエーションゾーンとして、市及び港管理組合と共同で基本計画を策定してまいります。

平成6年度に開催されます世界祝祭博覧会をより一層盛り上げるために、プレ祝祭博バザールの準備を進めてまいります。

貿易の振興につきましては、輸出入の両面から幅広い集荷活動が必要でございまして、関係諸機関、団体と連携をいたしまして、集荷促進及び新規航路の誘致に努めてまいります。

4点目が計量・消費生活事業についてでございます。消費者を保護する立場から計量器の定期検査、商品量目検査を実施し、計量の適正化に努めるほか、消費生活相談、啓発講座を充実いたしますとともに、消費者団体を育成・強化し、消費者意識の高揚に努めてまいります。

また、「なんでも四日の市」につきましては、より一層親しまれる「市」となるよう、「三滝通りさくらまつり」を開催いたします。

最後に、競輪事業についてでございます。選手宿舎はもとより、市民の

健康づくりや霞ヶ浦緑地の活性化を図るため、(仮称) 霞ヶ浦会館の建設、並びにその建設運営に当たる財団法人(仮称) 霞ヶ浦振興公社を設立いたします。また、売り上げ増進を図るため、宣伝活動やファンサービスの向上により一層努めてまいる所存でございます。

○議長(水野幹郎君) 暫時、休憩をいたします。

午前11時52分休憩

午後1時1分再開

○議長(水野幹郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産部長。

〔農林水産部長(鎌田悟君)登壇〕

○農林水産部長(鎌田悟君) 農林水産部が所管をいたします主要事業につきまして、9項目ほど補足のご説明を申し上げます。

まず第1点は、農業農村の活性化推進についてでございます。新しい時代に対応した効率的な農業経営を目指した規模拡大と近代化を図るため、地域の創意工夫と主体的取り組みを基本にいたしまして、都市近郊の立地条件を生かした農業の振興と農村の活性化を推進してまいります。このため平成5年度より新規に農業農村活性化構造改善事業に取り組んでまいります。また、地域リーダーやプロ農業者等の人づくり、組織づくり、体制づくりを進めながら、農業経営に対するコスト意識の改革を図るなど、啓発事業を実施いたしまして、生産性の高い土地利用型農業の推進を図ってまいります。

二つ目は、水田営農活性化対策事業の推進についてでございます。需要動向に応じた米の計画生産を推進するため、集団転作推進事業を実施するとともに、新農政プランの望ましい経営体像の実現に向けて、先端技術の導入による新しい水田営農システムの構築を行ってまいります。

三つ目は、地域特産物の振興とふれあい農業の推進についてでございま

す。平成6年には三重県において、全国茶品評会が開催されますが、伊勢茶の振興を図るために出品茶対策を行うのをはじめ、茶業振興センターの充実を図ってまいります。また、地域特産野菜経営の規模拡大と生産性の向上を図るため、水田への野菜導入を推進いたしまして、あわせてバイテク施設の充実等により特産物の振興を推進してまいります。

さらに、一般市民の農業への理解を深めるための啓発事業を行うとともに、市民に潤いと安らぎを与えるための体験茶摘み、ふるさとふれあい牧場づくりの事業を推進いたしてまいります。

四つ目は、農業後継者対策事業についてでございます。資質の高い農業の担い手の育成確保が必要となっており、国内での各種研修はもとより、海外での研修も通じ、国際的な視野を広げ、すぐれた経営能力と国際人としての自覚を持つ地域農業の中核的担い手となる農業青年の育成を図ってまいります。

また、三重県農林漁業後継者育成基金への出捐を行いまして、基金事業との連携を取りながら、後継者の育成を図ります。

五つ目は、有害鳥獣対策事業についてでございます。桜、水沢地区のサル、イノシシ等の有害鳥獣対策の充実を図りまして、農作物への被害防止を図ります。

六つ目は、畜産振興と食肉卸売市場の流通活性化についてでございます。和牛の素牛確保対策として、引き続き繁殖肥育一貫経営の推進を図るとともに、酪農振興のため乳牛育成場の整備とあわせ、乳製品製造施設整備事業等を実施いたします。

さらに、畜産物の資質向上対策、生産性向上対策及び環境保全対策事業を実施いたしまして、より一層の畜産経営の体质強化を図ってまいります。

また、消費者に新鮮で良質な食肉を安定的に供給するため、食肉卸売市場における国産畜肉、輸入牛肉の集荷増大対策の強化推進によりまして、食肉流通の活性化と市場運営の安定を図ってまいります。

七つ目は、農業生産基盤整備と農村地域の生活環境整備の推進についてでございます。生産コストの低減と、より耕作しやすい圃場を目指して、生産基盤の整備を推進するため、引き続き中村地区、新規に中野地区の圃場整備を実施いたします。

また、住みよい農村地域の生活環境づくりのため、引き続き農村総合モデル事業を実施するとともに、農業集落排水事業を平成4年度に引き続き狭間地区で実施し、小牧南地区においては施設の供用を開始いたします。また、新規に水沢野田地区、水沢東地区で事業計画の作成を行ってまいります。

八つ目は、三重用水事業の推進についてでございます。三重用水事業は、平成4年度に基幹全施設が完成いたします。平成5年度から水資源公団による本格的な管理が開始されることになります。これら全施設に対する事業費負担金の償還と維持管理費の負担を行います。

また、三重用水受水のために平成4年度に引き続き桜地区でかんがい排水事業を実施しますとともに、新規に中野地区で調査事業を始めます。

九つ目は、漁港・海岸整備、水産資源の確保、漁協合併の推進についてでございます。第8次漁港整備長期計画及び第5次海岸事業5カ年計画に基づきまして、漁港・海岸の整備を行うとともに、水産資源の確保のため、抱卵ガザミ、クルマエビ、アサリの種苗放流を引き続き実施し、漁業後継者の育成とあわせ、沿岸漁業の振興を図ってまいりたいと考えております。

また、漁協の経営基盤の強化を図るため、市内にございます4漁協の合併を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 環境部の主要事業につきまして補足説明をさせていただきます。

1番目は、応急・救急医療対策についてでございます。休日・夜間の応

急・救急医療に対する市民の要望にこたえるために、関係機関との密接な連携のもとに、応急診療所の運営及び救急医療情報システム等による医療機関の案内、医療情報の提供に努めてまいります。

2番目は、保健事業の充実についてでございます。市民の健康づくり推進拠点であります保健センタ一体制の一層の強化を図るとともに、胃がん、子宮がん検診の医療機関実施対象年齢の拡大、モデル地区における寝たきりゼロ作戦事業など、ライフサイクルに対応した各種保健事業の充実に努めてまいります。

3点目は、環境管理計画の策定についてでございます。持続可能な発展の理念のもとに、21世紀における快適で住みよい環境づくりを総合的に進めるために、環境管理計画を平成6年度の策定をめどとして、引き続き検討を行ってまいります。また、環境政策の基本的なあり方を明らかにする「環境基本条例」の制定を新年度中に行うべく、作業を進めてまいりたいと思います。

4点目、環境教育の推進について、市民一人一人の環境に配慮した行動の定着に向けて、各部局と連携して環境教育推進計画を策定するとともに、フロン対策等地球環境問題も含め、市民の皆さんに環境に優しい暮らし方について考えていただく、市民の環境度チェックパイロット事業というもののや、夏休み子供環境教室、環境問題講演会など、総合的、体系的な環境教育を推進してまいります。

5点目に、環境保全対策業務の推進についてでございます。窒素酸化物汚染防止対策として、常時監視測定局を新設いたしますとともに、関係企業に対して、窒素酸化物排出量の一層の削減について積極的に働きかけてまいります。また、県と連携しつつ関係行政機関、関係事業者団体などで構成する対策協議会の設立・参加などによりまして、自動車排ガスによる汚染対策を積極的に推進をいたします。

また、従前の公共下水道の認可区域外における合併処理浄化槽の設置に

対し引き続き助成を行い、さらに普及を図りますとともに、区域内における供用が開始されていない地域の合併処理浄化槽に対しましても新たに助成を行い、生活排水による水質汚濁の防止を図ってまいります。

6番目に、自然環境の保全について、自然観察会等を通じまして、自然に親しむ心、自然を愛する心の醸成を図ります。また、産業廃棄物処分場等特定事業の実施に対しまして、要綱を定めて適正な指導を行ってまいります。

7点目に、公害健康被害者対策・環境保健事業の推進についてでございます。公害健康被害者に対する保健福祉事業の充実を図るとともに、大気汚染による健康被害の未然防止のため、医学的な観点から環境監視を継続してまいります。

8番目に、ごみ減量対策事業でございます。廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進するため、「四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全面的に改正し、ごみ減量、資源リサイクル及び環境教育を中心とした事業を進めてまいります。

特に、家庭ごみの減量に効果のある生ごみ堆肥化容器の普及を図るため、購入費の助成制度を新たに設けるとともに、包装の適正化に向けての「エコ・パッケージ運動」、事業所ごみの減量を図るための「事業所スリム・アクション計画事業」を継続して行ってまいります。

9番目に、再生可能物の収集・資源化事業についてでございます。再生可能物の収集処分は、四日市再生資源協同組合が行い、相当な効果を上げてまいりましたが、再生資源の市況動向の影響を強く受けまして、最近のような価格暴落状況では、協同組合によるリサイクルシステムそのものが存立できない状況となってまいりました。こうした状況を踏まえまして、本市の資源リサイクルのあり方について再検討の結果、再生可能物の収集処理を、四日市市生活環境公社への業務委託に切りかえ、事業の円滑化と安定化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、廃棄物処理手数料等の改正についてでございます。し尿くみ取り料金は、昭和61年6月に改正、また清掃工場及び埋立処分場へのごみ搬入料は、平成2年7月に改正を行いましたが、他都市との手数料額との均衡、原価に対する負担割合等について総合的に勘案し、平成5年7月から料金額の改正を行い、廃棄物処理手数料の適正化を図ってまいりたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 都市計画部の所管いたします主要事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず1点目は、都市計画基礎調査事業についてであります。都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴いまして、平成7年度中に現行の八つの用途地域から、住居系を中心にしました12の用途地域に細分化見直しすることになっております。したがいまして、新年度から土地利用、建築物、都市施設等の基礎調査を実施してまいります。

2点目は、自転車駐車場整備計画策定事業についてであります。中心市街地や近鉄沿線などの各駅前等における放置自転車は、歩行者への通行障害やまちの景観など、多くの課題を発生させております。そのため抜本的かつ総合的な自転車対策を講ずるための基本計画を策定いたします。

3点目は、都市景観形成推進事業についてであります。まちづくりに美しい町並み景観、水と緑などの自然を生かした景観、歴史的に重要な建造物など、安らぎや潤いを感じる景観の保全と創造が求められております。公共施設と民間建造物の景観形成を進めるため、平成5年度末の「都市景観条例」制定に向けての市民意識の高揚を図るために、啓発事業を行ってまいります。

4点目は、緑化推進事業についてであります。花と緑の潤いのあるまちづくりを推進するため、中央通り、三滝通り等の主要道路の街路樹枠、緑

帯の花壇化を進めるとともに、地域に親しまれる公園、街路樹づくりを目指しまして、公園愛護会の育成・指導及び街路樹愛護会の設立を働きかけてまいります。

また、引き続き緑化基金の積み立てに努めるとともに、市民の緑化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に行ってまいります。

5点目は、公園緑地整備事業についてであります。国庫補助事業として南部丘陵公園、垂坂公園の用地取得等の整備を進めるとともに、起債事業として鵜の森公園、諏訪公園、稻葉翁記念公園の整備を進めます。

市単独事業としましては、四日市市民公園等の整備を進めるとともに、羲津南公園の整備に着手いたします。また、四郷風致地区保全事業につきましては、引き続き散策路の整備を進めます。

6点目は、西橋北地区画整理調査事業についてであります。西橋北地区は、旧来からの既存の密集市街地を中心とした地域であり、面的整備が乞われることから、平成4年度の基本計画の作成に引き続きまして、事業計画案の作成及び再開発住宅調査を行うとともに、現地に区画整理相談所を設け、事業化を推進いたします。

7点目の組合土地区画整理事業についてでありますが、午起土地区画整理事業は、東橋北住環境整備事業の一環として、組合施行により継続事業として進められております。事業の早期完成を目指しまして、東工区の整備や移転補償等を促進いたします。

また、新規事業の川島地区における別山土地区画整理事業につきましては、組合設立認可経費を補助し、事業化を促進いたします。

8点目の末永・本郷土地区画整理事業につきましては、平成4年度において道路築造・宅地造成に着手し、建築物等の移転補償を行なうなど、工事を本格的に開始したところであります。事業の一層の進捗を目指して建築物等の移転や道路のつけかえ工事等を進めてまいります。

また、同事業の実施により、住宅を失うこととなる借家人を対象に、再

開発住宅1棟20戸を2カ年で建設することにしており、平成6年度完成を目指します。

最後の9点目は、建築行為に係る道路後退用地整備事業についてであります。幅員4m未満の狭隘道路に面して建築を行う場合、良好な市街地環境の形成と生活環境の向上を図るため、建築基準法に基づいて敷地ごとに道としての後退した部分の後退用地の所有権を建築主等から市へ移管してもらうなどして道路空地を確保し、市がこれを整備する道路後退用地整備事業に新年度から着手いたします。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 建設部所管の事業につきまして補足説明をいたします。

まず、道路事業でございますが、近年、本市におきまして第二名神・東海環状自動車道の高規格幹線道路及び北勢バイパスが現実的なものになっており、これら道路の実現は本市の将来への基盤となるものであり、市の拠点開発の上からも重要となる幹線道路の整備促進に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、同時に、交通渋滞緩和にもつながる国道・県道についても、整備促進を強く要請してまいります。

一方、市の事業としても交通渋滞の緩和を最重点に考え、都市の基幹施設である都市計画道路を最優先整備路線と位置づけ、一般市道整備を含め市街化区域・調整区域を問わず国補事業採択を図り、事業を推し進めてまいります。

街路事業として、堀木日永線外6路線8カ所を整備し、このうち西町線については、都市景観を踏まえた架空線を地中化し、新年度に完成いたします。また、市町村道事業としては、阿倉川西富田線外5路線の整備を進め、うち3路線は都市計画道路、その他は鈴鹿山麓研究学園都市へのア

セス道路、並びに集落間道路として整備を行っていくとともに、市単独道路事業として交差点改良・ネック箇所等の解消を図り、渋滞緩和と生活道路の整備を実施してまいります。

舗装事業につきましては、特に再舗装に重点を置き、市内一円に約9万5,000㎡の舗装を計画し、車の走行性向上及び住環境の整備に努めてまいります。

また、新たに道路環境整備事業として、交通弱者にとって快適な歩行が楽しめる歩道づくり、景観を考慮したカラー舗装及び歩行者・車の通行に障害となる電柱等移設のためのふた付側溝等、人に優しい道づくりの整備を図ってまいります。

橋梁整備は、三滝橋、相生橋外6橋の整備を進め、市街地に架橋する3橋については、景観を配慮した設計で施行し、耐震対策にも努めてまいります。

交通安全対策事業は、西坂部高角線外5線で、歩行者道路等を配置し、交通弱者の安全を図ってまいります。

次に、河川事業でございますが、近年、河川流域では開発等による都市化の進展が著しく、保水・遊水機能が低下しており、治水施設の整備促進が急務となっております。このような現状を踏まえ、基幹河川である一、二級河川の整備促進について、管理者である国・県に対して強く要望してまいります。

一方、市管理河川の整備においては、海蔵地区の堀川外6河川の準用河川を国補事業として、平成4年度に引き続き実施するとともに、市単独事業として市の重要施策に関連する河川並びに地域住民に密着した河川・排水路の整備に努めてまいります。

また、潤いと親しみのある水辺と美しい川づくりを目指した「三滝川ふるさとの川モデル事業」を推進するため、地方特定河川等環境整備事業として、高水敷の修景施設整備を平成4年度に引き続き実施するとともに、

家屋等工作物の移転補償を県・市一体となって進めます。

最後に、住宅事業でございますが、住宅の建設につきましては、老朽木造住宅の解消を図るため、西伊倉町市営住宅及び内部泉町市営住宅の建てかえを実施し、戸数の確保と住宅規模の改善により周辺住環境整備及び良好な地域社会の形成に努めてまいります。

また既存住宅の有効活用として、経年による施設の老朽化防止と適正な維持管理のため、景観及び住環境整備を計画的に実施し、さらに高齢化社会に対応するため、中層住宅の供用階段に手すりを設置するとともに、既存住宅の一部を老人向けに改造し、住環境の整備に努めてまいります。

○議長（水野幹郎君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） 下水道部の所管にかかわります事項について補足説明をさせていただきます。

まず、1番目に下水道事業についてでございますが、新年度事業の重点目標といたしまして、平成3年度から始まった国の第7次下水道整備5カ年計画、並びに市の第5次基本計画に基づき、雨水対策といたしまして市街地の常習浸水区域の早期解消を、また、汚水対策といたしまして、水洗化区域を拡大し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るために、都市下水路事業及び公共下水道事業を推進するとともに、下水道施設の適切な管理と効率的な執行に努めるものでございます。

二つ目に、都市下水路事業についてでございます。新年度は、浸水の解消を図るため、基幹施設であります羽津、雨池、羽津茂福の各都市下水路事業を継続事業として実施するとともに、支派線水路の新設改良等の工事を行います。羽津都市下水路につきましては、幹線水路の継続延長を推進いたします。雨池都市下水路につきましては、幹線水路の継続延長と改良工事を推進するとともに、雨池ポンプ場の除砂設備の実施設計を行います。羽津茂福都市下水路事業につきましては、幹線水路の継続延長を推進する

とともに、白須賀ポンプ場の拡張工事を継続実施いたします。

一方、市内一円の排水路につきましては、地区市民の要望などに基づきまして整備を行い、局部的な浸水の解消を図ってまいります。

また、老朽化の著しいポンプ場につきましては、計画的に施設の更新を実施いたします。

3番目に、公共下水道事業についてでございます。公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るため、水洗化区域の拡大をするとともに、低地帯の浸水対策に対処するため、管渠、ポンプ場、処理場等を施工いたします。

流域関連公共下水道北部処理区についてでございますが、県が実施いたします幹線と整合を図りながら、天力須賀、富田、茂福、羽津及び三ツ谷各処理分区の幹線、支線の整備及び面整備を推進いたしますとともに、阿倉川処理分区の整備に着手いたします。南部処理区におきましては、新たに磯津地区の汚水整備工事に着手いたします。

単独公共下水道区域につきましては、橋北、南部、常磐、千歳、川島及び笛川の各排水区の幹線、支線の整備及び面整備を推進いたしますとともに、諏訪公園雨水調整池の建設を完了させ、市街地の常習浸水区域の解消に努めます。

ポンプ場につきましては、平成3年度に着手しました午起、磯津第1ポンプ場の建設工事を引き続き実施いたします。また、新富洲原ポンプ場におきましては、ポンプ、除塵機及び電気設備の増設工事を、落合ポンプ場につきましては、除砂設備工事を実施いたします。さらに、「アイデア下水道」が採択されたことにより、磯津中継ポンプ場の建設工事に着手いたします。

日永浄化センターにつきましては、第三系統の拡張工事及び汚泥脱水機工事等を実施、施工いたします。

また、老朽化の著しいポンプ場につきましては、計画的に施設の更新を

実施いたします。

一方、潤いと安らぎを与える親しまれる下水道として、平成4年度に引き続き「水緑景観モデル事業」の工事を実施いたします。

この結果、平成5年度末の下水道普及率は、33.7%になる見込みでございます。

次に、県営事業についてでございます。北勢沿岸流域下水道北部処理区の事業につきましては、平成4年度に引き続き、幹線管渠整備及び北部浄化センターの増設工事を実施いたします。また、南部処理区につきましては、平成4年度に引き続き、南部浄化センターの工事を実施いたしますとともに、幹線管渠の整備も行うものでございます。

5番目に、下水道施設の維持管理についてでございます。浄化センター、ポンプ場等各施設のより効率的な運営を図るため、常に適正な管理に努め、通常点検、保守等を綿密に行い、老朽化している機器等については、年次的、計画的に更新、補修を行います。

また、下水管の能力が十分に發揮できるよう、管渠の清掃、調査及び止水工事を行うとともに、除害施設の設置等の指導を行い、良好な維持管理に努めてまいります。

最後に、下水道財政についてでございます。汚水にかかる維持管理費と資本費の一部を下水道使用料で賄っておりますが、なお相当額を一般会計から繰り入れを行っているのが現状でございます。累積債務の解消を図るため、平成4年度に下水道使用料の改定及び水洗化改造資金の融資あっせん及び利子助成等の条例改正を行ってきたところでございます。今後とも水洗化促進を図るため、地域ぐるみの集団施工や助成制度活用の推進を図るとともに、維持管理経費の節減を行って、下水道財政の健全化に努めてまいる所存でございます。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

[教育長（丹羽 武君）登壇]

○教育長（丹羽 武君） 教育予算につきまして補足説明させていただきたいと思います。

まず、学校教育関係についてでございます。文部省の学習指導要領の改定に伴いまして、小学校に引き続き新年度からは、中学校におきまして新教育課程が全面実施され、技術家庭科におけるコンピューター教育等、新たな対応が迫られております。したがいまして、指導要領の改定に伴いまして教職員の資質向上が何よりも大事と考え、教育センターにおける研修・研究事業を一層充実するほか、指導方法の改善、向上等に努めてまいりたいと存じます。

また、子供たちに対しましては、学習内容の基礎、基本の徹底を図るとともに、自己教育力の育成を目指しまして、充実感の持てる授業を展開するほか、道徳の授業や自然教室、部活動等の特別活動の機会を通じまして、思いやりの心やたくましさを育ててまいりたいと存じます。

また、学校週5日制への対応につきましては、平成6年度以降の月2回の実施を念頭に置きまして、研究推進校において実証的な研究を行うほか、検討委員会で引き続き調査・研究を進めてまいりたいと存じます。

次に、情報化、国際化への対応についてでございますが、まず、教育センターにおきます教育情報システムのデータベースの蓄積、強化に努めるとともに、全小中学校での円滑な運用、利用の促進を図ります。また、中学校のパソコンにつきましては、残る6校に各21台の配備を行い、ハード面の整備を終えるとともに、今後は指導者の育成、子供たちの情報活用能力の育成等に努めてまいりたいと考えております。

また、外国人英語指導員につきましては、7人体制を維持し、中学校の英語教育等をより充実したものにするほか、帰国・来日外国人児童生徒の教育問題解決の一助として、引き続きブラジル人適応指導員を1名配置いたします。

次に、3点目といいたしまして、学校施設の整備についてでございますが、

老朽度の高い校舎について大規模改造、改築を実施するほか、各学校の状況に応じまして、校舎の増改築及びプール、視聴覚室などの特別教室等の整備を進めてまいります。また、既存施設の適切な維持保全にも努めます。なお、旧市街地における一部小学校においては、近年、出生率の低下、人口のドーナツ化現象等によりまして、一学年一学級のいわゆる「単学級」校が出現しております。かかる事態は将来の教育水準維持にも多大な影響を与えることが懸念されます。また、建設年度から見ても改築の時期に差しかかっていることから、これを機会に教育的な見地、あるいはまたまちづくりの観点から、その適正配置等について総合的に調査・検討を行ってまいりたいと考えております。また、学校開放面では、学校が地域住民にとって最も身近な施設であることから、平成元年度から各小学校において空調等を整備し、地域住民の学習の場、集会の場として利用の便を図ってきたところでございますが、今後は小学校の開放をさらに充実するとともに、中学校の開放に向けてそのあり方の調査・研究を行ってまいりたいと存じます。

4点目の生涯教育・社会教育関係についてでございます。生涯学習の推進を図るため、昨年の8月に設置いたしました生涯学習プラン策定会議におきまして、本市の生涯学習基本計画を策定します。また、市民大学の開講、第2回ひとづくり・まちづくりフォーラムの市民部との共催のほか、生涯学習情報紙「まなびの広場」の発行等、市民啓発についてもあわせて実施してまいりたいと存じます。

また、地域社会づくりにつきましては、地域における社会教育を振興し、住民主体の地域社会づくりを促進するため、地区市民センターの学習講座の充実を図るほか、センター職員の研修にも意を払います。また、地域における指導者の育成指導に努めるほか、地域を支える社会教育関係団体への支援、指導を行い、活動の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、視聴覚センター・図書館についてでございますが、まず、視聴覚

センターにつきましては、教職員の教材開発の拠点として、学校教育の振興に資することは言うに及びませんが、社会教育施設としての機能と役割を強化するため、視聴覚ライブラリーの備品及び視聴覚機器を充実するほか、一般市民を対象にしたビデオ等の映写技術研修、ワープロ教室、映画会など多彩な自主事業を実施してまいります。

また、図書館につきましては、市民一人1冊の蔵書冊数を目標にいたしまして、図書の整備を図るとともに、同和問題の啓発のため、関係図書、資料の整備に努めてまいりたいと存じます。

また、移転問題につきましても、引き続き調査・検討を進めてまいりたいと存じます。

6点目の文化振興と文化財保護についてでございます。まず、文化振興につきましては、(財)四日市市文化振興財団、文化団体との連携を図りながら、市民の芸術文化の発表の場、あるいは鑑賞の機会を充実いたしたいと存じます。また、平成6年度に三重県で開催予定の国民文化祭に向けてのイベントを県と共に実施するなど、市民の文化意識の高揚を図りたいと存じます。

文化振興基金の活用につきましては、文化団体の指導者研修や運営への助成のほか、新たに地域での芸術鑑賞活動に対しまして補助を行うなど、より広範な活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立博物館につきましては、11月の開館を目指して、館長の招致、学芸員の増員等、組織の整備と充実を図ります。また、開館記念特別展につきましては、「ヒトと鯨の民俗文化史」及び「装飾古墳の世界」をテーマに、2部構成で開催を予定するほか、プラネタリウムにつきましては、子供も大人も楽しめるよう、全天周映画の上映及びプラネタリウム一般投影を行ってまいりたいと存じます。このほか、次年度以降の展示企画の調査・研究、展示・研究資料の収集に努めるほか、プラネタリウムの投影ソフトを制作いたしたいと存じます。

また、文化財の保護・保存につきましては、まず、旧四郷出張所の改修・復元工事を引き続き実施するほか、御池沼沢植物群落の調査、大樹寺の「広山和尚画像」の修理等、指定文化財の保存整備に努めてまいりたいと存じます。

また、開発行為に伴う埋蔵文化財の調査及び遺物の復元整理等を行うほか、市内に現存する歴史的建造物の調査についても、年次的に実施してまいりたいと存じます。

9点目の青少年健全育成についてでございます。地域あるいは家庭における教育力の回復ということが、今、盛んに指摘されております。まず、地域の教育力を高めるために、青少年団体等の指導者や少年団体リーダーの資質向上に努めるほか、留守家庭児童を対象にした地域の学童保育事業、子供広場整備等の充実にも努めてまいりたいと存じます。

また、家庭の教育力の回復のため、企業内研修に講師を派遣し、家庭教育講座を開催するほか、著名講師による講演会、あるいは「子育て12章」の配付等といった啓発活動についても、充実に努めてまいりたいと存じます。

また、平成5年5月5日にちなみまして、従来と一味違った「こどもまつり」となるように、四子連への支援を強化するほか、11月に行われます青少年健全育成強調月間に合わせまして、親子のふれあいを深めるイベントを開催するなど、健全育成の意識向上にも努めてまいりたいと存じます。

また、少年自然の家におきましては、青少年団体及びその指導者、親子といった幅広い年代層を対象にした主催事業を実施いたしまして、豊かな自然の中での野外学習の場、あるいは研修の場としての活用を図ってまいりたいと存じます。

また、周辺整備にも意を配しまして、利用者の便を図るなど、施設の機能の充実に努めてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの活動の振興についてでございます。

市民の健康と体力向上のため、だれでもが気楽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、インディアカ、グラウンドゴルフなどの新しい軽スポーツの普及に努めるとともに、指導者の研修につきましても意を払いたいと存じます。また、各種大会、行事等の開催、並びに地域スポーツ組織、スポーツクラブの育成、指導にも努力してまいります。また、地域スポーツ振興のため、学校開放施設の整備に努め、利用者の便を図ってまいりたいと存じます。

最後になりましたが、同和問題と人権教育についてでございます。同和教育とは、部落問題を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を持った人間を育成するところにあります。したがいまして、人権意識の高揚及び同和問題に対する認識を深めるため、社会教育関係団体の育成・指導に努めるとともに、啓発の内容、そのあり方に工夫を加え、市民啓発を強化してまいりたいと思います。また、本年は世界人権宣言45周年に当たることから、講演会等、各種啓発事業等をあわせて実施してまいりたいと存じます。

このほか、社会同和教育関係につきましては、その発展に大きな役割を果たしております地区同和教育推進協議会への支援・指導を行うとともに、未組織地区における早期組織化を働きかけ、また、企業における同和問題研修の推進のため、職業安定所との連携のもとに、支援体制の充実を図りたいと存じます。

また、学校同和につきましては、同和教育推進モデル校を核といたしまして、全校において人権教育、同和教育の充実に努める中で、さらに同和教育に一貫性を持たせるべく、中学校ブロック単位での保・幼・小・中の連携についても強化してまいりたいと考えております。

また、同和地区の児童・生徒の学力向上と部落解放への資質の向上を図り、生徒指導及び進路指導の取り組みを強化してまいりたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 消防本部関係について補足説明を申し上げます。

1点目の消防事務委託事業についてであります。広域消防行政の確立を目指し、年次的に計画を進めてきた三重郡3町の消防事務委託事業は、平成4年度朝日川越分署庁舎の新築とあわせて南消防署の増改築を行い、消防力を強化して、去る3月1日に受託業務を開始したところであります。新年度においては、引き続き南消防署庁舎の増改築を行い、広域消防体制の一層の充実を図ってまいります。

2点目、救急高度化推進整備事業についてであります。南消防署及び北消防署配備の救急車に、心電図伝送装置などの高度医療機器を積載し、機能アップを図るとともに、4月1日から中消防署に配備する高規格救急車との効率的な連携運用を図ってまいります。

また、救急活動に必要な教育訓練資機材を購入し、その活用により救急隊員の資質向上を図るとともに、救急救命士の養成にも努めてまいります。

3点目、消防施設設備の充実強化事業についてであります。中消防署配備の化学消防車及び泡原液搬送車、並びに西分署配備の救急車などを更新し、車両の機動力・性能向上を行うなど、消防装備の近代化を図ってまいります。

また、消防課警防対策室及び中消防署の仮眠室の改修等を行い、職員の執務環境の改善整備を図るとともに、南消防署に救急資機材の消毒装置及びシャワー室などを装備した消毒室を設置してまいります。

4点目、消防団活動事業の促進についてであります。消防団員の報酬及び運営補助金を引き上げ、さらに全団員に対して皮手袋とTシャツを貸与して、団員の処遇改善を行うとともに、他都市への視察・研修等を実施するなど、消防団活動の活性化を図ってまいります。

また、団員の高齢化対策として、軽量ホース及び管そうを配備し、装備品の充実強化を図ってまいります。

5点目、地震防災対策事業についてであります。年次計画に基づき、耐震性貯水槽及び防火水槽の設置とあわせて、自主防災隊の組織拡大を図ってまいります。

また、老朽化した防火長靴・防火ヘルメット等の装備を年次的に更新するとともに、自主防災隊組織運営の自主性を促進するため、運営補助金の引き上げを図ってまいります。

○議長（水野幹郎君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 水道部局の補足説明を申し上げます。

まず、第1点目は、水道事業の業務量についてでございます。新年度の水道事業の業務量といたしましては、給水戸数10万 7,332戸、対前年度比2.6%増、年間総配水量 4,775万 2,000m³、対前年度比 1.5%増を予定したところでございます。

2点目は、第四期拡張事業についてでございます。第四期拡張事業は、平成元年度から12カ年にわたる継続事業として、新規水源の確保や水道施設の拡充等を行い、給水の安定と円滑化を図るものでございます。新年度におきます主要な事業は、配水管網の整備のため、配水管布設や老朽管布設がえを推進いたしますとともに、配水ブロックの効率化を図るため、三滝西水源系の送水管布設及び遠方監視設備の整備を行います。また、水質改善を図るため、内部水源地に設置した水質調整設備の建屋を建設いたします。さらに、災害等緊急時の飲料水供給のため、四日市市民公園内に耐震型貯水槽を設置をし、給水拠点の確保に努めてまいります。一方、社会情勢の変化や都市化の進展などに応じた第四期拡張事業計画の見直しを平成4年度に引き続き進め、平成6年度を初年度とする第四期拡張第1次変更事業の認可を受ける予定でございます。

3点目は、新規水源調査事業についてであります。内陸部の開発や河川の汚濁等、水道水源を取り巻く環境は厳しい状況にあり、また、水需要は

生活水準の向上などから、今後さらに増大することが予想されますので、将来に向けての水源確保は極めて重要な問題であります。-

本市におきましては、市内における大規模な地下水源の開発が限界でありますことから、早くから員弁郡東員町地内の水源開発にかかり、さらに現在、拡張計画を進めておりますが、市内において近年、農業用水源を三重用水の受水に依存するなどして地下水の利用を停止している状況が見られますので、県地区におきまして地下水の状態を調査し、今後の水道水源としての可能性について検討してまいります。

4点目は、水質管理体制の強化についてであります。市民が強い関心を抱いております水道水の安全性の問題につきましては、厚生省の生活環境審議会の答申を受けて、昨年12月に新たな水質基準に関する省令が制定されまして、水質基準は現行の26項目から46項目へと大幅に拡充強化され、1年間の準備期間をおきまして、本年12月1日から実施されることになりました。また、別途、水質基準を補完する項目として、おいしい水など質の高い水道水を供給するたの快適水質項目として13項目の目標値と、将来における水道水の一層の安全を確保するための監視項目として26項目の指針値が、それぞれ新たに設けられたところでございます。

今回のこのような水質基準の見直しに向けて、水質管理体制に万全を期するため、平成4年度で水質試験室の改築及び水質検査機器の増強に取り組み、新しい水質基準の検査項目はもとより、広くゴルフ場使用農薬や有機塩素化合物等につきましても、自己検査のできる体制づくりを行ってまいりました。今後は、より迅速な検査を実施するようにしますとともに、機動的な水質管理を行って、水道水の安全性と信頼性をより高め、安全でおいしい水の供給に努めてまいります。

なお、現行の財政計画は平成5年度までの期間となっておりすることとあわせまして、水道料金の消費税未転嫁などから、水道事業の財政事情は極めて厳しい状況でございます。経営の効率化を図るなど、一層の企業努

力を重ねてまいりますが、新年度におきましては、経営の健全化に向けて平成6年度からの新たな財政計画を策定し、今後とも給水サービスのなお一層の向上に努めてまいります。

○議長（水野幹郎君） 病院事務長。

〔病院事務長（光本博之君）登壇〕

○病院事務長（光本博之君） 病院事業につきまして補足説明をさせていただきます。

まず第1点といたしまして、病院事業の業務量でございますが、新年度の病院事業の業務量といたしましては、年間患者数、入院17万7,025人、1日平均にいたしまして485人。外来50万1,350人、1日平均といたしまして1,850人の予定でございます。

第2点といたしまして、診療体制の充実についてでございます。医療需要の多様化、専門化に適切に対応し、より一層の患者サービスの向上を図るため、医師2名、臨床検査技師1名を増員いたしますとともに、週休二日制導入に伴い看護婦12名を増員いたしまして、市民の健康を守る「市民のための病院」として診療体制の充実強化を図ってまいります。

第3点といたしまして、医療機器の整備についてでございます。日進月歩する医療技術の進歩と年々増加する患者に的確に対応するために、全身用コンピューター断層撮影装置の更新をはじめ、各種の最新鋭医療機器を導入いたしまして、より一層の医療の高度化を図り、市民の期待と信頼にこたえるものでございます。

それから、第4点といたしまして、外壁整備についてでございます。昭和53年の移転開院以来14年余が経過いたしまして、病院建物の外壁の色あせが進行いたしますとともに、部分的に亀裂が発生するなど老朽化による劣化が激しいために、平成5年度、6年度の2カ年継続事業として改修工事を実施いたします。

なお、病院経営を取り組み環境は非常に厳しい状況にありますが、今後

ともより一層効率的な病院運営に努め、安定した経営基盤の確立のため企業努力を行うとともに、引き続き良質かつ適正な高度医療を提供してまいる所存でございます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。
議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（水野幹郎君） この際、報告をいたします。
専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（水野幹郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
次回は3月8日午前10時から会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。

午後2時散会

会 議 錄

第 2 日

(平成5年3月8日)

○議事日程 第2号

平成5年3月8日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (39名)

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳
宇野 長好
大島 武雄
小川 政人
川村 幸善
喜多野 等
久保 博正
桑原 勇
小林 博次
坂口 正次
佐藤 晃久
佐野 光信

生 武行 睦馬正二 洋茂 蔣雄 平治一 士力子郎哉朗
憲 俊廣 数忠慎 增昭記 浩元弘和幹道
川 中中口井田森崎本本川置井市内田野野利
瀬田田谷土豊中野橋橋長日藤古堀益水水毛森

助男夫美昭滋夫次美夫悟治稔大夫隆一之樹和
武道徹一則龍廣一正賢喜幹淳博春弘
山利川木淵飼木畑井津田原田田田口本本所
奧毛石鈴馬鶴佐小大 米鎌須山西岡島谷光栗別
役役監長長長長長長長長長長長長長者長
入整長公進部部部部部部部部部部部部
市計總財政民祉工林水境都市計畫設水道防
商農環建下消消病院道事業局次管理次
助収調市計總財政民祉工林水境都市計畫設
水道防消病院道事業局次管理次

○欠席議員（2名）

大谷茂平和

二次二
榮美佳
藤部廣
佐服大
長長長
員次次
委次次
教育教

○出席議事說明者

市助 長役 加藤 寛嗣
加藤 宣雄

代表監查委員 樋尾 裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主 幹	井上 紀久夫
主 幹	水谷 正昭

午前10時1分開議

○議長（水野幹郎君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事は一般質問であります。

この際、申し上げます。教育長は病気療養のため、本日から今定例会を欠席いたしますのでご了承願います。

なお、教育委員会側の議事説明者として、本日から、大廣教育次長が服部教育次長とともに出席いたしますので、あわせてご了承を願います。

日程第1 一般質問

○議長（水野幹郎君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 おはようございます。

本日の質問は、代表質問を含んでということでございますので、そのようにさせていただきます。

さて、最近のテレビや新聞の報道を聞いていますと、旧ユーゴやアフガ

ニスタン、ソマリアなどの内戦によります深刻な食糧不足が伝えられています。また、カンボジアでの自衛隊のPKO参加と内戦再発の危機があります。あるいはまた、世界同時不況、そして我が国の深刻な不況があるわけでございますが、政府の対応は後手後手に回っている感があります。また、東京佐川急便に端を発した5億円献金疑惑、皇民党事件に見られる政界と暴力団の癒着、あるいはまたオゾン層の破壊による健康被害、二酸化炭素の増加によります地球温暖化の進行など、地球環境の悪化が指摘されています。このようにいやなニュースが続く中で矢ガモの救出劇が報じられましたが、矢が刺さって逃げ回る姿を見ていますと、何と残酷なことをする人がいるものだと思いましたが、捕獲されて矢が抜き取られ、治療されると何ともほほ笑ましく、本当に平和な国だと、こういうふうに感じたのでございます。矢ガモのように政治も経済も、刺さった毒矢を1日も早く抜き取って、状況の改善を図っていきたいものだと思うところでございます。ということで、四日市にも及んでおります経済の毒矢を抜き取っていきたいなというふうに思うわけですが、まず第1点目として、市長の所信表明に関連をして、不況対策についてお尋ねをいたします。

バブル経済の崩壊と長引きます不況は、日増しにその影響を広げています。今日の我が国の不況は、経済の3分の2を占めると言われます自動車産業の不振が大きく響いているわけでございますが、加えてバブル経済の崩壊によります地価の下落によりまして、金融機関が渾並み不良債券を抱え込み、場合によっては銀行自体の倒産があり得るとも言われています。

このような状況の中で、消費者の気持ちも冷え込み、結果として景気の回復はおくれるばかりでございます。政府や日銀では、景気浮揚策として、平成4年度は公定歩合の数次に及ぶ切り下げ、それに伴う預貯金金利の引き下げや、公共工事の前倒し及び地方単独事業1兆8,000億円を含む10兆7,000億円の緊急対策費が組まれました。四日市でも、緊急対策として公共工事を中心に12億3,000万円の補正が10月に組まれ、平成4年度としま

してはおよそ25億円の補正が組まれたわけでございます。平成5年度の当初予算を見てみると、普通建設事業として194億3,135万8,000円、対前年度当初予算比では21.8%の伸びとなっています。その内訳は、補助事業として55億4,784万円、24.3%の伸び、単独事業として138億8,351万8,000円、20.8%の伸びとなっています。不況対策には一定の役割を果たすものと期待するものでございます。しかし、このような公共土木工事を中心とする景気刺激策につきましても、余りにも大きくなり過ぎた日本経済には、なかなか有効には作用しないものと言われています。政府は、新年度予算の成立の後に、所得減税、住宅減税、情報通信基盤整備、教育医療施設整備などの景気刺激策を打ち出すものと思いますが、四日市におきましてもこの国の方針に沿った予算措置を考えいかなければならぬと思いますし、また多岐にわたる不況対策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。幾つかの点でご提案申し上げますので、ご検討いただき予算措置をお願いをいたします。

まず、大きな輪郭を描きながら基盤整備を進めながら、細部にわたった手立てが要るというふうなことで、時間の関係で詳しく中身をご提案申し上げられませんが、その一部についてご提案申し上げたいと思います。この市長所信の中でも、現行の都市計画法、建築基準法の改正によりまして、用途地域が8種類から12種類に改正され、本市でも平成7年度までに見直しが行われます。また、土地利用の基本計画が間もなくご提示いただけるということでございますので、この線に沿って住宅建設の促進をさせるようにしていただいたり、それから、またこの線に沿って市街化区域内農地の宅地化や、都心部におきます過疎化対策として住居系の再開発を促進させるべきだと思います。ただいま申し上げましたような対応は、かなり実は時間がかかると思いますので、とりあえずの手立てとして市営住宅の建てかえ、それから、民間企業とタイアップして若い世代が住める公社住宅やマンションの建設、高齢化社会に対応するために、例えば、手すりの取

りつけ、エレベーターの設置、和式便所から洋式便所への改造など、住宅改造費の無利子または低利融資や補助金の支給、こういう対応が大事だと思います。それから、二世代、三世代用に住宅を改造するための資金融資や補助金の支給なども、この際思い切って制度化してはどうでしょうか、ご見解を賜りたいと思います。

さらに、本年は中小零細企業の倒産がかなり出そうであると言われていますが、四日市の地場産業であります萬古業界や1万2,000社にのぼる中小零細企業の現状はどうなっているのでしょうか。つかんでいる範疇でお聞かせをいただきたいと思います。

また、これらの中小企業に対して銀行の貸しそぶりが目立つ中、県・市の融資制度の利用が気になるところでございます。運転資金として活用されています四日市中小企業振興資金を見てみると、平成2年度が272件、16億6,410万円、平成3年度が287件、16億8,598万円、平成4年度が4月から本年1月までが305件、18億5,625万円となっていますが、この分でいきますと340または350件、20億は軽く突破しそうでございます。しかし、これらの制度にのれないもの、これがかなりあるんではないかと、いうふうに思いますが、このあたりはいかがでございましょうか。もちろん公的資金ですから、貸してつぶれるところへ貸すわけにいきませんが、しかし、貸してつぶれるところへも貸していくないと、対策にならんのではないかと、こんなふうに思いますので、考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、不況の波をとともに受けます社会的弱者の救済でございます。例えば、例年生活保護世帯には特別見舞金のようなものが出ていますが、こういうふうな制度を新たに設けるか、特に何か手立てを考えいく必要があるんではないかと、こんなふうに思いますかいかがでしょうか。

それから、ちょっと話が戻りますが、最近、土地取引がとまっている状態があります。老夫婦が土地を売って生活資金を得ようかなというふうに

思いましても、実際には土地が売れないと。こういうことで四日市でも困っている世帯が実は幾つかあるわけでございますが、こういうものにつきましても、何か制度をつくって市が買い取ってやるか、あっせんしてやるか、預かるか、そういうふうなことをしておかないと、東京みたいに高い木の枝にロープがぶら下がると、こういうことになりかねませんので、何か考えてみたらどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

その次に、平成4年度にオープンバザールを開いていただきまして、53万人の人出でかなりの店の売り上げがあったと聞き及んでおります。焼きそばは、1店1日 250万円ぐらいの売り上げがあったというふうに聞いておりますが、本年は、三滝通りでさくらまつりとして 300万円の予算が計上されておるわけでございますが、オープンバザールの後の「なんでも四日の市」では客が随分増えて、それ以降売り上げが増えたというふうに思ってますが、こんな不況のときにこそもうちょっと思い切ってこういうのもやったらどうかなと、こういうふうに思うわけです。本年度の方針としては、来年の世界祝祭博を盛り上げるため、プレ祝祭博バザールを行うと。ことしは準備だとかいうふうに言っておりますが、鈴鹿では本年こういうバザールが取り組まれています。ですから四日市としても、商店に任せてしまってちょっと予算をつけるよということではなくて、今からでは時間的には短いわけですが、もう少し頑張っていただきたいな、こんなふうに思いますかいかがでしょうか。いろいろ不況対策で思いつくことを申し上げましたが、かなりの範囲で気を配って、全体にかさ上げできるようなそういう条件整備をしてみたらどうかな、こんなふうなことで質問させていただきました。

2点目に、組織機構の改革ということで、局制の導入を図ったらどうかなどということを思いますのでお尋ねしたいんですが、平成5年の組織機構改革の基本方針として市民の利便性、事務処理の効率性や時代に即応した体制の確立を目指すということで、女性課や老人福祉課など、幾つかの課

が新たに設置されることが決まったわけでございます。これによりまして、これからのお住民サービスの向上が期待できるわけでございます。しかし、よく考えてみると、今でも部長室に次長が1人または2人入っておみえになりますが、この状況は依然として変わらないんかなとこんなふうに思います。ですから、責任あって責任がないような感じがあるわけですが、やっぱりもうちょっと責任を持ってやり切れるような、そういうことで局制の導入を図ってみたらどうかと、こんなふうに思いますかいかがでしょうか。

次に、3点目にホームレス対策についてお尋ねいたします。

つい最近まで近鉄四日市駅東中央通り、ここにAさん57歳とBさん70歳の2人のホームレスが、犬数頭を連れてテント生活をしております。市民の間からは、「早く何とかしてあげてほしい。早く何とかしてほしい」。これは早く追い出してくれということと、そうではないに人権があるんで守ってあげてほしいと、両面からの要望の意見だと思いますが、関係機関に強くなされて、市も全局的な取り組みをしていただいたと、こんなふうに聞いております。ところが、よう考えてみると、最初三滝川の中にあって追い出され、中央緑地に行って追い出され、また一番人目につくところに来て市民の集中的な追い出しに遭うと、こういうふうなことでございますので、ハエたたきみたいにやっても問題解決にならない这样一个ふうに思いますから、その辺の対応の仕方、これについて考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

1回目の質問、これで終わります。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） まず第1点目の不況対策についてお答えをいたします。

今回の景気対策につきましては、その緊急な必要性につきましてここ数

日来の新聞等でも報道されているところでございますが、まず当初予算に際しましては、国の方で昨年の総合経済対策をより実効あるものにするために、地方財政計画におきまして、投資的経費のうち地方単独事業を対前年度12.0%増を確保するということにいたしまして、地方、各団体の方へ予算編成に当たりましては、これに準拠した単独費の計上を促してきたところでございます。本市といたしましても、景気対策といたしまして、主として投資的経費の拡大に努めました結果、単独事業費を先ほど話もありましたように、149億円強を計上いたしたところでございます。これは昨年度に博物館・プラネタリウム館、併設棟といいました臨時的大型事業があったという特殊要因を除きますと、国の示す12.0%増を上回る20.8%増の伸びを確保したところでございます。そしてこれらの財源といたしましては、税収の伸びが非常に期待できないという状況にありますために、起債の充当ですか、昨年度を上回る約30億円の基金の取り崩し等によりまして対応いたしたところでございます。また、その後の具体的な景気対策につきましては、新聞報道等によりますと、中央では新年度入りと同時に効果的にこの対策を打ち出す方向で現在議論がなされておるところでございまして、当初予算の成立後、新たな総合景気対策としてその全容が3月中にまとめられると、こういう状況のようでございます。その場合、減税といたしましては、何らかの種類のものが行われる、こういうふうなことでございますし、新たな消費需要の喚起を促す、こういうことも積極的に考えられております。そして特に公的には、公共事業の昨年度に続く前倒しや、情報通信基盤、教育・医療・福祉施設等の整備といいました21世紀に向けた新社会資本の整備構想といったものが盛り込まれる、そういうふうな状況でございます。そしてこの規模は、まだ全容が明らかにされておりませんので具体的な内容は不明でございますけれども、昨年度の総合経済対策の10兆7,000億円程度と同規模か、あるいはそれ以上になる、そのようにされておりますが、これにつきましても現在いろいろ議論がなさ

れておるようでございます。したがいまして、今後の景気対策におきましては、公共土木工事中心の対策からより大きな生産誘発効果のあります部門への転換ですか、あるいはより直接的な景気回復効果が期待できますような分野への対策へ重点が移されると予測されております。そういったことでございますので、いずれにいたしましても、国の施策の全容が判明いたしますたら、それに応じまして先ほどご提案のありましたような内容も参考とさせていただきながら、予算措置を含めまして積極的かつ速やかな対応を図ってまいる所存でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 不況対策につきまして、社会的弱者の問題にお答えさせていただきます。

社会的弱者である生活保護受給者につきましては、国の基準により保護費を給付し対応しているところであります。また、就労している生活保護受給者が不況によりその就労収入の減少した場合は、保護費の算出基準に沿って支給額を増額し、実態に合った生活保障をしているところであります。さらに、従来から支給しております法外扶助、夏期見舞金、歳末見舞金を継続支給してまいりたいというふうに考えております。しかし、生活保護者以外の老夫婦、一人暮らし老人に対しましては、その実態把握の困難さから、その対応策については今後十分研究してまいります。

資産の信託につきましては、個人的な相続等の制度上困難な問題も多くあり、行政として対応するには非常に難しいのではないかと考えております。

続きまして、2点目のホームレス対策につきましてお答えさせていただきます。

現在、当市での浮浪者は近鉄四日市駅周辺において見受けられるわけで

ございますが、1ヵ所に長期に滞在する者は少ない状況であります。ところが、ご発言のありましたように一部の浮浪者につきましては、以前当市に居住していたこともありますて、当市から離れようとせず、駅前周辺で道路を不法占拠し、そこで雑多なごみを放置したり犬を係留するため悪臭を放ち、多くの市民に迷惑をかけているのが現状でございます。この事態を開拓するため、昨年7月、全庁的に取り組みを開始し、警察、保健所、地元商店会等も協力して、昨年10月以降、土曜日、日曜日を除きます毎日、職員、先ほど申しました警察、保健所、地元商店街職員等でもってチームを組んでパトロールし、現場指導をしてきたところでございます。最近になってやっと改善の兆しが見えてきました。問題解決と言えないまでも、かなり効を奏したことは事実でありますて、今後とも根気よく現場指導を続けてまいりたい。さらに抜本的には彼らの人権を守り生活を保障していく立場から、適切な対応策を講じていくよう努力してまいりたいと思います。具体的には福祉施設や病院への収容、身寄りへの引き取り、住み込み就労等が考えられるわけでございますが、特に彼らにとっては住の確保という面で非常に困難な状況に置かれている状態です。今後は、個々に対して相談活動を充実させ、少しでも社会復帰ができるよう粘り強く努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 1点目のうち、不況対策につきましてご答弁を申し上げます。

まず本市の経済動向についてでございますが、平成3年下期以降景気の冷え込みが続いているわけでございまして、不況感は一層強まっております。商工会議所の平成4年度下期景気動向調査によりますと、今回の不況は昭和61年下期の円高不況時の景気動向指数、いわゆるB S I値というわけでございますが、このB S I値がマイナス19.6を上回っております。

マイナス20.4となっており、相当深刻化しておるものと思われます。

業種別に見てみると、石油化学は自動車や家庭電化製品の不振の影響を大きく受けておりまして、B S I値がマイナス37.5となっております。また地場産業でありますタオルは、都市部百貨店での売れ行き不振から、年末の出荷も前年度を下回る結果となっております。非製造業につきましても、景気の低迷から物流動向が緩慢となってきたことから、運輸通信でマイナス20.8、個人消費の冷え込みにより卸売業でマイナス22.5、小売業におきましてはマイナス21.9と全般的に不振が目立つ中で、萬古焼の土鍋の売れ行きが好調であったために、萬古焼卸売業におきましては、前期におきましてはマイナス12.5からプラス5.6へと上昇をしております。

また、企業倒産状況につきましては、平成3年が18件で13億7,500万円でございましたが、平成4年度におきましては21件、95億6,500万円と1件当たりの負債金額が大型化しております。また、原因につきましても、3年におきましては、不況型でなく放漫経営が61%となっておったわけでございますが、これに対しまして4年は、販売不振が48%ということで不況色が濃くなっているところでございます。また、主要組合等からのヒアリングにおきましても、おしなべて全国的な傾向でございまして、景気は低迷しており、特に鉄鋼関係とか、機械金属、繊維等の景況が悪化しているように見受けられるところでございます。このような不況下における施策といたしまして、本年度におきましては、中小企業向け融資制度の貸付金利を、5回にわたりまして計1.4%引き下げましたほか、新年度におきましては適切な施策を機動的に講じることができるよう、市内56業種の代表を調査員に委嘱いたしまして、産業動向調査会を設置いたしたいというふうに考えておるわけでございますが、この調査会におきまして景気動向とか、雇用状況、下請企業の受注状況等について、できるだけきめ細かな情報収集に努めますとともに、中小企業向け融資制度の融資枠の拡大とか、新たに三重県経営安定資金への保証料補給や、同和小規模事業資金に

に対する利子補給率の引き上げなど、保証料、利子補給制度の充実、さらに経営近代化促進のための企業診断の充実とか、人材育成の促進のため、各種助成等、きめ細かな対応をしていく所存でございます。

続きまして、ご指摘のございました中小企業振興資金の融資対象者の条件といたしましては、事業実績2年以上、従業員50人以下、また、商業、サービスにつきましては、30人以下を対象にしておるわけでございますが、さらに直近の決算の年商が10億円以下及び三重県信用保証協会の保証対象者というような種々の条件をつけているところでございます。しかしながら、中小企業振興資金につきましては、不況下における弾力的な運用を図るという趣旨から、運転資金の据置期間を現行が3カ月になっておるわけでございますが、これを1年への延長。事業実績2年ということになっておりますが、これを1年へと融資対象者の条件緩和を検討してまいりる所存でございます。

次に、景気浮揚策の一つといたしましてご指摘いただきましたイベントにつきましては、毎月最終日曜日に諏訪新道通りで開催しております「なんでも四日の市」は、交通、消防広場、あるいはもちつき大会など、年間数回のイベントを織り込み、市民の皆さんに親しまれる市として、年々盛んになってまいりましたが、出店者の業種を見てみると、やや固定化した傾向が見られるため、より親しまれる市となりますよう、桜の開花時期に合わせて、4月3日、4日に「三滝通りさくらまつり」を開催し、充実を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年のオープンバザール四日市におきましては、53万人の人出でにぎわったところでございますが、平成6年7月に伊勢市で開催されます世界祝祭博覧会をさらに盛り上げるため、隣接町の参画もお願いいたしまして、広域的なイベントとして平成6年度に盛大にプレ祝祭博バザールを開催いたたく、新年度予算に準備経費をお願いしているところでございまして、今後実行委員会をつくりまして準備を進めてまいりる所存でござい

ますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 不況対策につきまして、都市計画部に関連する内容につきましてご答弁を申し上げます。

都市計画法、建築基準法の改正によりまして、用途地域が8種類から12種類に改正されました。本市におきましては、来年度から基礎調査にかかり、平成7年度までに見直しを行う予定になっております。今回の改正におきましては、従来の第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域を、地域の店舗や工場などの混在の度合いに応じて、それぞれ2ないし3種類に細かく区分することになりました。この中で、例えば、今回新たに準住居地域という用途地域が設けられましたが、ここでは従来建築できなかった自動車修理関連の工場が立地できるようになるなど、地域の実情に応じたより適切な用途地域の設定が可能になると考えられますので、良好な住環境の保全という目的とあわせまして、産業活動の増進という観点も見直しの柱としてとらえ、今後作業に着手してまいりたいと考えております。

また、住宅建設の促進につきましては、さまざまな観点からアプローチしていく必要がありますが、本市におきましては特に、計画的な宅地化の促進の課題、あるいは都心部での空洞化に対応する再開発の促進などが考えられます。したがいまして、これらの地域での住宅開発の促進に向けて、都市基盤整備の促進や、地権者への啓発活動を実施していくほか、必要に応じまして土地の高度な利用を促進するために、容積率の割り増しを行うような制度も導入をすることを検討してまいりたいと考えております。このように間接的ではありますが、都市計画におきましても、法規制の見直しや宅地開発を通して産業活動の増進を図り、不況対策に寄与してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 不況対策におきます市営住宅の問題につきましてお答えいたします。

住宅関連事業の推進につきましては、建設省におきましても主要な景気浮揚施策となっておるところでございます。本市におきましては、現在、西伊倉町におきまして市営住宅の建てかえ事業を実施しておりますが、新年度には新たに内部泉町市営住宅につきましても、建てかえ事業に着手すべく準備を進めておるところでございます。また、市営住宅等の建てかえ事業にかかる公共賃貸住宅再生マスターplanの策定が今年度中に完了いたすわけでございます。今後、この計画に沿いまして入居者の理解と周辺住環境への配慮をしながら、さらに事業の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鵜飼 滋君） 組織機構につきましてお答えをさせていただきます。

機構改革についての局制の導入を図ってはどうかという、そういったご提言があったわけでございますが、先ほど来、小林議員の方からもお話がございましたように、私ども機構改革をやる場合に、考えなきゃならない基本的な問題が幾つかあるわけでございます。一つは、ご指摘ございましたように、市民にとって便利であるかどうかということ。第2には、担当分野が機構改革によって明確になるかどうか。第3には、事務処理の面から見て効率的であるのかないのか、そういった基本的なことを考えていかなきゃならぬというふうに思っているわけでございまして、そういった立場から局制の導入、そういったことについても考えていかなきゃならぬかな、そんなふうに思っておるわけでございます。

そこで、地方自治法を申し上げて大変恐縮でございますけれども、ご承知のとおり、地方自治法の中には、「市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる」と、こういう規定が実はあるわけでございますけれども、ただ、この場合において、他の市町村の組織との間に均衡を失してはならない、そういう規定が地方自治法上にあるわけでございます。そこで申し上げるまでもなく、組織機構というものにつきましては、団体の人口でございますとか、あるいはまた事務量、事業量等により、職員数などとともに変化を生じてくるということが一般的であるわけでございまして、したがいまして、事業の執行を効果的、効率的に実施するにふさわしい体制、そんなものを考えていかなきゃならぬというふうに思っておるわけでございます。現在、私どもが把握をしておる限りにおきましては、人口二、三十万程度の都市におきまして、局制を採用しているところは承知をしていないわけでございますけれども、ただ、政令都市でございますとか、あるいはまた人口50万程度の都市、そういったところにつきましては部の上に局を置いている、そういう地方自治体も確かにあるわけでございます。したがいまして、今後私どもといたしましては、小林議員のご提案も十分頭の中に入れながら、今後における人口の増加でございますとか、あるいはまた都市構造の変革による事業量の増加、そんなことを見きわめつつ、本市にふさわしい機構ということについて、今後とも引き続き検討はさせていただこう、こう思っておるわけでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 小林博次君。

○小林博次君 不況対策について、例えば、公営住宅も積極的に推進しないよと、こういうことが言われると。四日市の場合、3,109戸ある市営住宅の中でもう既に耐用年数を過ぎたものが380戸、ですから伊倉並みに建てかえるとすると9から11棟の建てかえが実は要るわけですね。しかし、ことしの予算見ても1棟しかないと。ですからもうちょっと不況対策とし

て打ち出すんやったら、もっと思い切って、だから10棟一遍に、あるいは20棟建てる、こういうふうなことにならないと対策になってこないかと、こんなふうに思うわけですね。

それから、最近随分小さい修理が出てきたと、こういうふうに町場で聞いてるわけですが、やっぱり高齢化社会に向けて少し補助金いただけるなら、あるいは低利融資があるなんなら、この際便所をかえたり、お年寄りのために手すりをつけたり、エレベーターをつけたり、こういうことがあるから、こんなふうに思うわけですが、そういうことを思い切ってしていただかないだめだと、こんなふうに思います。これは答弁をいただきたいと思います。

それから、局制の導入については、姫路市では昭和22年、人口19万7,299人、これで局制をひいていますが、決してできないことではないと。一つの箱の中に2人も3人も入っておるよりは、やっぱり局制をひいてもうちょっと前向きにいった方がいいんではないか、そんなふうに思います。ちょっと質問の仕方が悪かったかわかりませんが、今世紀末までには人口35万都市にするということですから、全国的に35万は局制が導入されてると、こういうことでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ホームレス対策について、やっぱり専門家を入れて、関係者だけが寄って追い出し策やらなくて。それから、彼らはごみ清掃で飯を食っていますから、そういう関係のところに話をしながら問題解決が図れるのではないか、こんなふうに思ってますので、ニューヨークのハーレムのような、変な人権の守り方をして結局町全体がスラム化してしまうと、こういうふうなきっかけにならんような、そういうことを真剣に考えてもらいたいな、こんなふうに思ってます。

それから、振興資金とか、いゆわる商売上の資金の問題ですが、最近、銀行の貸し渋りがあると思いますが、これはどの程度あるのか、ちょっと私わかりませんが、そこら辺の実態を市の方でもつかんでいただいて、き

めの細かい対応をしてほしいな。

それから、答弁ありませんが、もうにっちもさっちもいかんとこ、こちらの救済策、これについてのってやってほしい。

それから、社会的弱者の問題ですが、授産所に対する援助を増やしたり、いろんな対応ができるんではないかと思いますから、もう一遍きめ細かく見直していただいて対応してほしい、こんなふうに思っています。

それから、時間ありませんが、来年度祝祭博をやることでそれはいいんですが、本年度もやっぱり可能な限り金を出して対応してほしいな、こういうことでこれは要望にしておきます。答弁時間足らんところは、関連質問でさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。時間がございませんので簡潔にお願いします。

○建設部長（西田喜大君） 市営住宅の問題でございますが、先ほどご質問ございましたように、およそ380戸の耐用年数の過ぎる住宅も含まれておるわけでございますが・・・

○議長（水野幹郎君） 時間が参りましたので、小林博次君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 坂口正次君。

○坂口正次君 今的小林議員の質問に対して、不況対策についての答弁をひとつお願ひしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） ただいま小林議員からご質問ございましたように、私たちの管理しております市営住宅につきましてはおよそ3,100戸あるわけでございます。このうち、約3分の1が狭小、あるいは耐用年数の過ぎておる住宅でございまして、現在、この再生マスタープランを実施しておるところでございます。この中で今後の需要推計を見ながら、先

ほどおっしゃいました老人対策の問題、あるいは不況対策の問題等を踏まえまして、事業を鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 おはようございます。

それでは、通告に従いましてご質問させていただきます。

さて、先ほど小林議員の方からも話がありましたすけども、3月に入りまして真冬並みの寒さが続いておるわけですけれども、先月も何年かぶりかの豪雪で四日市に警報が出たのも私も初めて聞いたわけですが、天気の方はそういうふうに各地で例年ないような状態が続いております。

一方、政治・経済の方に目を向けて、やはり近年ない不況が昨年以来ずっと続いているわけですが、一連の佐川急便事件などで国会の正常化も呼ばれております。そんな中でチェンジ、改革あるいは変化、またリニューアル、再生とか再編、そういう言葉が日本だけでなく、世界中で呼ばれております。先のアメリカのクリントン大統領の就任受諾演説におきましても、チェンジ、あるいはリニューアル、変化と再生を訴える言葉が何度も出てまいりましたことは、皆様の記憶にも新しいこと思います。もちろん本市におきましても、まちづくりに対しての思い切った変化、改革あるいは再生を期待する市民の声は決して小さいものではないと思います。従来の枠を超えた思い切った考え方や発想の転換、そういうものを行政に対して求めているように思われます。ですからそういった市

民の皆様の声を大きな糧としていただき、魅力と活力に満ちた産業と文化のまちの創造へと、本年度また新たなスタートを切っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目の交通安全施設整備についてお尋ねしたいと思います。

近年におきます道路環境や交通事情は、年々増大します通過交通により飽和状態を迎えつつあります。そのためにこれまで生活空間として利用されていた裏道や狭い路地にまで容赦なく車が入り込んでおりました。その結果、交通事故の発生は後を絶たず、事故の被害者は子供や老人、あるいは歩行者、自転車利用者等の交通弱者が依然として高率を占めております。先日、南警察署管内の本年度1月発生分の交通事故分析が出ておりましたが、総件数79件のうち、自転車9件9名、歩行者5件5名、そういった人数が事故に巻き込まれて、けがをしております。原動機付自転車を含みますと総件数の約35%の報告が出ておりました。こうした事態に対しまして、本市でも生活優先を基本に交通安全対策の強化を進めていただいているのですが、例えば、歩行者優先道路の整備や、歩道の新增設や拡幅などが進められております。また、学校、幼稚園、保育園、あるいは社会福祉施設周辺では、生活ゾーンの整備の一環としてスクールゾーンの指定や交通規制の強化を進めていただき、感謝をしておるわけですが、こうしたさまざまな安全対策が講じられているにもかかわらず、歩行者、自転車を巻き込んだ交通事故は減少するどころか増加している傾向にございます。特に、児童や生徒を持つ親にとりましては、通園や通学、あるいは遊びの際の子供たちの安全の確保は、日常生活での最大の関心事であると思います。

これは3年前の東京の小学生3年生、4年生を対象とした調査レポートですが、道路についての不満では、「道路が狭いので歩きにくい」、こういった答えが43%、「通り抜ける車が多い」が41%、「歩道がないので歩きにくい」35%と上位3位を占めたそうです。また、危険を感じる道路につきましては、「交通量が多い道」これが61%、「狭い道」が56%と

回答をしております。反対に好きな道路につきましては、「車が少ない」「道路に街路樹や花壇などの緑が多い」「建物や景色など、見た目が美しい」「車の排気ガスや騒音が少ない」、こういった順番になっていたそうです。本市におきましては、市街地の主要幹線につきましては十分な交通安全施設整備がなされておりますが、少し市街地を離れますと歩道の整備がなされていない、車優先の狭い道路となっておりましたり、通学路でありながら、幹線に横断歩道や歩道橋の整備がなされていないところもしばしば見受けられます。また、橋の欄干あるいはガードレールやフェンスが整備をされていましても、物を見る視点の差、言いかえますと目の高さの違いで、あるいは上下左右の視覚領域が限定されておりますので、大人の歩行者にとっては障害にならなくても、子供やドライバーにとってはかえって視界を遮るような、構造的に問題のある箇所や、交差点付近の街路樹が見通しを悪くしているような、そんな場所に気がついてみえる方も少なくないと思います。こういった場合、ガードレールやフェンスの位置あるいは高さ、形状を変えたり、交差点付近の街路樹は低木にかえる、あるいは思い切った花壇にしたりしている。また交差点の隅切りをするなど、さまざまな方法が必要かと思います。以上はほんの一例でございまして、ほかにもまだまだ事故に結びつきますような道路の構造上の問題がたくさんあると考えますので、現状の本市内の道路の点検を十分に行った上で、交通安全施設の整備拡充を推進していくことが大切だと考えております。

また、市独自の調査や警察による情報に加えて、日常的な道路の利用者であります子供や老人を含む一般市民の目での情報、すなわち生きた生の声も重要視をしていただきたいと考えます。例えば、先ほどのアンケートなどによって、通学路やふだん遊んだりするときの道について、小学生や中学生の意見を聞いたり、同じアンケートをその地域の大人の方に聞いてみたりしますと、同じ道路でありますても大人と子供では印象や評価が変わったり、新しい発見があるのではないかと考えられます。そういう

た点からも点検計画の見直しを含めまして、具体的な方策あるいは今後の考え方があればご答弁をいただきたいと思います。

もう1点は、自転車、歩行者専用道についてですが、最近、子供だけではなく、環境への配慮や健康面からも考えまして、徒步や自転車を交通手段として利用される方が本市においても急速に増えてきております。しかしながら、本市におきます自転車、歩行者専用道の整備の進捗状況といいまして、平成3年度では歩道が771m、自転車、歩行者道は1,249mとわずかなものでございます。まして、平成4年度におきましては、歩道は110m、自転車、歩行者道は1,076mとかえって減少しているような状況でございます。また、整備されました自転車、歩行者道のほとんどが車道に付随したものでありますし、車道に線が引いてあるだけのものや、先ほどのガードレールなどによって車道と区別したり、そういうものも多く、安全面や道路景観から見ましても少し問題があるんではないかと思っております。それは前段でもご紹介しましたように、私たち歩行者は、自動車の交通量が少なく、沿道には街路樹や草花の緑が多く、しかも周囲の景観が豊かで美しい道を好んで歩いているわけでございます。ですから従来の自転車、歩行者道の整備をもちろん今まで以上に進めさせていただくことは申し上げるまでもございませんが、車道と切り離しての自転車専用道や歩行者専用道の整備についても、同様に進めさせていただきたいと考えるわけでございます。また、その際には、従来の裏道や他の主要な通りと周辺の施設等を適切に結びつけていただきまして、道と建物の環境が一体的かつ連続的になるような整備をぜひ進めていただきたいと思います。自転車、歩行者専用の遊歩道や緑道がそれぞれの地域から学校や幼稚園、保育園、あるいは駅や市場につながりまして、また公園や病院などの公共の施設につながるような、ネットワーク的な整備が交通安全や道路の景観の面はもちろんですし、結果的には駐車場問題や市街地の交通渋滞の緩和にもつながっていくんではないかと考えますが、この辺のご所見をお聞かせいただきたい

と思います。

2点目ですが、旧東海道の中央通り以南の都市景観整備についてご質問させていただきたいと思います。

かつては市内至るところに歴史的な町並みがありましたが、さきの大戦とそれ以降にそのたたずまいが一変してしまって、面影すら残っていないというようなところが多くみられるようになってきております。高度経済成長のときの乱開発によりまして、古いものをどう壊して前に進むかがまちづくりの視点になっていた結果がもたらしたものだと考えております。しかし、ディスカバー・ジャパンに始まりまして、ここ数年ほど前から歴史的、自然的景観保全が語られるようになりますと、市民の環境を見る目が研ぎ澄まされてきております。身近な小さな自然や、一見とるにたらないと見られがちであります地域の歴史遺産の一つ一つにも関心を払うようになってきております。本市におきましても由緒ある建物が多く残る風致地区の四郷地区一体の保全整備をはじめ、智積養水散策路など、地域の特性を生かしていただきました一体的な景観の創造などを図っていただきまして、市民の皆様にも非常に喜んでいただいております。そんな折に、建設省の方でも東海道の歴史的景観保全整備が計画されつつありますが、歴史を支えてきました東海道の道路環境、交通事情を踏まえた町並み復活の景観整備が期待されているところでございます。そんなような経緯から、先日来、市内を通過しております旧東海道の中央通りから日永の追分までを地域のグループの方と、朝・昼・夕方と三度に分けて歩いて点検をしましたところでございますが、思いがけない発見や気がつくところが数点ございましたので、今後の課題ということでお伺いしておきたいと思います。

まず、東海道は車道になってしまい、歩行者や自転車を締め出してしまった、これがまず第一印象でございました。特に、朝・夕は交通量が非常に多く、歩くことさえ危険な状態であるということです。ですから東海道を

もう一度人が安心して往来できるような道にできないものか。もちろん歩道を設けるなどの道路整備とあわせまして、曜日や時間帯による車両規制や、一方通行などによる歩行者優先の道の復活なども考えられると思いまます。また、東海道はもともと人の往来に使われてきた道でございますから、道幅は非常に狭くなっています。しかし、実際調べてみると、江戸時代幕府の方は、道幅を2間、3.6m以上として、これに9尺、2.7m幅の並木の敷地幅を道の両側に設けることとしたおふれを出しております。そうしますと総幅5間、9.1mで整備をする、そんなふうにおふれを出していたそうなんですが、しかし、先日来、東海道の道幅をところどころはかってみると、大部分のところが5m前後で、もちろん歩道などはございませんし、特に浜田から追分までの四つの橋は道幅よりも非常に狭く、通り過ぎる車を待たなければならない、そういうような状況になっておりました。旧東海道を歴史を感じながら安心して歩けるような、橋梁の拡幅を兼ねた、木あるいは石などでの整備や、電線類の地中化や、移設を含めた東海道の景観修復も考えていかなければならぬと思いますが、以上の点についてご所見をお聞かせいただきたいと思います。

もう1点ですが、東海道沿いに歴史的な景観を残している建物や貴重な文化財が数多く見られたということです。日永の大聖院の国宝の不動明王立像をはじめ、薬師堂の薬師如来座像、あるいは一里塚の跡など、また追分、こういった本当に貴重な文化財が旧東海道に点在をしておりました。また、浜田から追分までの間の東海道の松並木をしのばせる松が1本だけ、日永五丁目に残ってございました。しかし、残念なことに、一里塚はよほど注意していませんと見過ごしてしまいそうな状態ですし、唯一残っております松の木にしましても、何ら保護されていない、そういう状態でございました。

昨年、兵庫県の丹波篠山の方へ視察に行ってまいりましたが、街道沿いはもちろん、町中も古い町並みが景観よく保存されておりまして、古い建

物の外観の保存、新しく変わったものの修復、修景が行き届いておりました。また、歴史や文化財の案内や説明が古い町並みに合うよう、木の立て札風に工夫がしてございましたり、わかりやすく、歩いていても非常に楽しい町並みでございました。もちろん歩行者優先の道路であったことは、言うまでもございません。まちの歴史的な文化財の大切さや、それを保存するという条件がまだ十分整っていないこともございますが、単なる歴史的文化財や環境の保存ではなく、住民の生活する環境や地域生活空間としての整備と、都市機能の発展に結びついたまちづくりの中で大切な文化財を残し、調和のとれた住みよいまちをつくっていく保全的な再開発の計画が旧東海道の整備には重要になると考えますが、この点についてもお考え方をお聞きしたいと思います。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第1点目の交通安全施設の整備の中から、まず危険箇所の点検につきましては、現在、道路管理者あるいは公安委員会とで危険箇所の点検、道路パトロール、またPTAからの要望、あるいは地区要望、市民モニターからの通報等、さらには市職員によります通報制度で危険箇所を把握いたしまして、鋭意対応に努力しておるところでございます。ご質問のようにもっときめ細かい情報を得るために、今後とも機会をとらえまして、広報等を利用するなど、PRに努めてまいりたいと考えております。また、一般市民の方々からも情報が得られるよう考えてまいりたいと思っております。

次に、自転車、歩行者の専用道路の設置並びに既設道路の交通規制によって車両の通行を制限し、自転車、歩行者の専用道路にすることでございますが、この種の専用道路づくりは、地権者にとりましては土地利用が限定されることから、また、既設道路に規制を加えることは既存の権利がなく

なることもあり、協力を得るには大変難しいものがあると思います。暮らしの快適性向上のための道路整備を進める中で、今後とも研究課題として研究、検討を加えてまいりたいと思っております。

次に、第2点目の旧東海道の景観整備でございますが、旧東海道は国道1号線と並行しておりますので、朝・夕の通勤時間帯には国道1号を避けた車が通行し、幅員が狭いこともございまして、歩行者や自転車にとりまして通行しにくい状況にあります。これは市中心部へ流出入する交通量が多いのに南北方向の幹線道路が、国道1号、23号、泊鷲線、塩浜街道しかないため、旧東海道を通行するものと考えられます。そこで、歩行者や自転車が安心して歩ける道路整備の第一歩といたしまして、旧東海道の通過交通量を減少させることが必要でございます。そのため現在、南北道路でございます堀木日永線、阿倉川西富田線等を整備しているところでございます。また、旧東海道は幅員が5m前後しかなく、歩道設置は難しいものの、新年度から予定しております道路環境整備事業で、沿線住民の方々のご理解を得ながら、交通の支障となっております電柱を道路端に移設したり、側溝にふたをするなどして道路幅員をより広く活用し、人に優しい道路整備に向けて年次的に整備を図ってまいる所存でございます。

次に、景観整備でございますが、西暦2001年には東海道制定400周年を迎えることから、建設省、三重県におきまして、東海道五十三次宿場町や街道を中心に発展した歴史をたどり、歴史的遺産を発掘、保存、活用して、文化の継承を図るとともに、地域の活性化を図る目的で調査が進められているところでございます。現在、基本調査の段階でございます。市といたしましても、今後旧東海道の景観整備について、道路機能のあり方を含めまして検討をいたしますとともに、歴史的遺産の案内標識等の設置につきましても必要があると考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございました。第1点目の交通安全施設整備についてですが、地域のPTAの皆さんや子供育成会の皆さんによりまして、通学路の点検を実施していただいたり、保育園や幼稚園では保母さんたちが子供と散歩をしたりしまして、園周辺の道の様子などを、お散歩マップなんかをつくって紹介をしてもらったりしているわけでございますけども、こういった道の点検をしていただくことによりまして、通学路だけにとどまらず、まちの道路環境点検にもつながりまして、より多くの人、すなわち子供や老人や女性、あるいは男性とたくさんの方の目で道路、そして地域を見ていただくことによりまして、ふだん気づかずにいた問題や特徴が明らかになる、そういう成果が出てくると思いますので、専門家の道路点検はもちろんですが、そういったたくさんの住民の方の目をより大切にしていただくことを、一つお願いをしておきたいと思います。

また、そういう場合に、点検地図として住民の方に作製していただきたり、問題、課題がある地図、あるいは提案改善地図、そういう形での安全な道づくり、まちづくり、そういうものにぜひ活用していただけたらと思いますので、この点もご要望を申し上げておきます。

その際、できましたら、校区あるいは地域、町単位、その大きさはちょっとわかりませんが、簡単な書き込める、色分けの可能なような道路地図なんかをつくっていただきまして、チェック項目あるいは感想が書き込めるような、そんなふうなカードをつくって配付していただければ、ウォーキングの感覚や、あるいは散歩、親子、お年寄りの方の声もより聞きやすくなるんじゃないかなと思いますので、また、その際、地域の道路環境マップコンテストなんかも開いていただきましたら、交通安全のための市民参加の促進を図ることにもつながると思いますので、十分ご検討をいただきますように、この点もご要望を申し上げておきます。

自転車、歩行者専用道についてですけれども、先日、清水市の方へ視察で参りましたときにちょっと気がついたんですが、自転車、歩行者専用の

整備がちょうど行われておったところなんです。この路線は旧の国鉄の清水線の跡地を自転車、歩行者専用道として位置づけておりまして、隣接する海と並走しながら 7.1kmを順次整備していく、そんなふうに伺っておりました。性格上、太平洋岸自転車道として、自転車と歩行者の安全を確保するだけにとどまらず、景観にも十分に配慮をしておりまして、レクリエーション的な利用にも対応できる、そんな整備がなされておったところです。

また、これは東京の例ですけども、世田谷区の方では、地区ごとに魅力あるかいわいづくり、そういうふうな整備が進められておりまして、五つの地区で順次整備が進められているそうです。その中の一つの鶴巻地区というところで、教育センターと図書館、そして小学校、といった公共の施設の有機的な連携が図れますように、周辺の歩行者空間の整備が行われておりまして、小学校までの幅 6 m、長さ 220 m の国道を歩行者専用の通学路として整備がされておりました。そういったその整備計画の際、小学校の生徒からの道の絵と作文を募集いたしまして、道に対する夢や期待、アイディア、そういう提案を求めたそうなんです。そしてそれをできる限り実現しようと、道の脇に草を植えてみたり、排水溝を中央に移動したり、子供たちの願いから道の愛称を小学校から募りまして、「花の散歩道」、そういう名前をつけて親しみやすい道づくりをしているのを見まいりました。

本市におきましても、例えば、JR四日市駅から中央通りのクス並木の間を抜けまして、本庁、総合会館、近鉄四日市駅、博物館、文化会館、図書館、市民病院、といったラインで、中央のクス並木をシンボル的な遊歩道として考えることも、一つ提案をしておきたいと思います。これは先ほどの地域マップなんかで、各地域から出てきましたマップを照らし合わせていきながら道をつないでいきましたら、自転車、歩行者専用の遊歩道を、順次できるところから整備をしていただきましたら、市内全体に安全

で楽しい歩行者空間のネットワーク道がどんどん張りめぐらされていくんじゃないかと思いますので、この点もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

2点目の旧東海道の都市景観整備についてですが、旧東海道の橋梁の拡幅整備につきましては、交通事故など人命にもかかわる問題ですので、順次整備計画を立てていただきますように、これはご要望を申し上げておきます。

また、電線類の地中化や移設などは、市内中心部から順次整備を図っていただいているわけですけれども、先ほどのご答弁にありましたように、道路景観の面と交通安全の両面から考慮をいただきまして、今後道幅を広げることが難しい旧道などの歩行者が危険な道路には、ぜひ整備の方向でお考えいただきますように、この点もご要望申し上げておきます。

東海道は京と江戸を結ぶ主要街道として整備されてきましたことは、先ほども少し触れましたが、その道中に五十三の宿駅を置いて、東西間の産業や経済、そして文化などの流通機能を高め、現代の発展に大きな役割を果たしてきましたことはご承知のとおりと思いますが、本市もその五十三の宿駅の一つとして街道を中心に発展し、現在の四日市に至っているものと考えるわけですが、ですから東海道は単に移動だけを目的とした道路ではなく、産業、経済の発展や文化の振興に重要な役割を果たした道ありますので、先ほどの答弁にありましたが、本市内の旧東海道の大部分は、現在、そういった主要街道としてではなく、国道1号をはじめとする主要幹線の間道といいますか、抜け道としてだけでも利用されている、そんな気分しております。ご答弁にありましたように、今後本市の主要幹線をまず順調に整備をしていただいていけば、旧東海道は歴史を感じさせる、安心して人が歩ける、もう一度そういう道に再生できるのではないかと思いますので、主要幹線道路を整備していただくのと並行しまして、旧東海道の景観修復を兼ねた整備計画を進めていっていただきたいと思

ます。この点についてご答弁をいただきたいと思います。

最後の旧東海道の松の木の保存あるいは一里塚の保存につきましてですが、これも先月清水市へ行ったときに見たんですけども、三保の松原の記念物保存修理事業というんですか、その一環としまして、年に2回、松の木のシロアリ、松食い虫防除が行われておるふうに伺ってまいりました。

そこで私が申し上げたいのは、松の木の1本1本にプレートがきちんと張ってございまして、何月何日にそういった消毒をした、そういったものがきめ細かく1本ずつ点検をなされておりました。これは歴史を秘めた松の木に対する敬愛のようなものが非常に強く感じられましたもんですから、ぜひこういった松の木のいわれなんかをわかりやすい立て札なんかに書いていただく。そういうことによって市民の皆さん歴史を感じたり、古いものに対する愛着がわくものと考えられますので、その点もぜひ一里塚やそういった文化財の計画的な保護対策を講じていただきますとともに、そっとその時代をしのばせるようないわれや、当時の四日市の様子なんかをぜひ設けていただく、そういうものをあわせて要望しておきたいと思います。

以上につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） まず、交通安全の問題でございますが、利用者側から見ましたお年寄りあるいは女性の方々、また子供の目を通しました危険箇所を、広く意見等をいただくためにPTAやあるいは学校の先生方などと、こういったご意見を聞く機会を持ってまいりたいと考えておるわけでございます。

次に、既設道路の一部あるいは一定期間を交通規制いたしまして、自転車あるいは歩行者の専用道路として整備することにつきますネットワーク化につきましては、交通規制など地元住民の皆様のご理解やご協力を必要とするところでございます。したがいまして、主要な施設間を結ぶネッ

トワークといたしましては、既設道路の中に路側帯あるいは車道を色分けするなど、多少なりとも歩行者に利用しやすいようなことを考えながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、東海道の問題でございますけども、全体的には先ほどおっしゃいましたように大変難しい問題がございます。その中で、例えば、現在、事業中でもございます三滝橋のように、地元の方々と協議を重ねながら、歴史的な景観に配慮した整備を進めてまいりたいと思いますし、今後とも部分的な改良工事を進める中で、こういった歴史的な景観を配慮した整備に努めてまいりたいと、かよう考えておるわけでございます。

また、文化財の説明等の問題につきましては、前半でお答えいたしましたように、現在、建設省、国の方でいろいろ基本調査をしていただいておりますので、これとあわせまして、本市におきましても前向きに検討してまいり所存でございますので、よろしくご理解お願いします。

○議長（水野幹郎君）　土井数馬君。

○土井数馬君　どうもご答弁ありがとうございました。1点目の交通安全施設の整備についてですが、特に通学路、社会的に交通弱者と呼ばれます子供を守るのが通学路だと思います。ですから学校周辺を思い切った専用の通学路、そういうものも順次計画をしていただきますように、これはぜひお願いしておきたいと思います。

道づくりと言いますと、どうしても危険な交差点を改善したり、通過交通の激しい道路に歩道やガードレールをつける、そういう設置で終わらせてしまうような気がいたしますが、子供やお年寄りなどが安心して生活が送ることができる地域づくりを進めることができることが道づくりだと考えますので、まち全体が生活の場となったり、遊び場となったり、自由に歩いたり走ったりできる、そういう生活空間づくりの道づくりをぜひ進めていただきますように、この点もご要望をしておきたいと思います。

2点目の旧東海道の都市景観整備につきましては、国の方と歩調を合わ

せていただきながら進めていただくことをご要望申し上げておきますが、待望の博物館が11月にはオープンとなりますので、こういった時期だからこそ、本市の歴史についての市民の皆様の関心も非常に高まってくる時期だと思いますので、何とぞ大きいスケールでもっての整備計画をお願いしておきたいと思います。

これは先日新聞の方に報道があったんですが、伊勢から奈良、京都を経まして神戸に至ります300kmを、西暦2000年までに1兆3,000億円の総投資を行いまして、道路や宿泊施設、案内所、そういったものを順次整備をしていく、こういった歴史街道の整備計画というのが決定をしておりました。そういう1兆3,000億円、大きなプランですが、ぜひ四日市もそのぐらいのスケールのプランを組んでいただいての整備計画をお願いしたいと思いますが、この点だけもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君）　建設部長。

○建設部長（西田喜大君）　快適な生活環境の創造の中で、歩きたくなるような道路、これをつくるのが我々の一つの課題でもあるわけでございますので、今後そういう皆さんの歩きたくなるような道路の中で検討を加えてまいりたいと考えます。

○議長（水野幹郎君）　土井数馬君。

○土井数馬君　どうもありがとうございました。1兆3,000億円という規模は例え話ですので、そのぐらいの大きい規模で何事もスケールを大きく持って整備を進めていただきたい。それをご要望申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君）　暫時休憩をいたします。

午前11時31分休憩

午後1時2分再開

○議長（水野幹郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市川悦子君。

〔市川悦子君登壇〕

○市川悦子君 先日、待望していました皇太子のご成婚が決定しました。心からお喜び申し上げます。お相手は、小和田雅子さんという外務省勤務のすばらしいキャリアを持つ方です。皇室に入り、今までご自分が情熱を燃やしてきたその仕事が生かされるからうれしいという、それをお聞きして、皇室にもいよいよ本当の男女共同参画の時代が訪れたとうれしく思った次第です。これからお二人してすばらしい外交を展開してくださることをご期待申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず最初は、救急行政についてお伺いいたします。

救急事業についての質問は、今までに伊藤正巳、中森の両議員より出され、消防長にはその都度建設的なお答えをいただいております。また、本市の救急行政が着実に前進していますことに深く敬意を表します。

さて、今回私は、新しい救急行政と女性の登用についてという視点からお伺いしたいと思います。救急医療は、昭和45年ピークの交通事故など外傷中心のものから、高齢化、核家族化あるいは疾病構造の変化により、内科、小児科疾患中心へと移ってまいりました。本市での救急車の出動状況を種類別に見ますと、急病による出動件数も徐々に増加し、平成4年度では全体の50%を占めています。また、急病の疾病分類別搬送状況は、脳や心疾患などの循環器系が最も多く、全体の31%を占めています。中でも心臓疾患が近年多くなっています。まさにプレホスピタル・ケアという病院に到着するまでの処置いかんで生死が決定するわけです。このように今、救急業務は最も身近な日常生活の、しかも直接生命にかかわる行政として市民からのニーズは高まる一方です。そしてそれとともに、救命率向上という観点から、救急隊の行う応急処置はより広い範囲へ、またより専門性の高い技術へとその要請はますます強くなってきました。本市では、

この4月より高規格救急車に救急救命士2名を専従させ、救急隊1名との計3名を昼だけ乗車と伺いましたが、先ほど申し上げたように市民ニーズにこたえ得る的確な判断力と熟練した技術を持つ救急救命士の絶対数は不足しています。今までの救急救命士の合格者は全国で3,916名、そのうち救急救命士養成所出身の者は591名で全体の15%、あと85%は看護職の方でした。本市も10名の合格者のうち残り8名は看護職です。この結果から、看護職の人たちの救急医療の分野への関心が高いかうかがえます。

先日、埼玉県入間東部消防本部を視察してきましたが、ここでは地域医療のあり方に真剣に取り組み、実に画期的な試みをしています。その中の一つに、ナースカー、看護婦同乗救急車の導入があります。今、2名のナースが消防職員として採用されています。ナースが同乗することにより、特に老人や子供などはどれほど安心することでしょう。その安心感が医師の治療をどれだけ円滑にするか、その効果は随分大きいということでした。

また、妊娠婦や若い女性への対応では、市民から大変好評だそうです。本市でも搬送の40%は女性であり、35%は老人と子供です。

そこで、お伺いいたします。このような社会構造の変化の中で、消防行政全体の意識の変革が今、強く望されます。地域医療に対するこのような市民ニーズにどうこたえていくか。新しい救急行政を考えお答えください。

まず1点目として、看護職の方が救急救命士を受験している状況をどうごらんになるのでしょうか、お尋ねいたします。

今、本市では2名の救急救命士のほかに、救急専科の修了生が15名みえます。しかし、知識と技術を習得し、その後のフォローを行ってもまだ足りないというのが今の救急だと伺いました。看護婦の持つ救急隊とは違ったパートの知識と技術は、隊員を指導するに当たり実に効果的と伺いました。東京消防庁でも、看護婦の採用を計画中と聞きました。隊員の資質の向上といった意味も含めまして、2点目にお伺いいたします。

ナースが救急行政に参加し、地域医療への住民サービスの期待にこたえることをどうお考えになりますか、ご所見をお聞かせください。

1点目、2点目は重複すると思われますので、あわせてお答えいただければ結構です。

3点目の質問ですが、4月から高規格救急車が導入されます。そうなればますます救急行政の専門化が進んでいくことでしょう。それに伴い組織の整理と陣容の強化が必要と考えます。これから消防行政の展望について、ご所見をお聞かせください。

消防長への質問の最後は、女性施策についてさせていただきます。本市でも女性課が新しく誕生いたしました。市長をはじめ、関係の方々のご努力に深く感謝し、この機会をおかりしましてお礼とお願いを一言申し上げます。

課の名称を女性課としたのがまたすばらしいといったふうに、女性の方のみならず男性の方からも、喜びの声を聞いております。市民の皆様の期待が集まっております。一日も早く体制が整い、どんどん視察・研修に来ていただけるよう願っております。また、当然四日市女性プランというような行動計画が立案されると思いますが、推進の基盤となるものですから、全庁が力を統合し当たらぬ、どうかよいものができますようよろしくお願ひいたします。

さて、総理府に内閣総理大臣を本部長に婦人問題企画推進本部が置かれています。ここから出されております西暦2000年に向けての新国内行動計画によりますと、21世紀の社会はあらゆる分野に男女が平等に共同して参画することが不可欠として、各関係行政機関と密接に連携を図り、女性施策について総合的な対策を推進することとあります。その計画の一つに、平等を基礎として、男女が共同参画するよう目標が掲げられています。重点施策には、女子公務員の採用、登用、職域の拡大による能力の開発を促進することとあります。男女の共同参画により、いよいよこれから消防行

政のあり方が問われるを考えます。三重県の平成5年度予算の中でも、女性消防職員の受け入れに対応すべく、消防学校整備事業費が組まれました。また、本市では他市に先駆け、女性消防士の方が3名採用されていますが、そこでお伺いいたします。あらゆる分野への女性の参画をどう考えるか、ご所見をお聞かせください。

次に、救急蘇生法の学校教育のあり方についてお伺いいたします。

プレホスピタル・ケアで一番大切なことは、いかに早く救急蘇生を行うかです。5分以内に呼吸を戻せば救命率は25%、4分以内で50%、3分以内で75%、2分以内なら90%の高率で助かるのです。救急隊到着まで平均5分以上かかることから、現場で居あわせた人による蘇生法実施が命を救うかぎとなります。自動車教習所の運転免許講習に救急蘇生法の教育を導入するため、道路交通法改正案が今国会に出されました。おそらく来年には実施に向けて動くと思われます。また、文部省は、平成6年度から高等学校教育の中に心肺蘇生法を入れるそうです。しかし、専門家によると、このような実技教育は中学校からすべきであり、小学校では人の命を助けることがいかに大切かという教育をしていかねば、本当のいい救急蘇生法は身につかないし、思想的にもそうならないということです。この点について教育長のご所見をお伺いいたします。

2番目に、少子社会と高齢社会に対応してについてお伺いいたします。最初に、乳幼児医療費助成制度についてお答えください。

さて、子供は元気に生まれ、健康に育っていくことが親にとっても、また社会にとって最も幸せであり、だれもが願っていることがあります。しかし、現実にはまだまだ子供を取り巻く環境は満足すべき状態ではありません。出生率の低下は1.53よりもさらに減少し、4年後の1997年には1.499まで下がり、かつ低出産が長期化すると発表されました。人口維持には出生率2.12はどうしても必要と言われます。これはもうその対策に瞬時も猶予のないことが明らかです。経済企画庁のアンケート調査による出

生率低下の原因に73.3%の人が、子育ての費用がかかり過ぎるからと挙げました。現在、本市では乳幼児医療費助成制度として、満2歳まで申請に基づき、900円を超える分の助成額が支払われています。しかし、医学的には、ゼロ歳児は母親の免疫により、これは先天的に母親から受け継ぐものも、また母乳からのものも含めまして、体内に病原菌が侵入しても発病しないだけの抵抗力があり、特別な事情がない限り比較的守られると言われます。また、小児期の生活ゾーンの変化と感染因子の関係を見ましても、乳児期の生活はほとんどが家庭の中で感染の機会は少ないと言えます。しかし、幼児期になりますと生活圏は拡大し、近隣やまた保育園など集団生活も加わり、感染の機会も多くなります。一方、外来を受診する最も多い疾患は呼吸器疾患で、厚生省の1990年の患者調査でも受診者の47%がかぜやせんそくなどの呼吸器疾患です。このような日常的簡単な病気でよく受診されていることがわかります。こうした乳幼児の病気の陰には、仕事を休み通院し、苦しい家計の中で医療費の負担に耐えている若い夫婦がいることも事実です。

そこでお伺いいたします。この助成制度の対象年齢を、津市では30年前の昭和48年1月より市の上乗せにより、3歳まで引き上げています。また、紀和町ではさらに4歳まで拡大し、900円の自己負担もなくしています。地域の特殊性もありますが、本市ももう一步進め3歳まで拡大できないものでしょうか、お考えをお聞かせください。

2点目は、以前、益田議員からも質問と要望が出されましたが、償還払いというめんどうな手続を簡素化できないものかということです。そのときのお答えでは、「三重県全県でやるのが適当であるが、関係者と相談して」ということでした。その後、どれだけ解決に向けての話し合いがなされたのでしょうか。どういった問題が主に継続審議となったのかを含めてお聞かせください。

3点目は、900円の自己負担の撤廃についてですが、名古屋市から本市

に転入してこられた方や若いお母さん方から、「県が違うとサービスが異なるというのはおかしいのではないか。健康やひいては命にかかる内容ならば、地域でそういう格差は調整してほしい」と、多くの訴えがあります。児童福祉法の総則第2条にも、地方公共団体の責任の一つとして、子供たちを心身ともに健やかに育成することが掲げられています。四日市の子供たちを市全体で育てるという観点からお考えをお聞かせください。

次に、この問題の最後になりますが、この超少子社会の到来をどうごらんになるか。市の福祉をあずかる行政の責任者としてのご所見をお聞かせください。

最後のご質問、高齢化社会の中で市立病院に望まれることとして、超高齢化時代の医療サービスはどうあるべきかということでお尋ねいたします。

やがて迫りくる高齢化社会は、看護、介護の時代と言っても過言ではありません。先日発表された人口推計では、高齢化はより一層早いペースで進み、2025年には寝たきり老人は今の35万人から100万人に、痴呆老人は84万人から270万人へ急増、またその介護に当たる主婦は15人に1人から何と2人に1人の割合となり、介護問題がいよいよ深刻化すると報告されました。本市でもそれに対応すべく、医療・保健・福祉を統合した機構改革が行われ、本格的な動きが開始されることとなりました。また、在宅でも専門的な医療サービスが受けられるよう、老人訪問看護ステーションがこの4月より開設されます。しかし、在宅に入る以前の問題、すなわち病院など医療施設などの付き添いの問題で困ってみえる市民の方が多くみえます。これは今、急激に進歩した医療技術と45年前に制定された看護基準による人員配置が全く現場に即していないからです。それが本来の看護の機能を失わせ、深刻な看護力の不足を引き起こしているのです。

ここで、先日視察したある病院を紹介させていただきますと、まず入院中はナースより徹底した機能訓練を受け、在宅で生活が可能になるよう家居の改善まで指導を受けます。突然障害を持った人が再び生活を再構築す

るまで、病院が責任を持ってスタッフ全員で退院後までフォローするのです。今まで医師が回復不可能とした重度の意識障害の人を、実際に看護の力で何人も蘇生させ、地域へ帰す手立てをしたそうです。わずか145床のこの病院の看護部門の人数は130名、ある場面では患者の数より多いのではと思われるほどのナースが、実際に生き生きと働いてみえました。何よりも患者とじっくり向かい合っていることに驚きました。また、食べるという人間本来の基本的欲求を重視し、食事を160種目のメニューで用意し、それを治療に役立てるというその工夫と実践にも目を見張りました。ここでは優秀なナースがどんどん応募し、退職者も少ないというのです。医師をはじめ、薬剤、栄養、事務等の各部門との連携のあり方や看護教育の方、病院経営と多くの参考点がありました。高齢者になると複数の疾患を抱えているのがあたりまえです。本格的な高齢化時代の到来で、今の在宅介護は病院と切り離して考えられないのです。今までの医療は、病気を直すことのみを目的としてきました。しかし、時代の要請は、予防やリハビリを中心にその目標を生活の再構築を目指すようになりました。そこでお伺いいたします。医療サービス全体の3分の2を占める看護婦ケア体制についてぜひ見直しを図っていただきたいということです。完全看護の名のもと、ナースはいつも走り回っており、看護婦、病院スタッフ、介護者の分担が半然としないことに起因する混乱は多いと思われます。看護、介護メニューを明確化し、看護婦が本来の職務に専念できるようなシステムが確立すれば、患者、家族とも安心して治療に励み、また、年間就職者5.7万人、退職者4.7万人という慢性的看護婦不足を解消できると考えます。そうなれば医師の指示とか医師の許可という名目で、付き添いを暗に強要されることはなくなるはずです。その手始めとして、先ほど紹介させていただいたような先進の病院の視察に各部門で参加し、共通理解を図っていただきたい。

2点目は病院改善委員会のようなものを設置し、業務の見直しと整理を、

これも医師から医療まで各部門が一堂に会し検討していただきたい。

以上のような提案について、ご所見をお伺いいたします。これで私の一度目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） まず、救急行政の取り組みについて温かいご理解ある発言をいただきまして大変ありがとうございました。

新しい救急行政というとらえ方でご質問がございましたので、まずそのお答えをする前提として、この問題に対する当消防本部の基本的な取り組み、それから考え方について若干申し上げたいと存じます。

当面の救急業務の高度化につきましては、全国的にも県下的にも、また四日市消防としてもいろいろと模索をしながら、これから試験的実施に入る段階であると考えています。

当四日市市としては4月から昼の間だけ救急救命士を乗せた運用を開始するわけでありますが、とりわけ人の命にかかわる大事な問題でもありますので、より堅実に、より的確にこれから段階に対処していく必要があるかと考えております。朝令暮改になってはいけませんので、そういうことで混乱を来してはいけませんので、一定期間の実績を積み重ねて、その結果を踏まえて慎重に対処しながら、できるだけ早く体制を整備していきたいという基本的な考え方方に立っているわけでございます。

そこで、第1点目の四日市消防としての看護婦さんを採用することについてどう考えているかというご質問、それから第2点目の看護婦さんの救急隊への登用についてのご質問、この二つは非常に密接な関係がございますので、あわせてご答弁を申し上げたいと思います。

ご承知のとおりでございますが、またご指摘のとおりでありますけれども、平成4年中に全国で救急救命士試験が2回実施をされました。全国で3,916名が合格をいたしております。看護婦並びに看護士の中から3,325

名、全体の85%を占める合格者がでているということはご指摘のとおりであります。また、全国での消防職員の採用、合格者も 591名ということです。が、これはご指摘のようにやはり全体の15%にしか過ぎないという実態でございます。ちなみに、県内では当四日市消防が2名と津消防が1名であります。

そこで、救急救命士として看護婦を採用することについてありますけれども、ご紹介の入間東部消防のナース課の問題、発想は非常にすばらしいというように私も関心しているわけであります。ご紹介いただいた後、事務的に入間東部消防本部へ照会をいたしました。状況を確認いたしておりますが、そういったことを踏まえて、そこで当四日市消防としての考え方、取り組みについてであります。現在、消防の中にはいろんな仕事があります。その内容は消火活動を中心とした啓蒙活動はもとよりであります、救急救助などのいわゆる救命活動、あるいは建築物、コンビニートに対する規制などの災害予防活動、さらには防火防災についての広報活動、防火診断、お年寄り、幼児に対する安全教育など、非常に幅広い業務を行っているところであります。

救急救命士の活動というのはこういった消防活動の中の一部でありますて、四日市消防に採用された消防職員が将来にわたって在職中、この救急救命という大変過酷な仕事にだけ専従することは人事管理上いかがかといふうに考えておるところであります。現に、採用された消防職員については第一線の現場で消防全般の仕事が行えるようにするため、全員を約7カ月間でありますけれども、県の消防学校に入校させて、消防全体の仕事について必要な知識や技術を修得させているのであります。したがって、現段階では救急救命だけを担当させるという立場から、看護婦ないしは看護士を採用することについては消極的な考え方にしております。

そこで、四日市消防としては、現在救急救命士が2名しかおりませんので、最初にも申し上げましたように、当分の間、昼間だけの運用を予定し

ているわけでありますが、しかしできるだけ早い時期に24時間体制を確立したいと考えております、そのために現在の消防職員の中から1人でも多く救急救命士を育てていきたいというふうに考えているところであります。

しかし、看護婦なり看護士の採用につきましては、いろいろな隘路はあるとしても、救急業務の資質的な向上を図るために非常に大事な一つの方法であろうというふうに考えておりますので、今後前向きにひとつ考えてまいりたいというふうに思っております。

第3点目のこれから救急業務の位置づけをどう考えているかといったご趣旨の質問であろうかと思いますけれども、そういった立場からご答弁を申し上げます。

救急業務の問題につきましては、自治省消防庁の方針の中でも当面の諸問題の大きな柱の一つに位置づけをしております。先ほど申し上げました広い範囲の消防業務について、その重要度の順位をつけることは妥当ではないというように考えておりますけれども、しかし救急業務については、当面高度化に向けて非常に大きな転機にある時期である、また即、人の命にかかる問題でもありますので、現在の消防行政の中にあって一番力点を置かなければならないという心配みで現在作業を進めているところであります。

こういったことから、あえて昨年4月に消防課の中に救急救助係を新設したわけでありますし、消防本部全体としても知恵を出し合って、現在真剣に取り組んでいるところであります。今後、救急行政の進展にあわせて、人的にも機構的にも整備を図っていく必要が出てこようかと考えております。

第4点目は大変難しい問題でございますけれども、せっかくのお尋ねでございますので、あえてお答えを申し上げますが、私としましては、まだまだ人生経験が乏しいわけでありますし、またこれまでの間、専ら男性の

職場で働いてきておりましたので、そういう女性の社会進出の問題について特別に考える機会にも恵まれずに現在に至っておるわけでございます。

しかし、理屈っぽいお話は抜きとして、私なりに消防本部という一行政機関の枠の中にあって、適材適所配置という人事管理についての基本原則の延長線上でこの問題をとらえた場合、消防の職場でもぜひとも女性に働いてもらいたいという分野があるというふうに考えております。

昨年4月に、県下の15消防本部に先駆けて、女性消防士の採用に踏み切ったのは、そんな考え方を持っている私が言い出しちゃってあります。市長を初め、関係の皆さんの了承を得て実現をしたのであります。今後の採用枠の増大についても現在検討中であります。今年度、桑名市消防本部が四日市市に次いでこの形で3名を採用したようあります。この辺のところの客観的な事実をご推察いただきまして、しかるべきご判断をいただきたいというように存じます。

せっかくの立派な資料のご提供がありましたので、私なりにそれとなく見させていただきましたが、十分理解するには至っておりません。したがって、消防行政という枠を超えての女性の登用の問題については答弁を遠慮させていただきたいというふうに存じます。いいヒントをいただきましたので、これからも大いに勉強をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（水野幹郎君） 大廣教育次長。

〔教育次長（大廣佳二君）登壇〕

○教育次長（大廣佳二君） 教育長にかわりましてご答弁申し上げます。大変聞き苦しい声でまことに申しわけございません。

ご質問の学校における救急法指導についてでございますが、現在、中学校の学習指導要領には、保健体育科で、日射病とか熱射病とかいった急病時の応急措置の基礎的な処置方法についての知識や技能、けがの応急措置として、止血法や包帯の仕方、骨折、捻挫ややけど、凍傷等の応急措置の

方法や、患者の運び方、あるいは人工呼吸法等について、実施を通して身につけさせるよう示されおり、その内容について理解をさせております。

ところが、これらの実技を一人一人の生徒に十分身につけさせることは時間的な問題もあり、非常に難しいというのが実情でございます。したがいまして、本市としましては、学校における緊急時の救急措置対応能力の確保と生徒の指導に役立たせるため、教員を対象として各種の研修会を実施しているところでございます。この研修会の内容は、例えば、水泳指導前に、体育科教諭や養護教諭を対象にプール指導における救急法として、日赤の救急指導員による救急法を実施したり、赤十字救急法普通科講習会を開催していただき、救急指導員を養成しております。また、ほとんどの学校において、校内研修として講師を招き、人工呼吸法等の実技講習会を開催いたしております。県教育委員会におきましても、養護教諭を対象にした心肺蘇生法や、応急処置に関する研修会を毎年実施いたしておりますところでございます。

いずれにいたしましても、以上のような各種研修会を通じ、教員の指導力を高めることに重点を置いておりますが、今後も研修したことが緊急時にみずからその事態に対応できるように、あわせて生徒の指導にも生かせるように、さらに研修の充実に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 少子社会と乳幼児医療の助成制度についてお答えします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、2歳に満たない乳幼児を対象に医療費1件について900円の自己負担を差し引いた金額を助成するという制度になっております。乳幼児の保健の向上と児童福祉の増進を図ることを目的といたしまして、この制度があるわけですけれども、若干なりとも

少子社会にも寄与しているのではないかというふうに考えております。

ご質問の対象年齢を3歳に引き上げることにつきましては、他の福祉医療制度との整合性の観点から大変難しいというふうに考えておりますが、今後県の意向、他の市町村の状況を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

また、現行の支払方法を現物給付方式に変更することにつきましては、審査支払機関や医療機関等の関係諸団体の調整によりまして、県下で統一したものとして実施する必要があり、本市が単独で実施することは不可能でありますので、再々ご要望を受けて、今後とも担当者会議等において協議し、制度そのものが共同事業として動いているため、県へ今後要望していきたいと思っております。

なお、自己負担金につきましては、老人保健法に定めている一部負担金や、老人医療費助成制度との整合性を踏まえて設けられておるわけでございます。健康についての認識や健康管理面の自己責任の観点からも、今後ともこの制度は必要であろうというふうに考えておるわけでございます。よろしくお願ひいたします。

それから、少子化に対する所見ということで、ご質問があったわけでございますが、一概に経済的な理由だけでは論議できないというふうに考えております。少子化、出生率の低下は非婚化、結婚しない、晩婚化、結婚がおくれている、そういうことも一つの原因であり、一般的に言われていることは、老後の子供の依存の低下、育児への精神的負担感の増大、それから子供への将来の不安、教育費の増大、仕事の家事、育児の両立の難しさ等々が考えられようかと思うわけでございます。このことにつきましては、あらゆる施策、社会のあり方、心の持ち方とともに、長期的な視点に立って幅広く継続的に社会全体が変化していくように論議すべきだと私は考えております。

○議長（水野幹郎君） 病院事務長。

〔病院事務長（光本博之君）登壇〕

○病院事務長（光本博之君） 2点目の少子社会と高齢社会について中の市立病院に望まれることについてご答弁申し上げます。

ただいまご提言いただきました内容のモデルとなりましたご指摘の視察されました病院紹介があるテレビ局から報道されました。私もそのテレビ報道を見ましたが、看護婦が中心となってマンツーマンで患者の看護に当たり、信じられないほどの医療効果を上げているというものです。

テレビで拝見いたしました限りでは、確かに理想的なすばらしい病院でおっしゃるとおり、地域医療の目指すべき姿との印象を受けたところでございます。市立四日市病院の看護についてもこの病院の看護体制に近づくよう努力されたいとの要望でありますが、専門病院と総合病院、さらには病院規模の違い等から現行の医療制度の中では非常に難しい点も多々あり、努力目標としてより一層看護の充実を図ってまいりたいと考えております。

当院は特三類基準看護病院の承認を受けておりまして、医師が必要と認めた場合を除き、原則として一切の付き添いは認めていないところであります。よりきめの細かい行き届いた看護を実現するために、毎年看護婦の増員を図っているところであります。さらに、今後も引き続き病院全体が一丸となって、看護業務の見直しに取り組み、整理を進めるとともに、看護業務を補助する看護助手の待遇改善を実施することによりまして、積極的に看護助手の確保に努め、先ほどのモデル病院の看護に近づけるべく努力をしてもらいたいと考えております。

なお、看護業務の見直し改善に当たりましては、ご提言のご趣旨に沿った形で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 市川悦子君。

○市川悦子 ご答弁ありがとうございました。

消防長のご答弁ですが、期待していましたようなご答弁が得られず、残念に思います。一番残念に思いましたことは、女性問題についてまだまだ学習なさっていないといいますか、思ひがないといいますか、その辺のご答弁、次回を期待して楽しみにしておりますので、次回にはしっかりとした消防行政の長に立たれる、そしてまた3人の女性消防士の方を抱かえられます消防長としての女性問題に対するお考え方を聞かせていただきたいと思います。

先日の新聞にも海上自衛隊に初めて女性の補給長が誕生したというニュースが流れました。その後にも幹部候補生学校を卒業する婦人自衛官10人を起用するというふうな記事が載っておりました。こういった国の動きにあわせて、やっぱり消防行政も主に今まででは男性の職域とされていましたが、救急業務というふうな新しい、特に専門性の高い業務を通して女性の職域を拡大できるチャンスができたわけです。過酷な業務に専従することはどうかとおっしゃいましたが、その辺の役割の機能の分担というのはどうにでも検討できると思うんです。ですので、そういう国の動きにあわせて女性を登用するというふうな観点でまず物事を初めていただきたい、そんなふうに思います。次回を楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、学校教育についてですが、避難訓練の指導といいますか、先生方のおかげでそれは徹底されているように思います。子供たちが自分で身を守るというふうな指導は実に徹底されているなというふうなことは、私事ですが、保育園に自分の娘を迎えて行きましたときに、ちょうど地震がありました、そのときに机の下にもぐって出てこなかったというふうな、そういうことがありました。実に徹底されているなと感じました。ですけれども、もう一つ、人を助けるというふうな教育、それがこれから大事ではないかなと思います。プレホスピタル・ケアで何が一番問題かといいますと、これはいかに早く救急蘇生を行うかということです。これを行うの

は市民ですし、救急車が出動してから患者を医師に引き継ぐまでの平均時間は22分30秒もかかると言われます。まず、私たち市民が蘇生を行い、次に救急救命士に継いで、最後に医師に渡すという、そういうふうな連携がなされなければ本当の救命はできないと思います。そういった点から、先生方の教育、その後の子供たちへの、自分が他人に命を救う手立てをするというふうな、そういうふうな教育がなされますように、またご指導をよろしくお願ひいたします。

それから、乳幼児医療費助成のことですが、福祉部長、他の福祉制度との兼ね合いとおっしゃいましたが、一つを引き上げることによって、他が連動して引き上がってていくというふうな例は多々あるわけです。ですので、そういうふうに他の制度との兼ね合いというふうなことをおっしゃっていましたら、ひとつも制度はよくならない、そんなふうに考えます。これはひとつよくお考えいただきたいんですが、いろいろな福祉の制度があります。国の定めたもの、それから県の定めたもの、いろいろあります。特に、市町村独自では動かしようのないものが多いと思います。しかし、本来、人を守るために制度というのはあるのですから、当然時代の流れと、変化によって変えられ、改善されなくてはならないと思うんです。少なくとも、行政にかかわるものは、そのときの変化と社会現象を鋭くキャッチして見きわめる弾力的な思考と感性が要求されると思います。物事を四方八方から見て、大局的な見地から判断していただきたいと思います。今ある制度をもう一步進んで改善するにはどうすればよいかというふうな思考がなされますように、強く要望いたします。

部長は少子社会について、私にとりましては非常に偏った見方をしておいでやなと思いました。子供を育てるまずは環境づくりというのが今は本当に少ない、それが大事というふうなことを思うわけですが、経済的な理由だけではどうにもならないというふうな趣旨のことをおっしゃいました。経済的な理由が一つにあるわけです。そのほかいろんな複雑な要素が絡み

合って子供が少なくなってきたいるわけです。ですから、子供を育てていけるような環境づくりをしていくことが大切なわけで、その一つが経済的な援助なわけです。その辺のご認識をもう一度していただきたいなど、そんなふうに思います。本当に少子社会について真の危機感を持っている人がどれだけみえるのか、非常に疑問に思われる点もあります。より一層の認識を深められて、今後の対策に当たられますように、重ねてお願ひ申し上げます。

それから、市立病院に望まれることですが、この間から市立病院も特三類の基準入院サービスの承認を受けました。のことから危惧されること、それについて要望を少しさせていただきます。

特三類のつくられた目的は、長期入院を是正することと、入院初期に集中的なサービスが十分受けられるようにというふうなことでできたわけです。そして、付き添いについては患者に負担させない旨厳しく規約されています。ただし、医師の許可を得て、家族は付き添うことは可能とされていますが、入院というのは本人も家族も身を預けて一番弱い境遇にあるわけです。付き添いがないなくても安心して入院できるよう、サービス向上に努めていただきたいと思います。

もう1点、心配していることは、この基準は入院日数を20日以内にすると伺いました。退院を迫られた患者が次の病院を探すのに苦労するというような事態にならないのでしょうか。今回の医療法の改正で、病状に応じた医療が提供されるように、病院が機能的に分かれることになりました。市立病院は恐らく一般病院となると思いますが、そうなるとなおのこと一層問題となるのが、次の病院への紹介や転院です。地域の病院や医院が信頼されるホームドクターとして地域医療に貢献できますように、風通しをよくしっかりとコンタクトがとれる体制づくりをしていただきたいと思います。

今、インフォームドコンセントの重要性が叫ばれています。今回、医療

基本法に医療の担い手が医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、医療を受けるものの理解を得るよう配慮することに関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置をとるものとするという規定が附則第2条に入りました。患者の権利が尊重される時代になったんだなど、そんなふうに思います。どうかこれから積極的な改善を試みられまして、市民の期待に沿います市立病院となりますように要望させていただきます。

何かこのことでご意見がありましたら、お聞きしたくよろしくお願ひいたします。これで終わります。以上です。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後1時47分休憩

午後2時4分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 それでは、ご通告申し上げました順序に従いまして質問をさせていただきます。

まず第1点目でありますけれども、子供の感性をはぐくむために、こういう題で通告をさせていただきました。

昨年6月、ある新聞の文化欄に次のような記事といいますか、論文が掲載されました。「小学3年生の担当の先生から聞いた。最近の子供たちはお互いに『ありがとう』『ごめんなさい』が言えない。例えば、他の子供の机の上の消しゴムや鉛筆がある子が過って落とした。すると、互いにはっとして立ちすくむ。両者がしばらく見合って、どちらかが泣き出したりする。子供ばかりを笑ってはいけない。ある教頭先生がぼやいている。1人の若い先生が急な事情で休むという連絡。急いでその穴埋めを何人の先生に頼む。翌日、休んだ先生が登校する。『きのうは、A先生とB先

生に見てもらいましたからね』と告げても、『ああ、そうですか』、一言の『すみません』『ありがとう』がない。このようなひからびた思いは人間関係だけに限らない。自然とのかかわり合いや職場のさまざまな問題とのかかわり合いの上でもよく見られることだ。いわゆる三無主義、つまり無関心、無感動、無責任というやつである」と述べ、今の日本人の心の中には、青少年にも大人にもいろいろな問題があらわれているとし、一つ、幼少期に日常的な様々な直接体験、特に人間関係上の体験を失っている人たち、2番目、自分たちの家族を含めて、周りの者とのコミュニケーションを苦手とする人たち、3番目、自分たちの周りの者に対する配慮や思いやりにかける人たち、4番目、みずから遊び、友達とともに遊ぶおもしろさを忘れた人たち、5番目、問題の大小にかかわらず、はてなおかしいなといった好奇心を失った人たち、6番目、自分の問題を解決するために、工夫したり、努力したりすることに乗りを示さない人たち、7番目、頭で理解することはできても、想像し、表現することを忘れた人たち、このような心の問題は結局のところ、高度経済成長がもたらした触れ合いのない社会から来ている。と同時に、画一的な偏差値教育や受験教育に押しつぶされて、子供たちを何よりも楽しませ、乗りに乗らせることを忘れた学校側にも責任があるとするどく指摘をしているのであります。この方は実は広島大学の教育学部の著名な先生であります。

さて、私は先ほどの指摘のあった心の立て直しを図るためにも、昨年9月より一部行われております学校5日制、極めて意味のあるものではないかと思うのであります。なぜかならば、子供たちが知識偏重から解放され、伸び伸びと2日の休みを満喫することができるからであります。

それでは、一体何を伸び伸びと満喫するのか。それは一つにはさまざまな遊びを通して、子供たちが互いに人間的な触れ合いをすること。二つには、スポーツや歌や制作等、さまざまな表現活動を通して、子供たちがそれぞれの個性を伸ばすこと。三つには、さまざまな読書や野外活動等を通

して、好きなテーマや不思議な体験、感想を持つこと。このようないろいろな体験を通して、子供たちの失っているイメージを膨らませ、想像を働かせ、創造、クリエイティブの目を、そして豊かな感性をはぐくむことが極めて大事であると思うのであります。

そこで、まず第1番目に子供の遊び場の整備充実についてであります、私自身、子供のころを振り返ってみると、当時は至るところに遊び場がありました。山も川も、そして海も美しく、多くの生物たちがいました。これに対して現代の子供たちにとってはどうでしょうか。遊びの環境は悪化し、逆に遊ぶことのできない時代になってしましました。学校5日制による休日が2日あるとしても、子供たちの遊び場、つまり受け皿がきちんと整備され、充実しているかどうかが問題であります。

そこで、私は、子供の遊び場、児童公園の総点検を提唱したいのであります。これは私どもも党として取り組む予定でありますけれども、行政の所管のセクションにおいてもぜひひとつこれはお願いしたいと思うわけであります。

おとといの土曜日であります。これはあさけが丘の中央公園に私はたまたま行ってまいりました。カメラを持っておりましたので、カメラにおさめてまいりました。ここには子供の遊び場として滑り台とか、シーソーとかブランコとかいろいろ遊具がございます。ところが、この滑り台はコンクリートでできておりまして非常に危険であります。近くにいた若いお母さんにお聞きしましたら、3人のお母さんが異口同音に「この滑り台が危険なんです。いっときも目を離すことができません。何とかならないでしょうか」、こういう要望を受けてまいりました。そして、そのそばにあるブランコを見ますと、残念なことにチェーンが完全に切れおりました。写真にとってきましたので、ひとつごらんをいただきたいと思います。

私は、このあさけが丘の公園を見て、このコンクリート製の遊具、滑り台は一日も早く撤去してもらいたい、こう思いました。事故が起こっ

てからでは手おくれであります。新しい時代にふさわしい遊具をぜひ整備をしていただきたいと思うわけであります。

したがいまして、これはあさけが丘の中央公園でありますけれども、市内の児童公園、遊び場等を点検するならば、いろいろな面で不備な箇所がたくさん出てくるのではないかどうか。ぜひ整備をお願いしたい。そして、子供たちがそのような事故のない安心して遊べる、そういう環境を整備していただきたいと、強く望むものであります。

それと、これは私も前から思っておりましたが、今回の予算編成で、四日市スポーツランドの整備計画が盛り込まれております。先回の部長の補足説明にもございました。この四日市スポーツランド、私は長島にあります民間のレジャー施設、そして鈴鹿にありますあの鈴鹿サーキットのことを考えますと、四日市におきますこれは非常に大事な子供にとっての楽しい遊び場の一つではないかと思うわけであります。この整備充実、遊具を整備するといいますけれども、具体的にどのような遊具を整備するのか、これはお聞かせをいただきたいと思います。

そして、子供たちが「四日市スポーツランドに行ったら本当に楽しいよ、あそこへ行ったら、こういうのがあるよ」、本当に子供たちから自然にそういう声が出てくるような、そういうよそにない目玉になる、そういう遊具はあるのかどうか、それを心配するわけであります。ぜひその子供たちの環境を考えた上で、どのような今後のご計画をお持ちなのか、伺うわけであります。

2番目に、教育現場への期待でありますけれども、子供たちの感性や情操をはぐくむものは何といいましても、教育の現場であります。学校における教育のあり方、指導のあり方がもっとも重要であることは当然であります。そこで、一つ、文学や音楽、そして美術等、もっと自由で楽しいものでなければならないと思います。2番目に、社会や理科については、もっと問題を見詰め、問題に取り組むおもしろさを味わせるものが欲しいと思

ます。3番目に、道徳の教育ではもっと細やかな思いやりを育てるものであってほしい。このように素人ながら考えるわけでありますけれども、教育委員会のご所見、現状等をお伺いをするわけであります。

なお、これはお願いでありますが、子供たちの遊びの実態と遊びに対するこのようなものがほしい、こんなものがあったらおもしろいという子供たちの要望や意見を、アンケートや、また子供会議とでも言うのでしょうか、ディスカッションを通じて吸い上げてみてはいかがなものでしょうか。そして、その吸い上げたものを教育委員会、都市計画等々関連の部署でどう実現をさせるか、そのような取り組みをお願いするわけでありますけれども、ご所見をあわせてお伺いするわけであります。

2番目に、五感に訴えるまちづくりについてであります。

まちづくりにつきましても、最近はカラーコーディネーションが重視され始めております。去る2月19日付の日本経済新聞に、「これでよいの、街の色彩」と題して、公共の色彩を考える会の委員長、田村美幸さん、この方は主婦の方ですが、意見が掲載されておりました。この公共の色彩を考える会は、発足以来、ことしで12年目を迎え、毎年東京で1回と、日本全国各地で開催するシンポジウムを軸にしまして、騒音ならぬ騒色公害に対する住民とマスコミの橋渡しと環境色彩の問題点を取り上げ、活動を続けております。シンポジウムでは毎年テーマを設定、屋外広告物、駅前広場、自動販売機、児童公園、公共サイン等々の色彩を、専門家や行政、そして生活者の立場から討論をし、考えてきたとのことで、悪い例を挙げて文句をつけるばかりでなく、85年度からよい事例については顕彰しようと、公共の色彩賞、環境色彩10選を設けて、第1回は国立市の大学通り、富士市の潤井川大橋、沖縄市のパークアベニュー等々が選ばれたそうであります。以後、公共の施設や広場に限らず、ビルのシャッターデザイン、デパートの懸垂幕、駐車場ビル、清掃工場の煙突やごみ収集車等も対象にしているそうです。

街の色彩を考えるという点では先駆的な都市であります横浜では、市の都市デザイン室が中心となり、現在ブラウン計画を推進中であります。南の沖縄市は、米軍の町という暗いイメージを一新する意味で、国際通りの建物を白で統一、また京都や奈良では、古都の落ちついた景観を守るために条例によって不調和な色彩を規制しているそうであります。奈良市の場合は、「あおによし奈良の都は」云々の歌のとおり、公共建築物をあおにいろといいますか、濃い青色に黄色を加えたものに統一しているとのことです。

さて、東京都の板橋区は目の不自由な人たちにも花を楽しんでもらおうという試みで、植物園の通路沿いに誘導用のパイプの手すりと、花や木の特徴を記した展示板を設置した「香りの散歩道」をつくりました。また、最近では、花の香りをビルの中に持ち込む試みも行われております。東京西新橋の日立愛宕別館6階、それに西新宿の安田火災海上の本社ビルには自然の香りを都市生活の中に取り入れることで、ストレスのない快適空間をつくりたいと、アロマ発生装置を用いて、断続的に香りを流しているようで、特に女性の方には大変好評だそうであります。

銀座の並木通りでは、レモンの香りのする花卉と花の香りの発生装置を組み合わせて、街路樹はヨーロッパでよく使われるリンデンの仲間のシナノキで、6月7月には125本の木に咲く花の香りが通りに充満し、正午から午後9時まで、毎時15分間、4カ所に設置された2連式電話ボックスに組み込まれた香り発生装置から、レモンの香りを流すシステムを取り入れました。これらの事例は、都市に自然を持ち込みたいという人々の潜在的欲求を香りのあるまちづくりに生かしたものであります。

次に、風景を意味するランドスケープをもじって、音の風景、サウンドスケープが最近注目されつつあります。町の中から不快な音を排除すると同時に、心地よい音の環境を演出するのが、このサウンドスケーピングであります。横浜駅の西口に近い西鶴屋橋では、橋の振動を増幅装置を使っ

て音に置きかえ、殺風景な駅裏に潤いをもたらそうと橋に音を組み込みました。それから、1990年、平成2年、横浜で開催されました横浜博では、シーサイドパークにパイプオルガンの調べを流し、地面にスピーカーを埋め込んで、音の野原を設けるなど、海上全体のサウンドスケープをデザインしたそうです。

また、最近は、水がめを土の中に埋めて、かめに落ちる水の音を楽しむ水琴窟がブームであります。東京品川の歴史館の庭園や横浜球場のある横浜公園の日本庭園にもこの水琴窟が取り入れられているようであります。

以上、五感とはいいましても、視覚、聴覚、そして臭覚、色彩、香り、音、こういう私どもの感覚に訴える、快適環境の創造は、景観行政の上からも、またいつも私が申し上げております都市のアイデンティティー、個性あるまちづくりの上からも、今後当市におきましても検討に値するものと考えますが、いかがでございましょうか、ご所見を伺いたいと思います。

3番目に、三重造船跡地問題についてであります。本市の臨海部、ウォーターフロント開発の目玉ともなる富双地区の再開発につきましては、副都心を目指す富田、富洲原の地区に住む方々にとりまして、熱いまざと大きな期待を持って注目されているところであります。富双地区再開発計画の検討委員会も設置されましたし、またすばらしい構想の完成予想図等もでき上がっているにもかかわりませず、一向に事業化の気配すらありません。そのかなめであります三重造船の跡地についての現状と、今後の見通しにつきまして、お尋ねをするわけであります。

明快なご答弁をいただきましたならば、再質問はしない予定であります。よろしくご答弁を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 子供の感性をはぐくむために、子供の遊び場の整備についてと、2番目の五感に訴えるまちづくりについてをまと

めてご答弁させていただきます。

まず、1点目の子供の遊び場につきましては、社会の発展とともに、子供たちの生活や遊び方も変化をして、学習熟通いや、テレビゲームの普及などから、室内志向が強まる一方で、グループ遊びを好まない一人遊びの傾向も見られるわけでございます。

また、ご指摘のありましたように、人や自然との触れ合いや野外活動などの実体験の少ないまま、人間形成にもっとも大切な幼少年期を過ごすことは、偏った人格形成がなされがちでございます。こういった傾向に公園整備の面から少しでも対応して、子供たちの屋外での活動を促すために、滑り台やブランコ、上り棒等を組み合わせましたいわゆるコンビネーション遊具の設置など、子供のニーズに合った公園整備に努めておるところでございます。

ご提案がございましたように、児童公園が子供の心に豊かな感性をはぐくむ施設となるように、また今の子供たちにとって、魅力のある安全で楽しい親しまれる公園となるように、そういう点からも点検を行い砂場の衛生管理も含めまして、順次整備をしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、各地区で自主運営をされております子供広場につきまして、所管の教育委員会といたしまして、今後とも地元とよく協議しながら、子供たちが集まりやすい広場になるように点検整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、五感に訴えるまちづくりについていろいろと大変参考になるご提言をいただきましてありがとうございました。近年、まちづくりに美しい街並み景観、水と緑などの自然を生かした景観、歴史的な景観など、生活に安らぎや潤いを感じる景観の保全と創造が求められております。また、ご指摘のように、こういった傾向を一層先取りして、人間の視覚、聴覚、嗅覚に着目した安らぎを得るために、快適環境づくりにも先駆的に取

り組んでみえる事例もあるわけでございます。本市におきましても、道路、公園、学校等の公共施設の建設に当たりましては、色彩やデザイン上から配慮を行ってまいりましたところであります。今後は民間建設も含めた景観形成の展開を図るため、平成6年3月議会に都市景観条例を上程させていただく予定でございます。この条例を効果的なものにするためには、市民の方々が景観形成の必要性を強く認識していただくことや、景観形成にご協力いただくことが不可欠でございます。そのために引き続き後援会やシンポジウムの開催、広報紙等によるPR等を行ってまいります。この条例の運用の中で重点的に景観形成を図っていく地区内の建築物や大規模な建築物等の外壁面の色彩については誘導を図っていく予定でございますが、正直申し上げまして、視覚、嗅覚に着目した快適環境の誘導にはなかなか困難な面がございます。しかし、人間の感覚に着目した施設づくりというのは、今後可能なところから取り入れていかなければならないであろうという視点であると感じており、例えば優良な都市景観の形成に寄与する、建築物等を表彰する都市景観賞といったものを制度化する中で、アーティスティック施設も表彰対象として誘導できないかなど、研究してまいりたいと存じております。

また、先ほど申し上げましたシンポジウム等の市民啓発活動を行うときに、快適環境づくりの視点も取り上げまして、公共あるいは民間施設を建設するときにはどうあるべきかの示唆となるような内容にしていくことも大切であると考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 1点目のうち、子供の遊び場の整備充実の中でご質問をちょうだいしました四日市スポーツランドの整備のあり方についてましてご答弁を申し上げます。

四日市スポーツランドにつきましては、昭和54年にアスレチック構想を

開設して以来、時代に即応した施設を順次整備し、現在までにスパースライダー、ローラースケート場、ディキャンプ場、ちびっ子プール、ちびっ子カー等の各施設が完成しておるわけでございまして、入場者は通算約80万人に達しておるところでございます。

昨年9月から、毎月1回、学校の週5日制の実施によりまして、子供の余暇活動時間も増大し、従来の施設のみでは子供たちの要望を満たすことが難しいと思われるわけでございますので、今後既存施設の見直しから、魅力ある施設の導入を図る必要があると考えておるところでございます。

平成5年度におきましては、木製船型遊具の設置とか、ちびっ子カー広場の拡張、ぶら下がりロープウェーの新設等を計画しているわけでございまして、将来的には現在策定中の水沢地区周辺観光レクリエーションエリア開発基本計画に基づきまして、順次整備を進め、より市民に親しまれる四日市スポーツランドにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、3点目の三重造船跡地問題についてでございます。富双地区の再開発地域につきましては、昨年12月の議会におきましてもご答弁申し上げておるわけでございますが、本年度調整監、市長公室、農林水産部、建設部、下水道部、商工部などが参画いたしまして、市内部に富双地区再開発整備推進プロジェクトチームを設置し、管理組合と協議しながら検討を進めておるところでございます。

平成元年度に策定されました富双ポートサイドパーク構想は中部新国際空港の計画を初め、ポートルネッサンス21構想、さらに霞ヶ浦北埠頭の整備計画など、昨年8月策定されました四日市港港湾計画との整合性といった諸情勢の変化もあって、新年度におきましては、これらの港湾計画等も踏まえ、市及び管理組合と共同して、有識者等のご意見をいただきながら、レクリエーションゾーンとしての基本計画を策定することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 大廣教育次長。

○教育次長（大廣佳二君） 子供の感性をはぐくむという観点から教育現場に大いに期待しているんだということで幾つかご提示いただきました。大変貴重なご提言ありがとうございました。

今日の子供の姿を見ておりますと、確かにご心配いただきましたように、心の潤いや温かさに欠ける姿が見られ、強い懸念をいたしております。ただいまご指摘いただきましたように、子供の心の豊かさや感性や情操を培养することは、学校教育においても大変大切なことだと考えております。

このことは今回の新しい学習指導要領の中でも、例えば地域の人や自然との触れ合い体験や、問題解決学習を重視するなど、具体化されております。また、評価の仕方につきましても従来の知識理解を重視した点数で順位をつけるという評価法ではなく、一人一人の子供の持つ能力や興味、関心の違いを的確に把握するとともに、意欲、態度などを重視した指導強化をするよう求められております。

ご提言の文学、音楽、美術などで感性を磨く教育、社会、理科でみずから問い合わせ追求する教育、細やかな思いやりを育てる道徳教育はまさに新しい教育の動きであり、感性や情操を培い、豊かな心を持った子供を育てる上で最も重要なことであると考えております。

本市におきましても、このことを学校教育指導方針の重点として掲げ、市内の幼稚園、小中学校において指導の充実に努めているところでございます。こうした新しい観点に教育の実を上げるためには、何といいましても、この指導に当たる教員の資質の向上が強く求められるところでございます。そうした意味におきまして、校内研修や教育センターなどで実施されます研修に内容の充実をさらに図ってまいりたいと存じます。

なお、ご提言の遊び場に関する子供の声の吸い上げの機会等を考えてはどうかということにつきましては、今後検討させていただきたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 毛利道哉君。

○毛利道哉君 ご答弁ありがとうございました。

都市計画部長にもう一度ご質問をいたしますが、この児童公園といいますか、子供の遊び場の中でも児童公園につきましては、昨年12月議会で、私どもの大島議員が、砂場の総点検のデータをもとにいたしまして、大変砂場の汚染が進んでいると。私もこれは私自身採取をいたしまして、四日市につきましては、三重県の衛生研究所へ私が持っていました。先週の金曜日、5日に、衆議院の第4分科会で、私どもが行いましたこの砂場の総点検が取り上げられまして、愛知県選出の国民会議の草川議員がこの問題を取り上げました。国においても、この子供の遊び場の中でも特に最近問題になっておりますペット等による汚染に対してどう対応するのかという問題が論議をされるところであります。また、中日新聞等にも詳しくこれは掲載されておりました。

この3月5日付の生活欄で、「大腸菌汚染の砂場を清潔に」という大体6段半の囲みの記事がございます。「知恵を絞る住民や自治体」、「東京都足立区では犬や猫の侵入を防ごうと夜間シートをかぶせている。三鷹市の下連尺通り北児童遊園では、同じように遊ぶ人がシートを外し、終わるとシートをかけるようにしている。武蔵野市では、この春から81カ所の公園の砂場に、消毒液を散布する。この消毒液は5年前からホテルや病院の調理場の悪臭のもとになる腐敗菌の減菌に利用されている。また、荒川区では人体に害のない犬、猫よけの忌避剤をこの春から全公園の砂場に置く計画である。2月には抗菌効果のあるセラミックス性の砂も登場している。」こういうように各自治体も砂場の汚染にはいろいろな知恵を出して対策を講じているわけであります。

12月から3ヶ月ほどもたっておりますけれども、先回の大島議員の質問に対しても、私どもの考える、何か大した悪影響はないかのような、そういう意味の都市計画部長の答弁がこの議事録を読みますと伝わってくるの

です。四日市のあさけが丘公園、5号公園、砂場の10cm下ですけれども、1g中生菌数 220万個、大腸菌が 4,600個、砂場外、生菌数 360万個、大腸菌 1,100個、大腸菌の数についてはこれは他都市と比べますと、調査の中では非常にデータとしては低い方でございました。名張市が非常に高かったわけであります。

いずれにしましても、ペットによる汚染というものはデータの大小はある、これは各児童公園とか、また幼稚園とか保育園の砂場等にも起こっているのではないかという気がするわけであります。どうかそういう意味で、子供たちが安心して遊ぶことのできる、環境整備というものをぜひお願いをしたい。また、公園には非常に手洗い場が不足しております。こういうものも一遍にはできないにしましても、年次計画で順次整備をして、そして子供たちが遊んだ後には手を洗って、そして家に帰る、こういうひとつ一つの習慣をつくっていく、こういうこともこれはやはり大人である私どもの責任ではないかな、こう思うわけであります。

どうかそういう面につきましても、より一層のお取り組みをというのをお願いするわけであります。

この点につきまして、何か、ご答弁なり決意がございましたら、お伺いしまして、私の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 去る12月の定例会でご答弁申し上げたとおり、市としましても、昨年独自に市内の6カ所の公園を抽出しまして、三重県衛生研究所に検査を依頼したわけでございます。検査箇所の細菌数や大腸菌群につきましては、一応安全と考えられる範囲であるという検査結果を得ておるところでございますけれども、今後とも継続的に調査を行い、良好な衛生状態が保てるよう管理に努めたいと考えておるわけでございます。

この砂場の衛生管理につきましては、どういう方法が一番よいのか、各

自治体とも試行錯誤しておる状況でございます。国あるいは県からもこの対策方法について指導が今後なされると思いますけれども、私ども今年に入りまして、市内2カ所の公園をテストケースとして、人体に無害で抗菌効果のあるガラス系の粉末でございますけれども、殺菌効果の非常に高い銀イオンを含んでおる抗菌剤、これは人体には全く無害でございますけれども、これを砂場の砂に混入しまして、大腸菌の発生を抑える働きの効果、こういったものにつきまして、名古屋保健衛生局に依頼して現在調査をしておるところでございます。

いずれにしましても、結局は公園に連れてくる飼い主が、ペットのふんや汚物をきちんと処理する、こういったモラルの向上が一番大切ではないかと思いますので、そういった点も含めて今後啓発活動に努めたい、このように考えておるわけでございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後2時45分休憩

午後3時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 それでは通告をいたしております3点についてご質問を申し上げたいと思います。

まず第1点は、四日市大学についてでございます。四日市大学は、公私協力型大学として全国注目の中、開学をされまして、はや6年目を迎えることとなったわけありますが、開学までは随分時間がかかるものだというふうに感じておりましたが、開学後は1年1年が大変早く、既に卒業生を世に送り出し、今月25日には2期生の卒業式が予定されているところで

ございます。

四日市市が市民の強い要望、地元産業界の熱意を背景に、学校法人として40年余りの学園運営のノウハウとキャリアを持つ暁学園と協力して開学を目指したこの方法は、大学設置審議会の教育機関の整備に対する提言にも合致し、理想的な形と評価されているところでございます。

今後、この公私協力方式によるモデル的な四日市大学としては協力関係をより強固なものとして発展させねばならないというふうに思いますが、その点についてのお考えをお尋ねいたしたいと思います。

また、開学当初より地域とともに歩むことを全面に出し、地域に開かれた大学として今日に至っておりますが、その定着度合いについてどう考えておられるか、新たな考え方があれば、含めてお聞かせをいただきたいと思います。

大学も、5年経過の歴史ができたとはいいながら、活動実績や考え方、あるいは情報が大学サイドの片側通行で終わったり、市民に届かなかったりしていることが大変多いように感じておりますし、大学設置による真の効果が十分評価されていないように思われる節もあり、残念に思っているところでもございます。

1期生が既に卒業生として実社会に出て活躍していることや、教授人が本市を初め県下各組織分野から要請を受け、学者あるいは学識者の立場で大変なご活躍をいただいていること、学生が本市経済に大きく貢献していることなど、それらは大学設置によるメリットの数々でありますし、今後もっと多くを期待したいところでもございます。

今、申し上げましたような実績やメリットの事例を紹介させていただきましたが、現状に満足していることではありません。高い評価、順調な運営がされているとはいながら、5年前の開学時には大学設置基準の必要最小限度の規模、施設でスタートしたものでございまして、決して大学としての十分な施設とは思っておりません。しかし、これも開学4年間は

文部省の大学設置基準による大変厳しい制約もございまして、どうしようもない面があったこととして私も理解をしておりますが、既に4年経過したことによる制約の解除にもなった今、より充実した四日市大学づくりをどのように考えておられるのか、大学冬の時代到来間近と言われる昨今、特色ある大学として、地域の期待にこたえられる大学として、さらには全国に認知される大学たらんとするために、どのような考え方を取り組まれるのか、お伺いをいたしたいと思います。

それに加えて、学部増設についてもお尋ねをいたしたいと思います。学部増設につきましては、申請から認可までの期間のこともありますが、資金面、経営面、運営管理面等、すべての難題をクリアするバックグラウンドを整備確立することも考えねばならないと思います。既に、大学運営協議会等でご検討をいただいているかもわかりませんが、とにかく早くすべき段階と考えているわけでございます。

新学部が増設されたならば、当市のイメージアップはもちろんのことですが、これまで以上のスケールメリットに直結するものと思います。大学のその地域にあっての経済的波及効果の大きさは予想をはるかに上回るものと言われておりますし、公私協力方式をさらに進展させ、新たな資金投下も含む積極的な考えを、あるいは方向づけをお聞かせいただきたいと思います。

次に第2点目、病院事業に関連してお尋ねをしたいと思います。

昨今、マスコミ報道に医療機関での医療ミスやトラブルの報道が大変多くなり驚いています。それらのことは即人命にかかわることでございまして、地域住民に不安を抱かせ、医療不信につながる大きな社会問題と言っても過言ではないと思います。そんな中、当四日市病院は、年々外来患者、入院患者とも増加傾向にあります。これは裏を返せば、当院に対する四日市市民を初め、北勢地域住民の信頼の度合いの高さを示すバロメーターであり、大変喜ばしいことと思っております。これも院長

初め、病院関係者すべてのご努力の成果であり、敬意を表するところでございます。

しかし、全国的傾向であるとはいえ、公的病院の経営環境は想像をはるかに上回る大変厳しいものがあり、四日市病院も例外ではないと考えられます。当院が現在の高い信頼を継続させ、患者及びその家族の安心感をさらに高めるために二、三のご質問をさせていただきたいと思います。

第1点は、看護婦の実情と将来展望についてでございます。病院の名声や信頼の高まりはドクターの診察技術によるものだけでなく、看護婦のあり方によるところが大変多いものと考えられます。看護婦については、全国的な傾向として不足ぎみであり、その仕事内容、勤務体系は大変ハードだと伺っております。新人を含む若い看護婦は、看護学院における教育と現場との違いの大きさに悩み、驚き、疑問を抱き、ひいてはそれが自信喪失につながっていくケースが多いとも聞いております。また、医療の高度化、業務の拡大した現場にありますては、1人の看護婦の力は大きく幅広く求められ、理想とする看護ができないと悩む人もいると聞いております。

先般、ある専門雑誌の記事にこんなようなことが書いてありました。「国は看護職の需給見通しで、平成3年から向こう10年間、116万人の看護婦を見込んでいる。若年女子人口の減少化にあって、高卒女子10人に1人が看護婦にならないと需給見通しに追いつかない」ということでございました。

今、申し上げましたような、いろいろな情報を耳にしますと、さて四日市病院はどうなのか、心配になってくるわけでございます。新年度における入院患者、外来患者はそれぞれ1日平均485人、1,850人と予想されておりますが、それだけ多くの患者さんに十分な看護をする体制はとれるのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

業務に見合った適正人員の配置はなされているのか、12名の増員計画はあるものの週休2日制の対応は十分できるのか、トータル人員の充足度合

いについて現状と将来展望についてお聞かせいただきたい。また関連して、看護学院のあり方について、現行どおりで将来的にも十分と考えられるのか否か。また一般論として勤務のハードさについて大変厳しいというふうに聞いておりますが、当四日市病院の看護婦さん方の勤続年数はどれぐらいになっているのでしょうか。基準看護の病院として付き添いの問題もありますが、その点についてのお考えもお聞かせいただきたいと思います。

次に、駐車場に関する質問を申し上げたいと思います。ことしの2月の初旬の大雪の翌朝でございましたが、病院に参りまして、駐車場に車をとめようと院内駐車場に入っていましたところ、車の屋根に10cmもの雪をかぶった車が全体の3分の2ほどあり、大変驚いたわけであります。これらは昨夜来ずっと置いてある車であるあかしであるわけでございますが、病院としては、来院者の便宜を図るため、院内190台、院外400台、計590台もの駐車場を確保していただいておりますにもかかわらず、市民からの駐車場に対する苦情は大変多いように思われます。

その原因は今申し上げたような事例が大きなウエートを占めていると思われるわけございますが、それにまた2月末の日曜日の正午にも駐車場を見にいったところであります。駐車場は1台の空きスペースもない状況でございまして、それにもまして本来駐車してはいけない通路部分にまで何十台と止まっていた状況がありました。だれしも皆近いところに置きたいという気持ちは持っているわけでございますが、ここまで乱れた状態になってしまっていることは管理方法に問題があると考えねばならないと思います。

鈴鹿の中勢病院も、津の三重大学附属病院でも同じような悩みを改善するために、ゲートを設け、効率的運用に努められ、その実を上げていると聞いております。当四日市病院でも、これまで何度もこの問題は提起されている経緯もありますが、早急に対策を講ずべきと考えますが、いかがでしょうか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、医療食品についてお尋ねをいたしたいと思います。先にも申し上げましたとおり、病院経営は大変厳しい状況下にあるわけでございますが、病院の新年度方針の中にも、効率的病院運営、経営基盤確立のための企業努力の必要性をうたわれております。その成果を大いに期待したいところであります。そのような方針の中に医療食品導入の考えが盛り込めないものかお尋ねをいたしたいと思います。

素人なりに調べさせていただきました範囲では、医療食品は入院患者の給食用に用いられることを目的とした食品でございまして、厚生省が認められた栄養水準を保障された加工食品でございます。この医療食品を導入する場合、メリットだけでなく、デメリットも当然あることはわかっておりますが、トータル的に見て、作業上のメリットや診療報酬点数に入院患者1人1日につき18点加算されるメリットがあると聞いております。18点、いわゆる180円がすべてメリットとは申せませんが、約半分の90円程度と仮定した場合、新年度の入院患者、1日平均485人×90円、365日を掛け合わせますと、1,593万2,000円が利益部分としてカウントできるということになるわけであります。入院患者の立場、経営の立場、調理に携わる人の立場、あるいは現在材料を納入してくださっている人たちの立場等々、いろんな角度から考えねばならないと思いますが、企業経営には必ず改善が求められるものであります。近くでは羽津病院、富田浜病院を始め、厚生連関係病院でも導入されていると聞いておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、項目の3番目、保育行政についてお尋ねをいたしたいと思います。経済成長、女性の社会進出、出生率の低下など、社会が大きく変化をしていく中で、一般家庭の生活様式も変化してきております。女性の社会進出が進んでいるということは、とりも直さず仕事を持しながら子供を育てる母親が多くなってきていることであり、さらに職場における女性の地位向上に任務の拡大充実とともに、子育てに苦慮する母親たちが多くなってき

ている現実はこれからも続くと予測されているところでございます。

これらの状況に関連して、延長保育、夜間保育の推進を図るべく、1981年に厚生省が全国自治体に呼びかけを行いスタートを切って10年余り経過している今日であります。制度そのものが軌道に乗って推進されていないことがさきの新聞報道で私も確認ができたところであります。そこで、当市における現状と今後の考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず第1点は、保育所への入所状況でございます。出生率が低下し、乳幼児が減少していると言われておりますが、先ほど申し上げましたとおり、女性の社会進出が増大されているところでありますので、入所希望者はトータル的には大きな変化はないものと思っておりますが、それはどうなのでしょうか。また、入所条件について、いわゆる保育に欠ける児童の基準について社会の変化に対応できるものとして改善されてきているかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、去る2月に、厚生省が先ほど申し上げました延長保育、夜間保育、一時保育について都道府県別進捗状況を発表しておりますが、本市としてはどのような状況で取り組んでいるのか、それぞれについて現状をお尋ねいたしたいというふうに思います。もちろんこれらを進めるに当たっては保母の確保も必要ですし、保育料のあり方も基本的に考え直さなければならぬと思います。そのほか、問題となることがあれば、それも含めお考えをお示しいただければと思います。

保育所のあり方は今後社会情勢の変動によって大きく変わらなければならぬと私は考えておりますが、かといって自治体が丸抱えするということではないと思っております。住民の理解、協力と私立保育園との協力、提携あるいは幼稚園との提携をどう進めていくかを考えるべきと思っております。そのためには、保育園にも幼稚園にも行かない子供たちも含めた保育行政の総合的抜本的な対策をつくる必要があると思っておりますが、ご所見を伺いたいと思います。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） 第1点目の四日市大学についてご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

四日市大学はただいまご質問の中にございましたように、昭和63年4月に、学校法人晩学園と四日市市の公私協力方式で設置、開学をいたしまして丸5年を経過しておるところでございますが、この春には第2回目の卒業生を社会へ送り出すということになってまいりまして、これまでおおむね順調に発展をしてきておるというふうに認識いたしておりますが、これも議員の皆様方を初め関係各位のご支援のたまものであるというふうに深く感謝をいたしております。

この後、当然のことながら来年、再来年、第3期、第4期と卒業生を社会へ送り出すことによりまして、大学の評価が十分なものとしてなされていくというふうに思っておるところでございます。今後とも四日市大学の発展に向けてご支援をいただきたいというふうにお願いを申し上げるところでございます。

さて、開学以来、大学と本市の公私協力方式並びにこの大学が目指します開かれた大学としての方針、これは全国的にも注目を集めておりまして、志願者だけでなく、入学者の出身地も徐々に全国的に広がり、学生数も現在では1,574名という数を数えるに至っております。大学のキャンパスにはますます活気が出ておるところでございます。したがいまして、今後とも市といたしましても、この公私協力方式を堅持し、地域に開かれた大学としてさらなる発展をしていくことを強く期待し、市としてもその協力に一層の努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

ここで、若干最近の大学の実績、あるいは地域への貢献の状況等につい

て述べさせていただきたいと思いますが、本年、入学の志願者数は推薦、一般入試1期、2期を合わせまして、9,800余名に達しております。最後に、3月末に予定をいたしております第2次募集を含めますと、1万人を突破するんではないかというところまで参っております。昨年の実績は全体で5,800名でございまして、これがために入試会場をいたしましたが、本学を初めとして、昨年は豊橋、岐阜、大阪、高松、それで本年度の入試につきましては、金沢にも試験場を増設して募集をいたしたところでございます。これら入試の状況につきましては、応募状況をいたしましては、一方では隔年現象といいますか、受験生のとらえ方としまして、前年に競争率の低いところへ翌年集中する、またその翌年にはその逆になるというふうなことで、若干の隔年現象を来ておるところでございますが、いずれにいたしましても、本質的な大学の地固めをいたしまして、名実ともに受験生が集まる大学にしていかなければならぬというふうに考えております。

また一方、就職の状況でございますが、昨年第1期の卒業生は444名ございまして、そのうちほぼ100%に近いものが就職をしておるということで、開学第1期卒業生をいたしましては、予想以上に成果があったのではないかというふうに考えております。本年度は若干数が減りまして、就職の希望は298名というふうに伺っております。おおむね就職先が決まっているようでございますが、就職先をいたしましては、県内で約37%、愛知県へ34%、その他東京、大阪等へ17%というふうなことに相なっておるところでございます。大学の経営及びこの大学のあり方としてはおおむね順調に育っておるのではないかというふうに考えておるところでございます。

次に、一つの理念でございます地域に開かれた大学としての地域への貢献度といいますか、こういったことでのお尋ねがあったわけでございますが、学生数が1,500名を超えた現状におきましては、相当の金額換算は物差しが今のところございませんが、地域貢献、経済的波及効果等も含めて

あるのではないか。若干最近の情報といたしましては、この大学に対する下宿あるいは学生アパートについて相当不足ぎみであるというふうな声が聞こえてまいっております。昨年までは学生数が年々増加する中での状況でございまして、5年を経過した今日におきましては、今後にはこういった学生の循環といいますか、これが年々行われるということで、相当安定した形での下宿あるいは学生アパートの供与がなされるのではないかというふうに考えておるところでございます。

また、四日市大学の先生方の地域へのかかわりについては、本市を初めといたしまして三重県内、あるいは経済界、商工会議所、さらには各種団体代表の委員としてご活躍をいただいている方もお見えになるわけでございますし、また大学におきましては、大学主催の公開講座の開催でもって地域住民の方の聴講等も行われております。また、地域あるいは企業での小会合等での講演会の講師にも招かれることも多くなってきておるというふうに聞き及んでおるところでございます。

平成元年度には四日市大学、地元産業界、四日市市等の連携によりまして、四日市地域経済研究所を設立いたしておりまして、そこでは四日市大学の先生方が皆さんこぞって特別研究員として自主研究に励まれておりますし、また市及び県、商工会等からの受託調査研究等をここで大学の先生方のご協力を得て実施をされておるところでございます。また、大学施設の面におきましても、施設開放が実施をされておるところでございまして、特にこの春と秋には情報処理技術者の試験が大学を会場として実施されるようになります。また、開学以降建設をされました体育館等につきましても、会議室等の施設を含めて地域の皆さんにも活用いただけるように開放をされておるところでございます。

この四日市大学の教育方針には、一つには国際交流の活発化、あるいは基礎重視、開かれた大学、こういった三つの柱を教育方針としておるところでございまして、幅広く国際交流の輪を広げまして、グローバルな視野

と語学力をはぐくみ、国際人の養成を目指しておるところでございまして、その点におきましては、カルフォルニア州立大学ロングビーチ校、あるいは中国天津市の南開大学との学術交流協定を結びまして、学生の夏期集中講座に派遣をいたしております。

また、内部の教育の面でございますが、特に新年度以降、カリキュラムの改定等を予定をされておりまして、ただいま申し上げましたこういった夏期集中講座への参加をもって一つの単位修得ができるような、そういう面も加えたような形でのより弾力性のあるカリキュラムを設定し、学生の指導に当たっていくというふうな方針を聞き及んでおるところでございます。

また、大学運営そのものに関しまして、文部省の基準改定等にも合わせまして、大学自己評価に関する検討委員会というものを学内に設けられておりまして、教育研究水準の向上を図り、建学の理念と社会的使命の達成に努力するための自己評価をし、これに基づいて今後適切な大学運営が図られるよう努力をされるところでございます。最後に、学部増設についてお尋ねがございました。この件につきましては、本市及び四日市大学の方と大学運営協議会を設置いたしておりまして、この協議会の中でも先般議論がなされたところでございますが、さきには理工学部あるいは文系、国際系等々の比較による一つの試算はされたわけでございますが、これによりまして、今後どういった形の学部を考えていくのか、また学部増設が最終的には必要になるわけでございますが、現下におきましては、平成2年度から設置基準として当初認められました両学部で 280名というものが、現在は臨時定員増の形で 360名までということで文部省の許可をいただいて、これはおおむね平成11年ぐらいまでは、この臨時定員増が認められていくというふうに聞き及んでおるところでございますが、それにもましてやはり現在の学部での定数増、あるいはその上に単部2科の大学での今後の生き残りということの危惧からまいりますと、やはり複数学部が必要で

あろうというふうな認識のもとに、現在学内におきまして、どういった特色あるいは国内での大学生存競争に勝ち抜ける学部の選定といいますか、こういったことが現在はまだ学内での検討にとどまつておるところでございますが、これとても機を逸するということは許されないといいますか、大学のこれから就学生の減少に伴つて激化してまいります生き残り、サバイバルに対して生き残っていくための方策としては、機を失しない形での学部増への考え方というものを明快に打ち出されまして、それによって本市のこれに対する今後の協力のあり方等を改めて議会の皆さん方ともご協議を申し上げながら、ぜひとも四日市大学のさらなる発展に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 病院事務長。

〔病院事務長（光本博之君）登壇〕

○病院事務長（光本博之君） 病院事業に関連いたしまして、ご答弁を申し上げます。

まず第1点目のご質問でございますが、当院の3月1日現在の正職員看護婦数、これは助産婦も准看護婦も含んでおりますが、375名であります、これに嘱託と臨時看護婦を合わせますと 411名となっております。昨年7月には特三類基準看護病院としての承認を受けたところでありますが、ご存じのとおり特三類基準看護は社会保険診療で認められる基準看護のうちでは最も密度の高い看護体制でありまして、入院患者2名に対し1名の看護婦と、これは看護助手も含むものでございますが、を配置しなければならないものとなっております。当院の現状は、入院患者 1.7人に1名の看護婦を設置いたしております。より手厚い看護が提供できるよう努めているところであります。

ご質問は、看護婦の業務が人員不足の理由によりまして、労働加重になつてないかとのことであります、医療の高度化に従いまして、看護

婦の業務範囲も年々多種多様化しており、これに伴って看護業務は増加の傾向にありますが、毎年増員を図って対応しているところであります。

さらには、昨年12月の週休2日制の導入に伴いまして、新年度で12名の増員を予定するなど、今後ともより良質の看護が提供できるよう、最大限の努力をいたす所存でございます。

次に、看護学院の定員は、将来的にも十分かとのことにつきましては、第1看護学科の定員は1学年30名であります、定員の2割以内であれば定員を超えて入学させることができるとため、現在は1学年35名の入学を認めているところであります。現有施設では1学年35名が限界で、これ以上定員を増やすことは物理的にも不可能でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、当院の看護婦の在職年数につきましては、最も勤続年数が長い職員が36年で、平均では9年2カ月となっております。

また、付き添いについての考え方のご質問でございましたが、いつもご指摘をいただきます入院患者の付き添いにつきましては、平素から看護について努力をしているところでございますが、現行医療制度の中では十分な納得のいただける医療サービスの提供に至らず苦慮しているところでございます。しかしながら、患者さんが病気になったときの不安と心配は健常な者ではばかり知れない、自分だけにしかわからない寂しさがあることは身をもって体験いたしております。これは看護の問題とは若干内容の質が異なったものと考えておりますが、これら複雑に絡み合って付き添いの問題として今日あるわけでございます。現在、付き添いが認められない中で、身内による付き添いが一部容認されている事実は、この不安を解消するものであると考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目のご質問についてでございますが、現在、当院では外来患者用駐車場として院内に190台、それから病院外に400台、合計590台の駐車を設置いたしております。昭和53年度新築開院以来、患者は増加の

一途をたどっております、さらには車社会の進展と相まって、車での来院が年々増加しております、駐車場不足が生ずるたびに病院周辺の土地を借地し、患者用駐車場の確保を図ってきたところであります。ご指摘のように、190台ある病院内駐車場は昼間はほとんど満車状態にありまして、多くの外来患者は病院外の患者用駐車場をご利用いただいているのが現状であります。病院内駐車場が満車の原因は、外来患者が多く、空き状態になる暇がないことと、長時間駐車車両が多いことに起因しているものと思われます。

問題となりますのは、この長時間駐車であります、これまでに数回にわたって職員が駐車場実態調査を実施いたしましたところ、6時間以上の長時間駐車は、常時80台前後に及び入院患者及び家族等の車がその大半を占めているであります。こうした状況のもと、入院時に駐車場の利用についての注意を促すとともに、院内に駐車場管理委員会を組織いたしまして、効率的な駐車場の活用を検討するなど、種々努力を重ねているものの、利用者の良心に負うところが大で、一向に目だった効果が上がりらず、頭を痛めているところであります。

当院の場合、患者サービスの観点から駐車場は無料開放しておりますが、企業努力にも限界があり、これ以上、駐車場を増やすことは財政的にも極めて厳しいものがあります。さらに、だれもが公平に効率的に駐車場を利用できるためには、使用料の負担を検討すべき時期に来ていると考えます。新年度の予算の中では、有料化の具体的な方策について調査をし、できるだけ早く結論を出したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、第3点目の医療食品の導入についてのご質問でございますが、ご存じのとおり医療用食品とは入院患者の給食用に用い、調理後のカロリー等が保障されているおむね冷凍加工食品のことを言うのであります、この食品を一定以上使用することによって、社会保険診療報酬における保

险点数加算が認められるものであります。

この制度は、全国の病院給食の質の向上を目指す目的で、昭和53年に厚生省告示がなされたものであります。告示後、当院といたしましても、検討し、試食も行いましたが、その当時は種類も約100種類と少なく、このため献立に変化をつけにくく、また味覚の点からも問題が多く、患者から不満が生ずるのではと判断し、導入を見合わせた経緯がございます。

最近の民間病院も含めた近隣の病院における導入状況は、調査対象18病院中、全面的に利用しているのは1病院で、週に一、二回の利用が3病院となっておりますが、これはすべて民間病院でございます。当院の医療用食品導入については、現在では冷凍技術の向上によりまして、種類は約280種類に増加し、かつ品質も向上しております、また経営面において点数加算による収益増も見込まれることから、現在近隣病院の栄養士とともに研究をいたしており、他病院の動向も眺めながら検討を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 保育行政についてお答えします。

まず、保育所の入所状況でございますが、児童数の減少にもかかわらず入所児童数はここ数年4,000人前後を推移しております。全体的に低年齢化の傾向にあります。

次に、保育所入所基準の改善につきましては、児童福祉法第24条の規定によりますと、保護者の就労、または疾病等の理由により、いわゆる保育に欠ける児童を保育所に入所させて保育する措置をとらなければならないとありますが、現在市におきましては、社会の変化に対応し、障害児並びに母親の子育て能力の欠如等、内部的な入所基準の見直しを行っているところであります。

続きまして、各種特別保育の取り組みにつきましては、本来児童にとっ

て集団の中で過ごすことができる望ましい時間は4時間から6時間程度であると言われておりますが、母親の就労、家庭的な背景等により、延長、夜間、一時保育等、保護者のニーズに対応するよう、厚生省の通知が出されております。

これに対しまして、本市における実施状況は、延長保育につきましては、平成元年度より実施し、平成4年度では民間保育園2園で50人の利用がございます。一時的保育につきましては、平成3年度より実施し、平成4年度におきましては、延べ月平均145人の利用がございます。また、夜間保育につきましては、その必要性及び実施方策等に検討を要する点も多く、今後の研究課題としてまいりたいと思います。

また、これらを推進する諸条件につきましては、ご指摘のとおり、中央でも保母の確保や保育料のあり方はもちろんのこと、措置権を始めとする、保育所制度の見直し等が必要ではないかと検討されているところであります。

最後に、保育行政の総合的、抜本的な対策につきましては、民間保育園の育成助成をより一層進めるとともに、四日市市における子育てに対する児童のかかわり方はもとより、教育、家庭、地域の役割分担に至るまで、子育ての基本的な考え方を明確にする必要から関係各課により協議を進めているところでありますので、よろしくご理解賜りますようお願いします。

○議長（水野幹郎君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 ご答弁ありがとうございました。

まず、大学問題についてでございますけれども、ご答弁いただきましたように、確かに開学の63年度とこの6年度を比べますと、当初は志望者も2,300人ぐらいであったかというふうに記憶しておりますが、それが1万人を超える、それだけ四日市大学が全国的に知名度が高まっていているということで、大いに結構なことだというふうに思いますですが、ただこれは全国的な例として、実は河合塾の資料で見たわけでございますが、全国の社

会科学系大学、いわゆる商学部、経済学部、経営学部といったところは、歴史のそこそこ経過しているところでも相対的に減ってきてているという状況であるというふうに聞いております。

また、四国ではもう既に短大ではありますけれども、大学の経営に行き詰まって、2大学が閉鎖したというような事例もあるわけでございまして、いずれにしても、この四日市大学が公私協力方式としてスタートした以上、どんなことがあっても、そういう四国の2大学のようなことがあってもらっては困るわけであります。そういったことで、今いろいろお話を伺っておりますと、もう一つ何かぴんと来ないところがあるわけでございますが、この学部増設等、あるいはもっと四日市大学のPRというようなことを考えたときには積極的にやっていただきたい。確かに平成元年度に毛利議員もこの大学増設のことについて質問をされ、私もしておりますが、そのときにもう既に市長のご答弁の中にも今後積極的に学部増設のことについては検討していくべきというようなお話があったわけでございますが、今の説明にありましたように、これからまだご協議いただくということ、何かしつこく来ないところがありますが、とにかく早い時期に方向づけをきちっとしていただいて、幾ら早めても増設決定の認可を受けるまでには最低でも2年はかかるわけでございますので、そういった面でもっと積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

この間、NHKのニュースを聞いておりましたら、現在岡山県津山市にある音楽大学が平成8年に倉敷の方に移設をするということで、津山市長が大変頭を抱えて困ったというような発言をされているニュースを見たわけでございます。そのときの話を聞いておりますと、その音楽大学は1,000名の学生数でありますけれども、8万人口の津山市には年間30億円の経済的な効果があって、それが全くなくなるということで困るというような言い方もされておられたわけでございますが、既に四日市大学は1,500人を超える学生規模であります。そして、学部増設が新たに実現したとしたな

らば、今の倍近くに学生がなるということを仮定すれば、津山のそのNHKの言っている算出基準からいけば、年間90億円ぐらいの経済効果が見込めるというようなことが、これは単純計算でありますけれども、成り立つわけであります。そんなことでもっともっと市としてはこの公私協力方式でスタートした以上、思い切った手立ての中で実現に向かって頑張っていただきたいということを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、病院事業についてでございますけれども、午前中の市川悦子議員のご質問にありまして、昨年7月に特三類の基準看護病院の認定を受けてというようなお話がありました。それを受けたことによる、いい部分と、また規制される部分があるということで、大変心配される向きも正直あります。週休2日制の対応というものが本当にできるだろうかというような疑問もあるわけでございまして、それが患者さんにマイナス作用をするというようなことがあってもらっては絶対困るわけでございます。

実はこんな話をある看護婦さんから言葉として聞きました。「患者も人間、看護婦も人間である。人間として相手を思いやる気持ちとともに、成長する喜びと責任を持って、本当の看護をし、患者や家族から喜ばれる看護婦でありたいと願っている」というような看護婦さんのお話がありました。まさにこういった気持ちが十分看護活動の中で実現できる体制をとっていただくためには、人的な面もありますでしょうし、看護婦さん方の精神的、肉体的なハードさをどういう形で和らげるかというようなことも重要な問題であろうかというふうに思います。そういったことを十分お考えいただいて、さらに市立四日市病院の名声が高まるように、また地域に貢献いただけるようにお願いをしておきたいというふうに思います。

それから駐車場問題につきましては、前もって取り組んでいただけるということで大いに期待をしたいわけでございますが、中勢病院とか、あるいは津の大学病院に参りましていろいろ聞いてまいりますと、ゲート方式を採用し、ただお金を見るということも併用されておりますが、真の診療

を受けに来られた方が仮に2時間いたとしても、これは料金を取らない。いわゆる横着な形で長時間とめる方については料金徴収をというような方策がとられているようでございます。そういう面も十分ご検討をいただきながら、いい形での管理システムの導入をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、医療食品につきましては、いろいろ勉強をいただくということをございますが、これも病院全体の経営ということから考えれば、導入ということについてもご協議いただかなければならぬ問題だろうというふうに思います。いずれにせよ病院経営というのは、実はせんでも佐世保市の方に視察で参りましたときに、これは病院関係者ではありません、議会の事務局関係の方にお聞きしたことで、細かなことではありますんが、約25万都市で当市とほとんど変わりのない行政規模でありますけれども、既に財政的にはその市立病院は40億円の累積赤字を抱えているというようなお話をあります。それだけに病院経営の今厳しい環境下ということは再認識をしなければならないと思いますけれども、そういう点で十分考えていただいて、経営の改善という面をいま一度お考えいただきたい。私は医療食品ということで、これは給食ということになりますけれども、ある面でいろんな業務委託ということもあわせ考えていただかなければならぬ時期がやがて来るんではないかろうかというような気がするわけでございます。維持業務、清掃業務、薬局業務、給食業務、いろいろ取り組んでいただいているとは思いますけれども、この近くでは小牧市民病院は、この4部門について業者委託をしているということも聞いておりますが、それがすべて正しいのかどうか、正直私もわかりませんが、経営改善という点からご検討をいただきたい、そんなことを申し上げておきたいと思います。

それから、保育行政についてであります、低年齢化傾向にあるというようなご答弁をいただきました。約4,000人というような数字も挙げてい

ただきましたけれども、こういった保育行政につきましては、低年齢化傾向があるということは、まさに女性の社会進出というようなことも背景にあると思われるわけであります。

私は四、五歳児といいますか、四、五歳児の子供さんを見てみると、公立の保育園、あるいは私立の保育園、トータル的に見ますと、95%から98%の子供たちが保育を受けているということではありますけれども、その四、五歳児から比べると、0歳児から3歳児というのは非常に少いわけであります。こういった点について少ないのは単に希望者が少ないのである、あるいは受入体制上の問題があるのかというようなことをもう一つ私はわからないところがありますが、その点についてちょっとご所見があればお聞かせをいただきたい。そして、延長保育等についても今お話を伺っておりますと、大変少ないわけでありますけれども、これも私立だけの状況の中であるというようなご説明もございました。そういうことをいろいろ考えますと、抜本的な改革をしなければならないのではないかというふうに思います。

私は、きょうも四日市市立保育園連合保護者会のいわゆる要望書の資料も見せていただいておりましたが、そういった中にも保護者会の悩みというものが出ております。私が質問した中のことも随分と同じようなことが指摘されておるわけでございますが、そういったことを考えあわせたときに、いま一つは0歳児から、2歳といいういわゆる低年齢の幼児の保育料というのが大変市からの持ち出しが多くて負担が多いわけでございます。月々11万円強の補助をしているわけでございますが、聞けば、市として私立の保育園に補助している額というのは園児1人当たり年間4万円強というようなことあります。先ほど私が申し上げました私立の保育園、幼稚園、あるいは公立の保育園、幼稚園といろんなタイアップをする中で補助金を私学の方に出してやっていただく方が効率的な部分が出るのではないかという気もするわけでございますが、そのトータル的な市の財政負

担というものを考えたときに、そういう面が考えられないものかどうか、
その点についてもいま一度ご答弁をいただければと思います。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 4、5歳児未満、3歳未満児につきましては、
ちょっと今手元に資料がございませんけれども、やはり就学前教育という
とらえ方から、95%ないし98%という形での公立、私立幼稚園、保育園の
申し込みが多い。未満児につきましては、確かに全体数からいくとパーセ
ンテージは少ないわけでございます。それから、民間保育所に対する助成
というのは、今後やはり民間を育てていくという面から、今後も十分考
えていく必要があろうかと思います。

○議長（水野幹郎君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 ありがとうございました。保育ということにつきましては、
私は今回は申し上げておりませんけれども、障害児の保育もありますし、
そして質問の中に申し上げました、今現在全く保育を受けていない方々の
ことも含めて幅広くご協議をいただければということを申し上げて、質問
を終わりたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時57分散会

会 議 錄

第 3 日

（平成5年3月9日）

○議事日程第3号

平成5年3月9日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳
宇野 長好
大島 武雄
大谷 茂生
小川 政人
川村 幸善
喜多野 等
久保 博正
桑原 勇
小林 博次
坂口 正次
佐藤 晃久

信生 武行 睦馬 正二 洋茂 蔵雄 平治 一士 力子 郎哉
光憲 俊廣 数忠 慎 増昭 記浩 元弘 和幹道 真寿朗
野川 中中 口井 田森 崎本 本川置 井市内 田野 野利
佐瀬 田田 谷土 豊中 野橋 橋長 日藤 古堀 益水 水毛 森

○欠席議員（1名）

野呂平和

○出席議事說明者

市助 長役 加藤 寛嗣
加藤 宣雄

二次二
榮美佳
藤部廣
佐服大
長長長
員次次
教育委員會

代表監查委員 楊尾裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
主幹兼議事係長	玉田耕士
主幹	井上紀久夫
主幹	水谷正昭

午前10時1分開議

○議長（水野幹郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（水野幹郎君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 おはようございます。ご多分に漏れず、私も風邪を引いて38度の高熱を押しての登板でございます。私の美声も少し濁っておりますけれども、お聞き苦しいところはひとつご容赦願いたいと思います。

さて、今回5点にわたって質問内容について通告を申し上げたわけでありますけれども、冒頭、一つお断りを申し上げておきたいと思いますが、3番目の内容につきましては、私、総務委員会に所属いたしておりますし、総務委員会とのかかわりも出てくるでしょうし、また多少他に影響を及ぼ

す内容にもなるのではないかというような危惧の中から、この3点の問題につきましては、若干意見、要望にとどめたいと、このように考えておりますので、よろしくひとつご理解のほどお願い申し上げたいと、このように思います。

さて、通告の第1番目の問題につきましては、四日市市の総合計画基本構想における第6次基本計画策定を目の前にして、若干の市長のお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

さて、ご承知のように、日本経済の実態については、昨日も小林議員からも若干触れられましたが、戦後最大の規模でもあると言われる非常に厳しい状況にあることについては、既に皆さんもご承知のとおりでございます。今日における日本経済を支えてきた自動車あるいは鉄鋼、あるいは電機等々の企業においても、いわゆる人員整理あるいはまた高齢者の希望退職、配転、応援ヘルパー、そして極度の個々の経費の削減、カット、こういった実態にあることについてもご承知のとおりだというふうに思います。また、労働組合側においても、今春闘においては、七、八%の要求に対して、経営側においては二、三%、いわゆる定昇にも満たない内容の中で、双方がこれから攻防を闘われようとしているわけでございます。

こういった状況の中で、今、世の関係者については、この不況の脱出が何とかできないだろうかと、いろいろしのぎを削っていただいているわけでありますけれども、しかし、そうは簡単に今回のこの不況については脱出の明るい見通しはない。こういう状況の中で、今政府においても、あるいはまた地方自治体においても、非常に厳しいこれから財政運営を強いられるのではないかというふうに思います。

四日市市においても、今期予算に提示されておる内容を見ましても、一応1.2%のアップと、こういう状況になっておりますが、この1.2%のアップの内容につきましても、いわゆる財調の17億円の取り崩し、そして競輪からの15億円の繰り入れ、こういったことの中からの1.2%でもございま

す。こういった状況の中で、また来期あたりをみましても、今回の財政部長の補足説明にもありましたように、今回の場合においても、3年連続、法人市民税のダウնであります。来期、来々期等についても、大幅なダウンになるのではないかと、このように思います。今回のこの予算についても、法人は落ちておりますし、また個人の市民税については若干のプラスはあるものの、今、残業はすべてカット、こういうことからいけば、かなりの収入ダウンになる。ひいては市民税の大きなダウンにもなるのではないか、このように思います。

そういった状況の中で、いよいよ基本計画の第5次が終わって、第6次の計画を策定しなければならない時期に来たわけであります。そこで、おのずと私が申し上げたいのは、この6次については、これもまた部長の補足説明にありましたように、過去5年間の基本計画でしたが、今回は4年の計画にしていきたい、こういうような補足もあったように思います。この4年間の基本計画については、おのずとそういう財政状況を見る中では、重点政策というものに絞らなければならないのではないかというふうに思うわけであります。そういうことで、今回のこの12の大型プロジェクトについても、おのずと一つの修正もやむを得ない内容も出てきておるのではないか、ということで、市長に対して、この12のプロジェクトについても若干の修正をしていかなければならぬということがあれば、ひとつお伺いをしたい。

そしてまた、第6次についても、今各部長さん方は非常に苦慮をされておるのではないか。どこまで長期で議論をされておるかはわかりませんが、向こう4年間、市長としてこれだけはどうしてもやっておきたいということがあれば、この場をかりてひとつお考えをお伺いをしたい。

そして、各部長さん方も、その市長の考え方をお聞きになって、そしてそれなりの方向性で活動していただきたい。大変失礼な言い方かもしれませんのが、市長も16年間、あるいは20年の四日市市のキャプテンとして、い

よいよ最後の、これだけはおれはどうしてもやっておきたいということがあるかと思います。そういうことで、篤とひとつ市長のお考えをお聞かせをいただいて、部長さん方も篤とお聞きいただき、それなりの6次計画の基本にしていただきたい。失礼があつたらお許しをいただきたいと思います。本日ここにお見えになる傍聴者の方についても、市長さんの5選目に向かって、多く応援された方ばかりだと思いますし、そういうことで、ひとつ市長さんもこれだけはということを篤とこの場をお借りして、お考えがあれば、お聞きしたいと思います。

次に、2番目の公立病院の現状と今後の課題についてであります。公立病院といえば、今市立病院、羽津病院、塩浜病院があるわけありますけれども、塩浜病院についてはご承知のような状況にはなっておりますが、今厚生省の指導性の中で、公立病院の医業分業、分担、こういうものがある程度指導されておるようになっておりますが、今例えば、この市立四日市病院を見ても、きのうも私たちの会派の野崎議員も若干触れられましたけれども、非常に大変な状況がございます。これは総合病院という性格からいえばやむを得ない内容かもしませんが、いわゆる小児科から高度な医療に至るまで、この三つの公立病院については非常に高度な医療機器あるいは医療技術も持っております。そういった中で、小さいお子様の風邪やお年寄りが風邪を引く、そういうては何ですが、軽度、軽いといいますか、そういった患者さんが多くあるわけであります。そういった中で、市立病院へ1回行けば、半日ないし、下手すれば1日かかる。こういう状況の中で、先生と我々患者とは、医療機器あるいは医療技術以外にも、一つの医者とのコミュニケーションによる精神的な医療というのも大きく左右するのではないか。

しかし、今の公立病院を見てみると、全く機械的であります。私も先日、ある町の開業医から診断を受けて、これについては高度医療機器を持っておる市立病院へ紹介状を書きますから、ここでひとつ治療を受けてください

いということで、その紹介状を持って市立病院へ伺ったわけでありますけれども、約半日、そしてわずかその先生に対面をして相談を申し上げたのはわずか1分半、全く機械的であります。そういうようなことからいければ、これもまた、ここ数年前に私たちの会派の議員でありました金森議員も、病院のいわゆる中核施設というものもこれから必要になってくるであろう、そして、それなりの医業分担というのもしながら、一つの地域医療というものについて考えていく必要があるだろうと、こういうことも提唱された経過があったと思いますが、まさに私はそのように思います。

そういった状況の中で、どのような医業分担をしていくのか、町の開業医と、あるいは公立の高度な医療機器、医療技術を持った病院とのかかわりの内容、こういったものが非常に難しい状況にあるわけでありますけれども、しかし今、ご承知のように、港湾財団であった築港病院、これについては昭和二十四、五年から港湾財団の一つの病院として経営をしてきたわけでありますけれども、最近非常に厳しい状況に直面しておることは、これまた理事者の方はご存じのとおりだと思います。单なる私は、この築港病院の内容について、いたずらにすべての内容で手を差し伸べて、市として財政的に重荷になってはいけない。けれども、財政を伴わなくして、それなりの援助体制というか、医業分担というか、一つの方法もあるのではないか。築港病院の関係者から市に対しても、あるいはまた、各企業の健保関係の担当者にも、それなりのラブコールが行われておることについてもご承知のとおりだというふうに思います。こういった内容で、大きく重荷にならない内容の中で、手を差し伸べ、工夫をし、そして、地域医療としての分担役目をしていくということも考えられるのではないか。これは私の全くの私見でありますけれども、今の四日市の市立病院の中で、今の敷地からいって、大体パンク状態であります。きのうも駐車場の問題が出ましたけれども、こういったことからいけば、これは発言をしていいかどうか、少し私も今悩みながら、考えながらでありますけれども、例えば、

市立病院の中の看護学校等については、それなりにまた、移転ということを考えるのも一つの方法ではないかなと、こういうふうな感じもいたします。

そういったことで、今の公立病院のあり方、あるいは開業医のあり方、そしてまた、別法人で行われておる中核施設的な病院のあり方等々を考えながら、一つの、そのラブコールに対する手の差し伸べ方も必要ではないかと、このように思いますが、ご所見をお伺いをしたいというふうに思います。

次に、3番目でございますが、3番目の問題につきましては、冒頭お断りを申し上げましたように、若干これは他に影響を及ぼす内容も多々あるというふうに伺っておりますし、この問題については、私の意見あるいはまた要望にかえさせていただきたいというふうに思います。

ご承知のように、今、霞の競輪場につきましては、冒頭申し上げましたように、かなりの収益を上げております。しかし、この問題については、単なる四日市のギャンブル場としていくのではなくて、あの周辺を市民総合のレジャー施設としての開発はどうか、こういうことになるわけでありますけれども、その周辺地区の内容につきましては、J R貨物ヤードの移転先のかかわりもございます。漏れ伺うところによると、若干移転先の問題については、少し難しい状況に来ており、再度、次への移転先の問題が浮上しておるというふうにも聞いております。そういったことで、この周辺の開発状況については、過去10年来、いろんなことがささやかれております。ですから、やはりこれについては市としてもそれなりの中期・長期計画といえば5年、10年、こういうことも見通しながら、それなりの考え方をきちんと整理をして、出していかなければならぬ内容ではないかなと、このように思います。

競輪場の西の、競輪場が保有しておる土地等についても、私が七、八年前に多少お伺いしたかと思いますけれども、そのときにおいても、全く購

入はしたけれども、駐車場にもならない、あるいは金利はかかるんでくる。利用の価値が非常に難しい、こういうことで、ある業者が買い入れに入ったところ、半分なら売ります、全部とはなかなか難しいということで、半分というわけにいかない。希望する人は半分程度ということで、流れた経過がございます。そういうことで、今回も若干それに似た内容があつたわけでありますけれども、しかし、いわゆる霞競輪場周辺のレジャー施設としての開発云々あるいは駐車場云々等からいって、そう簡単にはいかないということで、恐らくそういう議論の中で、5年ないし10年が過ぎようとするのではないか。

市長の冒頭の議案説明の中にありましたように、極力財源を確保していくためには、あらゆる手段での経費の切り詰め、そしてまた、いろんな形での財政への考え方というものを披瀝されておりますけれども、こういった問題についても、ある程度見切りをつけるならつけるとして、整理をしていくのも一つの方法ではないかと、このように思うわけでありますけれども、この種の問題については、少し総務委員会等にかかわる内容もございます。私はこの辺については答弁を求めようとはしない。意見、要望としてお聞きをいただきたい。来るべき時期が来たら、また私もこの場で質問として申し上げておきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

次に、4番目の垂坂山公園の現状と今後の事業計画についてであります。この垂坂山公園の問題については、これもまた、私が七、八年前に市長さん、この11階からあの垂坂山公園を見てください、松食い虫での瓦れきの中で、物すごく荒廃しておりますよ、数少ない緑地帯として、大きく開発をしていかないと、悔いを残す結果になるのではないかと、こういうことで、声を高らかに物を申し上げた。またその後、数名の方もこれを取り上げられたと思うんですが、以後、これを約40haの公園にしていこうという構想があるわけですが、そういう経過の中で、また理事者のお骨折りを

いただいて、今回、防災緑地緊急事業として、単なる公園ではないんですが、事業として建設省の許可をいただいて、5.1haだけを公園事業として開発をしていただいたわけであります。これについては、大変理事者の皆さんにご苦労をおかけしたと思うんですが、しかし、40haの中の5.1haでありますから、全くあの垂坂山の中で、開発されたところがすり鉢状況になっている。そのすり鉢状況の全くの底の5.1haの開発でありますから、周辺が非常に暗いのと、風紀上よくないということで、最近、地区自治会あたりからもいろんな要望をいただいておるわけですが、若者のシンナー等の風紀上よくない行為の内容、あるいはまたアベックの巣、あるいはまた早朝にはゴルフのパターの練習場等々、非常によくない状況が最近生まれております。かといって、あの三十数haをそう簡単に事業化できる内容ではないというふうに思いますけれども、これも長期にわたって再度ひとつお骨折りをいただけないものか。

そしてまた、これはまた古市議員も再三再四、この場で提唱をされましたけれども、今度開発された公園の中に敷かれた道幅、これが非常に狭い。ですから、将来計画としては駐車場を確保する絵がかかれておりますが、今としては駐車場一つない。ですから、どうしてもそこへ行かれる方については、道端に車をとめる、交差ができない、そして、垂坂地区からの一つの生活道路にもなっておる。理事者から言わせれば、公園としての道であると言われるかもわからないけれども、しかし、実態としては一つの生活道路としての機能も十分果たしておるということになりますと、せっかく整備していただいた内容でありますけれども、道幅の狭さへの市民の苦情、そして風紀上の問題等々が、喜びと同時に、反面、そういう苦情も多く出ておるわけであります。ですから、この問題については、いま一歩、ご努力をいただいて、建設省にも大きく働きかけをいただいて、早期の次の計画等について、もしもあるならお聞かせをいただきたいし、その熱意のほどをお伺いをしたいと、このように思います。

次に、5番目の内容であります。5番目の内容につきましては、これもまた自治会と行政のかかわりでありますけれども、この問題については、どなたか今議会でも自治会の代表権の問題、あるいは行政とのかかわりの問題について、後ほど質問をされる方があるというふうに思ったわけでありますけれども、この問題については、私も自治会と行政のかかわり、自治会長としての代表権の問題等についても、いろいろ提言をしてきたつもりでありますけれども、今回については、いましばらく物を申し上げたいことがあるわけですけれども、後ほど瀬川議員もご質問をされますので、少し観点を加えてお伺いをしたいと思います。

今行政から自治会組織に対して、各部局から連絡、広報等の依頼が約90項目あるわけであります。連絡あるいは広報の委託等が90項目となりますと、きょう、あるAの部から自治会への依頼があったと思えば、また、あります。こういうことで、各自治会長さんも非常にお困りになっておる。それが10日ないし20日経過をしてもいい内容であればいいわけですから、日限的に急を要する場合もある。こういうことで、地区市民センターの人たちも、あるいはまた自治会の方たちも、相当お困りになっておる。ですから、これは地域振興課あたりで、ひとつ10日とか20日とか、0のつく日には各部局から自治会に要請される連絡、広報については一括して持ってきてなさいと、そしてその日に必ず行きますと、こういう一つのルールを確立すれば、多少なりとも、そういう混亂も緩和できるのではないかと、このように思います。

こういったことで、いろんな自治会と行政との問題がクローズアップされてまいります。少しさきに戻りますけれども、羽津地区においては、今自治会長の代表権の問題で裁判ざたになって、今回で7回目の裁判が今行われようとしております。そうしますと、この裁判についても、非常に難しい、そう簡単には結論が出ない、あと2年、3年、この結論が出るまでにはかかるのではないかと思います。性格は少し違いますけれども、そ

いった中へ、ややもすると、こういうこともある、ああいうこともあるという状況の中で、苦情として市民の目に映る、こういうことになります。ですから、こういった行政から自治会への委託業務についても、それ相当に慎重にしていただかなければならない内容ではないか、このように思います。

以上、4点についてお考えをお伺いし、1点については意見、要望にとどめさせていただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点につきまして、私の考え方を申し上げたいと思います。

第6次基本計画の策定方針についてでございますが、現在の基本構想というのは、昭和62年12月議会においてご承認をいただきまして、平成12年度を目標として策定をされております。第6次の基本計画は、この基本構想に基づいて、基本構想の中で目標としております一口でいえば、「魅力と活力に満ちた産業と文化のまち」の実現を目指して、五つの都市像というものを考えておるわけでございます。第1番目は、健康で心のかよう福祉のまち、第2番目は、豊かな心をはぐくむ教育・文化のまち、3番目が、活気あふれる産業のまち、4番目は環境問題が中心で、生活環境を守れるまちにしようということ、第5番目が心のふれあう交流のまち、6番目が国際社会に貢献できるようなまちをつくりていこうと、この五つの都市像というのがあるわけでありますが、それをを目指しまして、全力を傾けて、平成6年度を初年度といたしまして、先ほどご指摘がありましたように、9年度までの4カ年の計画を策定をしようとするわけであります。平成9年度というのは、市制施行100周年に当たるというわけでございまして、ここを目標にして第6次の基本計画をつくりていこうという考え方である

わけあります。

したがいまして、この5項目の中にいろいろな仕事、あるいは行政的な対策をとっていかなければならないという問題がありますが、非常に最近の世の中の変化と言うものは目まぐるしいほど激しい変化をいたしておりまして、なかなかこの基本構想を立てた時代と、今日の時代では、いろんな違いが出てくる。社会情勢に違いが出てきておることも事実でございます。したがいまして、基本計画では基本構想に掲げたとおりというわけにはまいらないと思いますし、その時代時代に即応した事業というものを進めていかなければならぬというふうに思っております。

しかし、いろんな変化がありますが、間違いなくこの6年間に変わっていくであろうということが予測可能な問題点があるわけでございます。それは、高齢化社会、あるいは障害者の方々の数が今日の社会情勢上、増えつつあると、こういう状況は今後もさらに続いていくであろう。したがって、早期にそういうことに対する対策というものは取り組んでいかなければならぬということが一つでございます。

第2番目には、市民全体のといいますか、日本の社会というものは今後、教育・文化ということに特に力を入れていく時代になってきておる。いわゆる個性的な人間づくりということが強く望まれていると、私は思っております。そういう意味では、学校教育あるいは生涯教育、生涯というものはライフスタイルということですが、そういった面でさらに力を入れていかなければなりません。それには、単に学校教育あるいは社会教育といいましても、それが地域社会とのつながりにおいて、推進できるような方向で進めていかなければならぬであろうということ。さらには、環境問題でございます。今日、環境問題は宇宙的な規模で考えると同時に、我々の足元の環境、生活から出ます廃棄物汚染ということも重点的に取り上げていかなければならぬ時代になってきておる。

そして、さらに、日本と世界各国とのつながりというものが今日我々が

考えていたより以上に、早いスピードで進みつつある。近づきつつあるといいますか、進みつつあるというふうに私は思っておりますので、やはり世界の中における日本の貢献の度合い、そして地域の私たちが世界のために役に立つがあれば、できるだけそういう方向で進めていかなければならぬというふうに思っておるところであります。

しかしながら、一方で考えてみると、これらの事業を進めてまいりますためには、ご指摘にもありましたように、多額の費用がかかるわけでございますので、ただ口でそういうことを言っておっても、なかなかその実現は難しいということありますから、四日市市の力というものをつける、増幅をしていくという方向で考えていかなければならぬだろうというふうに思っておる次第でございます。

それには何があるかといいますと、一番大事なことは、都市としての規模、これを適正規模に持っていくかなければならないだろう。基本構想では、平成12年度の目標人口は35万人、推計人口としては30万人ということでございます。私はやはり30万人以上ないと、都市としていろんなことを自己完結的に確立をしていくことは、難しいのではないだろうかと思っておりますので、まず人口というものをそこへ早急に持っていくような、受け皿づくりというものが必要であろうかというふうに思っております。これは、人口がそれなりの規模を持ってまいりますと、これらの事業もやりやすくなる。一方で、これらの事業を進めていけば、同時に人口もそういった方向に向いていくという、どちらかといいますと、鶏と卵のような関係に、どちらが先かということですが、それなりの規模をつくっていくという上におきましては、人口30万人を早く達成させるような受け皿づくりというものが必要なではないだろうか。

それには、何があるかといいますと、私は都市計画的に人が居住できる地域というものを都市計画法の用途地域の改定もあることですから、そこにそういった増加し得る人口を収容できるような措置を講じておる。同

時に、旧市街地、いわゆる四日市では中心市街地と言っておりますが、この辺が非常に若い人がいなくなっている。この活力を考えますと、この辺の都市再開発を進めながら、そういった余地をつくり出していくということが極めて大切なことです。

もう一つは、産業構造、第1次産業から第3次産業全体にわたっての産業構造の再編成ということが必要ではないだろうか。農地利用のあり方あるいは集約化をしていくというように、農業の近代化というものを図っていかなければならないし、規模の拡大化も図っていかなければならない。そこで、農地開発ということが同時に出てまいりまして、その中に居住可能な地域を生み出していくということも極めて必要だろう。工業につきましては、言うまでもなく、今日の時代に適応し得るような、そして、いろんな分野にわたっての工業生産あるいは商業分野でもいろんな分野がございますので、そういった分野の高度化を図っていくということがまず必要なではないだろうか。確かに、鶏と卵との関係はあるが、思い切ってそういった方向に重点を置きながら、改革をやっていき、その中の持続可能な環境形成を図っていく必要があるのではないか。今そのように考えておる次第でございます。何に重点を置くかということになりますと、この5項目にわたって、同時並行的に、あるいはその時代に適応した緊急性を重んじながら、同時並行的に解決をしていくというのが一番いいわけありますけれども、それは鶏と卵との関係になりますので、そういったようなどころに力を入れながら、今後基本計画の策定に向かって努力をしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

多少落ちた点もあるうかと思いますが、時間の関係もありまして、ハーフの面について触れなかったことをお許しをいただきまして、答弁を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 病院事務長。

[病院事務長（光本博之君）登壇]

○病院事務長（光本博之君） 2点目の公立病院の現状と今後の課題についてのただいまご指摘をいただきました当院の実態など、地域医療の機能分担についてのご意見をちょうだいいたしましたが、国の施策等につきまして、病院の方から若干のご説明をさせていただきたいと思います。

医療救急体制の整備充実につきましては、昭和63年12月に作成されたものでございまして、三重県保健医療計画におきましては、日常的な疾患の対処は診療所を中心とした1次医療体制で、高度技術を要する患者は2次医療体制で受けとめられるようなシステム化が重要な課題とされております。また、国におきましては、我が国の医療供給体制を時代に合ったものに再構築をしていくために、平成4年6月に医療法を改正しまして、本年4月から大学病院を中心に高度な医療を行う「特定機能病院」と老人等の入院患者が長期入院療養する「療養型病床群」を一般病院から分離したところでございます。今後におきましても、一般病院、診療所についてさらに機能分化を推進していくことといたしております。

また、そのような制度化されました体系の中で、医療機関の選択は市民の自由な受診行動に基づき選択されるものでございまして、疾病構造の変化や医療の高度化に伴い、年々全国的な傾向として大病院志向はますます強くなってきております。こうした状況のもと、適正な医療を提供するためにも、病院と診療所あるいは病院間の機能分担を明確にすべき時期に来ているものと思われますので、市立四日市病院といいたしましても、より一層他の医療機関との連携を促進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

[市長公室長（鈴木一美君）登壇]

○市長公室長（鈴木一美君） 2点目の中で築港病院の件がご通告にございまして、お触れいただきましたので、現在、築港病院はあくまで財団法人が経営する私的病院ではございますが、地域に果たす役割等々の関係

から、これまで築港病院のあり方といいますか、この経営の中に若干立ち入った形での市の相談を受けるという立場もございました。私が今回この件に関しまして、特命の形で若干かかわっておりますので、ご答弁をさせていただきたいと思います。

築港病院は先ほど申し上げましたように、財団法人四日市港湾福利厚生協会が経営する病院でございますが、この病院につきましては、港湾労働者あるいは内外国籍船員を初めとして診療を目的にしたところでございますが、その他一般市民をも対象にして福利厚生施設として進められてきたところでございます。当病院の設立は古く、昭和21年10月ということで、病床数は10床でございますが、戦後荒廃した中で、いち早く病院診療所を建設をされたところでございまして、以後、順次病床数を増やされまして、昭和40年9月には、現在の162床という形で増床をされてきたところでございます。また、その後におきましては、特に充実されてまいりました成人病の早期発見、早期治療などを推進するために、52年3月には、この病院に健康管理センターを併設されまして、地域に密着した医療を行うなど、活発な活動を展開し、今日に至っておるところでございます。また、施設の面におきましては、28年に診療所から病院に変更されたわけでございますが、このときの増床あるいはこれ以後数次にわたる増床、増改築等を重ねられまして、今日に至っております。

こういった状況の当病院でございますが、経営主体であります財団法人四日市福利厚生協会の目的といたしますところは、あくまで基本は四日市港における港湾労働者の福利厚生を充実強化し、もって港湾荷役の改善あるいは船舶運航能率の増進等に寄与するというのが主たる目的でございます。この中の一つとして病院経営をあわせ行ってみえるということでございますが、こういった目的に照らしまして、現在のことで診療を受けられる患者が内容的にはごくわずかな港湾労働者の割合になっておるということがございます。経営主体であります財団法人の構成の中において、今後、

地域医療に重点を置いた形での病院のあり方というふうなことを考えました場合に、やはり市としても何らかの方策をもってお手伝いなりご協力いただいて、同時並行的に事業を進めていくということも必要であろうというふうに考えておるところでございます。10年前の昭和57年当時には非常な借入金等のかかわりから経営が困難になったということがございます。昭和58年以降、三重県が特に指導に当たられまして、その際、大学病院あるいは四日市市もともども相談に乗っていくということで今日まで来ておるところでございます。

昭和の時代、63年ぐらいまでは、そういった経過でもちまして、単年度黒字を計上されるところまで回復をしてきたところでございますが、その後の医療環境の変化等もございまして、今日ではまた改めて赤字基調が見られるというふうな状況になってきておるところでございます。近年、病院事業を取り巻きます環境は非常に厳しいものがございまして、特に看護婦の不足あるいは人件費の増といったようなことで、全国的に見ましても、約75%程度の病院は赤字経営に迫られておるというふうなことで、先般も新聞報道で拝見いたしましたところ、厚生省では本年、病院にかかわります病院経営での実態調査を行って、あるいは将来的にはこれらを支援する方策について検討するというふうな報道も見たところでございます。

いずれにいたしましても、これまで戦後から今日まで、築港病院が当地域において果たしてきた役割等を踏まえまして、今後の当病院のあり方、あるいは地域医療のあり方等について、現在、財団法人協会と市あるいは四日市医師会の三者で協議・検討をしておるのが実情でございます。市といたしましては、新年度に策定いたします老人保健福祉計画をも考慮の中に入れながら、今後、当病院に対する対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 4点目の垂坂公園の現状と今後の事業計画につきましてご答弁申し上げます。

この垂坂公園は、昭和44年1月30日に都市計画決定されました計画面積39.7haの総合公園でございます。先ほどの谷口議員のお話のように、昭和63年度から新しい公園整備手法であります防災緑地緊急整備事業を取り入れまして、平成3年度までに4カ年で公園の中心部におきまして5.1haの整備を完了したところでございます。この事業は災害時における避難場所として、国の補助事業により用地取得、施設整備を行ったところでございます。この公園は、できる限り自然な地形を利用した起伏に富んだ施設でございまして、休日には付近の小学生初め家族連れでぎわっており、多くの市民に利用されております。

ご質問の垂坂地区から公園へ通じます道路につきましては、公園整備の拡大にあわせまして整備してまいりたいと考えております。

次に、公園の風紀上の問題につきましては、夜間明るく健全な公園にするように、公園灯、照明灯を設置してまいりたいと考えておりますし、駐車場につきましては、公園の中央部に走っております道路に沿いまして、当面の対策として、十数台のスペースを確保し、整備してまいります。

今後の垂坂公園の整備につきましては、事業区域を5.1haから9.3haと拡大して整備に取りかかっておるところでございますけれども、全体区域の事業化にはなお相当な時間を要すると思われます。今後とも積極的に施設の整備を進めてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

〔市民部長（小畠廣次君）登壇〕

○市民部長（小畠廣次君） 最後の質問の5点目についてお答えをいたしたいと思います。

自治会への広報連絡事務委託につきましては、毎年3月から4月の間に

かけて、新しい年度の組回覧あるいは広報板へのポスター掲示等について予定されている項目につきまして、全庁の各課から照会をし、時期、内容を調整した後、委託事項を取りまとめまして、年度初めの連合自治会長会議におきまして、ご了解をいただき、委託契約を結んでいるところでございます。組回覧や広報板へのポスター掲示等を依頼するに当たりましては、必ず市民部の地域振興課へ事前協議をし、承認を受けることとしておるところでございます。委託事業に該当しない場合につきましては、原則として依頼できないようにしております。今ご質問のありましたように、基本的に日を決めてということでございますが、これらの発送に当たりましては、毎月1、11、21の1のつく日を基準日といたしますし、自治会へ届けるように各課、各地区市民センターへ指導をしているところでありますので、今後もこのことについては、強化をしていきたいと、かように考えているところでございます。

ただ、ご理解をしていただきたいのは、最近の状況を見ますと、連合自治会といいますか、地区内の各種団体や、あるいはまた、他の公共的機関からの回覧依頼が相当増えていることも事実でございますので、このことについてもご理解をお願いをいたしたいと思います。市といたしましては、従来から、安易に回覧文書を増やすことについては、できるだけ「広報よっかいち」を利用し、他の有効な活用ができるような方法についても各センターとも協議をしているところでございますので、自治会への依頼ルールにつきましては、さらに徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 谷口廣睦君。

○谷口廣睦君 それぞれの担当の方からご答弁をいただきましたが、ひとつよろしく今後、私の申し上げた内容について、真剣に取り組んでいただきたいことを要望申し上げたいと思います。

ただ1点、市長さんにも篤とご要望を申し上げておきますが、ひとつ向

こう4年間の第6次基本計画については、真剣にひとつ、真剣という言葉を使うと真剣でないのかとしかられるかもわかりませんけれども、思い切った長期で討議をしていただきて、そして重点政策を十分ひとつ見きわめていただきて、そして市民の皆さんに向かって、これから厳しい財政状況の中で、これだけはひとつどうしても全体市民の皆さんのためにやっていきたいんだと、しかし、個々の問題については、ひとつしばらくご辛抱いただきたいということも篤とひとつ広報をしていただきて、そして、全市民が一丸となった第6次計画の中で進めていただきたい、このことを篤とご要望を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時8分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正巳君。

〔伊藤正巳君登壇〕

○伊藤正巳君 早速ですが、通告に従いましてご質問をさせていただきます。

まず、地方分権特例制度についてあります。地方分権特例制度、パリオット自治体と呼ばれておりますが、昨年の12月議会において、それぞれの議員から制度の趣旨、目的あるいは許認可の特例、補助金の特例、地方債起債の特例、機関委任事務の特例など、詳細にわたり質問がされました。私も全く同意見ですが、市長の答弁からは、積極的に進んで手を上げようという姿勢はなかったように思います。それには、中身的に当初の構想から1歩も2歩も後退したもの及び具体的な実施要綱が出ていないこともあったかと思います。

さきの3月県議会の代表質問において、知事からは、実施細目が不明で

あるが、市町村に強く指導をしていきたいという答弁をしてみえたかと思います。当初の計画でいけば、2月中旬に実施要綱が出され、5月ごろから募集に入るとなっておりました。今までに県の地方課レベルでの会議が開かれただけであるそうでありまして、夏ごろに実施要綱が出されるようでございます。したがって、募集時期もそれ以降になるのではないかと言われておりますが、時期はいずれ込みましたが、本市として手を挙げるかどうかということではなく、積極的に手を挙げてほしいというふうに思いますが、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、廃棄物処理法に係る諸問題でございます。

1992年7月に法案が成立いたしました「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、この法律はご案内のとおり、行き詰った廃棄物行政の改善と地球的規模で大きな問題になっています環境行政問題に対応するため、20年ぶりに全面的に改正をされ、施行されました。今回の法律は、単に廃棄物処理法の改正でなく、関連する法律として、産業廃棄物を中心としたリサイクルを促進する再生資源利用促進法や廃棄物の施設設備を目的とした特定施設の整備の促進に関する法律などとなっております。また、適正処理困難物や特別管理廃棄物については、これまで市が収集しないものとして位置づけされているケースが多くありました。これらのものは、自治体が処理をしないことによって、やみからやみに処理されてきたことを意味しております、不法投棄や不適正処理として行われました。取り扱っていないことから、処理がどこで行われているかなど、把握されていないのが実態ではないでしょうか。今回の法改正による廃棄物の区分を増やして整理した背景は、これらのものをやみルートから表社会の問題として取り上げ、最終処分までの適正処理をすることであったかと思います。この法律を軸に、新しい廃棄物処理行政が始まるわけでございますが、この法律がうまく機能していくかどうかは、自治体においてどう運用していくかにかかると思っています。

幸い、本市においても、従前一部改正があったものの、昭和47年8月以来、20年ぶりに条例が全面改正となります。この廃棄物の処理及び清掃に関する条例案を評価するものでございますが、2点のみお尋ねをいたします。若干条例の関係ですのでお断りを申し上げますが、それは適正処理困難物と特定管理廃棄物に当たる処理についてでございます。適正処理困難物は、厚生大臣の指定でありますし、特別管理廃棄物は、政令事項となっておりますので、今回の条例案によれば、排出禁止物がそれに当たるのではないかと思います。これらの区分が明確になっていないところが若干気になります。これらについて、本市の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

また、この条例案の中に、新たにごみ減量等推進審議会が新設をされます。審議会のメンバーは、各界各層の代表者で構成をされると思いますが、このメンバーの構成について、考え方をお尋ねしたいと思います。

続きまして、環境基本法と環境自治体づくりについてでございます。

環境問題は今までにも数多くのご意見や提言が議会の場でも出されておりまして、これらを取り巻く情勢や背景については、省略をさせていただきます。この問題は幅が広く、奥が深く、極めて長期にわたり、全地球的規模で解決を目指さなければならない重要な問題であるとともに、急がなければならない問題でございます。私自身も十分理解をしておりませんので、勉強させていただく観点から、質問をさせていただきますので、お願いをしたいと思います。

昨年10月に、中央公害対策審議会、自然環境保全審議会から、環境基本法制のあり方についてが諮問に対する答申として出されましたし、この3月12日には、環境基本法が閣議決定されることになり、この国会で法案が成立するものと思われます。答申によれば、今日の環境問題である都市生活型公害、廃棄物の増大、地球環境問題は、通常の経済社会活動による環境負荷の増大によるものであり、従来の法制度よりも広範囲かつ多様な手

法が求められており、環境対策の基本政策の総合的枠組みを規定する基本法の必要性が記されております。また、基本理念として、人類の生存基盤である環境の有限性、共有性、環境と人間の相互関係を基本認識としています。またあわせて、環境の保全と持続可能で環境負荷の少ない経済社会を構築し、国際協力も推進するとなっております。しかしながら、幾つかの問題点や課題もあり、例えば、今日の環境問題は日常生活でのライフスタイルの変革や地域の自然的・社会的条件に応じたきめの細かな施策を必要としています。その施策に当たっては、市民と自治体が環境を守る第一義的な主体となるべきであり、権限と財源が保障されるべきでありますが、このことが不足しておると思います。また、市民の措置請求権や提案権、住民投票制度など、「自治、分権、参加」に基づく法制度でなければならぬと思います。

一方、環境影響評価（アセスメント）法の制定にしても、アセスメントの重要性、考え方を盛り込むことが重要と提言しているのみであり、満足のいくものにはなっておりません。このほか、情報公開の制度など、数多く問題点がございます。

また、今回特に責務の中で、地方公共団体の責務として、国の施策に準じた施策のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じたその他の施策を策定及び実施する責務を要するとうたわれております。このような中で、自治体は市民にとって最も身近な制度として環境自治体づくりを推進し、ローカルイニシアチブを発揮することが必要ではないかと思います。そのためには、環境都市宣言等を行い、それに基づく具体的な取り組みとして、環境自治体行動計画（ローカルアジェンダ21）と環境基本条例の制定が必要になってくると思いますが、本市における環境基本条例についての基本的な、及び具体的にどうしていこうとするのか、考え方をお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、地元問題でございます。

まず、通学路の現状と見直しでございます。昨年9月議会において、通学路の点検・整備についても質問が出されておりました。昨日も関連をした意見が出されておりました。それに対して建設部長は、通学路の安全性及び危険箇所は学校、PTA、地元自治会の協力を得ながら整備について一層努力をしていくとしながら、また、人にやさしい道路づくりの必要性が答弁の中でございました。先日、建設省は、小学生の目線で危険箇所をチェックと称しまして、2年がかりで全国2万4,000の小学校を対象に、通学路安全点検調査を実施して、登下校時の交通事故防止と安全な通学路、道路づくりに本腰を入れて取り組むことが新聞報道でされています。大いに期待をしたいと思いますし、本市におきましても、安全な道路づくりになお一層の努力を要望いたしたいと思います。

そこで、地元海蔵地区の通学路を見てみると、幾つか問題のある箇所がございます。そのうち、特に二つのことについて触れてみたいと思います。一つは地区住民の切実な願いでもあります海蔵川に歩道橋をということでございます。当地区の野田及び清水の両町は海蔵川に分断をされまして、両町の児童は交通ラッシュの国道365号沿いを並行して進み、末永橋、末広橋へと迂回をして通学を余儀なくされております。この件につきましては、平成2年に連合自治会から請願も出されておりまし、平成3年には重点要望としても出されております。現在の進捗状況と見通しについてお尋ねをいたします。

また、西阿倉川や東阿倉川の一部の児童は、海蔵神社の極めて狭い境内を通学路としている現状がございます。直線的に新たな通学専用の道路の新設について、地元自治会を初め、地権者からも協力については惜しまないというご意見を賜っておりますので、こういった場合、市としてどのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

2点目の公園施設の設置であります。

これまた昨日来、公園の基本的な問題そのほかが出されておりますが、

関連をいたします。ご承知のとおり、公園は環境の維持形成機能及び都市景観を向上させる機能、都市防災上の機能など、季節を感じさせ、市民に安らぎと潤いを与える機能があるとされております。特に児童公園の果たす役割は、地区住民の憩いと安らぎの場として重要ではないでしょうか。平成5年、ことしの1月1日現在の地区別都市公園一覧表を見せていただきました。都市公園が250カ所、うち児童公園が199カ所、市内にあるそうでございます。残りは都市緑地、近隣公園などとなっておるそうですが、市民1人当たりの整備状況は全国平均を上回っているとされておりますが、実態はどうでしょうか。地元海蔵地区で児童公園の設置状況を見ましたところ、数の上では6カ所ありました。しかし、現状は、民間会社の開発による新興住宅団地以外には公園らしきものはありません。これからの中高齢化社会に向けて、老人の憩いの場として、子供たちの情操をはぐくむ上からも、公園施設の建設と整備が必要となります。ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

三つ目としまして、保育園の移転であります。

保育園の役割は、健康で明るく、たくましい子供、仲よく遊べる子供、物を考え、つくり出す子供、心の豊かな子供、これらを目標に自主的に活動できる子供を目標とした保育がされております。昼間の大半を保育園で生活することを考え、安定感を持ち、かつ十分活動できる環境を整えなくてはならないと思います。また、いろんな障害を持つ子供の保育も、保育園の集団の中での経験がよりよい効果となり、よりよい発達をしていきます。こういった状況の中にあります、海蔵保育園は全く不適当な場所に建設されていると思います。それは、家屋の密集した高台に園舎が建設されており、大きく段差のついた運動場、通園のための進入道路も狭く、駐車する場所は全くございません。よりよい児童福祉の機能の充実したゆとりある園舎の移転建設について考え方をお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） 第1点目の地方分権特例制度、いわゆるパイロット自治体について、お答えを申し上げたいと思います。

この件につきましては、先ほどご質問の中でもお触れいただきましたように、さきの12月議会で数件の質問としてご提案をいただいたところでございますが、先ほどご質問の中でもお触れいただきましたように、現在まだ國の方におきまして具体的な内容を盛り込んだ実施要領を策定中ということでございます。形の上では、非常に有効な自主・自立性を發揮できるような文面ともとれるわけでございますが、実情は、さきにも申し上げましたように、この特例制度を考え出された時点と、実際に12月に閣議決定をなされました内容とでは相当後退しておるというふうなこともございまして、各自治体ともちゅうちょをいたしておるのが実情でございます。私どもといたしましても、このことは、そういった意味合いでもって、あと考えないんだということではございませんで、この夏ごろには対象市町村の募集が行われるということでございますが、必ずしも第1期で手が挙げられるかどうか、内容等の検討の中で結論を出してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 2点目の廃掃法に係る諸問題につきまして、今回廃掃法が変わったわけでございますが、それに絡みまして、特別管理廃棄物あるいは適正処理困難物という規定がなされましたので、この現状と今後の対応についてお答えをさせていただきます。

まず、特別管理廃棄物と申すのは、爆発性とか、毒性とか、感染性とか、その他他人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれのある性状を有する廃棄物のことを言うのでございまして、これらを安全、適正に処理する

ためには、法改正を機会に一般廃棄物、産業廃棄物のおののについて、新たに統一的に規定が設けられたものでございます。具体的には、政令によって規定がされておりますが、例えば一般廃棄物におきましては、テレビやエアコン等のP C Bを含有する部品などがこれに該当するものでございます。これらは従前から個別に通達がございまして、それに基づきまして処理がなされておりましたが、例えばテレビにつきましては、処分場において一時保管をいたしまして、メーカーによるP C Bの含有部品をチェックしたり、除去を行ってきておるところでございます。また、病院から出る感染性の廃棄物に関しましても、従来より四日市医師会において回収処理体制が既に整えられておるところでございます。今後とも法に基づく処理基準にのっとって、適正な処理の推進に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、適正処理困難物といいますのは、市町村の処理施設や技術に照らしまして、その処理が極めて困難になっているものが想定をされるわけでございまして、これを厚生大臣が指定することになっておりますけれども、ご指摘のとおり、現段階ではまだ指定をされておりません。現在、国におきまして、現状を調査しまして、適正処理困難物として指定をすべきものについて検討中であるということでございます。現状といたしましては、市町村によって、その処理施設等により多少の違いはありますものの、冷蔵庫等の大型家電製品でありますとか、スプリングの入ったマットレスでありますとか、あるいはタイヤ、農薬等が運搬や処理に困難を來すものとして、それぞれの市町村におきまして、廃棄物処理計画というものに基づいて市民の協力要請をいたしておりますというのが現状でございます。

本市におきましても、タイヤや農薬、油類、あるいは塗料が入った容器というものにつきましては、収集処理を行わないごみとして、それらにつきましては、専門店や取扱業者へ引き取ってもらうように市民へのPRを行っておるところでございます。また、一時に多量に発生をいたしますご

みありますとか、収集車に積み込めない大きな大型ごみにつきましては、直接処理場まで持ち込んでいただくように市民に協力をお願いをいたしておりますところでございます。これらにつきましては、現在、市町村で組織をしております全国都市清掃会議というのがございますが、この会議を通じまして、大型家電製品等、具体的な品名を挙げまして、指定を要望しております。市町村の意向も十分取り入れられるものというふうに判断をいたしております。国の指定をまちまして、事業者の指導、市民への啓発にも今後努めていきたいと考えておりますので、あわせてご理解をお願いしたいと思います。

次に、廃棄物減量等の審議会につきまして、お尋ねがございましたが、現在設置をしておりますごみ問題会議というものを発展させまして、法の規定を受けた審議会として平成5年度の設置を考えております。ごみの問題は住民、事業者、行政が知恵を寄せ合いまして、力を結集していかなければ解決できない問題でございますので、可能な限り各界各層のご意見を反映させることのできる審議会としてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、2点目の環境基本法と環境自治体づくりについてということでご質問をいただきました。

昨年の6月、ブラジルのリオデジャネイロにおきまして、環境と開発に関する国連会議が開催され、持続可能な開発の理念が世界的に合意をされたところでございます。我が国におきましても、ご発言にもございましたように、昨年の10月、中央公害対策審議会、自然環境保全審議会から答申が出されまして、環境庁におきまして、現在、環境基本法の制定が進められておりることは、地球環境問題等、環境問題の変化に対応した、まさに時宜にかなった意義のあるものというふうに考えております。

次に、市の環境基本条例の制定はどういうことかということでございますが、21世紀における快適で住みよい環境づくりを総合的に進めるため、

環境基本法の理念を十分に踏まえまして、一つとして、新たな環境政策の理念、二つ目に、適正な環境管理、3番目に、環境面からの行政施策の総合的調整等、内容の検討を行いまして、新年度中の制定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご指摘の環境自治体というお言葉がございましたけれども、このことは、行政の政策の各分野において、環境への配慮がなされる自治体のことであろうかというふうに思いますが、本市といたしましては、環境問題は環境部局のみの取り組みで解決される問題ではございませんので、全局的な体制のもとに、各部局が展開する各施策について環境への配慮が行われるよう、環境管理計画というものを策定する中で、十分検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、環境問題の解決に当たりましては、市民一人一人の皆さんのお暮らしに極めて大きな影響を有するものでございます。したがいまして、新年度におきまして、環境と調和した個人のライフスタイルや社会活動の方について、幅広く市民の皆様のご意見を伺うために「環境を考える市民会議」というものを組織をして議論をいただくなど、地についた基盤づくりを進めまして、足元を固めました上で、さらに環境保全審議会にも十分お諮りを申し上げまして、市民と企業と行政が一体となった環境に配慮したまちづくりの基本姿勢を明らかにする都市宣言の実現に向かって進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の地元の問題の中から、通学道路につきましてお答えいたします。

まず海蔵川に歩道橋をということで、東阿倉川13号線自転車歩行者専用道路につきましては、平成2年に地元自治会並びにPTAより請願がござ

いました。同年12月議会におきまして、採択されたところでございますが、事業につきましては、平成4年度に南側取りつけ歩道から着工しております。今後の見通しでございますが、新年度に橋梁下部工事を施工いたしまして、平成6年度完成を目指しております。

次に、一般的に通学路の指定につきましては、学校がPTAと協議して決定しておるところでございます。したがいまして、海蔵小学校周辺の通学路の整備につきましては、ご指摘のとおり、一部の児童は狭隘なところを通行しております。これにかわる通学専用道路につきましては、関係自治会あるいはPTA、学校と協議をいたしまして、関係機関の協力を得ながら、早期にできますよう検討を加えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 地元問題についてのご質問の公園施設につきましてご答弁をさせていただきます。

都市公園は、遊び場や憩いの場として、また災害時の避難地、避難路として災害の防止に活用されるものであります。ご質問いただきました海蔵地区への児童公園の新設につきましては、平成4年7月に地元自治会からご要望をいただいておるところでございます。この児童公園につきましては、全市的に大変多くの方々からご要望をいただいております。これら公園の整備につきましては、これまで国の制度では補助対象事業として採択されておりましたが、平成5年度から、起債事業になり、施設整備に当たっては厳しくなったわけでございます。また、児童公園は既成市街地を中心として配置すべき性格から、用地の取得がなかなか困難でございます。今後、公園整備の全体計画の中で見きわめながら、この公園につきましては、第6次基本計画において、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようにお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 地元問題にかかる海蔵保育園の移転につきましてお答えいたします。

海蔵保育園は昭和42年9月に開園いたしまして、地域の保育ニーズにこたえてまいりましたが、保育活動上、園舎の老朽化、接続する道路が狭いため、園児の送迎に車がふくそうするなど、いろいろの問題が生じております。移転改築につきましては、県下市町村の事業枠の問題もあり、今後県に対しまして、事業採択されるよう要望してまいりますので、よろしくご理解賜りたくお願いします。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 いろいろご答弁いただきましたが、まず、パイロット自治体の問題ですが、これは具体的にはメリットも多くあるわけでありますし、また、逆にデメリットもあるわけですが、やはり私たちとしては、一口で言うなれば、自由を獲得できる、あるいは許認可は自動許可的に迅速に処理がされる、補助金の手続が簡素化され制約が少なくなるというようなことから、実施要綱も来ておりませんということでございますが、積極的に手を挙げていただくことを要望しておきたいというふうに思います。

それから、適正処理困難物あるいは特別管理廃棄物の問題ですが、これは四日市の条例でいきますと、排出禁止物の項目を設けておるというのは、正確には集荷地点への混入禁止という意味ではないかと思います。この対応では、法律改正の意味が非常に薄れてくるというふうに思いますし、先ほど質問でも言いましたように、やみルートでこの処理を市が認めていくということにはならないでしょうか。また、市長の指示ということがございます。それ以外は市長の指示によるというふうにございますが、少なくとも厚生省が適正処理困難物として対象にしております19品目、あるいは指定をすべき8品目がございます。答弁の中にも触れられておりましたが、

スプリング入りマットレスから紙おむつ、バッテリーまでが19品目ございます。これは厚生省が指定をしたわけではございませんが、適正処理困難物として、対象にしている廃棄物として19品目ございます。また、この適正処理困難物を指定すべき廃棄物というのが8品目ございます。これを称して、今環境部長は、四日市ではこういうふうにやっていますよというお話をありがとうございましたが、この際、これらの品目を明確に指定をする、こんなことが、不適正処理の防止をしようという考え方は、こういうことじゃないとできないというふうに思うんですが、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

これと関連をしますが、四日市の場合は一般廃棄物というふうになっております。一般廃棄物の中にも医療廃棄物と産業廃棄物とその他の廃棄物がございますが、特に心配をされますのが、いわゆる医療廃棄物でございます。現状は医師会任せあるいは業者任せということで、どこでどう取り扱いをされて、どこで処理をされておるというのは、今現状でわかつておる範囲で結構ですので、お尋ねをいたしたいと思いますが、これらもきつく、これは県の所管であるということであれば、それで済んでしまいますが、これらの問題がはっきりしてきませんと、いわゆる最終処分場の問題が出てくるわけであります。大型テレビとか冷蔵庫のP C Bの問題もございましたが、これらは無秩序に最終処分場に運ばれていきます。これは民間を問わずですが、そうしますと、そこで出てきます幾つかの問題があるわけです。これらについて、市としてもこの際、きっちと指定ができるかどうかということをお尋ねをいたしたいと思います。

それから、審議会の問題ですが、今答弁がございましたが、恐らく市民あるいは業者、学者、あるいは婦人会、文化人などがメンバーの一員になってくるだろうと思います。この方々が悪いというわけではないですが、ぜひ現場で働いております、いわゆる清掃労働者というのは、毎日ごみ問題に当たっておるわけですから、現場で働く職員代表をメンバーに加

えていただくという考え方はあるのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。これは自治省の指導で管理運営事項ということで、そのメンバーには入れてあげない、だめだということであるとするならば、厚生省の生活環境審議会の委員には現場の代表が入っておることから見て、矛盾を感じますが、どうでしょうか。

もう一つ、現場の職員代表が入ることについての意味は、いわゆる机の上での議論ではどうしてもコスト論あるいは行政改革につながる意見こそ出てこないと思うんです。そういう意味で、この清掃の市の直営化としての意味もあるうかと思いますので、ぜひごみ減量等推進審議会のメンバーに入れていただくようなことをお考えがあるかないかをお尋ねをいたしたいと思います。

環境基本法の問題につきましては、まだ閣議決定をされたものの、要綱こそ出ておりません。この国会で決まりましたものを十分見ていただきまして、新年度中につくるということでございますので、ぜひ四日市にふさわしい条例をつくっていただきますことを要望いたしたいというふうに思います。

あと、地元の問題は、それぞれの各部長から答弁をいただきましたが、公園の整備でありますが、第6次基本計画の中で策定をしていきたいということでございますが、既に連合自治会あるいは関連する自治会からも約3,000m²について協力をいたしましょう、個々にわたっておりませんが、土地については3,000m²ぐらいの大きさの土地を十五、六人の地権者がお見えになるんですが、西阿倉川と東阿倉川の境界もはっきりしないということもございまして、この際、公園をつくって、そして境界線もはっきりして、今申し上げましたように、公園がございませんから、そこを公園にすることについては協力をしたい、協力することについてはやぶさかではないということでございますので、これまた積極的にひとつづくっていただきますようなことを要望しておきたいと思います。

保育園の移転でありますけれども、答弁はわずか2秒ぐらいだったと思うんですが、これは県下市町村の問題もあるし、諸問題もあるということで、全然具体性がありません。例えば諸問題があるということは、土地の確保が難しいとか、あるいは財政的に無理だということであるのかどうか。40年9月に開園をしたと、やがて28年になるわけです。したがいまして、建てかえの時期に来ておるけれども、土地の確保が非常に難しい、あるいは財政的に非常に困難であるという原因があつて問題があるから、今のところちょっと待ってくださいと、しかし、第6次計画の中には入れていきたい。建てかえの順番も来ておるから、ぜひそれまで待ってくれと、こういう答弁ならば、ああそうかなと、こういうふうに思うわけですが、その辺は、福祉部長の答弁は非常に抽象的以前の問題だと思うんです。そういう意味で、もう一度保育園の移転の問題については、お尋ねをいたしたいと思います。それでまた再質問をさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 3点ほど再質問をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、特定管理廃棄物並びに適正処理困難物の今後の取り扱いについてでございますが、先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、現在の個別の通達に基づいて、ただいま申し上げたとおりの処理を行つておるわけでございますが、基本的にはそれと今後も余り変わらないわけでございますけれども、はっきりと廃掃法にそういう規定がなされたわけでございますので、今後個々のそういう品物につきましては、特に適正処理困難物については、これから厚生省の指定がなされるということでございますので、その辺も踏まえまして、廃掃法に基づきまして、県ともども、その適正な処理について対処してまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の医療廃棄物の現状でございますが、これにつきまし

ても、医師会の方でやっておるというふうに簡単に申し上げましたけれども、具体的には医療廃棄物につきまして、専用の医療廃棄物の収納箱といいますか、そういう容器をそれぞれの医院に医師会が配つております、そして一定の期間保管をした後、四日市市内の一ヵ所に集めまして、その後、専門業者によって適正な処理がなされるということになっておりますので、これもご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の審議会のメンバーのこと、清掃現場の職員を審議会に加えてはどうかと、こういうご指摘でございますが、審議会のメンバーにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、可能な限り各界各層のご意見を幅広く今後の施策に反映していくものだというふうに申し上げましたけれども、限られたメンバーの中に入つていただく行政側の代表というものは、当然のことながら、現場のことにつきましては、十分に把握している者でなければならないというふうに考えておるところでございまして、少なくとも現在環境部門の業務に携わつておる者につきましては、毎日の仕事を通じて、あるいは職場会議等を通じて、その辺のところは十分に承知をしておる者ばかりだというふうに私は思っておりますので、必ずしも現場作業に直接携わっている方でなければならないという考え方を持っていますが、その点も踏まえまして、今後メンバーを選ぶときには慎重に検討してまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 海蔵保育園につきましてお答えします。

改築、建築には多額の費用を要します関係から、国、県の補助金を受けて建設する必要があろうかと思います。一義的には県をクリアして、第6次基本計画の中へ組み入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 余り時間がありませんが、先ほどの適正処理困難物なんで

すが、指定がされていないからということになっております。ところが、法律の要綱を見てみまして解釈をしますと、別に厚生省の指定を、何事についてもそうなんですが、指定したもの以外のものを自治体ができると、こういうふうな考え方であると思います。したがいまして、私の手元にありますこの19品目及び8品目、これでもまだ少ないかなというふうに思うんですが、一応この品目がございますし、ぜひこれは条例審議の中に入るとかと思いますが、総務委員会でひとつご検討をいただきたいなというふうに思います。

それから、保育園の移転の問題ですが、余り変わった答弁ではないんですけど、実は用地の確保については、海蔵地区の連合自治会として、ここでどうでしょうかという案もあります。広さも約600坪ぐらいあるわけですが、そんなこともございまして、やる気があれば、さあやろうということであれば、平成5年度は無理ですが、6年度には建てれると、こんな状況があるんじゃないかなと思います。といいますのは、しつこく言うのは、実はことし1人障害者の方が卒園をされるんです。また新たに1人の障害を持つ方が入園をされる予定になっておりまして、現状を見てみると、いわゆる遊び場の運動場から園舎へ上がるには、大人でも、六、七段の階段があるんです。必ずこれは毎日上らなければ園の中へは入れないわけです。たしか、どこかでちらっと見ましたが、そういう方も含めて、快適な保育ができるというふうなことで、できるだけ段差のない、平坦なところで園舎が建てられておるということが望ましいと思うんです。そういう意味で、私も土地の確保につきましては、理事会とも相談をしながら、協力をしていただくようなことはさせていただきますが、ぜひそういう意味で早急に、順番もあるうかと思いますが、その辺のことを十分考えていただきまして、保育園の移転についてはお願いをしたい、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時55分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告に従いましてお尋ねをいたします。

最初に、四日市ハイテク工業団地についてであります。

ご承知のごとく四日市の工業は、石油化学、機械等によって全国的にも大きな位置を占めております。日本の産業構造の転換が急速に進む中で四日市市の工業活動を一層活性化していくことが、豊かなまちづくりを進める上で大きな要件となってまいります。このため、既存産業の活性化とあわせまして、四日市市の産業構造の多様化、高度化を図るために、さきの保々工業団地、あるいは南部工業団地に続く内陸型工業団地として四日市ハイテク工業団地を整備してまいりました。21世紀に向けて、本市の新しいイメージを構築、それに相応した先端技術産業や研究開発型企業の導入を図ることを目的に、交通の利便性とか、あるいは工業用水、あるいは電力、労働力供給等を考慮いたしまして、山之一色町と垂坂町にわたる約60haの面積を候補地といたしまして、買収に入り、地権者なりあるいは地域住民のいろいろな要望を克服いたしまして、大変な条件でございましたけれども、買収作業も無事終わったわけでございます。

そして平成2年の8月より、A団地約40haは工事を着工いたしました、現在は立地企業でございます東芝の半導体集積回路の製造工場が立派にその姿を見せてまいりました。経済情勢の悪化によりまして、本格的な製造作業は当初より若干おくれているようでございますが、半導体を取り巻く諸情勢はよくなりつつあると聞き及んでおりますので、近き日に四日市ハイテク工業団地の趣旨を十分に果たしていただけるものと強く期待を

いたしておるところでございます。

B団地20haにつきましては、現在環境影響調査なり測量、あるいは開発計画書の作成、実施設計中と聞いておりますけれども、これらはすべて目に見える作業でございまして、付近住民、特に地権者であった方々は、せっかく団地開発に協力をしたのに、いつになったら山が平地になり、そこに新しい進出工場が誘致されるのか、情勢が悪くなつたので、団地計画は中止になつたのではないかという憶測が時々聞かれます。

そこで、次の4点についてお尋ねをいたします。

1点目は、B団地の団地開発の現状と今後の見通しはどうか。

2点目は、B団地への誘致業種は、電気なり、電子、精密機械関連企業と当初なっておりますが、この方針で今後進んでいいのか。見直しをしなくともよいのか。また、現在、進出希望をしておる企業は何社ぐらいあるのか。

3点目は、誘致企業の決定が余りおくれますると、土地の価格が金利等により当初より相当に高くなつていくと思われます。したがつて、進出企業の負担増が考えられますするが、この点についてはどうか。

4点目は、ハイテク団地へ南側よりの進入道路の整備についてありますけれども、関係職員のご努力によりまして、道路幅も拡大していただき、大変よくなりましたけれども、残る200mぐらいがまだ未整備でございます。この場所は労福住の住宅建設予定地との関連性もあると聞いておりますが、そのあたりの整備の見通しはどうでしょうか。

次に、大きく2番目といつしましてお尋ねすることは、当面の財政問題について3点お尋ねをいたします。

1点目は、税収の見通しについてあります。

景気の停滞による税収の落ち込みのため、各自治体では予算の編成に大変苦慮をいたしております。この四日市におきましてもそれは例外ではないのは当然でございまして、その税収不足を補うために、財政調整基金17

億円の取り崩しを初めといつしまして、都市基盤・公共施設等整備基金や減債基金等約30億円の取り崩しや、競輪事業会計から15億円の繰り入れなどによって一般会計予算の伸び1.2%を確保したことにつきまして、このご努力を多といつしますけれども、特に平成4年度の予算には博物館等の大型建設事業が含まれていたことを考えるならば、その苦労の跡が特にしのばれるわけでございます。

さて、そこで伺いたいのは、税収については、減収とはいながら、対前年度比2.4%の増であり、内訳では法人市民税は確かに27.4%の減となっているものの、個人市民税では11.9%の増となっております。特に個人市民税は、個人の所得が横ばいかあるいは減少している中で、かなりの強気の見込みと考えられます。私が思うのに、これは当初予算に限っての対前年度比の数値でございまして、年間を通じた税収というものはまた違った見込みがあるのではないかと思われます。その辺の見通しにつきまして、固定資産税を含めた重要な税についても年間見通しをご説明願いたいと思います。

2点目は、国の景気対策への対応についてであります。この点につきましては、昨年9月議会でも若干お尋ねをいたしましたが、当時は政府の案でありますけれども、現在では国の新年度予算も成立しようとする段階であり、改めてお尋ねをいたします。

昨日の報道によりますと、国では、新年度予算の成立の後に新たな景気対策をとるため、現在その準備を進めているところであると報道をされております。昨年の8月の総合経済対策10兆7,000億円に匹敵する規模とも言われております。これまでの実績から見まして、どのような即効的な効果があるかはわかりませんけれども、我々といつしましては大いに期待をしたいところでございます。

そこでお伺いいたしたいのは、このような総合経済対策の景気対策がとられた場合、四日市市といつしまして、予算面でも、あるいは事業執行面

でも、果たして十分受けとめて対応ができるかどうかということでございます。

いま少し細かく申し上げますならば、予算面では自治体受け持ち分は、これは60対40になるか、70対30になるかはちょっと不明ではございますが、受け持ち分は100%起債を認めると国は言っているので、当面の持ち出しがないといたましても、借金には間違いないのでございます。いずれ返済はしなければなりません。返済についても、国は交付金で面倒を見ると言っておりますけれども、これは交付団体の自治体であり、本市のような不交付団体には適用されない。ここで、交付団体がいいのか、不交付団体がいいのかという論議が持ち上がってくるかもしれませんけれども、今までには不交付団体ということについて歓迎はしておったけれども、ぼつぼつと見直さなければならぬ時期に来ておるんではなかろうかと思います。それはさておきまして、また、事業執行面では、技術要員の不足とか、あるいは施工業者の問題等が考えられます。このような両面について対応のできない自治体が全国もあるかのように聞きますが、本市の対応は大丈夫か、お尋ねをいたします。

3点目は、基金の状況についてあります。基金の現状と今後の運用見通しについてお伺いをいたします。

平成4年度に引き続きまして、新年度も30億円近い基金を取り崩し、税収入の減を賄うことにされております。税収入の減を賄うために基金を取り崩すのは、積極的な当然の措置であって、何ら私は異議を挟むものではありませんけれども、一面、基金というものは取り崩すのは一時であり、積み立てるのには時間を要するのもご承知のとおりでございます。予算資料を見ますに、多くの種類の基金が積み立てられており、総額約100億円を優に超える状況でございます。今後本市も100周年を迎える将来に向けて多くのビッグプロジェクトを抱えることが予想されておりますけれども、それらへの基金の充当も当然考えなければならないと思います

るが、余計な心配かもしれませんけれども、現在の各種基金の状況と将来の積み立てや取り崩しの計画はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

大きな3番目は、北部地区の雨水対策についてであります。

この問題は毎年1回、ここ数年間、引き続き早期実現を要望しつつ質問を続けてまいりました。私の居住地区のことでございますので、大変心苦しいとは思いますが、それだけに地区民は、目前に迫る北勢バイパスと道路の建設、あるいは四日市東インター周辺の開発計画の実施が着実に進められている現在、雨水対策に対する関心は非常に大きなものがあることをご理解願いまして、しばらくお聞きを願いたいと思います。

過去にお尋ねいたしましてからその後、大矢知地区の下水道計画は、計画面では順調に推移していると伺っておりますし、また大矢知地区の雨水排水は、大きく分けまして、大矢知新川と十四川の両河川、北勢沿岸流域下水道及び朝明・羽津茂福都市下水路により行うというご答弁をいただいておりますが、市街化区域内にも農耕地が点在し、農業用水路が縦横に流れ、その用水路の下を排水路がサイホンにより横断しており、排水区が非常に不明確なところがございます。

そこで、次の5点についてお尋ねをいたします。

1点目は、茂福用水路の下をサイホンにより横断している排水路の処理方法は、今後どのように処置をされていくお考えでしょうか。

2点目は、平成2年度末にあさけプラザ付近まで完成をいたしました富田・富洲原雨水1号幹線の茂福用水までの延長工事の見通しはどうでしょうか。

3点目は、平成3年度より施工中の西富田町に至る富田・富洲原雨水4号幹線は、地下ガスの噴出等により工事におくれが出ていると聞いておりますが、完成の見通しと、さらに上流部への延長の予定があるのかどうか。

4点目は、羽津用水路に沿った都市下水路の羽津茂福1号幹線の事業認可を受けたと聞き及んでおりますが、設計及び施工の見通しはどうで

しょうか。

5点目は、昭和53年度にJR関西線まで完成をしております朝明都市下水路へ川北町の排水を処理するとのことでございますが、当初地元でこの計画に対しまして若干の問題点があり、中断をいたしておりましたけれども、川北町の降雨時における浸水解消には朝明都市下水路に排水路を求めるより方法はないと考えられます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） それでは、第1点目の四日市ハイテク工業団地のうち、第1点につきまして私の方からご答弁を申し上げます。

本市の産業構造を出荷額で見てみると、石油化学に占める割合が6割強ということでございまして、これまで2回のオイルショックにも見られましたように、これらの関係によりまして、非常に経済、財政に及ぼす影響が大きいわけでございます。そんなことから、昭和50年代から内陸部に工業団地を開発し、産業構造の高度化、多様化に努めてまいったところでございます。そんなことから、これらの産業構造も少しずつ変わってまいりたというふうに思っております。

ご質問の四日市ハイテク工業団地は、本市の中央部に位置をしておりまして、交通のアクセス等から見ましても、非常に立地条件がすぐれております工業団地と思っております。全体では63.4haということで、貴重な土地を関係地主の皆さん方に割愛をしていただいたわけでございます。

そんなことで、A団地につきましては、41haでございまして、東芝四日市工場の半導体を製造するということで、企業誘致に成功いたしまして、ようやく本年の4月から操業を開始するという運びになっておるわけでございます。

これに隣接いたしますB団地につきましては、20haでございまして、このB団地の開発につきましては、昨年の8月から環境アセスメントを実施いたしておりますところでございます。現在、測量・実施設計等を行っておりまして、開発に向けまして事前の諸準備を着々と進めているところでございます。これらの準備が整い次第、早ければ本年の10月ごろから開発に進んでいきたいと考えております。

2点目でございますが、本市の産業政策でございます産業構造の高度化、多様化に資する企業の誘致を現在図っておるところでございます。

ご指摘の電気、電子、精密機器関連企業とは、あくまでも例示でございます。本市の産業政策に沿いまして立地を推進していくという考え方でございます。また、昨今、全国の先進的な大規模な工業団地におきましても、単に生産工場を立地させるというだけではなくて、これらに関連いたしまして、関係の深いソフト産業の業種の立地ということを進めている例もございます。このような観点から、総合的に検討を加える必要があろうかというふうに考えております。このB団地におきましては、現在のところ数社からの引き合いが参っている状況でございます。

第3点目でございますが、企業誘致の決定につきましては、景気の低迷している時期でもございますので、優良企業の誘致を図る上からも、今後新聞への募集広告の掲載を行いますとともに、株式上場企業並びに優良非上場企業1,500社に対しまして募集案内を送付するなど、広く全国的にPRを実施し、企業誘致の募集を積極的に行ってまいりたいと思っております。既に立地を希望いたしております企業も含めまして、選定をしていく考えであります。

ご指摘のように企業決定がおくれますと、立地企業の負担も多額になりますし、また、公社の資金運営にも影響がございますので、できるだけ早い時期に立地企業を決定したいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 四日市ハイテク工業団地への南側からの進入路でございます四日市鈴鹿環状線の未整備区間の整備につきましてお答えいたします。

この主要地方道の四日市鈴鹿環状線の整備につきましては、現在、三重県におきまして大半の整備が完了しておるところでございます。垂坂平津線までの間約220mが未整備として残っております。その区間は公図が非常に不明確でございまして、現地と公図が全く一致しておらず、民民の境界が定まらないために、道路用地としての買収が困難となっていました。

しかしながら、幸い当地域では、三重県労働者住宅生活協同組合によります住宅団地開発が進められておりますので、この協力を得ながら、新年度より事業に着手していただき、一日も早く整備ができますように三重県に強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） ご質問の当面の財政問題についてご答弁申し上げます。

まず一番初めの税収の年間の見通しでございますが、まず、平成5年度の予算編成に当たりましての地方財政計画におきます税収の考え方でございますが、市町村税の収入見込みを対前年比6.4%の増と、こういうふうに見込んでおりまして、そのうち個人分につきましては12.5%の増、法人分につきましては10.6%の減、固定資産税につきましては6.9%の増を見込んでおりまして、総じて税収に関しましては強気の収入見通しをいたしておりますところでございます。

本市におきます税収の見込みでございますけれども、当初予算の税収伸び率、特に個人市民税が11.9%増というふうに非常に高くなっているでは

ないかと、こういう話でございますが、これはご指摘のとおりでございまして、その理由といたしましては、あくまでもこの数値は当初予算の対比でございまして、新年度における年間収入見込みのうち、当初予算にその多くを計上した、こういうことでその率が高くなつたと、こういうことでございます。

したがいまして、新年度の年間の収入の見通しでございますけれども、現段階では経済動向の先行きというのが非常にはっきりしない状況ではございますが、できる限りの見通しを立てますと、個人市民税では大体5%ぐらいの増、法人市民税では約20%程度の落ち込み、それから固定資産税では、償却資産分の減の見込みは若干ございますが、固定資産税全体では若干の増を見込んでおりまして、したがいまして、市税全体になりますと横ばいか、もしくは若干の減、そういうところを想定しているところでございます。

したがいまして、今後の景気対策も含めまして、補正財源の捻出ということになりますと、例年ないような対応を余儀なくされるんではないか、そういう実情でございます。

それから、2番目に景気対策への対応の可能性のご質問でございますけれども、国の追加景気対策、これは昨日のご質問でもご答弁申し上げましたように、新年度予算成立後に具体的な施策を発表する方向で現在議論がなされておるところでございますが、これが決定しました暁に、財源措置、それから事業執行面、先ほどお話をありましたような技術要員はどうだとか、施工業者の問題はどうか、そういうことも含めまして十分に考慮しながら、積極的に、かつ速やかに対応してまいらなければならないと、そういうふうに考えております。

それから、基金のお話がございまして、基金をどんどん取り崩しておるが大丈夫かと、こういうふうなお話だと思いますが、税収入が今までかばかしくないときは、基金というのは大変頼りになるわけでございますが、

現在保有しておる基金には、大きく分けまして、その性格は2種類ございます。

まず一つは、特定目的基金と申しまして、一定の目的のために積み立て、かつ一定の目的のためにしか取り崩すことができない基金。それからもう一つは、財政運営上弾力的に活用できる基金と、大まかに言ってこの二つに分けられるのではないかと思うのでございますが、今ご心配いただいております基金というのは、この後者の財政調整基金のようなものであろうと、そういうふうに思っております。

特定目的基金というのは、市制100周年記念事業ですとか、国民健康保険給付費支払準備基金ですとか、そういったたぐいのもののために積み立てておる基金でございまして、そういったものは一定の目的に応じてしか取り崩すことはあり得ないと、こういうことでございます。

財政調整基金の方は、財源の不足が生じたときに、その補てん財源として利用するものでございまして、経済情勢の変動ですとか、災害が起きた場合、あるいは大規模な建設事業が生じた場合、そういったときに充当するわけでございまして、昨年度ですとか新年度、昨年度というのは4年度でございますが、4年度ですか5年度などはまさにこれに該当するということになるわけでございます。

確かにご指摘のように、4年度末では基金全体では100億円を超えるほどあるではないかというお話がございましたが、今申し上げましたような内容の基金を全部含めますとそれぐらいになるわけでございますが、実際には、実際に財源補てんとして運用ができる基金というのはとてもそれだけございませんし、昨年4年度、5年度でかなり大型に取り崩しましたので、なかなかその余裕があると、こういうような状況ではないところまで来ると、こういうのが実態でございます。

また、基金につきましては、お話がありましたように、取り崩すのは一瞬でございますし、積み立てるのには非常に時間がかかるものでございま

すので、無計画な取り崩しは、これはもう当然に慎まなければならないことでございます。

したがいまして、今後、いつの時期になるか知りませんが、景気が好転をしまして、税収の増加が見込まれるようになった暁には、また積極的な積み増しを図りまして、将来計画を見据えた運用を図っていかなければならぬんではないかと、そういうふうに考えておる次第でございます。

よろしくご理解をいただきたいと思う次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ただいまご質問をいただきました3点目の北部の雨水対策につきましてお答え申し上げます。

ご承知のところではございますが、北部地域の下水道雨水対策全体計画の中で、大矢知地区の茂福用水路より西側の区域につきましては羽津茂福都市下水路、それから川北町付近につきましては朝明都市下水路、その他の区域につきましては北勢沿岸流域下水道関連公共下水道で対応していく計画でございます。

そこで、ご質問の第1点目の茂福用水路の下をサイホンにより横断している排水路の処理方法についてでございますが、先ほど申し上げましたように、茂福用水路より西側地域の排水につきましては、羽津茂福都市下水路で対応する計画でございます。これは用水路沿いに羽津茂福雨水3号幹線を位置づけまして、東側への遮水を行い、最下流の白須賀ポンプ場で排水する計画でございます。

次に、2点目と3点目のご質問についてでございますが、富田・富洲原雨水4号幹線については、八風街道の近鉄名古屋線の直上流から、西富田町までの間約1,100mを整備すべく、平成3年度から3カ年工期でシールド工法で工事に着手したところでございます。

しかしながら、昨年3月に発進立て坑の築造工事でメタンガスの発生が

見られ、その原因調査や対応策を種々検討し、また、国や県とも協議を重ね、作業の安全性確保と付近住民らの第三者への安全確保を最優先に考え、一部工法の変更を行ったところでございます。これらの調査検討、また工法の変更などに日時を要したため、工事完成が当初より1年ほどおくれまして、平成6年度末になる見込みでございます。

また、その4号幹線のさらに上流部への整備につきましては、現在行っています工事の完成後、支派線の取り込みなどと整合を図りながら、引き続き整備をしてまいるところでございます。

一方、雨水1号幹線のあさけプラザより上流、茂福用水路までの延長工事につきましては、現在施工中の雨水4号幹線の整備完了後に着手を予定いたしており、下流より整備効果を見きわめながら段階的に整備をしてまいる予定でございます。

次に、4点目の羽津茂福1号幹線の富田山城線より上流部の整備でございますが、ご指摘のように、本年1月に事業認可を得て、現在、詳細設計を行っているところでございます。下流部より計画的、年次的に整備を行う予定でございまして、平成5年度には富田山城線から上流に向かって一部工事の着手を予定いたしております。

最後に、5点目の川北町の排水につきましては、JR関西線まで完成しております朝明都市下水路の幹線の延長工事を平成6年度から始まる予定の第6次基本計画の中で、早期に地域住民の方々のご理解とご協力を得ながら取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 古市元一君。

○古市元一君 ご答弁ありがとうございました。

四日市のハイテク工業団地につきましても、B団地は、奥山助役の答弁によりますと、10月ごろから造成をしていきたいと。なお、企業誘致につきましては、新聞広告、案内等によって積極的に取り組んでいくという

ようなご答弁ございました。ぜひそのような方向で、一日も早くB団地が立派に造成されることを心からお願ひを申し上げます。

なお、財政面につきましても、これから推移等、なかなか私も見きわめが難しい時代ではなかろうかと思います。いずれにいたしましても、十分経済の動向を考えていただいて、四日市市民の多様化するいろんな要望に十分、効率的にこたえていただきたいと心からお願ひ申し上げますとともに、なお時間があれば若干お願ひしたいと思いましたけれども、もう要望にとどめておきますが、また機会を見て、交付団体がいいのか、不交付団体がいいのかというようなことも勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、最後の北部の雨水につきましては、いろいろと公共事業が進んでいく中にあって、先ほども申しましたように、地域住民は雨水に対する関心が非常に強くございます。どうか部長がおっしゃられましたいろんな点について、一日も早く効率的なひとつ工事をやっていただきまして、住民に対する、雨水に対する関心をひとつ和らげていただきたいと、このようなことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後1時38分休憩

午後1時55分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

[佐野光信君登壇]

○佐野光信君 通告に基づき質問をいたします。

第1点目は、来年度の予算と施策についてであります。

1番目に、市民の暮らしを守るためにについてであります。先日自民党の多数決で衆議院を通った来年度の国の予算の特徴は、第1に、公共事業

の拡大など大企業向けの施策中心で、国民にはそのおこぼれを回すだけという景気回復への効果の薄い予算案になっていることです。

第2には、臨調行革路線に基づいて、一層本格的な福祉、教育切り捨て、地方自治体への負担押しつけを進めようとしていることです。

第3には、世界の流れに反して軍事費を拡大し、ODAの突出や米輸入自由化を準備するための新農業政策の実施など、対米貢献をさらに強めようとしていることがあります。

第4には、巨額の財源不足を建設国債の大量発行等債務返済繰り延べなどで埋め合わせ、近い将来に消費税率引き上げなど、国民負担の増大を招く危険を強めていることがあります。

地方自治においても、91年度と92年度に続く地方交付税の特例減額と加算の繰り延べ、さらに国庫補助費負担率の引き下げ恒久化と一般財源化、地方債の大増発による地方単独事業の拡大等々により、地方財政が自民党政権の思うがままに操作され、憲法の地方自治と暮らしへの新たな攻撃が進められようとしています。

これらの悪影響が来年度の四日市の財政についてどう具体的にあらわれているのか。そして、市民の暮らしを守る立場で、市長はどう対処されようとしているのか、お尋ねをいたします。

さて、私ども日本共産党は、昨年12月に市民生活を守る立場から、市長に8分野145項目について来年度の予算要求書を提出し、交渉もしたところであります。

その中で、各種公共料金の値上げは、市民生活を圧迫することからも値上げを行うべきないと申し入れましたが、今回の予算では、保育園の保育料や汚物取扱手数料、廃棄物処理施設使用料並びに駐車場使用料などが大幅に値上げが行われています。値上げは撤回すべきであります。

特に汚物取扱手数料については、他の市町村がし尿くみ取りを民間委託しており、その民間業者団体から手数料の値上げを迫られているときに値

上げを行うことは、四日市の料金値上げを口実にして他の市町村のくみ取り手数料の値上げに拍車をかけるものではないでしょうか。

保育園の保育料についても、昨日、公立保育園連合保護者会からも、保育料の値上げをやめてほしいと、こういった68%の人が望んでいる、こういうアンケート調査もいただいたところでございます。

また、駐車場料金の値上げは、周辺の駐車場料金の値上げに結びつくものではないでしょうか。お尋ねをいたします。

94年度は固定資産税評価替えが行われますが、政府自民党は評価率を70%まで引き上げようとしています。市民生活を圧迫する評価替えを中止するよう政府に対して強く要求すべきでありますが、市長はどう対処されるのか、お尋ねをいたします。

第2番目は、週休2日制の問題であります。

昨年12月から週休2日制が導入されましたが、病院、保育園、清掃事務所など現業職場は、住民サービスの低下を招かないために、土曜日も仕事をしていただいているわけですが、これらの方の週休2日制を保障していくために、来年度市職員の定数増を図られるわけですが、具体的には新規採用される分と退職される方を比較すると、退職される方が多かったり、人員の確保が困難に陥っているようですが、年度途中においても人員確保に最大の努力を払うべきですが、その見通しと、どう対処されようとするのか、お尋ねをいたします。

また、週休2日制により窓口業務などの来客動向も変わってきます。実態を把握し、人員増を行うべきところは増やすべきであります、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

第3番目は、組織改革についてであります。

今回、組織機構が改善され、私どもも要求してまいりました女性課や老人福祉課が設置されることとは、市民のニーズにこたえた組織改革であり、歓迎するものであります。しかし、これらの人員が確保されるのであろう

か、あるいは課の所属部に問題があるのではないかと心配をされます。

一つは、女性課が市民部に設置されますが、改正理由には、女性施策の充実と女性の問題に関する総合的な企画調整の役割を果たすとあります。ただ単に窓口業務だけで相談に来られた方に対してあっちこっちの担当課へ振り分けるということではなく、この窓口すべて答えられる体制にしていかなければならないと思いますが、どんな役割を果たさせようと考えているのか、お尋ねをいたします。

二つ目は、保険年金課の問題であります。今度福祉部から市民部へ移るわけですが、改正理由として、市民課及び各地区市民センター窓口における国民年金、国民健康保険に関する業務の一元化を図るためにありますが、保険年金課のうち、特に国民健康保険は福祉の要素と健康の要素を持っているわけでありますが、市民部へ移行するということは、単なる金を集め窓口業務だけに終わってしまい、福祉や保健の心が失われるのではないかと心配されます。市民の不安にどうこたえられるのか、お尋ねをしたいと思います。

第2点目は、深刻になってきた不況への対策についてであります。

昨年の9月と12月に私どもの橋本茂議員が質問をいたしましたが、三たび、一層深刻さを増してきている不況対策について質問をいたします。

今日の深刻な不況を克服するためには、今一番困っている労働者、サラリーマン、中小企業に真っ先に手を差し伸べるべきであります。勤労国民の74%は労働者、サラリーマンであり、GNPの6割近くは勤労者の個人消費であります。また、日本の全事業所の99%、全従業員の79%を占めているのが中小企業であります。国民の懐を豊かにし、中小企業を活性化させることこそ景気回復の本筋ではないでしょうか。

市民生活を守る立場から、市長は政府自民党に対して、赤字国債を発行するのではなく、大幅な所得税減税を行うこと、最悪の不公平税制である消費税の廃止を目指して、当面、前回総選挙で自民党も公約した食料品へ

の非課税を緊急に実施するように、また大型公共事業のあり方を生活に密着した公共投資への転換を強く要求すべきであります、市長はどう対処されようとしているのか、お尋ねをいたします。

昨年も秋ごろには景気が回復するだろうと言われていましたが、回復の兆しを見せないままに今日に至っています。不況が長引く中で、大企業は内部留保をため込みながら、不況に悪乗りをして採用内定の取り消しを行ったり、パート婦人の人減らし、合理化、あるいは下請企業に対して単価の切り下げや切り捨てなどしわ寄せを行っています。

そこで、この四日市で採用内定の取り消しが行われたり、あるいは合理化、人減らしやパートの大量解雇などが行われていないのか、実態をどのようにつかんでいるのか、お尋ねをします。もしそのようなことがあるとするならば、市民の暮らしを守る立場から、各企業に対して市長の政治的影響力を使い、撤回の申し入れを行うべきでありますが、お尋ねをしたいと思います。

先日私ども日本共産党は、不況の実態調査に障害者の授産施設、地場産業である萬古、漁網業界を訪問しました。不況対策を充実せねばと強く感じてまいりました。

融資の問題では、市の融資制度もありますが、不況業種に対しては、他の都市で行っているように金利負担なし、無利子で融資を行うべきであります、今後円高不況が影響してくる中で弾力的な運用を図り、金利の引き下げを行うべきであります、お尋ねをいたします。

また、県の融資制度で無担保・無保証の制度がありながら、この制度が全く利用されておりません。ぜひ利用しやすくするよう県に強く申し入れを行うべきでありますが、どうされるのか、お尋ねをしたいと思います。

障害者の授産施設では、この5月から仕事がなくなるということでしたし、不況の中、せっかく授産所から企業主の好意で就職しましたが、一時期帰された方もあったそうであります。このように不況の波を一番先に受

けるのが障害者であります。障害者の生きがいを保障するために、仕事の確保が大事であります。その点では、市が行う記念行事などに授産所でつくる製品を使うべきではないでしょうか。また、他の市町村へも働きかけるなど取り組んでいただきたいと思います。市が授産所に仕事を発注していくという点では、川崎市などでは、全庁的に仕事がないかと見直しを行っています。ぜひ四日市でも授産所でできる仕事がないのか、全庁的に見直しを行ったり、あるいは市内業者にも協力を申し入れるべきだと思いますが、どう対処されるのか、お尋ねをいたします。

萬古業界も、売り上げが昭和59年と比較すると、来年度の見通しでは半分まで、120億円が60億円近くまで落ち込むだろうと予想されています。構造的な不況の中で、市の指導・援助を強く望んでいます。萬古の生産者や生地屋の後継者育成の問題、窯業試験場の技術指導をもっと小まめに行うことや、シェアの拡大に取り組むことが望まれていました。また、昨年末には、萬古の土なべが売れました。この教訓からも、もっと萬古の知名度を上げる宣伝を重視すべきであります。地場産業である萬古に対してもっと予算を増やして対策に取り組むべきであります。そのお考えをお尋ねをいたします。

漁網問題におきましても、200海里問題、あるいは流し網漁の禁止、あるいは輸出も外国との競争により撤退せざるを得ないなど、売り上げが数年前より30%ないし40%も減少するなど厳しい状況であります。流し網専用の機械が要らなくなても、他に転用もできずに廃棄処分を行っております。しかし、紡績業界みたいに補償がございません。国に対して、流し網規制に基づく網の製造機械廃棄処分を行った製網業者に対して政府は補償を行うよう働きかけるべきだと思いますが、市長はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

また、市が発注する公共事業について、下請には市内業者を使うよう大手業者に指導する件につきましては、昨年12月の橋本茂議員の質問の中で

もその方向で取り組むことをお約束をいただいたわけでございますが、どこまでその取り組みが進んでいるのか、お尋ねをいたします。

第3点目は、公災害対策についてであります。

災害は忘れたころにやってくると言われますが、成人の日、1月15日の夜8時ごろ、北海道から東北など東日本一帯にかけて釧路沖地震が襲いました。マグニチュードで7.8、釧路では震度6の烈震を記録しました。震度6の烈震が近代的都市を襲ったのは日本では初めてのことであり、多くの教訓を学び、四日市での対策に生かさなければなりません。

災害対策基本法では、国及び地方自治体は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を明記しています。釧路沖地震では、水道、ガス、電話、電気などのライフラインが大きな被害を受け、その復旧に時間がかかり、市民生活に大きな影響を与えております。しかも、民間業者が管理する公益事業施設に関する被害情報の集約、復旧計画が次落しているという重大な問題点が指摘をされております。この教訓から、ライフラインと言われる水道、ガス、電気、通信などが地震時に連携し、統一した対策がとられなければなりません。四日市ではどのような対策がとられているのか、お尋ねをいたします。

釧路沖地震では2名の方が亡くなられましたが、身体障害者の世帯での死亡事故と、ガス漏れによる中毒死だったそうであります。このことからも、身障者やひとり暮らしの老人の世帯に対して、地震など緊急時に安全性が確認できるなど、手が届く行政の機敏な対応が求められますが、四日市ではどのような対策がとられているのか、お尋ねをいたします。

また、病院間の連絡体制が十分でないために、一方の病院は大変混雑しているけれども、他の病院は手持ちぶさたと聞いています。四日市では災害時に病院間の連絡体制は十分とられているのか、お尋ねをしたいと思います。

釧路では、被害を大きくした原因の一つに液状化問題があります。四日

市では塩浜地区、富田地区が液状化現象が起こる地区として挙げられています。被害予想と対策についてお尋ねをします。

特に四日市は海岸線にコンビナートがあり、住工混在となっており、塩浜地区にはコンビナートのパイプラインが民家の軒下を走っています。地震時にはタンクの出入り口で遮断弁が締まり、危険性はないと言われますが、もしその安全装置が動かない場合を考えて、二重、三重の安全システムが確立されているのでしょうか。事故と災害というのは、安全装置が動作しなくて起こるものでありまして、特にコンビナートに対しては二重、三重の安全対策をとらせることが必要だと思います。

また、被害者の中で、ストーブのやかんの熱湯によるやけど、あるいは本立てやたんすなどが倒れたり、上に載せてあった物が震動で落ちてきたりして負傷された方があります。日常の地震対策として、この時期に改めて本立てが倒れないような対策や、高いところから物が落ちないような対策のPRを強化すべきあります。

釧路沖地震のとき、周辺の測候所が夜間無人になっており、住民からの問い合わせにも応じられない状態であったそうですが、夜間無人でも、地震の震動記録だけは自動的に送られるからいいんだということにはならないと思います。何らかの事故でその情報が送れなかった場合など、その部分が全く欠落してしまいます。四日市でも、合理化により測候所が夜間無人になると聞いております。気象庁に対して、四日市測候所に夜間にも人を配置するよう強く要求していくべきありますが、いかがお考えでしょうか。

次に、公害問題についてお尋ねをします。

二酸化窒素の濃度が磯津の測定局で上昇していること、あるいは四日市全体の平均値も上昇していることの原因調査と対策について再三質問をしてまいりましたが、県の公害対策審議会に答申を求めているからということでありました。

しかし、その答申が1月26日、知事に行われました。その答申の中でも、窒素酸化物総排出量規制基準を改定するとともに、自動車にかかる窒素酸化物大気汚染対策はもとより、中小規模工場、事業所、船舶、群小発生源に係わる窒素酸化物大気汚染対策を総合的、計画的に推進する必要があることを明記しています。そして具体的に、現行の窒素酸化物排出係数等を改定することとしています。

市長は、昨年12月の私の質問に答えて、近く出る答申を踏まえて、県とも協調しながら企業の排煙脱硝装置の設置の指導を含め、窒素酸化物の削減に取り組みたいとのことでありましたが、この答申をもとに、今後どのように取り組まれるのか、お尋ねをしたいと思います。各企業で脱硝装置が設置されていないところについては脱硝装置を設置するよう強く指導すべきであります。

また、磯津での二酸化窒素の濃度の上昇原因は、この公害対策審議会で究明されたのかどうか、お尋ねをいたします。

4点目は、集中浄化槽改修への補助制度の創設の問題であります。来年度より、公共下水道の認可区域内においても合併処理浄化槽設置費補助金の枠を広げていただいたことは、市民にとって大変喜ばしいことであります。四日市では、公共下水道の普及率も、来年度末では33.7%になると聞いておりますが、他の同格都市と比較しても大変おくれています。今、市民は、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置費補助金によりそれぞれ恩恵を受けておりますが、公共下水道がまだ来ていないところで団地が開発されたところは集中浄化槽で処理されている方が何らの恩恵も受けることがございません。これらの人々に対して、津市では処理場建築後10年ないし15年に処理場の大改修を行うときには、補助金制度を設け、負担の軽減を図っています。四日市でもぜひ大改修時には補助金を出し、市民の負担を軽減すべきであります。その実現についてお尋ねをいたします。

ちなみに集中浄化槽が設置してある団地は、計画も含めて18団地 8,883戸であり、四日市市全体の戸数の約10%にも当たるわけでございます。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） まず、第1番目の来年度の予算と施策についての中の、市民の暮らしを守るためにというご質問についてお答えを申し上げます。

まず、国庫補助負担率の引き下げが来年度の予算にどのような影響を及ぼすかと、こういうお話をございますが、ご承知のように、平成5年度までの暫定措置とされておりました公共事業等にかかります国庫補助負担率につきましては、体系化、簡素化を進めるという観点から、直轄事業にあります3分の2、補助事業にあります2分の1を基本として恒久化をすると、こういうことになりますて、平成5年度から適用がされると、こういうふうになったところでございます。

これらの影響額につきましては、当面公共事業等臨時特例債を発行いたしまして、その元利償還金に対し地方交付税上の措置が講じられると、こういうことになっております。

また、国庫補助負担金の一般財源化につきましても、国民健康保険の保険基盤安定制度等について実施されるわけでございますが、この制度につきましては、交付団体につきましては地方交付税で、不交付団体につきましては調整債によって対処をするということまで一応決まっておるようですが、詳細な点につきましては現段階ではまだ不明でございますので、その点につきましても地方と国との適正な分担について、市長会等を通じてなお強く働きかけてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

それから2番目に、使用料、手数料についての改定を取りやめろというお話をございますが、これらはいずれも受益者負担の原則に基づきまして、

地方公共団体が提供する公益事業の経費につきましては、受益の範囲内において、公平性の見地から応分の負担をお願いする、こういうものでございます。

今回のし尿くみ取り手数料等の改定に当たりましては、同格都市ないしは近隣市町村との均衡もさることながら、原価に対する適正な負担の割合というものを十分に勘案をさせていただきまして、その適正化を図つてこうと、こういうことで改定をさせていただくことにしたわけでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思う次第でございます。

それから3番目の固定資産の土地の評価についてでございますが、この評価替えは、平成6年度がその評価替えの年度に当たるわけでございますけれども、そもそも都市といいますのは、社会資本としてその適正な所有ですとか流通というものをできるだけ図っていくと、こういうことの必要性がバブル経済の過程で非常に強く叫ばれてまいりまして、土地基本法等に基づきまして、これの評価につきましては、相続税評価との均衡にも配慮しつつ、速やかに地価公示価格の7割程度を目標に、その均衡化、適正化を推進する。いわゆる今まで一物三価というような状況でありましたのを、一物一価の体制に改めてこうと、こういうことでございまして、総合土地政策推進要綱等を踏まえて実施しようと、こういうものでございます。

ただ、公示価格の70%といいますと、一気にこれが上がるような印象を受けるわけでございますが、國の方ではこれによる急激な税負担が生じないようにという配慮から、土地につきましては住宅用地の軽減措置の拡大ですか、負担調整措置の拡充等を行いますし、家屋につきましては、在来家屋に係る経過措置の新設など、税負担の増加の抑制を極力図るということになっておりますので、極端な課税額の上昇ということは避けると、こういう姿勢で臨んでおりますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、あわせてご答弁申し上げますが、2点目で、深刻になってき

た不況への対策について中小企業への不況対策をと、こういうお話の中で、景気対策としての所得税減税、これについてのご提案がございました。

この新たな景気対策につきましては、5年度の予算が衆議院から参議院へ送られようとしておるところでございますけれども、この審議の過程でいろいろ協議がなされておりました。その内容につきましては、新聞等で報じられているような内容でございます。

お話のように、国の大型プロジェクトを今後は生活に密着した公共事業へ転換を図れと、こういうお話でございますが、現在国の方におきましてはその辺の趣旨も十分踏まえまして、新社会資本整備というような名称をつけました新しい景気対策の内容が検討されております。そして、より即効性の高い施策をとろうと、こういうことになっておりますので、そういう方向で今後対応を図っていくことになろうかと、そういうふうに思っております。

したがいまして、所得税減税につきましては、新しい景気対策の施策の一環ということになるんだろうと思いますが、いろいろ協議がなされました結果、一応前向きに検討というふうな話のように落ちついたというふうなことも新聞で報ぜられておりますので、その推移を見守ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから、消費税につきましてでございますが、これは平成元年度から実施をされておりまして、その導入の目的は、再三申し上げておりますように、税体系のいびつを是正すると、こういう目的ですとか、来るべき高齢化時代に対しまして、社会的費用を拠出をすると、こういうふうな国家的な見地に基づきまして導入をしてきたものでございまして、特にご指摘の食料品の非課税化につきましては、確かにいろいろ議論はございましたけれども、現段階では現在のような形で現行税率の中で十分に定着をしたと、そういうふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鵜飼 滋君） まず、週休2日制に関連をいたしましてお答えをさせていただきます。

先ほど来お話があったわけでございますが、本市の完全週休2日制の導入につきましては、昨年の12月1日からこれを実施させていただいたわけでございまして、ちょうど3カ月余りが経過をいたしましたが、現在の状況といたしましては、私どもといたしましては、ほぼこの完全週休2日制度が順調に運用されていると、そういうふうに認識をいたしておりますが、当初懸念をいたしておりました市民の皆さん方に混乱を与えるのではないかという、そういう懸念も若干あったわけでございますけれども、私どもの認識といたしましては、特にそういった状況はない、そういうふうに認識をいたしているわけでございます。

そこで、今回のこの完全週休2日制の実施に伴う体制の問題についてでございますけれども、私どもとしては当初から、当然のこととございますけれども、今回の完全週休2日制の導入に伴って市民サービスの低下をさせてはならないということは、これは当然のこととございます。そういう立場から、最大限に努力をしていくということも、これしごく当然のことであるわけですが、ただ、今回のこの制度の実施に伴って、それが増員をしなければ困難な職場も幾つかあるわけでございまして、先ほど来ご指摘がございましたとおりでございます。

そこで、平成5年度の職員定数において、今回の完全週休2日制の導入に伴いまして29名の増員を図ったところでございまして、保育所につきまして12名、病院につきましてさらに12名、消防について5名、といった部門につきまして増員を図ったところでございます。

しかしながら、先ほど来お話がございましたように、今回退職者がかなり出てまいりました。平成5年度の職員の採用試験に当たりましては、年

度末における退職予定者数について、本人の申し出を踏まえて、その不足数を把握いたしまして採用者数の決定を行ったという、こういう経過があるわけでございますけれども、今ご指摘がございましたとおり、その以降におきまして、個人の事情等によりまして退職者が増加をいたしまして不足をしておるという、そういった実態はご指摘のとおりであるわけでございます。

したがいまして、年度末を控えておる関係もございまして、本年度中にその不足分を確保していくと、こういうことにつきましては事実上困難だというふうに考えているわけでございますけれども、私どもとしては、今後、そういった状況を十分見きわめながら、今後の対応について具体的に検討させていただきたいと、こう思っておるわけでございますので、その点についてのご理解をいただきたいと思うわけでございます。

続きまして、機構改革についてお尋ねがあったわけでございますが、順序が逆で大変恐縮でございますが、まず、保険年金の問題についてからお答えをさせていただこうと思うわけでございます。

ご質問の第1点の、保険年金課を今回の機構改革によりまして市民部に移行することによって、国保の部門が弱体化をしないかという、そういうご質問であるわけでございますが、昨日もご答弁を申し上げておりますように、今回の機構改革につきましては、各部局それぞれが担当する分野をより明確にするという、そういったことが一つの目的であったわけでございます。同時にまた、市民の皆さん方にとってもわかりやすいと、さらにまた、便利であるという、といったこと。さらにまた、事務処理体制がさらに効率化になるという、といったことを総合的に勘案をいたしまして、今回の機構改革を行ったところでございます。

そこで、今回保健部門と福祉部門との統合を図りまして、高齢化社会に備えると、こういうことにいたしたわけでございます。したがって、今回保険年金課について市民部にこれを移したという、といったことも、今

私が申し上げた基本的な考え方のもとでそういった措置を行ったわけでございます。特に、ご承知のとおりこの保険年金課につきましては、市民課あるいはまた地区市民センターにおける窓口における国保、今申し上げた保険の問題、そういった問題に関連をする業務の一元化ということから、市民の利便性、あるいは事務の効率化、そういったことを推進していく上では、市民部に所管をさせた方がよりベターではないかというふうに考えているわけでございます。

ただ、ご指摘がございましたように、確かに国民健康保険の業務につきましては福祉部門とのかかわりが極めて強い業務であるわけでございますので、私どもといいたしましては、今後ともそういったことを十分踏まえながら、従前にも増して緊密な連携をとって業務に支障のないようにしてまいりたいと、こう考えておるわけでございますので、その点についてのご理解をいただきたいわけでございます。

次に、女性課についてでございますけれども、ご承知のとおり、今日の女性を取り巻く環境というのは極めて複雑多様化をいたしております。同時にまた、人生80年代時代を迎えて、女性のライフサイクルが極めて大きく変化をしておる時代でもあるわけでございまして、したがってそういう意味でいえば、女性施策につきましても行政の各分野にこれがまたがっているわけでございますから、そういう意味では横断的な連携が強く求められておるというふうに考えているわけでございます。したがって私どもといいたしましては、そういった状況を踏まえながら、これらに対して的確に対応していくために、今回の機構改革によりまして新しく女性課を設置したと、こういうことでございます。

そこで、女性課についてでございますけれども、既にご承知のとおり、市民部にこれを設置いたしておりますわけでございまして、特に地域社会づくり等の連携を一層深める、そういう必要があるわけでございます。同時にまた、先ほど来お話をございましたように、女性に関する諸施策の企画立

案、さらにまた調整を図ると、そういう仕事を女性課の中でやっていただこうと、こういうふうに考えておるわけでございます。

さらにもう1点、女性に対する総合相談窓口を設置いたしたいというふうに考えているわけでございまして、そういう総合相談窓口を女性課に設置することによりまして、女性の方々のお考であるとか、あるいはまた女性の方々のニーズの把握に、そういうことを通して努めていきたいというふうに考えておるわけでございますし、同時にまた、女性に関する諸問題につきましても積極的に相談に応じてまいりたい。したがって、あちらへ行きなさい、こちらへ行きなさいと、そういうことはないといふうに私は考えておるわけでございます。

したがって、具体的には、そこに女性に関する相談員を配置をしてまいりたいというふうに思っておるわけでございますので、ご理解を得たいと同時に、職員のそこに対する配置につきましても、適材適所という立場から職員が配置できるように努力をしてまいりたいと、こう考えておるわけでございますので、そのことについてもひとつご理解をいただきたいわけでございます。

次に、2点目の深刻になった不況対策の中で、昨年の12月の議会で橋本茂議員の方から、特に中小企業の方々に対する優先発注の割合を増やすことができないかといった趣旨のご質問がございました。

私どもは、その後、ことしの1月になりましてから、特に大手の企業者の方々に対しまして、市長名で文書を出しまして、積極的に大手の方々が落札をした場合に地元の中小企業の方々を優先的に使ってくださいよという、そういう趣旨の文書を1月来発送をいたしまして、大企業の方々に対する協力を呼びかけてまいりました。

ただ、まだ日がたっておりませんので、その具体的な効果は確認ができていませんけれども、ただ、ちなみに申し上げますと、従来から中小企業者の方々に対する発注につきましては、可能な限り優先発

注をしてまいりました。ここ数年来の実態を見ておりますと、市内の中小企業の方々に対する発注の割合は、過去5年間で約65%前後であったわけでございますけれども、本年の1月から今日までの段階で見てまいりますと、これが93.1%になっておると。つまり、私どもといたしましては、積極的に市内の中小企業の方々に対しての優先的な発注に心がけてきた結果、発注の割合が、今申し上げているように、従来の65%前後であったものが93.1%に引き上がったと、こういうふうになったわけでございますので、したがって、今後とも事業者の方々に対しては、大企業の方々に対しましては、引き続いて強力にその要請をしてまいると同時に、なお一層市内の中小企業の方々に対する発注の機会が得られるように、なお一層の努力をしてまいりたいと、こう考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思うわけでございます。

最後に、公災害対策の問題についてお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

先ほどもご指摘がございましたように、1月15日の釧路沖地震で、マグニチュード7.8、さらに2月7日にはマグニチュード6.6の能登半島沖地震が相次いで発生をいたしましたので、人的、物的被害とともに、長期にわたって市民の皆さん方に大きな影響を及ぼしまして、改めて私どもといたしましては、地震災害対策の重要性、そういうものを深く認識をしたところでございます。

そこで市といたしましては、去る2月の3日から5日にかけまして、電力、通信、ガス、水道のいわゆるライフライン、そういうことについての被害状況、さらにまた、先ほど来お話をありました液状化現象についての被害状況を調査の目的といたしまして、震度6の烈震を記録いたしました釧路市に防災対策室の職員を初めといたしまして、関係職員10名による調査団を現地に派遣いたしたわけでございます。

被害地域の報告によりますと、新聞やテレビで報道されました被害状況

及びライフラインの被害というものにつきましては、地盤の不安定な地域に限定がされておる。つまり、地盤の不安定な地域に限って被害が拡大をしておるという、そういう実態があったわけでございます。したがいまして、やはりご指摘ございましたように、地形でございますとか、あるいはまた地質、そういうものが極めて密接に関係していると、そういうことを私どもとしては痛感をしたわけでございます。

また、市民生活に直接関係をいたしますライフラインの復旧ということにつきましては、電気、電話、水道につきましては比較的早く復旧がなされたようございますけれども、ただ、都市ガスにつきましては、地表面から約1.5m凍結されている気象条件がございまして、非常におくれたと、こういうことになっておるようでございます。

そこで市といたしまして、早速帰りましてから、関係機関等で会議を持ちました。具体的には中部電力、あるいはNTT、合同ガス、水道局、そういうたライフラインの関係機関と会議を持ちまして、今回の調査結果に対する報告及び現状対策についての情報交換を行ったわけでございまして、今後、災害時に対応していくだけの地域防災計画というものをこの際見直していくこうというふうに考えておるわけでございまして、具体的にこの修正を加えていただくように、関係機関にお願いをしてまいったところでございます。

次に、お尋ねのございました、もし災害が起きた場合に、身体障害者の方であるとか、あるいはまたひとり暮らし老人の方々に対する弱者対策をどうしていくのかという、こういったご質問があったわけでございますが、市といたしましては、そういうた災害弱者対策につきましては、私どもも防災上極めて重要な課題であるというふうに認識をしておるわけでございまして、本年度は防災訓練の中で、特に身体障害者の方々に参加をいただいて、実際にそういった体験もしていただいたという、そういう経過もあるわけでございます。今後ともこういった機会の参加につきまして、ぜひ

輪を広げて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、ただ、行政がすべてそういう方々を守っていくということは、物理的に不可能であるわけでござりますから、私どもといたしましては、自治会の組織であるとか、あるいはまた民生委員協議会であるとか、あるいはまた地域の自主防災組織、そういうたところと十分連携をしながら、そういうた方々に対する対応が迅速にできるように、今後とも努力をして万全を期していきたいと、こんなふうに考えておるわけでございます。

それから、液状化の問題についてお尋ねがあったわけでございますけれども、特に今回のこの液状化現象による被害といたしまして、マンホールが噴き上がるという、そういう被害が出ておるわけでござりますけれども、この液状化現象に対する対策といたしましては、幾つかあるわけでございますけれども、一つは土壤を改良するということ。あるいはまた、そこに建物を建てる場合の基礎の強化をするという、そういう方法が考えられるわけでございますけれども、ただ、そういうことになってまいりますと莫大な費用がかかってくるという、一面ではそういう問題もあるわけでございますので、私どもといたしましては、引き続きこれらの問題についてさらに調査・研究を進めて、それらの方策について今後十分研究していくと、こんなふうに考えておりますので、その点につきましてもご理解いただきたいわけでございます。

また、たんすや本棚、あるいはストーブの転倒によって家庭内での負傷についての対策についてお尋ねがあったわけでござりますけれども、これらについては、市民1人1人についてそういうた被害を最少限に食いとめると、こういう立場から、今後とも積極的に、市の広報等を通して啓発に努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

さらにまた、測候所の体制の問題についてお尋ねがありました。ご指摘のとおり、昨年の4月1日から、夜間については四日市の測候所は無人になっているわけでございます。このことにつきましては、観測装

置の自動化が整備されたこと、また、気象状況が悪化した場合には直ちに所員が配置つくと、そういうふうになっているわけでございまして、したがいまして、無人体制になって以降、情報伝達に係る不都合というものは現在は生じおりません。しかしながら、そういう無人になることによって不都合が生ずる懸念があるというような場合には、そういう問題について今後とも測候所とも十分連携をとりながら万全を期していくかなければならないことは当然でございますので、今後ともそういうことについては万全を期していくように、なお一層の努力をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今後はこうした調査結果を生かしまして、防災訓練などあらゆる機会を通しまして、ライフラインの事業所、医師会、といった関係機関とも十分連携をとりながら、迅速な対応ができるよう今後とも万全を期していくふうに考えておるわけでございますので、その点につきましても何とぞご理解賜るようにお願いを申し上げまして、答弁にさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2番目の不況への対策につきましてご指摘いただきました4点ほどにつきまして、簡潔にご答弁を申し上げたいと思いますが、まず、市内の企業で採用内定の取り消しを行っている企業はないかというご質問でございますが、公共職業安定所に照会いたしましたところ、現在のところそういう企業はないと聞いております。

また、企業に対する申し入れについてでございますが、採用内定を取り消すことにつきましては、我が国の雇用慣行とか、あるいは労働市場全体に与える影響が大きいわけでございまして、関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいというように考えております。

なお、国におきましては、新規卒業者の採用内定を取り消す場合におき

ましては、公共職業安定所や学校長に事前に通知することが義務づけられる方向で、現在検討されております。

次に、本市の中小企業向けの融資制度についてでございますが、本年度におきましても5回にわたりまして、合計1.4%の貸付利率の引き下げを実施しておりますほか、新年度におきましては、昨日の小林議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、融資枠の拡大とか、あるいは三重県の経営安定化資金制度に対します保証料の補給制度を創設することとしたしておるところでございまして、今後とも先行き不透明な景況が続くことが懸念されるわけでございまして、景気動向を注意深く見守りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、県市協調の無担保・無保証人制度の融資制度についてでございますが、中小零細企業者ができるだけ利用しやすい運用がなされますよう、機会あるごとに三重県及び関係機関に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、萬古焼の後継者育成についてでございますが、今議会でご審議をお願いしております伝統産業後継者育成事業を新たに実施し、萬古焼の高度な手工芸技術や技法の伝承に努めてまいりたいと考えております。

また、県立の窯業試験場の機能強化についてでございますが、これまでも技術相談とか、あるいは技術アドバイザーによる指導、あるいは専門家による技術研修等指導いただいておるところでございますが、東南アジアの技術力の急成長とか、あるいは国内他産地との競合の激化、あるいは消費者ニーズの多様化に対応するためには、窯業試験場の果たす役割は今後ますます大きくなるものと考えられますので、業界の要望も聞きながら、窯業試験場の機能の充実につきまして県と協議をしてまいりたいと思っております。

また、萬古焼の宣伝事業についてでございますが、陶器国際見本市とか、土なべ祭り、あるいは陶芸展等に対しまして助成を行い、販路の拡大、知

名度の向上に努めておるところでございます。

最後に、公海上の流し網漁の禁止に伴います製造業者に対する支援についてでございますが、国に対しましては、昨年10月に三重県とともに、公海上の流し網漁の禁止に伴って不用となります生産設備の廃棄に係る長期の特別救済金融資制度の創設など、融資面の支援につきまして陳情を行ったところでございます。

一方、去る12月に三重県におきまして、倒産災害関連資金の融資が行われることになりましたので、本市におきましては、この融資制度の補償料を1,000万円を限度といたしまして3年間補給いたしますとともに、さらに3,500万円を限度として3年間、2%の利子補給をすることといたしておりまして、このための予算を本議会でご審議をお願いしているところでございます。

○議長（水野幹郎君） 理事者に申し上げます。残り時間がわずかになりましたので、答弁は簡潔にお願いをいたします。

福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 不況対策に関連した心身障害者の授産施設についてお答えします。

現在、市内には11カ所の授産施設があり、200名の障害者が通所しております。これらの施設は、独自の製品づくりや農作業と下請作業をしております。下請作業は、通所者の心身の状況に対応するため、また、時期的な仕事量のばらつきに対応するため、一つの施設で2ないし4種類の仕事をしております。

不況により二つの施設で段ボールの組み立てとかボルトの組立作業に影響が出ているように伺っておりますが、他の作業に転換して対応しているのが実情であります。

市からの仕事につきましては、継続性があること、簡易であることなど

の制約もありますので、よく研究させていただきたいと思います。

また、製品の独自の販売につきましては、現在も福祉の店で販売しておりますとともに、各種の福祉関係の行事に出店をしていただいて販売を促進している状況です。今後ともあらゆる機会をとらえて、出店、PRに努めてまいりたいと存じます。また、企業への働きかけにつきましては、施設のパンフレットなどを作成し、PRに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） コンビナートの脱硝装置を積極的に設置するよう指導されたいということでございますが、時間がございませんので、県とこれからともにNO_x削減に向けて、排煙脱硝装置の設置やら、あるいは効率の高いNO_xバーナー設置、あるいは燃焼管理の徹底など、積極的に今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、磯津地区の窒素酸化物の濃度の上昇について、今回どういう答申内容かということでございますが、答申の中のシミュレーションの結果では、磯津についても他の地点と同様に、自動車排ガスが濃度を押し上げている主要な原因になっておるというふうに答申がなされております。

続きまして、団地の浄化槽の改修に対する補助制度でございますけれども、確かに浄化槽は老朽化して施設を改修しますと多額の経費が必要とすることでございまして、本市としましては、昭和58年から団地の集中浄化槽の改修の際には低利でご利用いただける浄化槽の整備資金の融資貸付制度を設けております。団地のその浄化槽の運転管理や保守点検につきましては、基本的には管理者の責任というふうに考えておりますので、お尋ねのような改修の必要が生じた際には貸付制度をご利用いただきたいというふうに思います。したがいまして、ご指摘の補助制度の創設は考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁いただきましたけれども、大変不十分な答弁ばかりでございまして、市民生活を守ると、そういう立場からぜひ市長、不況対策について重視していただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 時間が参りましたので、佐野光信君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

午後2時51分休憩

午後3時7分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、質問の第1に、桜地区の鈴鹿山麓研究学園都市の整備は思い切った見直しが必要だという問題を取り上げ、お尋ねをいたします。

鈴鹿山麓研究学園都市に関しては、当初、S O Rや国立地球環境研を誘致しようしたことからも、国家レベルの事業をにらんで構想されました。しかし、それはかなわず、この数年間、本市は国際環境技術移転センターに15億円の出捐を初め、1期21haの造成工事などを手がけ、既に50数億円の巨額の市費を投入してきたことになります。

私どもは、構想の段階から、この学園都市に対しては、一自治体としては踏み込み過ぎだと、巨費を投入し過ぎだとしまして、国際環境技術移転センターの15億円の出捐や造成事業の着手には反対の立場を表明してまいりました。

平成2年12月議会の討論で私は、第1期工事について、「確たる施設計画がないままに当面20haもの造成にすぐに着手することは早計だと判断を

いたします。この開発の延期と再検討を」と求めたことを思い起こします。それから2年たちましたが、いまだに1期分のうち6haの民間研究所用地には1社の進出もないという状況であります。不況が長期化を呈している今日、民間大企業はもうからない投資はやらないという方針であり、今後とも民間研究所誘致は一層困難な見通しになりそうなことは、私のみならず、多くの市民が判断しているところでありましょう。

当てにならない「民活」導入はきっぱりと断念すべきであります。この際、せっかく造成した用地を長期に放置をして雑草を茂らせたまますることなく、来年度から市民が利用できる公的施設整備を図ったらいかがでしょうか。一例ですが、私どもは、桜地区の地の利を生かして、公的な保養施設や、また青少年自然の家と連携ができる公立の自然科学館などの整備を図れば、地元からも大いに歓迎され、学園都市そのものが多数の市民が利用できる中身にもなろうかと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、第2期33haの開発は凍結、中止をすべきであります。この33haは広大な自然公園にして、近隣のアスレチックも生かして、各種のスポーツ施設を配置し、市民の憩いの場にしていく。桜財産区の緑あふれる自然を残すことに重点を置く構想に方向づけたらいかがかと考えます。

いずれにしましても、1期、2期工事分ともに思い切った見直しが必要であります。地元にも、市民の各層にも多くの意見があろうかと思いますので、市民参加による検討委員会をつくって、改めて市民本位に中・長期の展望を見出す作業に取りかかるにしたらどうかと考えますが、この点もいかがでしょうか。

この質問の最後には、P 3施設を含む県衛生研究所移転問題についてもお尋ねをいたします。

衛生研究所の立地については、今議会では慎重に検討を行うと報告されました。いつまでに、どんな手順で結論を出されるのか、明らかにしていただきたい。

私どもは既に昨年の3月議会で、桜地区への立地は反対であり、移転中止を知事に申し入れていただきたい旨を表明いたしております。もし万一市長が移転を容認されるならば、巨額の工費をかけた特別な下水道建設を前提にすることになり、なぜ今までしてあえて桜地区へかという多くの批判が、改めて地元住民初め多数の市民の間からわき起こるであろうことを、この場から強く申し上げておくものであります。

次に、老人保健福祉計画の策定についてお尋ねをいたします。

今、四日市に住む高齢者の方々は、たとえ体がきかなくなっても、住みなれた我が家で、この土地で老後を送りたいと願っています。関係のご家族もまた、できることならその希望をかなえてあげたいと痛切に思ってみえます。

この願いにこたえる在宅福祉の充実、施設の整備等を進める上で、本市にも義務づけられました老人保健福祉計画の策定を絶好の機会として、力を入れて練り上げることが求められております。

まず第1に、本市の高齢者の実態を、市当局は昨年10月に調査されたと聞いておりますが、その調査結果の特徴、傾向を報告していただきたいと思います。

第2に、国は厚生省の通知を出しまして、計画づくりの指針を示しておりますが、国のマニュアルどおりといいますか、その引き写しにとどめずに、本市の実情に合った、自主的で積極的な計画を創意工夫して策定すべきだと考えます。

ホームヘルパーの確保一つとっても、私は、昨年の3月議会におきましてもお聞きしました折に、市長答弁では215人の確保が示されました。問題はどのように確保するかであります。長野市では91年に、社協嘱託職員であったのを正規職員にして募集をいたしましたところ、市民から積極的な応募があり、42人の増員ができたと聞いております。ヘルパーの身分と待遇の保障を長野市のようにきちんとすれば、この分野のマンパ

ワー確保も将来にわたって可能性が広がるということを示しています。

また、ヘルパー週3回ないし6回という国の基準では不十分だとして、当面12時間体制、最終には24時間体制で対応する目標で取り組む自治体も出てきています。ここには1日数回派遣することを含めて、在宅老人の必要に応じて対応するという思想があると思います。

住宅の改造や訪問食事サービス等の事業は計画に盛り込むことが望ましいとされており、ともすると後回しにされかねませんが、ぜひ充実した取り組みを求めたいのであります。毎日2回、1年じゅう休みなし、メニューがその都度違う給食サービスを10年間も続けている、北欧にも例を見ないと言われている、全国的に高く評価されている、そんな自治体も出てきています。

先進の経験やすぐれた施策を取り入れつつ、市民本位の計画にしていくことを切に望むものであります。市当局の姿勢、構えをお聞きをいたします。

第3に、計画をつくる上では、従来のように専門家と有力者の参加で終わってはなりません。市民参加を保障する点で、策定委員会にはヘルパー、保健婦など現場の職員はもとより、地域の医療関係者、高齢者団体やボランティアの方々、さらには介護で苦労されている女性、家族の方など、市民各層から広く集まつていただくことが不可欠だと考えますが、どう対処しようとしてみえるのか、お聞きをいたします。

最後に、地域の児童公園整備促進についてお尋ねをいたします。

市の子供たちが安心して遊び憩えるスペースとして、広場や児童公園の設置整備は、本市ではまだ不足している状態であります。今回は私の地元に絞ってお聞きをいたします。

私の住む富田地区内の整備状況を見ますと、近鉄線から西の地域には児童公園が1カ所もない状況であります。ごく最近、若いお母さん方から、子供たちの遊び場をという切実な声を私自身聞かせていただきました。今

のうちならまとまった用地確保も可能な状態だと思います。設置計画をぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） ただいまご質問の鈴鹿山麓研究学園都市の整備事業につきまして、見直しをすべきではないかというご質問でございます。お答えさせていただきます。

ご高承のとおりでございますけれども、鈴鹿山麓研究学園都市の第1期工区の造成が昨年の11月に完成いたしまして、中核施設用地には10月にI C E T T の施設が竣工いたしました。また、本年の2月には、隣接地に三重北勢ソフトウェアセンターが竣工いたしました。今後、交流サロンとか、あるいはレストラン、科学技術展示コーナー、こういったものを備えました学園都市センター、また、環境教育の場を備えました環境総合センターと、こういったものの設置について検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ご指摘ございました将来構想の転換についてでございますけれども、これもご高承のとおりでございますけれども、鈴鹿山麓研究学園都市構想というのは、多極分散型国土形成促進法に基づきまして、振興拠点地域基本構想ということで、平成3年1月に全国に先駆けて、国土庁を初めといたします6省庁の主務大臣の承認を得ました三重ハイテクプラネット21構想の中核的なプロジェクトとして進めているわけでございます。

この振興拠点地域基本構想では、長期的展望に立ちまして、中核施設をおおむね10年で整備をするということにされております。この10年と申しますのは、10年かかるてもよいということではございませんで、10年もかけて立派なものにしていくと、こういうことでございます。というふうに私は認識しております。

そういう構想でございまして、本市におきましても、地域に開かれま

した交流、情報の拠点であることはもちろんでございますけれども、世界に開かれました情報受発信拠点としてまして、21世紀に向けて本市が飛躍的に発展していくために、そのスプリングボードとしての大きなプロジェクトでございます。それにつながります研究学園都市の実現に向けて、現在鋭意取り組んでいるところでございます。

また、こういった観点に立脚いたしまして、国道306号バイパスまでの区域につきましても、現在、第2次整備基本調査委員会を設けまして、学識経験者、地元企業の代表の方々、また市民を代表されます地元地区の代表の方々、こういった方々にお入りいただきまして、それぞれの分野の専門的な立場から広く意見をいただいております。

その中で、整備基本計画の策定に今取り組んでおるところでございます。これは、この3月を目途にまとめる予定をいたしております。本計画につきましても、まとまり次第、所要の時期にご説明をさせていただこうというふうに考えております。

それと、最後のお尋ねの衛生研究所でございますけれども、昨年の12月18日に衛生研究所立地安全検討委員会、これの報告につきまして議員説明会をさせていただき、同月の25日、県に対しまして衛生研究所移転整備に関する要望書というものを提出いたしました。そして本年に入りまして2月、県より要望書に対し、誠意を持って対処するという回答をいただいております。

今後市いたしましては、地元の意向を十分に尊重いたしまして、県等関係機関とも協議を十分重ねまして、立地について慎重に検討をし、関係機関との協議の経緯も十分踏まえながら結論を見出していきたいと、所要の時期に結論を見出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 老人保健福祉計画の策定に向けてお答えさせていただきます。

実態調査につきましてご質問がありまして、現在、昨年10月、民生委員さんのご協力を得まして実施を行いました。調査対象につきましては、在宅寝たきり老人及び痴呆性老人につきまして全数 630件、比較的元気な老人につきましては、65歳以上のお年寄りの15%抽出で 4,700件であります。既に単純集計を行いまして、現在クロス集計、分析に入っているところでございます。

続きまして、第2点目でございました、福祉マンパワーの安定的な確保といいますか、福祉マンパワーの確保は、社会福祉を推し進めていく上で極めて重要な要素であると考えております。マンパワーの確保につきましては、急激に対応できない性格のものもありますので、かなり先を見通した形で対応してまいりたいと思っております。

それから、老人保健福祉計画の策定につきましては、現在、庁内の策定体制として関係課長から成る検討会議を組織し、高齢者の生活実態及びニーズの把握、在宅保健・福祉サービスの提供体制及び目標量を鋭意検討しているところであります。今後はこれらを取りまとめるとともに、庁内の策定会議を経て、本年秋ごろには計画策定を完了する予定であります。

また、この計画には市民参加が重要ですので、既に「広報よっかいち」において、福祉・長寿社会の特集を行い、幅広くご意見も募っております。また、要介護老人全員の実態調査の中においては、介護者の状況やご意見についてもお聞かせいただいております。今後につきましては、関係機関、団体から成る懇話会を組織し、さらに幅広くご意見をいただき、取り組んでまいりたいと考えております。

計画の内容につきましては、他市の先進事例も参考にしながら、本市の実情に合った四日市版のものとして、日常生活圏域において基本的な保健・福祉サービスを提供すること。保健医療、福祉が連携して対応すること。

公民協力したネットワークの形成を促進することなどを基本的な考え方として策定してまいりたいと考えております。

なお、実態調査結果につきましては、まとまり次第ご報告させていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 地域の児童公園の整備促進につきましてご答弁させていただきます。

都市公園は、スポーツ、レクリエーションを通しての健康な心身の保持増進、市街地の環境や景観の向上、さらには都市防災上の機能など、都市に生活する市民にとって必要な施設であるわけでございます。

都市公園の中でも市民の生活に一番身近な児童公園の整備がおくれておる傾向にあるわけでございます。児童公園の整備に当たりましては、主に市街化区域内での整備を進めなければならない、こういうふうに今考えておるわけでございます。

児童公園の整備に当たりましては、標準的には約 2,500m²ほどの用地が必要になりますが、さきの伊藤正巳議員のご質問にもお答えいたしましたように、既成市街地におきましてはまとまった用地の確保がなかなか難しい、こういったことが大きな要因になっております。

そこで、国におきましても、用地取得の難しさに対応するために、20年間の借地方式による都市公園の設置方針を打ち出しておりますが、地域によっては非常に有効な手法であると考えられますので、こういった手法の導入も検討しながら、公園整備の全体計画の中で、1ヵ所でも多くの公園が整備できますように取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 学園都市の事業について、10年もかけて立派なものにして

いきたい、世界に開かれた拠点と。聞こえはいいし、壮大な構想なんですが、実際に私がご指摘申し上げたような民間研究所用地に、さきの答弁でもまだ名前が出てこない段階だという点は非常に深刻だと思うんですね。申し上げましたような、民間の開発、民活導入部分がもはや破綻しているということをご指摘申し上げたということをよく受けとめていただきたいです。ですから、市民本位の開発の見直しを提起をしたわけです。

それは私どもの方向は一つの事例で、大いに議論をしていただきたい。将来に禍根を残さないという点で、やはり傷は浅いうちにですね、学園都市は小ぢんまりとなっても、全体に桜財産区の、大きないただいた財産の有効な開発になったと言えるようにならなきゃならぬと思うんですね。そういう意味で、破綻が目に見えていて、あくまで誘致に固執するのはいかがなものかというふうに思うんですが、市長の考えをお聞きしておきたいと思います。

2点目、保健福祉計画の策定ですが、実態調査、市内の3万3,000人を超す高齢者すべての方にせめてはがきアンケートでもと私は思ったんすけれども、それはともかく、実態もいろいろと調査を第1次していただきております。実態をリアルにつかめばつかむほど、どういう施策が必要かということになると思いますので、第2次として、高齢者の方の実態をよく把握している方々、つまりヘルパーさん、保健婦さん、あるいは特養を初め福祉施設関係に勤めている職員の方々からもよく聞き取りをしていたい、高齢者の方からつかんだ第1次の調査に加えて、それを補完する意味でいろいろもっと聞き取っていただくことなども必要かと考えますが、この点はまだ時間もありますので、いかがなものでしょうか。これもお聞きしておきたいと思います。

市民参加で幅広い意見を聞きたいという点は非常に大事なことですので、そういうふうに進めていただきたいと思います。

児童公園については、申し上げた地域というのは、ミニ住宅開発ですと

か、あるいはスーパー・マーケットの進出なども予定されておりまして、早急にそういう形で土地の状況が変わっていくわけですから、ぜひ適地を計画的に確保できるよう動いていただきたい。先ほどご紹介あった借地方式も含めて、ぜひ近鉄線から西へという願いを実現させていく方向でご検討をいただきたいというふうに思います。

以上、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 鈴鹿山麓研究学園都市の第2期工事というのは、まだ造成に入っておりません。

そこで、三重ハイテクプラネット21構想というところで拠点地域として指定をされているわけでありますから、それにふさわしいような開発をやっていかねばならないというふうに私は考えておりまして、焦る必要はないというふうに私は思っております。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 市民から広くご意見を伺うということで、懇話会のメンバーにつきましては、医師会、地区社会福祉協議会、民生委員協議会、老人福祉施設、保健医療福祉の関係機関を初めといたしまして、老人クラブ、自治会、婦人会、ボランティアなどの関係団体の方々に参画していただき、幅広くご意見をちょうだいしていきたいというふうに考えております。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 市長は、焦る必要はないおっしゃいましたけれども、やはり1期工事の残り部分、さらには2期工事もすべて民間の進出を期待しているということは明らかにされているとおりでありますから、私が申し上げました、大変困難な状況になっていることをリアルに見詰めて、提起した内容も含めて、市民各層の間で大いに論議をしていくことが改めて求められていると思いますので、正面から我々の提起を受けとめてい

ただいて、この鈴鹿山麓の開発が本当に市民本位になるように強く申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時33分散会

会議録

第4日

(平成5年3月10日)

○議事日程第4号

平成5年3月10日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(38名)

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳
宇野 長好
大島 武雄
大谷 茂生
小川 政人
川村 幸善
喜多野 等
久保 博正
桑原 勇
小林 博次
佐藤 晃久
佐野 光信

生行睦馬正二洋茂蔵雄平治一士力子郎哉壽朗
憲俊廣數忠慎増昭記浩元弘和幹道真朗
川中口井田森崎本本川置井市内田野野利
瀬田谷土豊中野橋橋長日藤古堀益水水毛森

○欠席議員（3名）

坂口正次
田中武和
野呂平和

○出席議事説明者

市助 長役 加藤 寛嗣
加藤 宣雄

助男夫美昭滋夫次美夫悟治稔大夫隆一之樹和
武道徹一則龍廣一正賢喜幹淳博春弘
山利川木淵飼木畑井津田原田田村口本本所
奧毛石鈴馬鶴佐小大米鎌須山西岡島谷光栗別
役役監長長長長長長長長長長長長長者長
入整公推務政民祉工林水境都市建下消病水
助収調市計總財市福商農環都建下消病水
水道事局次務管理次事業局事院道事水

二次榮美佳
藤部廣
佐服大
長長次次委員長
教育教育教育

代表監查委員 楊尾裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主 幹	井上 紀久夫
主 幹	水谷 正昭

午前10時1分開議

○副議長（堀内弘士君） おはようございます。

水野議長にかわりまして議長の職務を行いますので、よろしくお願ひをいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○副議長（堀内弘士君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

瀬川憲生君。

〔瀬川憲生君登壇〕

○瀬川憲生君 おはようございます。

きょう私の質問は、自動車排気ガスの問題と、それから自治会、自治会長の問題でございますが、この問題は昨日谷口議員と、それから橋本茂議員が一部触れられております。ダブルところがあるかと思いますが、ご答弁の方がちょっと、時間の都合もあったかと思いますけれども、十分にし

ていただけなかったような感じがしますので、私の場合、この2点だけですから、十分ご答弁の時間設けてございますので、その点も含んで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最初に、自動車排気ガス汚染対策についてお尋ねいたします。

この問題は、私ども清風会といましても重要課題として調査研究を進めてきました。また私自身も、この議会質問のたびにその都度問題提起して意見を申し上げ、一日も早い対策を切望してまいりましたところ、こし1月4日の年頭記者会見で加藤市長は、大気汚染の主因として問題となっている窒素酸化物、NO_x対策法に取り組んでいくとの方針を明らかにされました。早速の対応に感謝を申し上げるとともに、その方策実施に大きな期待をするものです。

しかし、我が国が後退した環境政策にまさる対策が必要となり、具体的に検討されるとさまざまな問題点が突出して、大変苦慮されるものと想像されますが、勇気ある画期的な対策を期待いたします。

昨年6月にブラジルで、環境と開発に関する国連会議、いわゆる地球サミットが開催され、そのキーワードは、「持続可能な開発」でありました。地球憲章とも言えるリオ宣言は27の原則から成り立ち、原則4では「環境保護と開発は切り離して考えることのできない」となっており、環境と開発の一体性は、総論的には理解されても、各論においてどのように実施されるか、課題になっております。

このサミットから10ヶ月たった今日、我が国は環境保全対策には変化なく、環境政策は後退したままで、環境汚染は歯どめなく進み続けているのが現状です。

昨年制定されました自動車窒素酸化物削減法も、基本方針が環境庁から明らかにされました。関係自治体からは効果のある対策が少なく、これでは環境基準の達成は困難との心配の声が出ております。

この法案作成に当たり環境庁が検討した特定地域の流通運送業者に排出

量抑制計画の知事への提出を義務づけるという削減法の目玉となるべき規制対策が、関係省庁や業界の抵抗で消えるなど、効果を上げるにはほど遠い内容となっております。環境保全の効果を上げる具体策が検討されると、その対策で損失をこうむる団体の圧力で取り消しになり、日本の環境政策は依然として経済原則に沿った政策となっております。これでは進み続ける環境汚染に歯どめをかけることができません。今後は、環境原則にかなった政策を期待するものです。12日に閣議決定して今国会に提出される運びの環境基本法も、環境アセスメントが法制化できず、努力規定にとどまっているように思われます。

また、四日市市では、過去に地域開発と経済効果をもたらすべき企業から産業公害が発生して、多くの犠牲者を出した経緯があります。

当時の記録では、1960年当時、東洋最大である日本最初のコンビナートが操業を始めると間もなく、四日市ぜんそくの患者が大量に発生しました。この原因は、名古屋大学医学部や三重医大の研究によって、石油コンビナートの放出する大気汚染によることが明らかになりました。

1962年に政府はばい煙規制法を制定しましたが、そのSO₂の規制基準は2200ppmであり、この高い基準のため、新しい公害対策を必要としなかつたため、大気汚染が広がる一方となりました。1963年に四日市ぜんそくの原因がコンビナートの大気汚染と認めながら、政府も企業も被害の補償や都市計画などの基本的対策もとらず、むしろコンビナートの拡張を急いだとなっております。

そのため、四日市公害裁判の判決では、経済優先の考え方と公害に対する事前の検討が指摘されております。またこの裁判では、企業は法の基準を守っていながら被害を出し、処罰される結果となりましたことは、この裁判の特徴であり、今後に残された大きな反省点となっております。

このときの主因は、固定発生源である工場より排出された硫黄酸化物、いわゆるSO_xですが、現在問題になっているのは、移動発生源である自

動車排気ガスの窒素酸化物、NO_xと状態が変わっております。この自動車排気ガス対策については、四日市公害として全国に名をとどめ、苦い経験を生かし、四日市独自の思い切った対策を望むものです。

基本計画は来年度をめどに検討されることですが、現在想定される検討課題はどのようなものか、現在考えておられる範囲内で結構でございます。お示しをいただきますようお願ひいたします。

また、自動車NO_x削減法の指定地域外となっておりますが、これについてどのような対応を考えておられるのか、お尋ねいたします。

最後に、当市で守るべき二酸化窒素NO₂の基準値は、三重県の環境保全局目標値である0.02ppmであると思いますが、確認をさせていただきます。

これで自動車排気ガス対策についての質問を終わります。

次に、自治会のあり方と自治会長の職務権限についてお尋ねいたします。

まず自治会ですが、住民が地域社会で自分たちの問題を自分たちで処理し、改善するため、町内単位で組織するもので、法律上の根拠を持たない自主的な任意の団体で、現在四日市市内の自治会組織は645町に660の自治会が組織されており、法的には権利能力なき社会団体と位置づけられております。自主的な市民団体としてそれが自由な発想で社会生活向上のための活動を推進されているものと考えられます。

しかし、現状は市の要請で組織され、その業務は、行政業務の下請を始終しておるのではないかと思われます。そのことを非難するわけではありませんが、むしろ行政業務が市民の中に円滑に流れ、事務効率が上がり、作業が簡素化するのであれば、大いに自治会組織を活用すべきで、迅速なサービスを受けることになれば、市民生活にも利点があるものと思います。

ただ、業務負担が多過ぎるのではないかと思います。自治会を安易に行政の下請機関として利用され過ぎているように思います。そのため、行政が自治会組織に介入した形で組織の自主性を失い、原則である住民相互の協調による、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行

う機能が低下している地域が見受けられます。自治会の理想的なあり方について、市側のご意見をお伺いいたします。

また、法的に権利能力なき社会団体の自治会の代表である自治会長の職務権限についてお尋ねいたします。

自治会に対する行政業務の中に、同意書等自治会長の承諾を求める書類がかなりあります。この書類の対応について、各自治会がばらばらの扱いをしているように聞いております。

自治会員にその内容の趣旨を徹底して、会員の理解と賛同の意思を確認して自治会長が決裁しておれば問題はないわけですが、しかし、一部には自治会長の独断的判断で行政に迎合的決裁が行われているような処理方法が見受けられます。この場合、事後に自治会内で問題が生じ、自治会長が責任追及の責めを負うことになります。内容によって、独断決裁で事後報告で済ますことのできるものもありますが、開発行為等に伴う内容のものは慎重な扱いが重要であり、当然、住民の理解が必要となります。その行為が住民の一部に不利益になる場合は、行政の意に反する決裁となることがあると思いますが、住民の意思を尊重すべきだと思います。

このような書類を受け取るとき、民主的な手続を経たものか、独断的決裁なのか、確認されているか、お尋ねいたします。

また、数多い書類の中で、事後住民のトラブルが起きたときの言いわけのためのもので、事務手続上では必要としない書類もあると聞いておりますが、いま一度関係書類の整理をすべきだと考えます。この点についてのご所見をお伺いいたします。

最後に、自治会長の判断が行政に与える影響を考えると、かなり重いように思います、さきに申し上げたとおり、法的に権利能力なき社会団体の長の職務権限をどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上で終わります。ご答弁の方、よろしくお願ひいたします。

○副議長（堀内弘士君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 第1点目の自動車排ガス対策についてお答えを申し上げます。

窒素酸化物問題につきましては、昭和62年度以降、環境濃度が上昇傾向にありまして、県の環境保全目標値を超えている地点も出てきているという状況を踏まえまして、県とも協議の上、平成3年11月19日に県の公害対策審議会に対しまして、「四日市地域における窒素酸化物大気汚染対策のあり方について」を諮問をしていただいたわけでございます。

1年余りにわたる検討審議の結果、去る1月26日に知事あてに答申が行われました。その答申では、工場などの固定発生源に対する総排出量規制の強化でありますとか、自動車に係る窒素酸化物対策への積極的な取り組みの必要性などがうたわれております。

本市といたしましては、この答申の趣旨を尊重しながら、県とも協調して今後の窒素酸化物大気汚染対策を進めてまいる所存でございます。

その中でも、特に自動車に係る窒素酸化物問題につきましては、社会経済システムや、市民1人1人のライフスタイルに深くかかわった複雑な問題であり、その対策も広範にわたっていることから、関係の行政機関、関係の事業団体等と連携をしながら、総合的に取り組んでいく必要があろうかというふうに考えております。

このため、県とともにこれら関係の機関、団体で構成をいたします自動車公害対策を推進するための協議会組織を設立し、それに参加をいたしまして、交通対策、例えば物流の合理化でありますとか、信号の系統化等々幾つかの対策があろうかと思いますが、この交通対策、あるいは道路対策、これには交通流の分散でありますとか、右折レーンの設置などいろいろなことがございますが、こういう道路対策、さらには低公害車の普及促進などの各種対策が計画的に進められるよう、検討、実施をしてまいりたいと考えております。

また、市民の皆さん、被害者であると同時に、自動車の使用に関しましては加害者になり得るわけでありまして、こうしたことをきちんと認識をしていただきまして、市民各自のライフスタイルを根本的に見直していくことが必要であろうと思っております。

このため、平成5年度には、窒素酸化物大気汚染に関する啓発記事を市広報の特集号として掲載をしていきたいということを予定しておりますほか、県や本市周辺の町とも協力をいたしまして、自動車による大気汚染の現状を示すパネルや低公害車などを展示いたします自動車公害対策フェアを開催をいたしまして、市民の皆さんに大気汚染防止のためにどんなことができるのかという問題意識を高めていただこうというふうにも思っております。

また、交通の渋滞緩和とNO_x削減を目指しまして、現在、大規模工場に対しまして、社宅などからの通勤形態を調査しております、その結果を分析をいたしました上で、乗り合いバスの路線新設など公共交通機関の充実、利用促進についても検討をいたしまして、早急にできるところから具体的な取り組みをしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

さらに、監視体制につきましても、新たに市の北西部へ常時監視測定期局を新設をいたしまして、監視体制につきましても充実強化を図っていく計画をいたしております。

次に、自動車NO_x削減法への対応についてでございますが、環境基準を超えてることにより、この法律で規制をされました東京地域や大阪地域ほどではないにいたしましても、本市における窒素酸化物は決して安心のできる状況ではございませんから、本市を含む四日市地域を車種の規制の指定地域としていただくよう、県とも協調して国へ強く要望してまいりたいと考えております。

次に、県が定めました二酸化窒素に係る環境保全目標である年平均値の0.02ppmについてでございますが、これは昭和53年に国の環境基準が改正

をされましたのに伴いまして、県が窒素酸化物の規制のあり方を見直した際に、化学的な知見に基づいて設定をされたものでございまして、ほぼ国の環境基準の下限値に相当する厳しいものであるというふうに思っております。これにつきましては、今回の県の公対審答申においても引き続き堅持すべきものとし、特に、中・長期的なより高い目標として取り扱われております。

したがいまして、本市といたしましても、この0.02ppmの目標値につきましては今後とも堅持をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 市民部長。

〔市民部長（小畠廣次君）登壇〕

○市民部長（小畠廣次君） ご質問の第2点目の自治会のあり方と自治会長の職務権限についてお答えをいたしたいと思います。

まず、自治会のあり方でございますが、地域課題について住民が、個々の個人が解決の非常に困難な問題、あるいは行政との適正な役割分担のもとに、住民の皆さんのが合同して解決への取り組みを行い、よりよい住みよい町づくりをつくっていくことだと思っておるところでございます。

行政だけで解決できない地域の問題に対して、地域ぐるみで取り組んでいただく自治会の皆さんに期待する役割は大きいものがあると思っておるところでございます。

また、自治会のあり方については、主義主張にこだわることなく、そこに住んでいる者同士が共同生活を営む上で総合的な集団として組織されているものであり、民主的に選出をされました役員によって運営をされており、その内容は多岐にわたっていることはご承知のとおりだと思います。

したがいまして、行政の下請ということではなく、独立した組織として行政も尊重をしているところでございまして、決して組織介入とか、あるいは行政側が具体的にこうやってほしいというような押しつけはしていな

いのが現状でありますし、このような現状の中で、市といたしましても、自治会の活動を含めた地域の自主的な、あるいは主体的な活動に対して、地域ふれあい事業だとか、あるいは地域の向上につながるさまざまな問題について協力をお願いしているところでございまして、先ほど申されましたように、基本的には自治会に協力ををお願いする際には、行政といたしましては、住民の皆さんにとって住みよい町づくり、共同して行う事業等、真に必要な事項について今後もお願いをする努力を続けていきたい、かように考えているところでありますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

次に、自治会長の職務権限の中で、特に同意書の問題について重点的に質問をされておりますが、各部にわたる問題でございますが、総括して私の方からお答えをしたいと思います。

行政の求める同意に関する自治会長の権限につきましては、一般的には、自治会長の職務権限は会員の合意に基づくものであり、それはあくまでも自治会内部の問題として限定されるべきだと考えているところでございます。

したがいまして、行政からお願いをする同意につきましては、自治会長の職務権限に由来するものではなく、また、本来的には許認可、または行政施策を決定する要件としているものでもないところでございます。

現在お願いしております同意につきましては、特に法的根拠を持つ同意とは異なりまして、大部分が法律上の明文規定ではなく、従来からの慣行、あるいは行政指導という形で行っているところでございます。特にその内容は、開発計画等による付近の住民の方々に計画等十分周知し、理解していただくとともに、申請者の方と住民の方々とが意思の疎通を図って紛争を未然に防ぐという、事前に了解を得る意味を持っておるところでございます。

しかしながら、同意を義務づけることにつきましては、事前に地元との

調整を図り、紛争を未然に防止できるという利点はあるものの、先ほど申し上げましたように、法律上の明文がないこともあって、同意を必要とする範囲、対象等が不明確であることや、先ほどご指摘がありましたように、自治会長の職務権限との関係もあって、後日自治会長の責任を問われるというような問題が起こり得る可能性もあることは承知をしているところでございます。

したがいまして、現在、各種同意書の所管をする部局におきまして調整会議を開き、地元同意に関する現状、問題点、あるいはまた課題について検討を行っているところであります。今後各種同意のあり方、あるいは市の方針等につきましては、事務の簡素化、あるいはまた整理できるものは整理するという方向で一定の方向を出していきたいと、かように考えておりまして、現在検討しているところでございますので、この点についても進行形のところでございますが、ご理解をお願いをいたしたいと思います。

○副議長（堀内弘士君）　瀬川憲生君。

○瀬川憲生君　ご答弁ありがとうございました。

自動車排気ガスの問題でございますが、いろいろと今後対策をしていただくということで、幅広い対策方法をご紹介いただきまして、ありがとうございます。ぜひ実行していただきたいと思います。

それで私がこれ毎回ともこの問題に触れておるわけでございますが、なぜかということで、ちょっとご説明させていただきたいと思います。現在四日市では、先ほどもご説明がありましたが、一応環境基準以内でおるということでございますけれども、環境基準云々のことよりも、現在どの程度我々の体に影響しているかと、特にNO₂、二酸化窒素に対して我々の体にどのくらい影響しているか、ただご自分でわからぬと思いますけれども、こういうふうなことで、ちょっと説明させていただくと、なるほどなどとわかっていただくと思いますが、その点で、医学的といつても、私

専門家じゃないんですけれども、私の勉強した範囲内で、この点をちょっとご紹介させていただきます。

いわゆる二酸化窒素、NO₂は刺激性のガスで、比較的高濃度での状態は、頭、のど、胸部を刺激し、痛みを伴い、重症時には肺水腫を起こします。このガスは亜硫酸ガスより水に溶けにくいので、気道で吸収されにくく、肺の奥まで侵入してしまうからです。呼吸機能に対する作用は、気道抵抗を増加させる呼吸数を増やし、1回の換気量を削減させます。

低濃度の場合は、軽症の影響として、気道感染症に対する抵抗力が低下して、肺炎やインフルエンザなどにかかりやすくなります。現在、このインフルエンザがすごくはやっておりますが、こういったのはかなり影響されているものと思います。さらに肺組織の纖維化を促進して、肺纖維症を起こし、肺の老化を引き起こします。また、持続性のせきやたんの症状が増加します。このせきやたんの症状の方というのはかなりお見えになると思います。

それから、特に自動車の排気ガスの中に、NO₂のほかに多くの炭化水素の微粒子が存在しておりますが、この中には発がん性のあるベンツピレンなどがあります。これらの化合物はNO₂が反応してニトロ化合物をつくり、そのニトロ化合物は強い発がん性を有することで知られておりますということで、また肺がんの原因にもなるということも、これは証明されております。環境庁もこれについては、一応せきやたんについては1987年に認めた形で発表しております。

それからディーゼル車の問題ですけれども、ディーゼル粒子ということで、国立環境研究所と、それから東京都立衛生研究所が昨年秋に一部発表しましたのも紹介させていただきますと、ディーゼルから出る排気ガスに含まれている微粒子は、花粉症を悪化させる共犯者であるというふうな形で発表されております。

この花粉症ですけれども、これから始まつてくるわけですが、大気汚染

との関係が初めて指摘されたのが約30年前ということで、栃木県の医師が、県内の杉の木の多いところよりも、日光街道と杉並木周辺の交通量の多い方が花粉アレルギー症の患者が多いというもので報告がされたのが始まりになっております。

それで、杉の花粉だけならば問題はないわけですけれども、結果的にはこのディーゼル粒子と混合したときに、初めて花粉症が起きるということでございますので、花粉症にかかっている方、またこれからかかるとしても、結果的には杉の花粉そのものが原因じゃなくて、このディーゼル粒子が原因になっていくということでございますので、現在の状態で、環境基準内だからいいんだということでなしに、現実には我々の体をむしばんでいるということになると思います。

そういうことで、今後ひとつ対策をよろしくお願いしたいと思います。

それと、先ほど県の環境基準の0.02ppmを守るということでご回答をいただいたわけでございます。そういうことで守っていただきたいと思いますが、現状で四日市はどのようにになっているかということなんですけれども、四日市の場合、一般測定期が6カ所で、それから自動車関係の測定期が2カ所ということで、計8カ所になっていると思います。6カ所の平均値は、平成3年度の場合 0.019ということで、環境基準以内、県の目標以内ですけれども、この自動車測定期2局を入れますと、そして平均値を出しますと 0.021ということになっております。当然のことながら、納屋小学校の周辺と、それから名阪の周辺ということは、もうこの0.02をオーバーしているということは事実でございます。

そういうことですから、四日市全体として考えてみると、結果的にはもう県の目標値もオーバーしているということになりますことを指摘しておきます。そういったことで、これから観測測定は、ひとつ慎重にはかっていただきたいと思います。

それで、来年度の予算でございますけれども、この大気汚染に関しては

5,300万円が計上をされております。その中で約5,000万円がこの測定関係に使っていただくということでございます。これはこれから環境、我々の健康を考えますと、惜しみなくこの点については理解していかないかぬと思いますので、必要なものはどんどん買っていただいて、いい測定をしていただき、それで対策をよろしくお願ひしたいと思います。ということで、要望にとどめておきます。

それから、先ほどの自治会と自治会長の件でございますけれども、確かにおっしゃっていただいたことは非常にきれいに聞こえて、なるほどなと思うわけでございますけれども、現実の自治会のあり方はそうではございませんので、ひとつ行政指導の形でご指導いただき、まだ自治会も、非常に近代的に運営されているところと、それから、未熟で行政に頼っているという形のところもあると思いますので、各地区市民センターの館長さんが、住民の窓口、そして地域社会の窓口に立っていただいている関係上、十分なご指導をいただき、行政指導の形で健全な自治会運営のできるように。

それから、自治会長の権限の問題でございますけれども、現状としてはトラブルが起きておるところがございますので、こういったことも十分踏まえていただき、そういう間違いのないようにひとつご指導をいただきようお願いして、あくまでもこれは要望にとどめて、私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀内弘士君） 宇野長好君。

○宇野長好君 自治会の権限についてお伺いします。

先ほど、自治会長は法的に根拠ないと言われますけれども、例えば、簡単な例を出しますと、浄化槽の問題がございまして、市の下水道管が設置されておる中で、浄化槽を申請しますね。そうすると、自治会長が、ある自治会長なんか、絶対に同意しない。ということで建築確認申請を出しま

すと、建築指導課は絶対に自治会長の同意がないことには浄化槽を許可しないんですね。それでもって、結局しょうがないからくみ取りという形で建築確認を取る。取った建築主はないしょで浄化槽を入れてしましますね。そうすると、後の管理がずさんになりますて、逆に住民の中から生が出てきたというトラブルも増えてきておると思うんです。

だからこういう簡単なことでも、自治会の、例えば開発行為とか大規模開発の場合は、当然トラブルを防ぐためにも自治会長さんのそういう同意が必要だと思うんですが、ただ浄化槽を入れるのみだけでも自治会長の同意がないことには許可できないという現状があります。決して先ほど市民部長が言わされました、法的根拠はないんだと。これはとんでもない話で、すごく権限を持っているのが自治会長だと思いますが、そこんところをちょっと、都市計画部長で結構ですが、ご答弁願いたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 建築確認申請時の排水同意の件でございますけれども、市民部長がご答弁申し上げましたように、法的根拠がないわけでございまして、慣行あるいは行政指導という形でお願いはしておりますけれども、建築基準法におきましては、排水の末端は都市下水路などに排水するということで、うまく連結することになっておるわけでございますけれども、本市の都市下水路がまだ全般、全市的に行き渡っていない、こういった現状もございますので、自治会長または水利権者に同意を依頼しておると、こういった現状でございますけれども、将来的には同意不要といった方向でいろいろと調整をさせていただきたい、かように考えておりますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

○副議長（堀内弘士君） 宇野長好君。

○宇野長好君 再度申しわけございません。

じゃ例えば、浄化槽、市の下水道管が設置されておる場所で、地元の自治会長の同意がないことには絶対許可しないんですか。ということは、例

えば、建築確認で同意すれば、当然浄化槽の掃除は1年に2回というような規定があると思うんです。

要するに、同意しないから入れてしまうと。そうすると、その家が使用しているか使用していないかわからぬわけで、野放し状態で生が出てくるというトラブルが起きているわけです。

今後の参考のために、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 同意を不要と、なくともいいような方向で検討はさせていただいておるわけです。具体的には、環境部環境保全課とも現在調整中でございますので、もうしばらくお時間をちょうだいいたしたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

○副議長（堀内弘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、市立病院の緊急患者対応についてお尋ねをいたします。

市立病院の平成4年中の夜間、休日における救急患者数は1万1,735人で、1日当たり32.1人となっております。このうち市消防署の救急車の搬送による救急患者数は1,650人、残りの1万85人の多くはタクシー、自家用車等により来院した人たちであり、今後その数は、市立病院の週休2日制の実施による影響でさらに増えることが予想されます。

救急患者が消防署の救急車で病院に搬送される場合は、一般に搬送途上で病院と連絡がとられ、病院到着後の対応はスピーディーに行われるよう

あります。ところが、特に夜間、休日に救急患者が救急車によらず、タクシー、自家用車等で市立病院に駆け込んだ場合の対応にはいろいろ問題点があるのではないかと思われるのです。

数ヶ月前のある日の午後10時ごろ、脳血栓の発作に襲われた急患が、市立病院の救急受付に駆け込んだ際の不当な対応の事例などをもとにして、当局の考え方をただしたいと思います。

今私は時間がありませんので、そのときの状況について具体的に述べることはできません。また、そのときの対応を責めるものではありません。済んだことはいたし方ございません。問題は、今後このようなことが再発しないために必要な対策を講じることであり、そのために次の幾つかの提案をするものであります。

一つは、救急受付を警備員にさせていることに問題があり、少なくとも看護婦、できれば医師が急患に対応し、すぐに適切な医療処置がとれるようにすること。

2、救急受付の窓口をオープンにすること。

3、救急措置室の要員増など、その体制、陣容を強化すること。救急患者を二、三時間も待たせることは全く不當であります。

4、急患の待ち合い場所を改造すること。

5、救急用の車いす、担架、移動ベッドを、急患が病院に駆けつけたときに素早く利用できるような場所、しかもわかりやすいところに配置すること。救急受付の案内表示を改善すること。

以上の提案について善処するお考えがあるかどうか、簡単明瞭にお答えを願います。

2番目は、医療等における保険外の自己負担軽減策についてであります。

寝たきりなど介護を要するお年寄りが老人病院へ入院してお世話になった場合、保険外の自己負担金が、聞くところによりますと、月に約15万円かかるということです。このほかに老人医療助成制度の対象となら

ない65歳未満の人は、医療費の自己負担が高額療養費助成制度の適用を受けたとしても、月に、住民税非課税世帯で3万3,600円ないし2万3,400円、その他の世帯で6万円ないし3万4,800円かかります。このような月々の負担は、お年寄りとその家族にとって大変重い負担であり、せめて老人病院における保険外の自己負担金を何とか少しでも軽減してほしいという要望が強く寄せられております。

ところで、この寝たきり等介護を要するお年寄りの老人病院入院時の月額15万円もの保険外負担金は、どのような名目と性格、内容のものなのでしょうか。それは適法な当然の自己負担でありますか。厚生省の老人保健課長の都道府県老人医療主管部局長あての平成4年4月8日付の通知に照らしてどうか、明らかにしていただきたいと思います。

老人病院における保険外の自己負担金を少しでも軽減する方策についてありますが、一つは、徴収してはならない保険外負担を徴収しないようにさせることであります。先ほど例に挙げました厚生省通知によりましても、介護料、衛生材料費等の費用徴収は認められないと言っておりましても、仮に直接医療、治療と関係のない実費負担という場合におきましても、あいまいな名目、例えばお世話料、管理協力費、雑費等での費用徴収は行つてはならないと規定しております。徴収してはならない保険外負担を徴収しないようにさせること、市が努力することが必要であります。

2番目は、その他の自己負担金について少しでも軽減するために、市が助成を行うべきだと思うのであります。

市の高齢者施策の中には、例えば老人病院に入院している人には適用されないものが幾つかあります。ヘルパーの派遣サービス、日常生活用具の給付や使用料助成、寝具の貸与、老人短期入所、痴呆性老人デイケア、老人デイサービス、老人福祉電話の貸与、インターホンベルの貸与、敬老サービス券の交付、はり・きゅう・マッサージ料金の交付、寝たきり老人、痴呆性老人介護手当、特別障害手当、こうした入院患者であるがゆえに対象

とならないメニュー、福祉メニュー、これらを考慮して、新たなこうした方々に対する助成策を講じていただきたいと思うのであります。

最後に、老人保健福祉計画の策定の際にも、老人病院に入院したり施設に入所している人の保険外等の自己負担金軽減のための助成策を検討し、取り入れていただきたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 病院事務長。

〔病院事務長（光本博之君）登壇〕

○病院事務長（光本博之君） 市立四日市病院の救急患者対応についてご答弁申し上げます。

けさのある新聞でも報道されておりましたが、夜間、休日救急医療機関の8割までが赤字だそうでございます。そういう中で当院は、救急告示病院として市民の健康を守るために、日夜を問わず救急診療を行っているところであります。

ご指摘の事実につきましては、患者の氏名、受診日時等が明らかでないため、事実確認調査ができず、したがって、明確な答弁をいたしかねますが、救急診療の場合、患者のほとんどが急病あるいは事故等のため緊急来院しております、治療に当たるスタッフも、できる限りやはり素早く各患者の病状を見きわめ、適切な治療に努めているところであります。

当院も新築以来本年で15年目を迎ますが、年々患者は増加の一途をたどっております、患者、救急患者数もこの例外ではなく、増加傾向にあります。この15年間で、時代の流れとともに救急医療を取り巻く環境も大きく変化しております、したがってご指摘のように、施設的に改善すべき時期に来ていると思われますが、何分にも現施設はすべて目いっぱい使用されておりまして、大規模な改修、改善は、物理的、経営的にも不可能な状況にあります。

こうした状況のもと、救急で来院した患者がよりスムーズに受診できるように改善することが我々に課せられた課題であると認識しております

で、診療体制とあわせ、少しでもご趣旨に沿った改善ができるよう、院内で検討いたしまして善処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（堀内弘士君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 医療等における保険外の自己負担軽減につきましてお答えします。

ご指摘のように、一部の病院におきましては、寝たきり患者に対する管理料の名目で日額5,000円程度の負担金が徴収されているということは、私も聞き及んでおります。また、家政婦を雇った際には、現在1日1万二、三千円の付添看護料が必要であるわけでございますが、保険外負担金につきましては、先ほどもご発言がありましたように、国からもあいまいな名目でのお世話料や管理協力費というような徴収は行つてはならないという通知もあるわけでございます。

一方、老人保健審議会の答申の中でも、外部から安易な付添看護に依存することなく、病院の看護力を強化して看護体制を充実すべきであるというふうに意見が出されているわけでございます。

老人保健施設での自己負担金ですが、確かに療養費につきましては全額を老人保健法の中で支払っており、食事代等生活面での費用は、給付対象外を含め4万ないし6万円が自己負担となっております。

高齢化の中で、長期療養者の負担は増大する一方でありますので、その辺の実情を十分把握することによりまして、国、県に対しまして自己負担の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（堀内弘士君） 小井道夫君。

○小井道夫君 病院の方、改善していただけるということですので、早急にひとつお願ひしたい。警備員に急患の対応をさせておったんでは、市立病院の名が泣くわけだと思います。

それから、今、福祉部長、お尋ねしたのは、そういう老人病院での15万円もの保険外負担が、この厚生省の通知に照らしても、そのほかの法令等によっても適法なのかどうか、どういう名目、性格のものであって、適法なのかどうか、この見解を明らかにしていただきたいということ。徴収してはならないものを徴収しているんなら、老人福祉行政に第一線で対応しております市としては、当然きちんと物を言って正させなければならぬと思います。その点をやる意思があるのかないのか、もっとはっきりしていただきたい。

それから、それ以外に市の助成策をひとつ、先ほども例を挙げましたように、既にあるいろいろなメニューは入院患者には適用されていないわけですから、やはりそこに不合理があると思うんです。それらをトータル的に整理して、入院患者の保険外負担、自己負担が少しでも軽減されるような努力をひとつ積極的に努力していただきたい。今、検討するというふうなお話がございましたが、実のあるものにまとめていただけるよう期待したい、そういうふうに受けとめて、今後に期待をしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。見解だけ明らかにしてください。

○副議長（堀内弘士君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 保険外負担につきましては、医療行政の中で、中央でもかなり問題になっているわけでございます。この辺につきましては、國の方へ今後働きかけていきたいというふうに考えております。

○副議長（堀内弘士君） 小井道夫君。

○小井道夫君 国へ働きかけるんじゃないんです。既に國から通知が出ておるんですね。その実態を見て、それが適法なものかどうか、市の見解を示してほしいと申し上げているんです。

○副議長（堀内弘士君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 実態がまだ十分把握されておりませんので、その実態は十分調査をさせていただきます。その上で、そういう事態がもし

あったとすれば、それなりにこちらの方でも対処をして、必要な手立てを講じてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○副議長（堀内弘士君） 時間が参りましたので、小井道夫君の一般質問はこの程度で終わらせていただきます。

○副議長（堀内弘士君） 石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 お昼前の時間、もうひとときご辛抱いただきたいと思います。

通告をさせていただきました順に従ってご質問を申し上げます。

バブルの崩壊、その後の経済の混迷、深刻化が報じられております。経済的ダメージで、何から何まで本当にだめになってしまったのかといった暗示にかかったような今日でございます。デパートなどの売り上げの低迷から消費不況が言われ、国民1人1人、買いたいものは何もない、どうしても欲しいものがなくなっただけのことで、ムードが悪くなるばかりのようございます。先行きの不透明感が解消されぬまま世紀末を迎えるかのようございますが、確実に進んでいる高齢時代、情報化、国際化の中で、現代が大きな常識の転換期であることも明らかになってきております。

技術の大革新はもはや望めず、世界の国々がそれぞれ互いに友人となる手立てを考えいかねばならないことだけは、今後の取り組みの中で間違いないのところでありましょう。昨今の諸現象には、人間の本質に触れる根の深い要因が横たわっているようです。「モア・アンド・モア、もっともっと」と絶えず拡大充足のみを求めてきた近代、その近代が終焉を迎えているということを過去に申し上げましたが、その確実なあかしの確認をすることの多い昨今であります。

方程式にもならない状態の中、あすの四日市を考えることの苦労をかみしめつつ、本質を見失うことのないようにと自分に言い聞かせながら、3

点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点、兄弟都市、姉妹都市等都市提携についてお尋ねいたします。

今日、国際化が言われる中で、本市においては、ロングビーチ、天津、そしてシドニーとの友好都市提携等の国際交流が盛んに行われていることに対して、心から拍手を送るものでありますが、今後さらなる充実を期待いたします。

さて、目を国内に向けて、国内都市との兄弟都市、あるいは姉妹都市提携について、その方向への取り組みについてお尋ねいたします。

昨年のオープンバザールで、市場町として興った市町村を招いての取り組みがありましたことに対して、今後も交流を続けていくことを希望するものであります。市制100周年を控え、市民参加の100周年記念委員会等の取り組みがなされ、さらに答申がなされたことに対して、市民の1人として今後に大いに期待したいところであります。

100周年という節目こそ、四日市市民にとって、本市の飛躍というか、次の100周年に向かっての力強いステップになると存じます。また、市民1人1人の大いなる励みになります。公害20周年の節目におけるI C E T Tのスタート、そして今秋の博物館オープン、そしてもうもうのビッグプロジェクトが100周年に向かって始動し、具現しているように思う1人であります。今後いろいろな取り組みをもっと広く国内の諸市町村に働きかけて、ともに喜び合える関係を形成していったらどうかということに立って提案したいと思います。

幾つもの共通テーマは見出せますが、まず、市町村で市場町であった歴史的な因縁での提携、特定重要港湾都市であるという点からの提携、東海道五十三次の宿場町であったところからの提携、焼き物の里としての提携、ともに同じ年に100周年を迎える都市、あるいは先輩都市などとの提携、今秋博物館がオープンしますが、今後、当然他都市への依存が大きくなります。城下町であった都市など最もいい借り手である都市との提携、公

害で悩み抜き、乗り越えた都市、例えば北九州、川崎市などとの提携など、行政ばかりでなく、市民とのつながりを強く持てる市町村との交流は今後大変大切なものであり、本市にとっても意義深いものになると確信いたします。ここに国内の提携のあり方について二、三紹介してみます。

まず、出雲市の例を紹介いたします。提携している都市は岡山県津山市と長崎県諫早市ですが、この3市はおののの広域市町村の中心都市であり、特に都市の規模や都市機能が類似し、さらに中核工業団地を有しております。このため共通課題も多く、交流の促進がおののの都市づくりに役立っておりますし、また、今後にも大きな期待が持てるということが提携に至った理由であります。なお、昭和56年に提携しております。

続いて、具体的な取り組みについて若干紹介してみます。それぞれ3市持ち回りで実施しておりますが、友好交流3市まちづくりサミット、3市少年サッカー交流試合、市議会交流会議、3市交流都市研究会、3市の行事、イベントへの参加など行われております。市、商工会議所、農協、青年会議所、その他団体、市民挙げての取り組みが見られます。

次に、室蘭、清水姉妹都市・スポーツ文化の交流について紹介いたします。提携は昭和51年ですが、室蘭の開港100周年、市制50周年記念事業として姉妹都市提携いたしました。両市とも特定重要港湾を持つという共通点からの都市提携であります。主にスポーツ・文化の各交流を行っており、柔道、剣道、水泳、サッカー、少年野球、ママさんバレー等スポーツ全般、美術、書道、華道、茶道、詩吟、邦楽に至る文化全般の交流が交互の訪問で行われております。

このほかにも、同名八千代姉妹都市を千葉県八千代市、茨城県八千代町、兵庫県八千代町、広島県八千代町などが、あるいは会津若松市が青森県むつ市と、また宮崎市と奈良県の橿原市と、東京都八王子市が北海道苫小牧市及び栃木県日光市と、また福島県郡山市と久留米市と、鳥取市が剣路市、姫路市と、それ歴史的なつながりがあったことから姉妹都市提携がな

されたり、また帯広市と大分市、徳島市とが、それぞれ観光文化姉妹都市、産業文化姉妹都市として提携、熊野市と奈良県桜井市が杉、ヒノキの木材関連で、また山口県萩市が下田市、鎌倉市、輪島市とが、バス、列車にての各市市民号を出すなど、訪問交流事業、あるいは市制記念式典招待、民間交流などの取り組みが行われております。

以上、紹介はここまでといたしますが、国内の都市提携について、本市の場合、特にその必要性を感じる次第であります。三重県の代表都市でありながら、地方都市の一つにおさまることなく、もっともらしの情報等その存在を外に向けて発信するだけの力を持っていることは大いに認められるところでありますので、方法の一つとして提携するなどして、本市の魅力を引き出すためにも、積極果敢にPRをしていく必要があると思います。その意味から、国内の都市提携の必要性を提案するところであります。

初めに述べましたように、節目になる市制、開港等大きな記念行事が続きますが、その一環として都市提携を検討してみてはいかがでしょうか。ご所見をお尋ねいたします。

次に、歩道橋についてお尋ねいたします。

国道及び周辺にかけられている歩道橋について、今後のそれぞれの取り組みについてお尋ねいたします。

歩道橋については、昭和40年から50年代のモータリゼーションの時代におけるいきさつに触れる必要があると存じますが、詳しいことはさておき、横断する歩行者の安全を守るために、いろいろないきさつがあってつけられたことと存じます。

「そこのけそこのけ車が通る」の時代から、今日、車と歩行者との共存が言われるようになって、横断歩道、信号等交通安全施設の整備がより一層進められているところでありますが、今日もなお交通事故の多いことは大変残念なことであります。

車のハンドルをとると心理が変化するのか、車優先の心理が大きく膨ら

みます。また、歩いている立場で申し上げますと、そんなに慌てないで、私が横断する数秒だけでも待ってくれないものかなと、ドライバーをちらっと見詰めます。道ですから、歩いている者にとってゆっくり、ゆったりした気分で横断したいのにもかかわらず、ゆったりした気分で横断できぬまでも、気持ちはややせく思いで横断しているのが現状でございます。

歩道橋のあるところは信号とは関係なく、横に下に車を見下げながら歩けるのですが、今日ほとんど活用されないのは何ゆえでありましょうか。人1人1人にゆとりがなくなったからといえばそれまでですが、だれにも優しい歩道橋ではないと言えるのではないかと思います。急がなくてもよいお年寄りたちにとっても、あの階段の上り下りは抵抗がありますし、急いで渡りたい者にとっても回りくどさがあるだけで、快適さがない。既に過去のものになってしまったのだとの印象が強くなるのは多くの共通した思いであろうかと存じます。

さて、本市の歩道橋について、その必要性の有無については、それぞれの関係する地元自治会始め諸団体の判断及び所管する機関にゆだねることといたしますが、ずっと見て回った印象の一端を述べ、改めて今後だれにも優しい歩道橋として、周辺の整備、あるいは改修、撤去について見直しをされるなど、検討を希望いたしたく思います。

小古曽の2カ所、浜田、追分、名四国道及びその周辺はともかくといつても、諏訪栄、元町、滝川町、橋北、中部、元新町、日永、泊小柳、平、富田二丁目等については、通学路の一部になっておりながら、ほとんど使われておらないところ、1日ほとんど使用されないところ、横断歩道が整備されているところ、使い勝手が悪いところなど、まさに形骸物になるに至っているものもあるように思われます。

昭和40年、50年代初頭につけられた歩道橋が、今や過去のものになってしまったことについて、いろいろ思いはあります。単に道路案内、地区住所表示程度のことが張りつけられているのなら、景観的にも決していい

ものではありません。車時代に車が事故を起こさぬようにとの願いからつけられた歩道橋ではありますが、地元及び関係諸団体、所管においてよく調整するなどして、交通網全体、また道路網全体の中での見直しを考えております。

他市において歩道橋を取り除いているところが大変多くなつたことはご承知のことと存じますが、本市においても歩道橋の見直しをしたらどうかと思います。だれにも優しいまちづくりをしている本市にとって、今ある歩道橋についてどうお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

最後の質問、農業振興についてお尋ねいたします。

12月議会において、小林議員、森議員がそれぞれお尋ねになりましたが、さらに一部答論的にお尋ねいたします。

農業は、食糧の安定供給という重要な使命に加えて、地域経済社会の維持発展、環境の保全などの多様な役割を担っており、また、緑豊かな生活、余暇空間を提供するなどの機能を有していることは言うまでもありません。しかしながら、我が国農業、農村は、内外の諸情勢の変化の中にあって著しい変化を遂げており、食糧自給率の低下や農業の担い手の減少、高齢化等の面で深刻な状況に直面しております。

このような状況に対処するためには、地域の創意と工夫が生かされ、農業を営む方々が自信と誇りを持って農業に従事できるよう条件を整備するとともに、安定した所得の確保と、快適な生活を可能とする農村地域づくりを進めていかなくてはなりません。

このような認識のもと、本市においても諸施策に取り組まれていることは、私なりに知るところであります。第1次産業である農業は、華やかな製造業やサービス業に比べ、やはり地味で、しかも時代の流れの中にあって、まさに守りの産業の印象があり、もうひとつ勢いを感じることのないのは残念としか言いようがありません。もちろん複雑な事情があるとはいえ、国際分業という考え方のもとに農業をなくしてしまうわけにはいきま

せんし、また、日本の大切な産業として新たなる取り組みの中、育成を図らなければなりません。思い切った改革がなされない限り、たとえ米の輸入が自由化されなくとも、じり貧になり、崩壊に瀕するのは目に見えております。活力ある農業、農村を築いていくためには、何よりも農業を営んでいる方々や、地域の関係者が、どうすれば農業、農村がよくなるかということを真剣に考え、主体的に取り組んでいくことが重要であります。

このような考え方にして、数点質問をさせていただきます。

第1点は、後継者育成、すなわち人材の育成についてであります。

農業は、本来自然に働きかけ、みずから技術と創意工夫により経営の成果が得られる魅力ある職業であらねばなりません。現在、本市において施設園芸や畜産、果樹などを中心に、経営感覚にすぐれた農業者が活力ある農業経営を開拓している例が見られます。ところが、特に稻作等土地利用型農業部門においては、青・壮年層が非農業部門への流出などにより、農業経営を担う者の確保の面で深刻な状況に直面しています。経営感覚を持った人材を数年で育成することは到底できるものでないことは言うまでもないことですが、意欲的に取り組む農業従事者を認定し、奨励金の拡充、近代化資金などの利子補給の優遇、既存の補助や助成金等資金援助などの面で厚遇することで地域農業の担い手を育成するなどの取り組みをするなど、前向きの人材育成を図らなければならないと考えます。

農業経営者の3分の1以上は昭和1けた時代で、60歳前後になっております。したがって、10年後の主な担い手として期待できません。そこで、きちんと農業を経営する人材の育成が必要になります。本市における現状と、今後、後継者育成、人材育成の具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

第2点は、農村地域づくりであります。

人材不足、後継者難という状況に対処するため、それぞれ個性ある地域の工夫が生かされ、農村を営む方々が自信を持って農業に従事できるよう

な条件を整備するとともに、安定した所得の確保と快適な生活を可能とする農村地域づくりを進めていかなければなりません。

今日、農業離れが著しかったころに比べれば、農業従事者数も落ちついているとはいうものの、第2種兼業農家が多いゆえに、企業的経営感覚を取り入れた農業にするには、一部を除き大変な無理があるよう思われます。それゆえ、大福帳式家族農業から、複式簿記式農業として農業が位置づけられていることは大変難しいものがあります。また、農業従事者が減っている現在、機械化して効率的に工夫をしなければならない農業は、数年で規模を拡大したり、またこそ野を広げたりすることは難しい。それらしい芽が育つ可能性があるのかどうか、お尋ねいたします。

第3点。ここ数年農村部を見詰めていますと、農業従事者の活力が低下してきているためか、休耕地というか、遊休地が多く見受けられます。水田の耕作放棄地はないと思いますが、遊休地等の今後の有効活用について、新政策を踏まえてのご所見をお尋ねいたします。

関連して、農地が数カ所に分散点在し、しかもそれが他の人の農地と混在しているという分散錯綜の問題について、土地利用の集団化と関連させて、どのような見通しを持っておられるのか、お尋ねいたします。

最後に、労働力の高齢化による生産力の低下を来す土地利用型農業、稻作、酪農、畑作等の展望について、また稻作を中心とする農業の見通しについて、稻作を主とする農業の見通しについて、その他の農業経営、野菜、果樹について、それぞれ本市の今後の見通しをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（堀内弘士君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） 第1点目の都市提携についてご答弁を申し上げたいと思います。

ただいま非常に綿密なご調査の中で、いろいろなご示唆を賜りまして、

ありがたいと思っております。

ご質問の中にもございましたように、本市における交流都市提携という面を見てまいりますと、従来、天津、あるいはロングビーチという形で、海外との提携交流ということを主に事業を進めてきたところでございますが、これら海外の都市との都市提携につきましても、行政主導の形が当初ございまして、最近になって、ようやく教育、文化、あるいはスポーツ、その他経済面においても交流が活発に行われるようになってきたというふうな状況でございます。

今ご質問の趣旨は、そういうことを踏まえながら、国内における他都市との提携について、特に本市のイメージを広く外に向けてPRできるような機会としてもとらえてはどうかというもっともなご意見をちょうだいしたわけでございます。

私どもいたしましては、当面、現在のところでは、行政の必要性から若干の他都市との連携は、行政的な面でのつながりというものは個々に持つておるわけでございますし、また、文化あるいはスポーツ等の交流におきましては、それぞれの分野での個々の交流というふうなことは定期的にも行われておる面もあるうかというふうには考えております。

が、正直申し上げまして、今回ご質問のご提案といいますか、通告をいただいてから私どもが国内での交流の実態について若干の勉強をしたということでございまして、国内交流について、包括的な、あるいは総合的な形での、市民対市民という形での交流についてはどういう仕掛けをしていくのかということの勉強はいまだしておりません。

したがいまして、今後、ただいまのご意見等を踏まえまして、交流の意義、目的、あるいはその手法等について十分に研究をして、でき得ればそういったご意見に沿ったような形での結果が出せればというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第2点目の歩道橋につきましてお答えいたします。

横断歩道橋につきましては、現在四日市市内に、国道では18基、県道で14基、市道で6基の計38基が設置されておるところでございます。その利用状況は、一部学校で指定されております通学路以外は、ご指摘のとおり、歩道橋があるにもかかわらず、車道を横断し、危険な状況が見受けられるところでございます。

横断歩道橋の建設当時は、道路横断は、歩道橋を利用することにより、安全確保が基本的な考え方であったわけでございますが、その後、高齢者への配慮、あるいは自転車の利用ができないことから、あわせまして横断歩道を持っている箇所もあるわけでございます。

このようなことから、利用者の少ない歩道橋も見受けられますが、存続につきましては、ご質問にもございましたように、賛否両論がございます。ご意見を踏まえまして、道路管理者、公安委員会、地元利用者などと協議をする機会を設けていきたいと考えております。

また、この中で、人への優しさや景観等につきましても、維持管理面を踏まえまして、それぞれの道路管理者にも対処していただくよう要望してまいる所存でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○副議長（堀内弘士君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） 3点目の農業振興についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の内容いたしましては、振興上重要な農業後継者の育成の問題と、地域農業、農村地域づくりの中での規模拡大、それと土地利用型農業等についての展望についてと、それと遊休農地の有効利用についてということでございます。それらすべて関連をいたしておるわけでございますが、

まず第1点の農業後継者の育成についてでございます。

農業の担い手なくして農業の振興発展はあり得ないと、こう考えておるわけでございまして、市の農業の振興を図る上での農業後継者の育成は重要な課題と受けとめておるわけでございます。

そのため、営農に必要な知識や技術習得のための支援策といたしまして、農業研修生派遣事業、あるいは海外への研修派遣、また農業青少年グループの育成など、人材育成事業を実施いたしてまいっておるところでございます。

また、若者たちが農業に定着をするためには、農業がやりがいと魅力のある職業として選択できるような条件整備を図っていかなければならぬと考えておるわけでございまして、そのための施策といたしまして、経営に要する資金的な面での支援対策や、農業生産基盤の整備、地域特産物の振興、農村の環境整備等、農業後継者が定着しやすい環境づくりの一層の強化、推進を図ってまいりたいと、こう考えておるところでございます。

ちなみに現在、市内の農業後継者でございます農業青少年クラブ員の構成、二十数名参加をいたしておるところでございまして、将来の農業を担う、中核的な担い手として、また地域リーダーとして成長していただくことを、私ども期待しておるところでございます。

次に、農村地域づくりに関連いたします規模拡大と土地利用型農業等の今後の展望でございますが、本市の農業は、水稻、お茶に代表されます土地利用型農業のほかに、シクラメン、メロン等の施設園芸、果樹、野菜、畜産と営農類型は多種に及んでおるものでございますが、これら農業が経営体として成り立っていくためには、他産業並みの所得が確保できる規模での経営がそれぞれ必要であると考えておるわけでございます。これに要する規模といたしましては、例えば土地利用型農業であります水稻単一経営におきましては15ha、茶園経営では、自園自製を基本に生葉の購入を含めまして5haほどの面積の確保が必要かと考えておるところでございます。

現在、施設園芸、あるいは畜産等他の営農類型も含めまして、このような望ましい経営体の規模に該当する農家も、徐々にではございますが、育ってきております。その大半は、昭和40年代から農業青少年クラブ活動、あるいは研修を通じまして意欲的な取り組みをしていただいてまいりました方が々がその大半を占めておるところでございまして、今後一層この望ましい経営体の展開につきましては、農業後継者でございます青少年クラブの構成員にその可能性を期待しておるところでございます。

今後、さらに生産基盤の整備、近代化施設の導入等を実施いたしまして、一方では農用地利用増進法によります農地の集積を促進いたしまして、規模拡大による生産コストの低減を図りながら、すぐれた経営感覚を持った意欲ある農業の担い手の育成に努めますとともに、企業的個別経営とあわせまして、特に水稻作につきましては集落ぐるみの取り組みの推進によりまして、労働力の合理化と施設、機械等の過剰投資を抑えた効率的な経営等誘導をしてまいりたいと。こうした中で、他産業従事者と遜色のない所得の確保を期待いたしたいと考えておるわけでございます。

また、遊休農地の今後の有効利用についてご質問いただきました。

農林省の統計資料を見ましても、全国的にも山間地帯、あるいは小規模の兼業農家におきまして、遊休農地率が高い傾向が見られますけれども、市内におきましても、米の生産調整による水田の休耕地は別といたしまして、遊休農地は畠地の一部において見受けられるところでございます。

これらは労働力の問題、あるいは生産性の低さ等によるものでございますけれども、国の新政策では、農地の効率利用を視点に置いた活力ある農業の将来像を掲げているところでもございますので、これからの中の新政策の具体的な施策も踏まえながら、担い手への農地の流動化、あるいは集積化等を進めるなど、農地の有効活用も含めまして、農業、農村の活性化に向けての対策が必要かと考えております。

また、分散錯圃についてお触れをいただきました。

我が国の従来からの農地所有構造を見ますと、農家の所有農地が数々所に分散いたしまして、しかも、それが他の者の農地と混在しているという、我が国特有の分散錯置と言われる土地条件があるわけでございます。本市におきましても同様の状況にあるわけでございまして、農地の集団化の大きな阻害要因となっておるものでございます。そのため、農業機械の効率利用による省力効果等も十分發揮できないなど、生産性の向上を図る上での大きな課題となっておるものでございます。

このため、これから圃場整備を推進いたします中で、経営の効率化、あるいは近代化の上からも、圃場区画の一層の大型化を目指す必要がありますし、また、あわせて農地の利用権の設定等によります所有と利用の分離を推進いたしまして、面的な農地の集積を図っていくことも重要であろうかと、こう考えておる次第でございます。

○副議長（堀内弘士君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 3点にわたりまして、それぞれご答弁をいただきましてありがとうございます。

第1点の友好都市につきましては、今、市長公室長の方からお話がありましたが、勉強まだしておらないということでございますので、そしてその最後に、これからそういう方向に向かってというお話をございました。気持ちよく受け取らせていただきたいと思います。

私どものこのいき方としまして、やはり新しい仲間づくり、あるいは新しい親戚づくりといいますか、国外に求めているだけでなくして、国内にも大いに求めて、痛みを、いたわりながらということではありませんけれども、相乗効果を出す形で、今後お互いに寄り合っていくということも大変必要なのではないかと思いますし、いろいろな共通項、あるいは全く持ておらないものを他に求めて取り込んでいくという、そして行政中心ではなくて、市民をして友好関係を築いていくということが、いまだ余りなされておらなかった日本全体の実情の中で、本市におきましては、い

ろいろいろいいものがたくさんあるわけでございます。今までも、本市におけるもろもろのいいものを、PRが不足しているんではないかというようなことを、いろいろな議員さんの方からお話をありましたように、もっともっと今後報ずるだけではなくて、広報においてPRしていくだけではなくて、行って、あるいは迎えてというようななかかわりの中で、友好都市の関係を密度の濃いものにしていくということは、大いに本市のこれからのためにプラスになるのではないかと、そのように思います。

オープンバザールにおきましても、あるいはその他文化、スポーツの面においてもいろいろな個々の交流がなされておるということでございますけれども、確かに交流の方法はいろいろございます。ささやかでも結構ですから、とにかく今後、いろんな形の取り組みを各部署におきましてやっていただき、それが光を発するようになってからでも結構だと思います。友好都市提携というものは、決してむだなことではありませんし、本市にとってはさらに効果が、本市のいろいろなもろもろの表面的に見えるものばかりでなく、内部的にプラスになるものが多いのではないかと思います。

そういうことからご質問を申し上げたわけでございますが、昨年の暮れでしたか、出されました100周年記念の提言の中にそういったものが全然見かけられなかったということで、何とかこの機会にと思って質問をさせていただいたわけでございます。新しい親戚づくり、あるいは仲間とともにという思いで、ひとつ今後勉強をしていっていただき、いい友好都市提携ができるなど、そういう思いを申し上げて、友好都市関係のことにつきましては終わらせていただきます。

次に、歩道橋につきまして、今日、先日の、質問の中にございますが、交通安全施設整備ということで、まだ歩道橋を希望しておられる地域があるやに聞いておりますし、実際なければならないと思います。

しかし、国道等におきましては、特に国道におきましては、その実態を

見ますと、通過量の多さというのはもう飽和状態に達しておるわけでございますが、また、事故も減ることはないようでございますけれども、歩道橋がそれぞれの地域の中でどのように生かされているかということが、やはりいま一度見直してもいいときではないかなと。

あの急な階段といいますか、あの階段の粗さといいますか、結構急なものでございます。質問の中にも申し上げましたように、大変使いにくい、使い勝手の悪い状態にあるのが今日における、本市における歩道橋だと思いますし、今後、要望の出ておられるところを前向きでお取り組みいただくわけでございますけれども、でき得れば優しい歩道橋にしていただき、お年寄りが喜んで、高いところに上るということを避けながらも、そういうところを上っていただけるような歩道橋をつくり、そしてメーンになっております、20年近くたっております歩道橋につきましては、撤去ということも含めまして、もっといいものに差しかえていくということも、言うなれば改善といいますか、ということをお考えをいただきたいと思います。

人に優しい道づくりというだけでなくして、人に優しい歩道橋、人が主役の道づくりの中で、歩道橋も、やはり人が主体でございますし、昭和40年代中ごろの思いとは、今日全く変わってきておるわけでございますし、そういう意味から、歩道橋を全体の中でもう一度見直していただくようにお願いしておきたいと思います。

それから3点目の農業の振興につきましては、昨日も市長答弁にもございましたが、産業構造の再編成が必要と言われる中で、農地利用のあり方とか、あるいは集約化とか、規模の拡大化等に積極的な取り組みが必要であるというお話がございましたが、本市においては、宅地並み課税ということで農地がだんだんと減る傾向にあります。606haも宅地並み課税ということになっておるようでございますけれども、そういうことになりますと、当然、今後住宅開発が進むということで、どうも農業振興と相入れな

いところが多うございます。ましてや農業青少年クラブの二十数名の方がこれから四日市の農業を背負っていっていただくということに大変危惧を抱かざるを得ないわけでございます。

約90%近くが第2種兼業農家になっておる状態の中で、所得の確保、あるいは労働条件の確保、本当に農業をやっておられるところに嫁ぐという女性の思いも考えますと、三重県内におけるキャッチフレーズ、四日市のキャッチフレーズは、コンビナートの四日市というようなイメージがまだまだ強うございまして、何となく緑と水のない、殺伐とした印象が強いわけですが、これをさらに増幅することのないようにとは申しませんけれども、農業振興をもっと深めていただき、四日市市にもお茶、あるいはシクラメン、あるいはメロン、外に向かっていろいろとたくさん出荷されておるようでございますし、ますます農業振興、総合的に農業振興も図られていかなくてはならないわけでございますが、見えないような農業振興でなくして、よく見える形の農業振興であっていただきたいと、そういうふうに思うわけでございます。

日本に特有な分散錯闇という土地、いわゆる農地の点在のことでございますが、こういったものを集約していくということが、数少ない農業従事者の意欲を高めるということになりますので、そういった方面での指導もしていただくことも、今後に期待をしていきたいと思います。

たくさんの事業費をつけていただいておりながらも、何か地盤沈下をしているような本市における農業振興、どうか歯止めをひとつ市長のお力によりまして、今回の当選をされる前の公約にもございました、また、先日のお話にもございましたけれども、どうかお話だけにとどまらず、農業振興というものに本腰を入れていただきたいと、そういうふうにご要望申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（堀内弘士君） 暫時休憩をいたします。

午前11時53分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青山弘忠君。

〔青山弘忠君登壇〕

○青山弘忠君 それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

1点目の合併問題についてお尋ねいたします。

先般の12月議会で加藤市長は、「1市4町は早い機会に合併する必要がある」と発言されまして、大きな反響を呼んだことは記憶に新しいところでございます。

ところで、1市4町を活動エリアといたします四日市青年会議所は、昨年に続き、本年度も合併問題を大きなテーマとして掲げております。昨年の議論は21世紀に向けて北勢地域の将来を考えたときに、合併は避けて通れない、こういう極めて大局的な、直接自分たちの生活にかかわりのない議論が中心でございました。そこで、本年度は、この反省に立って、福祉とか医療とか、あるいは環境問題など身近なテーマについて合併の必要性を考え、順次勉強会を開催して合併に対する市民、町民の関心を喚起していこうと、こういう活動を行っておるわけであります。

しかしながら、現在のところ、4町は合併に対して極めて消極的な姿勢を示しております、市長の前向き発言以降は、四日市に対して強い警戒心さえ抱いているように感じます。こういう状況を配慮してか、今議会に提出をいただきました本年度の広域行政に対する所信表明は、昨年に比べると大きくトーンダウンいたしております。昨年3月の所信では、「1市4町の行財政分析を行って、将来的な合併の実現化方策を研究し、官民挙げての推進体制の確立に努める」と、極めて力強い内容でございました。しかし、今回の議会におきましては、「広域的な都市経営に向か、1市4

町の意見交換や先進地事例等の研究・検討を行う」、こういうことで、少し消極的な感じがするわけで、合併という文字は消えてしまいました。また、1市4町の行財政分析をするということでございましたが、これについてもいまだにでき上がっていないと、こういうことありますし、官民挙げての推進体制もどこかへ吹っ飛んだような感じがするわけであります。一度大きく旗を上げた以上、その旗をおろすべきではないと考えます。これだけ本音が出ているわけですから、これ以上、警戒されるものは何もないわけでですので、今後は堂々と合併の必要性を訴え続けていただきたいと思います。

また、ごみの問題や福祉の問題など、4町にとって大変都合のよい分野だけ四日市が広域行政の中で引き受けていくということになりますと、ますます合併の必要性はなくなっていくわけでございます。協力すべきものは協力するが、できないものはできないという毅然とした態度で臨む必要もあると思いますが、現時点での市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、先般の12月議会で、1市4町の共同イベントなどを考えていくたいというお話がありましたが、平成5年度事業の中で、何か具体的なプランをお持ちなのかどうか、また、第6次基本計画の中で、この合併問題をどのように位置づけていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、2点目の桜財産区周辺の諸問題についてお尋ねいたします。

平成元年12月27日、桜地区連合自治会長名によりまして、桜財産区73haのうち50haを市へ移管する旨の同意書が出されました。そのときの地元と市との合意事項として、開発によって地域が被害を受けることのないよう、環境整備には十分配慮していただくこと、そして、具体的な開発計画が出てきたときには、事前に地元に対しても相談をしていただくことの主に2点を双方が確認をしたわけであります。

しかしながら、この大原則はほとんど守られないまま3年が経過いたし

たわけであります。環境整備については、矢合川の河川改修を機会あるごとに強く要望してまいりましたが、いまだ満足のいく状況には至っておりませんし、地元への事前に相談をいただくということについても、昨年県衛生研究所の頭ごなしの意見発表に続き、このたび去る2月17日に開かれました三重ハイテクプラネット21構想整備促進協議会で第2期造成工事については、1996年度完成を目指に造成を進めるという旨の発表が地元に相談がないままなされたわけであります。昨年9月議会におきまして、矢合川の抜本的な改修計画を立てていただかなければ、地元として第2期工事の着手には同意できないということを私は明言をさせていただきました。そしてまた、12月議会において馬淵計画推進部長は、「第2期工事の着工時期については今後慎重に取り組んでいきたい」と答弁をされております。この部長の言われた慎重という意味は、地元の理解を十分得て矢合川の改修計画をきちんと立てていただいた上で進めていくというふうに私なりに解釈をしておったわけでありますが、今回の上層部の協議機関での一方的な決定は、非常に残念でならないわけであります。桜村の時代から、地区民が手塩にかけて育ててきた財産区を市に移管したときの地元の気持ちというものをもう少し理解していただきたいと思いますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

ところで、矢合川の改修につきましては、たびたびお願ひをしてきましたので、本年度の当初予算でどの程度配慮をいただけるのか楽しみにしておりましたが、結局は昨年の予算に少し上乗せされただけで、従来どおり未改修の部分を災害復旧と市の単独工事で拾い上げていくという断片的な手法そのものに変化はないわけであります。第1期造成工事、2期工事合わせると、100億円近くの造成費が投入され、しかもICE TT、三重北勢ソフトウェアセンター等々の施設についても、数十億円単位のお金が投下されていることを考えますと、せめてその1%でも河川改修に振り向けていただければ、一、二億円程度の予算になるわけでありまして、現状

の数千万円単位の予算では納得がいかないわけであります。昨年8月の集中豪雨では、矢合川の決壊によりまして、桜地区内で床上浸水3件、床下浸水52件の合計55件、204名の地区住民が被害を受けております。まさに地元の犠牲の上に立って、この華やかな研究学園都市構想は進行しつつあると言えるわけでありますが、この状況を一日も早く解決するために、さらなる予算の投入によって、いつまでにどんな改修をどんなふうに行うのか、年次計画とビジョンをはっきりと明示していただきたいと思いますが、現時点での状況をお教えいただきたいと思います。

また、従来この改修の話を計画推進部の方へお願ひいたしますと、「予算は河川課でとっています」と、こういう返事が返ってきます。河川課の方へ行きますと、「私のところは計画推進部が言われるとおりやるだけです」と、こういう形になっておりまして、お互いがボールを投げ合ってボールが宙に浮いた状態であるというのが今の状況でございます。この点、窓口を一つにしていただきて、責任ある対応をしていただきたいと考えますが、この点もお考えを聞かせていただきたいと思います。

また、今後、スポーツランドから国道306号までの造成計画が具体化し、さらには約64万m²に2,000戸、人口7,000人規模の名鉄団地ができることも予想されまして、これらの水はすべて矢合川へ流れるわけであります。そうなりますと、既に改修済みの部分も含めまして、三滝川との合流点から桜財産区の山のところまで、矢合川全体をもう一度県、市共同で治水対策を考え直していただきなければならないというふうに感じるわけでありますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、先般の協議会において明らかにされました学園都市センターについてお尋ねをいたします。

新聞報道によると、この施設はICE TTの南側に1996年完成を目指して設計を進めるということですが、もう少し詳しく内容を教えていただきたいと思います。また、総工費は二、三十億円程度ということですが、

財源はどうするのか、また、市の負担はいかほどのものになるのか、現時点でわかる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、県衛生研究所の立地についてお尋ねをいたします。

市から県に対して出されていました13項目にわたる安全性確保のための要望事項に対する回答がこのたび県から出されたことはご承知のとおりであります。13項目すべてを受け入れるという内容の回答でありましたが、その中で一番注目されますのは、県が排水を矢合川へ流すことを断念して、下水道方式を認めたことだと思います。地元といたしましても、下水道の対応は立地を検討する以前の問題であるとしてただけに、おおむね当然のことと受けとめております。しかしながら、この下水道工事は市が単独で行うべき区域には入っておるもの、県の施設のために市がすべてこの工事を請け負う必要はないわけで、県がどこまで誠意を見せてくれるかが今後大きなポイントになってくるわけあります。県の態度いかんでは、市としても今後協力できないというケースも出てくると思いますが、市として県に対してどれぐらいの協力を見込んでいるのか、率直なところを聞かせていただきたいと思います。また、この下水道整備計画は今後どのような手順で、いつごろまでに進められていく予定なのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、少子化時代の中での高齢化社会についてお尋ねをいたします。

この問題につきましては、先般、市川悦子議員、野崎議員から質問もございまして、一部重複する部分があるかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

我が国の出生力は着実に低下を続けておりまして、1989年の合計特殊出生率、これは1人の女性が一生の間に産むと期待される平均の子供の数ということになりますが、この数が1.57人にまで落ちまして、いわゆる1.57ショックが日本列島を駆け抜けたわけあります。高齢化社会とは、お年寄りがふえる社会ではなくて、子供がいなくなる社会のことでありまして、

税金を払ったり、年金を掛けたりして、お年寄りを支えるはずの生産年齢人口が減少していけば、いかに立派なゴールドプランを立てても、高福祉社会は絵に描いたもちになる可能性が極めて高いわけであります。この合計特殊出生率は、現在も下がり続けておりまして、1991年で1.53人、そして1992年、昨年のデータはまだ出ておりませんが、一部では1.50を切るのではないかということさえも言われておるわけであります。人口を維持できる置換水準は約2.1人と言われておりますので、このような状況が続きますと、人口は減少しまして、1000年後には日本の人口は4万5,000人になる。さらにその先になりますと、計算上は日本人はいなくなる、こういうような計算を厚生省の人口問題研究所がいたしておるわけであります。

四日市における65歳以上の高齢化比率につきましては、毎年1月1日現在の比率をきちんと議会へ報告をいただいております、しかしながら、それよりも、四日市における子供の出生率はどうなっておるのか、また、生産年齢人口は増えているのか減っているのか、そのあたりのデータをきちんと把握しておくことが高齢化社会を考える上でも大切ではないかと思います。

そこで、現在、四日市のこれらのデータはどうなっているのか、まずお教えをいただきたいと思います。

さて、高齢化社会のビジョンを今からつくっていくことはもちろん大切なことではありますが、例えば20年後の高齢化社会のことを考えるなら、20年後に立派な担い手として成長する今現在生まれてくる子供たちの数を増やすことを考える方が、より現実的ではないかと思います。たとえ増えることがなくても、せめて現在の低下する傾向を一日も早くとめるだけでも、かなりの効果があると思います。子供を持つかどうかは個人の選択の自由であります、第三者がどうこう言う問題でないことはよく承知をいたしております。産みたくない人に産むべきだと言っているわけではなくて、産みたいけれども、さまざまな理由で産むことをあえて断念している

お母さんたちに何かいい方法はないものか、こういうことを思案するわけであります。

昨年3月に発表されました総理府の女性の暮らしと仕事に関する世論調査によれば、欲しい子供の数の第1位は3人であります。しかしながら、現実の家庭では大体2人ぐらいというのが平均でございます。そうしますと、この2人と3人のこの差は一体なんなんだ、どういう理由なんだということを尋ねてみると、7割の人が経済的負担が大変だと、2人までは何とかなるけれども、3人となるととてもだというような理由が一番多いということでございます。経済企画庁の平成4年度の国民生活選好度調査でも、理想の子供の数は2.55人と出ておりまして、今の姿に比べて約0.5人実際は少ないわけであります。これらのことによりまして、経済的な負担を取り除いて、産みやすい環境をつくれば、出生率が向上することは間違いないわけであります。

旧西ドイツでは、1985年に出生率が1.28まで下がったため、子供のいる家庭への金銭的援助を大幅に増やしました。所得税の減税、児童手当・出産手当の増額、教育費控除、住宅取得控除等々考えられるありとあらゆる支援策を行いまして、その結果、出生率は1.42まで持ち直したと言われております。また、1983年当時、1.38人まで出生率が下がったデンマークでは、子供1人に13万円の手当を出しまして、4年後には1.50人まで回復したということを言われております。

日本でも、青森県の深浦町というところでは、1991年に子供を健やかに産み育てる支援金条例を制定いたしまして、3人目の子供に100万円、4人目には110万円、5人目120万円というぐあいに支援金を贈っているとのことであります。こういう自治体がほかにも全国に幾つかあると聞いております。本来なら、こういう支援策は地方がやるのではなくて、国が全國一律でやるべきものであります、残念ながら現在国にはそういう認識はありません。

そこで、各地方からこの運動を起こして、全国にこの流れの渦を巻き起こしていったらどうかと考えるわけであります。ウエルカム・ベビー都市四日市と銘打って、四日市が若いお母さんたちに対して優しいまちですよというイメージを打ち立てることが大切だと思います。具体的な方法として、税控除あるいは教育費・保育料の軽減等々あるわけでありますが、それによって、実際に見える効果が出てくるかどうかということよりも、一つのキャンペーンとして、啓発運動として四日市は次世代の子供たちを大切に考えて子育てを支援するまちであるということをアピールすることこそ、都市のCI戦略としても大変意義があることだと思います。子供が自立するまでの18年間のコストを個々の家庭がすべて負担する時代は終わったと思います。子供は社会全体の財産と考えて、国家が、あるいは県、市が、養育費の一部をバックアップしていくことは、長い目で見て決してマイナスにはならないと考えますが、市当局のお考えを聞かせていただきたいと思います。

次に、老人福祉と児童福祉のあり方についてお尋ねをいたします。

児童福祉は子供に優しいまちづくりを進める上でなくてはならないものであります。特に保育所につきましては、働く女性のよりどころとして、今後とも多様化した保育ニーズにこたえていく柔軟性が求められております。しかしながら、現在、福祉といえば老人福祉のことを指すと言われるほど、高齢化社会に向けての関心が高まっております。平成11年を目標とした地方版老人保健福祉計画は、本年中に全国規模で続々とでき上がってくるということでありますが、では一体これらの計画を実施するための財源はどこから出てくるのか、この辺が大きな問題であります。国全体の予算バランスの中で、老人福祉予算のみを一方的に増やしていくことは、事实上不可能であろうと考えます。厚生省の本音としては、恐らく既存の福祉予算全体の中で老人福祉の割合を相対的に高くし、一方で、児童福祉予算を削っていくことだと思います。

昨年暮れ、大蔵、厚生両省は、措置費として国が負担している公立保育所の保母の人事費を一般財源化して地方負担とする方針を発表いたしました。国の本音がいよいよ具体的な形であらわれてきたわけあります。地方の強い反発によって平成5年度予算での実施は見送られましたが、平成6年度では恐らく実行されるものと思われます。四日市の場合、不交付団体でありますので、他市のように、地方交付税での上乗せ措置はないわけで、結果的に公立保育所の保母さんの人事費全額を市費で賄わなければならぬことになるわけですが、四日市の場合、平成5年度でこの金額が一体幾らぐらいになるのか、教えていただきたいと思います。

老人福祉は高齢化社会に向けてもちろん大切な施策ではありますが、子供の予算を削って長寿社会を支えていくとする国の方針に対しては、強い憤りを感じるわけであります。保育所を始めとする児童福祉予算を減らすことは、働く女性の子供を産む意欲を低下させ、出生率のさらなる低下を招くことは必至であります。このやり方によって、一時的には老人福祉の充実を図ることができても、近い将来、生産年齢人口の低下という形でさらに大きなツケとなって戻ってくることは間違いないわけであります。したがって、これからは老人福祉と児童福祉の共存というものを真剣に考えていかなければならない時代になってきたと思いますが、市当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

児童福祉の側としても、何の努力もせずに老人福祉財源の増大を批判しているだけでは進歩がないわけであります。保育所のあり方について、効率的な運営を考え、最小の経費で最良のサービスが提供できる方法を模索していくかなければいけません。私は、四日市の大きな問題点は、公立保育所中心の現在の体制そのものにあると考えます。具体的に数字を挙げてみると、四日市の場合、民間保育所17園に対し、公立保育所30園、全園児数の65%を公立が預かっていることになります。ところが、お隣の桑名市では、民間12園に対して公立7園、園児数にしてわずか34.8%が公立であ

ります。鈴鹿市では、民間20園に対し公立10園、園児数にして、こちらもわずか39.4%が公立、津市では、民間19園に対し公立11園、園児数にして37.3%が公立での対応となっております。

以上のとおり、四日市は近隣の3都市に比べまして、率にして倍近くの公立保育所の維持運営を行っているのが実態でございます。公立保育所では、園児1人当たりの職員人事費や建物、その他の経費は民間に比べてかなり高くつくわけでございます。国の基準に対し、市単独の相当な上乗せ経費が必要であるというのが現状であります。したがって、今後はできる限り民間保育所への移行を進め、公立保育所は民間が対応しにくい極めて福祉的な分野を主に対応していくという役割分担といいますか、すみ分けが必要になってくるのではないかと思います。民間といいましても、株式会社というわけではありませんで、社会福祉法人という公益法人でありますので、市と市の社会福祉法人との関係と全く同じであります。今後十分連携を深めていく、両者とも公共性を持った団体、間柄であると考えます。

また、公立保育所のスリム化によって浮いてくる予算を、厳しい環境に置かれている民間保育所の保母さんの人事費アップや障害児保育、乳児保育、延長保育などの充実に振り向けて、民間の体质を強化させていけば、今より少ない経費で市全体の保育サービスのさらなる向上を図ることは十分可能であると考えますが、いかがでしょうか、当局のお考えを聞かせていただきたいと思います。

ところで、従来、一般園でも対応していただいている障害児保育が平成5年度からは拠点園、準拠点園のみに絞るという決定がなされたと聞いております。公立保育所のスリム化の一環といえばそれまでですが、今までのサービスにかわるほかの方法の対応を考えずに、一方的に行うやり方は、私が先ほど申し上げた原則に反するわけであります。公立保育所をスリム化させる方法は、ほかにもたくさんあると考えますが、なぜ今障害児保育

から手をつけなければならないのか、このあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点目について、私からお答えをいたします。

広域合併というのは、行政側から言いますれば、行政経費の効率的運用、あるいは合理化というようなことがより一層やりやすくなりますし、住民の方々から言いますと、合併をすることによって、隣接自治体の住民と同質のサービスを受けられる。しかも、同じような負担でそれが済むという点で極めていいことだというふうに私は思っておりますし、あるいはまた、地域間、同じ生活圏の中にある人々の交流というのも、よりやりやすくなりますし、大きく地域を整備していくことによって、それぞれの地域のいろんな条件が住みよいということになっていくのではないかというふうに考えておるところでございまして、私はやはり今日、広域行政圏とされております四日市地域1市4町というものは、その大きさから言いまして、次の世代のために、できるだけ同じような政策展開が図られ、同じような住民サービスが受けられるという意味で、一体化した方が、よりよいというふうに思っておることは間違いございません。例えば、高速交通道路網体系の整備、あるいはまた、その市内の移動の時間等々を考えますと、広域市町村圏全体の大きさは大体名古屋市と同じような規模にあるわけあります。したがって、地域として一体となるにふさわしい大きさではないかというふうに私は考えておるところでございます。

そこで、1市4町の一体的なまちづくりを十分意識した施策というものを順次展開をしてまいりたいというふうに考えておりますが、現状でいろんな広域行政というのをやっております。その中には、一部事務組合でやっておるのもありますし、消防のような委託というものでやっておるという

ようなものでありますが、私は、今日の段階で構成されている自治体といふものは、それぞれ果たさなければならない役割というものがあるかというふうに思います。この役割というものを他市町村に頼むということになれば、おのずから節度が必要だろうというふうに思っておりまして、そういった意味で、私はこの広域市町村圏でやります共同事業については、節度をもって今後も対処をしてまいりたいというふうに思う次第でございますが、特に共同でのイベントということになりますと、私は、非常に相互の住民が心を通い合わせる一番いいチャンスではないか、こう思っておるわけでございます。

そこで、実は祝祭博というものを平成6年度に控えておるわけでございますから、オープンバザールというイベントをプレ祝祭博として私はやつたらいかがかと、これは1市4町共同でやっていきたいというふうに思っておるところでございます。さらにまた、四日市は市制100周年記念事業というものを位置づけられておりますが、その中で1市4町が共同してやれるような事業も取り上げていったらいかがなものかというふうに思っておるところでございます。

私は、そういった事業は積極的に今後展開してまいりたいと思いますが、先ほどお話がありましたように、トーンダウンしたのではないかと、なかなか官民挙げてという段階まで現状はいっていないということは事実でございます。したがって、自治体同士の直接的な話し合いというものはなかなか今の段階ではまだ難しいと思いますので、いろんな事業を通じて、隣接町との折衝を深めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

幸い、国の方でも地方の機能強化という観点でいろいろな検討がなされておりまして、さきに第23次地方制度調査会専門小委員会の基本的な考えいたしましては、都市の規模、能力に応じた事務移譲を含む都市制度のあり方というものが提示をされました。これは、いわゆる中核市という考

え方のようでございまして、比較的大きな都市について、その事務権限を強化をして、できるだけ住民の身近で行政を行うことができるようとする、そして、地域行政の充実を図るということが目的のようあります。つまり、政令市並みの権限委譲というものが考えられているようありますが、その条件として、その中心になる都市の人口がおおむね30万人以上、第2番目は、面積がおおむね 100km²以上、第3番目は、当該地域における中枢的機能の有無、言い換えれば、昼夜人口比というものであらわされていると思うんですが、これが1以上であるという3点がございます。残念なことに、四日市市は第1番目の人口要件のみが満たされていないというわけであります。中部圏の西の拠点であるということは、私ども考えまして、間違いないことであり、実質的には中核市ということを言ってもいいのではないかというふうに思っておるところであります。

したがって、今後、この考え方を旗印といたしまして、1市4町のお互いの発展を目的とした段階的な広域合併の道を模索することが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

ただ、現在のところ、国としての最終的な法令化がまだつくられておりませんので、今後、国、県とも連絡を密にしながら、住民本位の真の広域合併の実現に向けて鋭意努力をしてまいりたい、かように考えておる次第でございますので、この上とも皆さん方のご支援を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思います。

第1点は以上でございます。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） 第2点目の桜財産区周辺の諸問題についてお答えさせていただきます。幾つかの質問項目がございましたが、学園都市センターの概要、2期の造成工事の時期の問題、それから下水道整備の問題、この3点につきまして、お答えさせていただきます。

最初に、学園都市センターの概要についてお答えをさせていただきますが、学園都市センターは三重ハイテクプラネット21構想におきまして、I C E T Tと同様に中核施設として位置づけられているものでございます。これまでの基本調査によりますと、学園都市センターは、大学や研究機関等とのネットワークを形成いたしまして、いわゆる研究交流、研究開発、人材育成、情報提供等を行う場として整備をしていくとするものでございます。この施設内容を見てみると、交流展示施設といたしまして、多目的展示ホール、交流サロンなど、会議、研修施設といたしまして、会議室、研修室、A Vホール等、情報提供施設といたしまして、情報OA室とか科学技術の展示コーナーなど、それと福利厚生施設といたしまして、レストランとか、あるいはリラクレーションルーム、リラックス休憩室みたいなものでございますけれども、そういったもの、それと管理運営施設といたしまして、事務室、応接室など、延べ床面積約 4,000m²の施設ということになっております。

今年度の基本調査に引き続きまして、来年度、県と市で基本設計を行うことといたしております。この開設は一応8年度の目標にしておりますけれども、目下のところ、建設費をどのように負担するのか、負担割合はどうするのか、あるいは施設の設備の運営主体はどのようにするのか、第三セクターでいくのか、財団でいくのか、直営でいくのか、こういったことも含めまして、そういうこと等々につきまして、現在、県と協議をいたしているところでございます。

それと、第2期の造成の着工の問題でございますけれども、当初計画では、第1期工区の完成に引き続きまして、できるだけ早い時期にということを考えていたわけでございますけれども、昨今の景気の動向あるいは市の財政面での見きわめ等々を十分検討いたしまして、慎重に取り組んでいきたいと、その時期についても、その慎重な取り組みの中で決定をしてい

きたいというふうに考えております。

なお、この第2期工区の着工の計画の問題はもちろんでございますけれども、学園都市センターの整備につきましても、計画内容が具体化した段階でもって、できるだけ早い時期に地元の方々の方にご説明をし、ご理解を賜りながら進めてまいりたいということでございます。

それと、下水道整備についてでございますけれども、市の安全検討委員会の結論に基づきまして、県に対し追加措置要望を行いましたところ、県の方では「誠意を持って対処する」という回答をいただいております。本来、この地域は市が事業管理者である単独公共下水道区域でございますが、先ほどの回答も踏まえ、また、研究学園都市の基盤施設として下水道整備というのは重要であると、こういう認識のもとに、県の応分の負担をしていただたくと、この了解を得て、現在その具体的な内容について協議を進めているさなかでございます。今後とも引き続きまして、県、市協調いたしまして、事業化に向けて、建設省等関係省庁にも働きかけを行い、早期に整備ができますように努力をしてまいりたいというふうに考えております。どうかよろしくご了解のほどお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 矢合側の改修につきまして、お答えいたします。

矢合川につきましては、三滝川の合流点から国道306号までの線の妹橋の間、約6kmが県管理河川でございます。その上流部約2.1kmが市管理河川となっておりまして、県管理区間につきましては、既に河川改修事業が完了しておりますところでございます。上流部の市管理区間につきましては、大部分が下流ぐらいの河川断面を持っておりますが、部分的に狭小な部分や未整備箇所がございますので、学園都市の開発に当たりましては、これらの狭小な部分を踏まえまして、雨水の流出を抑制する調整池を設置して

おるところでございます。

また、矢合川の護岸の未整備箇所につきましては、平成4年度末までに約820mが残っておりますが、残る未整備箇所や狭小な部分につきましては、平成7年度末の完成を目指して鋭意努力しておるところでございます。さらに、矢合川流域での大規模な開発が計画されておりますが、このような開発に当たりましては、三重県の開発指導要綱に基づきまして、下流の河川能力に合わせて雨水の流出を抑制する調整池の設置を義務づけることによって、河川の安全性を保つよう指導しておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 少子化時代と高齢化社会についてお答えいたします。

来たるべき21世紀には高齢化社会が確実に到来すると予測されておりますが、次代を担うのは今の子供たちであり、その子供たちが健やかに生まれ育つための環境づくりを進めることは、高齢化社会と並んで最も重要な課題の一つと認識しております、本議会でもご提案しております平成5年度予算案におきましても、児童福祉費は総額で約69億円、民生費の約4割を占めております。

ご質問の四日市における人口構成比率、合計特殊出生率について説明させていただきます。四日市における合計特殊出生比率、先ほども説明がありましたけれども、15歳から49歳までの階層における1人の女性が産む数でございますが、四日市は1.59でございます。人口構成比は0歳から14歳までが18%、生産年齢と言われる15歳から64歳までが71%弱であり、老年と区別される65歳以上が11%強であり、今後も老人人口比率は上昇していくと考えております。このような人口構成比率となった原因は、出生率の低下が大きく影響していると考えられ、いろいろな要因が絡んでいると考

えております。

一昨日のご質問にもお答えしましたが、その原因につきましては、社会のあり方、心の持ち方に広くかかわる問題であろうと考えておるわけでございますが、長期的な視点に立って、幅広く継続的に論議を積み重ねながら、社会全体が変化していくことが必要ではなかろうかというふうに考えております。

次に、昨年末、厚生省が公立保育園の措置費の入件費負担分のカットを打ち出し、一たん撤回となりましたが、カット分を措置費の関係で平成4年度分で試算いたしますと、約3億7,000万円となりまして、カットが実施されると、市の財政負担はますます増加する結果となります。また、厚生省におきましては、本年2月、保育問題検討会を設置し、措置権を初め、保育園制度の抜本的見直しを図ろうとしているところであります。これらの動向を見きわめながら、国への要望のほか、公立保育園のあり方の見直しを図り、老人福祉とあわせて保育行政充実に向けて努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、民間保育園の取り組みにつきましては、本市もある時期までは公立志向で来ておりましたが、最近におきましては、効率的な運営、ノウハウを考えまして、民間の保育園にお願いしているのが現状でございます。措置につきましても、民間の経営を考えまして、できる限り民間への措置をお願いしているところであります。より一層、民間保育園の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、障害児保育についてお答えします。

昭和42年、家庭児童相談室におきまして、障害を持つ子供についての相談と空き室を利用しての治療保育の開始により、25年が経過しているところであります。現在、あけぼの学園におきまして、保育園、幼稚園の前段階として保育、療育を行っており、心理判定員、言語訓練士、理学療法士、保健婦の各専門指導員を配置し、指導体制の強化を図っておるところであります。

ります。さらに、公立保育園におきましては、現在、障害児担当保母を配置した拠点園5園、準拠点園8園にて64名の障害を持つ子を、また加えて、一般園にて39名を、民間保育園で11名の合計114名の障害を持つ子供たちを措置し、障害児保育指導委員会による判定により、障害の程度に応じ、適正な保育に努めてまいりましたが、平成3年9月、坂部保育園における死亡事故の教訓から、医学的見地からの検討も加え、一人一人の障害特性、発達特性をとらえた適正な保育に努め、成長、発達を促すよう、障害児保育の充実を今後とも図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（水野幹郎君） 青山弘忠君。

○青山弘忠君 ご答弁ありがとうございました。

合併につきましては、市長からトーンダウンではないんだと、手法を変えて段階的に進めていくというご答弁をいただきましたので、そのように理解をさせていただきたいと思います。

桜財産区に関しまして、計画推進部長の方から、今後、地元へ十分説明しながら進めていくというご答弁がございましたが、私は今後の話をしてるんじゃなくて、今までの話を聞いたつもりなんですけれども、今回の2期工事を1996年完成で進めるという新聞報道もされておるわけですけれども、それを地元の同意がないわけですが、そのまま進めていかれるのかどうか、いわゆる矢合川改修がきちんと計画を出されて、地元が納得した段階でそれを進めるのか、その点、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それと、矢合川の河川改修につきましては、従来どおりのご答弁をいたしました。本日は桜地区の連合自治会長さんはじめ地区の役員の大勢の皆さんのが傍聴をいたしております。去年の12月議会、また9月議会もあわせて、たびたび傍聴に来ていただいておりながら、毎回同じ答えばかりで大変残念でございます。今回も建設部長さんがご答弁をいただいておりま

すけれども、これは本来、計画推進部の方が責任を持ってやっていただく話ではないかなという感じがいたしております。計画推進部の方で予算をまとめてとっていただいて、そして、その予算を庁内の土木工事の委託という形で河川課の工務係へ委託をしていただくと、あくまでも窓口は計画推進部であるんだと、こういう責任ある体制にしていただかないと、毎回建設部長さんにご答弁をいただいたのでは、全く進展がないなと、こういう感じを持っておるわけありますけれども、その点のご答弁をいただきたいと思っております。

次に、少子化社会と高齢化社会の問題でございますが、福祉部長さんの子供に対する認識が非常に低いなということで、大変がっかりいたしました。出生率向上に理解がないということは、ひいては高齢化社会に対する危機感もないと、こういうことにもつながるわけでありますので、福祉行政の頂点に立つ部長さんとしては、またひとつ発想の転換をしていただきたいなと思います。

先般の市川悦子議員の質問に対する答弁にもありましたし、今回もございましたが、子供が減っているのは、社会のあり方が変わっているから減っているんだと。晩婚化とかいろんなことによって減っているのであって、経済的な負担の問題については一切触れられていないわけです。これは確かに経済的な負担だけが子供が減っている理由でないことはよくわかっておりません。確かに社会的現象によって、結婚をしない人、また結婚をしても子供をつくらない、つくっても1人2人で満足だと考えておる人を対象に今お話をしているわけではないんです。私が申し上げておるのは、既に結婚をして、そして子供が1人なり2人なりいると、しかし、そういう家庭の皆さんに聞いてみると、本当は3人欲しいんだと、しかし、そういう経済的ないろんな理由で、あとプラスアルファができる、こういうふうな悩みを持っておる方々に対して、こういういろんな経済的な負担軽減の措置が効果をあらわすのではないか、こういうことをお尋ねをしておるわ

けでございますので、その辺のご認識を再度お伺いしたいわけでございますが、加藤市長のこの問題に対するお考えをお伺いをさせていただきたいと思っております。

それと、公立から民間への移行につきましては、おおむね私が申し上げたとおりのご答弁でございました。特に現在の民間保育所の状況というものは大変厳しい状況にございます。特に、保母さんの人件費一つとりましても、公立の保母さんの場合は国から措置費でもらう人件費の単価に相当な市費のプラスアルファをしていただいて、非常にいい給料が出ておるわけであります。ところが、民間の保母さんの場合は、厚生省からもらう措置の人件費単価、ほとんどそのまま民間はやりなさいと、こういう今現状でございます。保母さんが少なくて、また3K職場と言われる中で、民間の中で保母さんを雇っていくだけの十分な人件費もないという状況でございます。また、乳児保育や障害児保育等の特別保育についても、十分な補助が出ていないように思います。また、公立の週休2日制に伴って、民間の保母さんの週休2日制の問題についても、これは当然人件費がかかるわけですが、そういう手当は今全くない。これが今の民間保育所の状態でございます。

したがいまして、先ほどもお話をございましたように、民間の活力がつくように、体力増強を十分に図っていただきたい上で、公立より民間への移行を図っていただきたい。そうでないと、今の状況で、ただ予算をカットするためやみくもに公立から民間への移行を進めたのでは、これは四日市の保育レベル全体が下がっていくわけでありますので、その辺についてのひとつご認識を十分持っていただきたい、そんなふうに思うわけでございます。

それと、障害児保育の問題につきまして、ご答弁がございましたが、公立保育所のスリム化ということで、どうして一番弱い立場にある障害児保育を真っ先に手がけなければいけないのか、この辺が非常に疑問なところ

でございます。例えば、一つ例を挙げてみると、公立保育所の場合、園長と主任保母さん、これは全部の園にいるわけです。非常に数の多い、120人、150人、170人の園で、園長先生と主任保母さんが1人ずついるのは、これは当然でありますし、そういうふうにやっていただかないかんわけですが、ところが、40人、50人の保育所でも同じように園長さんと主任保母さんは全部いるわけです。これは園児の数が3分の1、4分の1ですから、当然、園長さんは1人で全体を見ていただくことができるわけで、主任保母さんの分をカットすることもできますし、あるいはそこへ障害児保育の加配の保母さんを入れていただいて対応するとか、いろいろカットしていく、スリム化していく部分はほかにもあると思います。したがいまして、その辺のところも今後十分ご検討をいただいて、弱い部分だけを先に着手するというようなことがないようにお願いをしたいと思っております。

それと、公立保育所のスリム化につきまして、現在働いていただいている公立の保母さんにやめていただくということは、とてもできないわけでございますので、今現在、保母さんが足りない中で、非常にたくさんの臨時保母さん、2月現在で142名もの臨時保母さんがおっていただくなっています。必要なときだけ来ていただいて、要らなくなったら結構ですよという保母さんがたくさんいるわけでありますので、この保母さんたちにお世話にならなくて、正職の保母さんで十分対応できるような仕事の量というのを一つの目安として、今後進めていただいたらどうかというふうに提案を申し上げるわけでございますけれども、ご答弁をひとつお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

○計画推進部長（馬淵則昭君） 第2期の造成の着工の時期の問題でございますけれども、新聞記事によりますとというお話ですが、どういう根拠に基づいて発表されたかよくわからないですけれども、恐らく三重ハイテクプラネット21構想の推進協議会の資料だと思います。現在、先ほどもお

話しましたとおり、私の方といたしましては、まだ時期を決めているわけではありません。昨今の景気の動向とか、先ほどもお話ししましたけれども、市の財政面での見きわめ、あるいは地元の状況、こういったものを十分に検討いたしまして、その時期は慎重に決めていきたいというふうに思っております。

また、できるだけ早い時期に、その内容につきましては、地元の方々に十分ご説明をいたしまして、ご理解を得ながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 矢合川の改修の窓口についてお答えいたします。

基本的には建設部所掌に属するわけでございますが、鈴鹿山麓研究学園都市にかかわります矢合川の改修につきましては、窓口として計画推進部において、これを推進していきたい。それをもって、建設部の方へ業務を任すというふうな格好でいきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 少子化に係る経済的な負担軽減につきましては、国への働きかけとともに、市で取り組むべき問題につきまして、今後研究させていただきたいと思います。

それから、臨時保母の問題ですが、我々としては一日も早くといいますか、年次的に正職化の方向へ持っていくよう関係部へ働きかけていきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 青山弘忠君。

○青山弘忠君 最後に加藤市長の子供がどんどん減っている今の状況に対するお考え方をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 最近の社会情勢というのはなかなか一言で短時間で結論を出すのは難しいと、私は思っておりますし、残念ながら私は高齢

者の方に属するわけですから、高齢者福祉と児童福祉との対比で物を考えることはやめてまいりたい。私は高齢者には高齢者に対する福祉のあり方というものがあろうと思いますし、子供さん方に対する福祉というものについて、子供さん方に対する福祉としてのあり方があると思います。私は、対比で考えるということはやらないつもりでおりますので、そういうふうにご理解を賜っておきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午後2時休憩

午後2時15分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 それでは、ご質問をさせていただきます。

緑と水の調和のあるまちづくりについてということで、初めに、いろいろ話をしておりますと、各所へ飛び移りまして、話がへんてこな方へ行くかもわかりませんし、そこらの点を一応ご了承を賜っておきたいと思います。

まず初めに、市長さんも今後4年の長い間をまたご苦労をかけますけれども、ひとつ大変ですけれども、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。それは、緑と水の調和のあるまちづくりということに関連してくる問題でございますけれども、いろいろ議会の方でもお話が出ております環境問題の点について、従来から、市長さん初め私どももいろいろ考え、何とかこの四日市によりよい方向を見つけ出せないかということで努力をしてきたわけでございますけれども、悲しいかな、なかなかこれというものは得られなかつたわけでございます。たまたま通産省の方から、それにかかりのある、そういう問題の提起を賜り、また、派遣をしていただいて、

いろいろご指導を賜るというような機会に恵まれたわけでございますが、これは100年の計を立てなきゃいかんというような大きな問題でござりますし、グローバルに考えれば、世界の問題でもございます。

そういう点で、その中の少なくとも環境問題というものを四日市で推進していくと、社会に貢献していくということは、我々が常に都市として、将来の指標としてそういうものを求めるということについては、30年議員をやっておりますけれども、本当に心からうれしく思います。また、四日市が幾多の経過を経まして、今日まで来ましたけれども、工業都市として、また、いろいろの公害の問題等も克服して今日、前進を遂げておるわけでございますが、そういう過去を振り返って、やはり「災い転じて福となす」というような批評を得たことについては、心からうれしく思うし、今後、大変でしょうけれども、皆さん力を合わせてもらって、苦難に打ちかって、世界の環境問題について邁進をしていただきたいと、このように思います。

今、環境問題について、伊藤正巳議員や皆さんの方からもいろいろご指導を賜って、非常に問題にしなければならない転換時期に来ております。そういう点をどのように考えていくかという問題について、一番方々に怒られなくて、四日市が未長く将来の展望を描けるとするならば、まず杜の都・仙台、そのように大きな、人々の工業地帯に杜の都をつくるというような方向を打ち出してみたらどうかと、これは政策として少なくとも10年ぐらいの単位で物を考えていかなければならないのではないかと思います。ですが、もう21世紀を迎えるような時期になってきておりますので、そういう点については、まだ五、六年はあると思いますので、その間だけでも、相当の繁茂がしてくるのではないかと、こういうことを思います。

これは、なぜこういうことを思うかといいますと、環境問題というものに対して、少なくとも四日市がやっていこうというようなことを都市として考えるならば、やはり隗より始めよ。自分のところがどうなんだと、ほ

かの国から来てもらったり、こちらから行ったりして、やれるところの、その都市はどうなんだと、まずおのれを律せよ。私は中央と話をしているわけではないですから、中央の問題は別ですよ。四日市は、そういう不純な人たちもおりません。また、まじめな、よりよい議員でもあります。また、理事者もある。中央はさておきましょう。だから、そういうものに向かって、皆さんが邁進していただけるであろうことを願うわけでございますが、それは相当な金も要りますし、いろいろ大変でございましょう。しかし、これは大きな目標として、社会に貢献することです。世界の人類に貢献することです。だから、みんなが力を入れてやろうと、これは大きな目標です。

しかば、今、小井議員からご指摘がございましたけれども、「何をするんや」と。君らは環境問題とかそういう問題が、少なくとも公害とか大気汚染にしても水の汚染にしても、そういう洗礼を受けておらないかもわからぬけれども、私は、そういう洗礼を受けて、幾多の苦しい思いをし、悲しい思いをしながら議員生活をしてきました。何とかそういう問題を解決して、本によりよい社会情勢であり、また世界に貢献していくというようなことができる、よりよい四日市の都市にしていきたい、これは念願でございます。また、そういうことが、たまたま市長さんの時代にできたということについては、心から喜びます。また、計画推進部長さんが、通産省の方からこういう偉い方に来ていただいて、ご教示を賜るということについては、心からうれしく思いますし、青い鳥が舞ってきたと、そういうふうに私は思います。なぜか。即効性を余り考えたらいかんです。やはり遅効性でいく方がいいと思います。即効的効果がなかったら、もうあかんと、それでは物の話はつきません。やはり遅効性で10年、20年、または50年というのに目標を設定して、少なくとも我々の子供、または孫、そういう人たちが四日市を今後築いていく上についての一つの指標というものをつくり、そういうものに対して、我々ができることから地がためを

しながら、本当によりよい四日市というもの、また、三重県の中の、世界の中の四日市というものをつくってやるという夢を持ちながら、少なくとも、こういう問題に対処していくことが大切だと思います。

ただ、自分たちのそのころだけでいいんだと、おれが生きてるときだけでいいんだと、それではつまらない。夢がない。やはり我々はそういうところに観点を置きながら、遠い将来を眺めながら、子孫、私は西郷隆盛でないけれども、「子孫のために美田を買わず」という言葉がありますけれども、こういう一つの大きな指標を立てたということについては、市長は四日市の人たちに大きな土地とか、財産とか、そういうものは残さなかっただけれども、政策的にそういうものを残したということについては立派な方だと思います。いろんなものを政策としてやります。しかし、本当に心から人類の平和を考え、また、多くの人の社会的な平和を考え……。

ここでこういう話をすると笑いますけれども、「パンか大砲か」の意見で、PKOもいろんな問題で国際的な問題が出てまいります。しかし、そういう問題が日本を取り巻く諸国から問題が提起されても、そのときに四日市はどうなんだろうと。四日市は環境問題で水においても大気においても、そういう研究は海外と交流をして桜地区やそういう地域に来ていただいて、そしてまた、地域の人たちは一生懸命勉強して、語学を勉強し、科学を勉強し、そして、この四日市の環境問題に取り組んで、また世界に誘致して、どんどんやっていくと、少なくともそういう条件づくりのファンデーションができたということについて、私は将来についてどうあるべきかということを言うてるわけでございます。本ですよ、これは大切なことなんです。だから、皆さんも本当にそういうことについて真剣に考えなきゃいかぬ。

今、子供の問題についてもご指摘賜りました。私は、その問題については結構なことだろうと思います。思いますけれども、その国の趨勢というものを眺めるのに、青少年をもって眺めずして、だれを眺めるか。かの有

名なビスマルクも言っておる。その国の盛衰というのは、少なくとも青少年の育成によって、また青少年の動向によって把握できるんだと。そうでしょう。中国を見てごらんなさい。

○議長（水野幹郎君） 喜多野議員、大変恐縮ですが、そろそろ本論に入っていただきたいと思います。

○喜多野 等君 中国を見てごらんなさい。盛んに今やっていますよ。だから、日本も負けないように頑張ってほしい。四日市も負けないように頑張ってほしい。だから、そういう点についてお願ひしたいということで、今議長からもご指摘がありましたので、緑の問題について、10ヵ年計画でそういう計画を立てて、街路にしましても、電線を地中化して、緑を植えて、騒音に対する対策もしなきゃいかん、防御の方向もしていかなきゃならぬ。そういうような問題について、非常に簡単なことですけれども、なかなかお金の要ることだそうです。幸い、中電もおることだし、よく話をしてもらって、よりよい都市の発展を遂げなければいかぬ。

また、科学技術を、私はそういう問題について決して否定をしません。否定をしませんけれども、そういう問題は将来、そういう形になっていくでしょう。ガソリン車もなくなるでしょう。電気自動車になっていくでしょう。大気汚染もみな、そういう問題も太陽の運行について、またすべての問題でいろいろ我々の目の先の茶の間の方へもいろんな資料、情報をどんどん提供していただけるので、そういう点はどんどん入ってくることによって、それを察して処理するということはでき得ないほど情報がどんどん入ってきます。だけど、我々はそういう中で選択をして、何を選ぶべきか、どうするべきかということを少なくとも考えないかぬ。だから、少なくとも、こういう問題はまず第一に、緑の問題をやってみたらどうかというふうに思いますので、理事者の方の見解を聞かせてもらいたいと思います。

この問題を一応まずマスターしていくために、今桜地域の問題がすべ

て関係してきます。だから、そういう地域においても、私は市長さんにもお願ひして、何とか皆さんのお力もおかりして、四日市大学ができたわけです。この間も言っていましたね、四日市大学のことについて。だから、大切だと思います。教育は非常に大切です。環境問題についても、教育は大切です。地元のそういう師弟を十分教育をして、そういうところへ立ち向かわせるようなことをするためには、そこに学校ぐらいつくるしかない。寺小屋をやってもしょうがないでしょう。だから語学をやっぱり勉強しなかったら、将来、外国へ行ったところで、アフリカやなんかへ行ったところで、話ができないでしょう。こちらに来てもらってできないでしょう。そういう問題の要因をどんどんこちらでつくっていかないといけない、早い時期に準備していくんだよということを申し上げないかぬ。そのためには、そういう勉強をさせる場所をつくりなさいと、やりなさいと、なぜやらんのだと、学園都市構想というのはそういうものです。

○議長（水野幹郎君） 通告の順に従ってご質問を願います。

○喜多野 等君 ……と思いますが、どうですかというご質問です。

それから、地方分権の問題と、第2番目の財政計画の問題について、ひとつご質問をさせていただきます。

我が国の税制は、国税と地方税に分けられますけれども、その税の分担割合と行政事務と国と地方の分担の関係をひとつご説明を賜りたい。少なくとも、地方分権の基幹的な問題としては、常々我々論議しているございますが、特に税収については、7：3の割合で分かれています。地方の自治は3割自治と常々言われてきておりますけれども、最近では地方も財政が豊かになって、独自の事業を進めるようになりました。これは一四日市みたいなところで、非常に結構なことだと思いますけれども、私がお聞きしたいことは、四日市地域から納められる税収は、少なくとも工場群や商業の集積等が行われて全国でも優秀な都市だと思います。したがって、国税と地方税の割合はどの程度になっておるかということを教え

ていただきたいし、また、皆さんにも聞いてもらいたいと思います。

それと、国税がどのように還流をしておるのとかということです。還流の状態につきましても、財政部長、高邁でよくいろいろご承知のことと思うので、そういう面についてもお教え賜って、ご教示を賜ればありがたいことだと思います。

3は、今後の教育行政の見通しについてでございますけれども、児童数が減少するという諸問題について、我々の会派の青山議員の方からいろいろ端的な問題を列記しましたけれども、この点について、人口増にもっていこう、減少しているからどういう手を打っていくかということについて、やはり考えなければならない。また、そういう問題について、教育の場としての、子供たちの教育という問題にも非常に大切なことになってくると思いますけれども、これらの点について、教育委員会の方はどういうようない考査を今後していきたいと思っておるのかどうかということについて、ちょっと教えていただきたいと思います。幸い、きょうは教育委員長さんも出ておられますので、そういう点のご意向を伺えれば、非常にありがたいことだなというふうに思います。

なお、この時代に対応して、学校施設とかそういうものが中央部においては減少していく、統合ということが出てまいりますし、そういうようなときに、どのようにうまく処理をしていかないと、いろいろな問題が起ころうかと思います。地元との問題、また卒業生との問題、いろいろなこういう問題で大変なことだと思いますけれども、しかし、時代に対応して、これに対処していかなければならぬことだと思っております。

また、それに伴うところは、学童数が減るということについては、それに伴つてくるあらゆる条件の、教員にしても、それに付属する、_____にしても、いろんな人たちが要らなくなってくるわけです。給食の皆さんにしても。だから、そういうような問題について、今からそういう問題について対処をして考えて、応用的な動作をしておいていただかないと、

どこどこの民間では3,000人首を切らなくてはならなくて、また問題になってきたというようなことが起こっては困りますし、大事な人たちですので、そういう面も十分配慮をしていただき、どういう方向に育成して、またはよりよい社会のために貢献していけるような方向に指導していただけるのか、また、そういう指導を事前に考えて、いろいろな方向でやっていただけだと、少なくとも、英邁な教育委員長さんやいろんな方がついておられるんだから、今さらここに口を酸っぱくして言うことはないけれども、そういう面は、これは速度は早いですよ、注意をして、そちらの点について、思い起こすところがあれば、一度教えてください。

それから、4番目に市営住宅の点について。

市営住宅については、戦後の住宅難の時代に対応するもので、いろんなことをやってきたわけでございますけれども、住宅の変遷はいろいろありますけれども、三重団地等においては、老人とか身障者向けの住宅をつくったり、一般の市営住宅でやっていくというような普通の方法かもわかりませんけれども、たまたまそういう方法でなくて、進歩的にそういうものも併設した場合、どういうケースで進んでいって、また、行政当局としてそういう方向をどのように指導して、模範的なそういうものをつくり上げていったらどうかというようなことも考えたりしながら、願いを込めていろいろなものをやってみているわけですけれども、そういう問題が何らそれに付随して、そういう方向が示唆できないというのは悲しいことありますので、そういうことについてのご見解があれば、お伺いいたしたいと思います。

また、今のやり方について果たしてどうなのか、振り返って次に方向を示唆していくということを考えてみるべき時期に来ておるのではないか。いつまでも同じものを同じようにやっていくということは、一番いいことかもわかりません。しかし、時代の流れというものはそうはいきません。考え方も進んでおります。「年々歳々花相似たり、年々歳々人同じから

ず」ということがありますけれども、そういう点から、いろんな深い意味で言葉を私が申し上げますけれども、世の中の推移というものはそういうものであるので、そういうものに随所に対処できなきゃいかんよと、それじゃまずいよと。だから、そのときになってばたばたして、ああでもない、こうでもないということを、ほとんどの者が言うし、また、そういうことになると声を大にして言うんです。だけど、声を大にして言う前に、もっと先手必勝ということを考えるということをしないといかんのじゃないか。特に行政当局というのはそうあってほしいと願っているけれども、なかなかそういうことについてはやっていただけないので、そういう点について、どうか英邁な理事者の皆さん方については、いろんなご考察をお持ちかと思いますので、お伺いいたしまして、私の第1回の質問にさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午後2時38分休憩

午後3時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、申し上げます。喜多野等君から先ほどの質問の中で不適切な発言があったので、後刻速記録を調査の上、議長において適切な措置を講じていただきたいとの申し出がありました。よって、議長において、そのように措置することにいたしたいと考えますので、よろしくご了承をお願いいたします。

それでは、先ほどの喜多野議員の質問に対する理事者の答弁をお願いいたします。

奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） それでは、第1点の緑と水の調和のとれたまちづ

くりにつきまして、ご答弁を申し上げます。

公園緑地や街路樹に代表されます都市の緑は、大気の浄化、騒音の防止、気候の緩和等、良好な都市景観を保持するため、なくてはならないものでございます。また、親水空間も都市生活に潤いをもたらすものとして大切な要素であります。安らぎと潤いのある都市景観を形成していく上で、市内に残る身近な樹林を積極的に保全、育成し、その活用を図るとともに、総合的な緑地保全と都市緑化施策の展開が必要であると考えております。

本市では、従来から公共施設や公共用地の緑化に努力をしてまいりました。とりわけ道路の新設改良に当たりましては、極力街路樹の配置をしてきたところでございます。中心市街地の既設道路につきましても、緑化を推進してまいったところでございます。また、これらに障害となる中心市街地におきましては、電線の地中化も一定の基準に基づきまして、鋭意推進をしているところでございます。また、市街地の大半を占めます民有地の緑化を一層推進するため、平成3年度に緑化基金を創設したところでございます。基金の果実による緑化事業を含めた総合的な緑化計画につきましては、先進都市の状況を調査しながら、計画策定に向けて研究をしてまいり所存でございます。今後とも、都市生活における安らぎや潤いといった観点から、緑と水の調和のとれたまちづくりを積極的に推進していく所存でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 地方分権と財政計画の見通しについてでございますが、国と地方公共団体との税負担の割合は、おおむね国税66%、地方税34%、そういうふうな割合になっておりまして、3年度の場合は国税の総額が65兆円、こういうことになっております、その中から地方へ交付される額は平成3年度当初で約18兆円でございまして、その大部分であります16兆円というものが地方交付税として、地方の方へ交付をされると、

こういうことになっております。

四日市税務署管内及び県税事務所管内、これは四日市市と周辺の4町でございますけれども、そこにおきます税負担の状況といいますと、平成3年度の決算額ベースでは、国税が所得税、法人税、ガソリン税等で2,743億円、県税につきましては、個人県民税、法人県民税、法人事業税等で

440億円、片や市税は484億円と、こういうことになっております。これらの総額の3,667億円でございますが、その割合は国税は75%、県税は12%、こういうことになっておりまして、市税としては13%でございます。

国から本市へは、消費譲与税、自動車重量譲与税等で26億円、県からは利子割交付金、自動車取得税交付金等で27億円の交付を受けておりまして、さらにそのほかに、国、県支出金で84億円、地方交付税につきましては、不交付団体でございますので、特別交付税のみ8億円、こういうものを還元されておりまして、その総計は145億円と、こういうことになっております。

このように、本市の例から見てもわかりますように、本市の場合は、税の負担額に対しまして、還元額が少ない、こういう状況になっておりますけれども、これは要するに、担税力の違いによってその差が出てくるわけでございまして、担税力の乏しい地域は担税力の高い地域から納められた税の還元を受ける、こういうことになるわけでございます。したがいまして、この仕組みによりまして、全国の各地域が合理的かつ妥当な行政水準を維持することができますし、そのための財源の配分を受ける、こういう仕組みになっております。この仕組みが国と地方の間の交付税制度をベースにいたしました財源調整制度というものでございまして、行政事務と財源の配分割合、これにつきましては、その財源調整制度をめぐりまして、常々国と地方の間で問題になる場合がございます。その際、ご質問にもありましたような地方分権のあり方についても議論をされるのはご承知の方が多いと思うわけでございます。

最近は、そういった国と地方の間の問題といたしまして、地方富裕論というのが非常に台頭してまいりました。したがいまして、そういったものを背景にいたしまして、財政負担の地方へのしわ寄せというのが大変目立ってきたおるわけでございますが、そういったことにつきましては、国と地方の適正な負担を損なうことのないよう、できる限りいろいろな機会をとらえまして、関係機関へも働きかけてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 教育委員長。

〔教育委員長（佐藤榮二君）登壇〕

○教育委員長（佐藤榮二君） ご答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

児童数減少に対する取り組みにつきましては、次長の方からご答弁申し上げます。私は、これから教育の見通しといいますか、考え方について、一言申し上げて、ご指導とご批判をいただきたいと思います。

これから教育は、スズメの学校であってはならない。メダカの学校の考え方でいきたいと考えております。スズメの学校と申しますのは、むちを振り詰め込みの教育というふうな感じがいたすわけでございます。メダカの学校といいますのは、一見したところ、だれが生徒か先生かわからない。けれども、子供は実に生き生きと動いている。壇上から授業をするというのではなくしに、子供に実際に体験をさせるという、そういうふうな教育へこれから努力をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 服部教育次長。

〔教育次長（服部美次君）登壇〕

○教育次長（服部美次君） 教育長が次席しておりますので、かわりまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

先ほど教育に関する質問をいただいたわけでございますが、まず最初に、

児童数の減少の問題につきましてご答弁申し上げたいと存じます。

なお、この問題は、これまで議会におきまして、ご質問をいただき、ご答弁をさせていただいており、多少重複する点もあろうかと思いますので、ご了承賜りたいと存じます。

さて、本市の児童・生徒数の推移を見ますと、小学校につきましては、昭和56年をピークに、また中学校については、昭和61年をピークに、出生率の低下等の原因により、年々減少を続けております。また、臨海部では、これにあわせて、人口のドーナツ化現象により、児童・生徒の減少に拍車がかかっているのが現状でございまして、とりわけ旧市街地におきましては深刻な影響が出ており、一部の小学校においては、1学年1学級という、いわゆる単学級校が出現しております。これらの小規模校にありますと、小学校ならではのよさを引き出すため、縦割りの学級活動を取り入れるなど、教職員が一丸となって努力をいたしておりますが、学校規模、学級規模が極端に小規模化いたしますと、教育活動におのずから限界というものが生じてしまいまして、係る事態を将来にわたって放置しておくことは、教育上、学校運営上からも極めて憂慮されるものと考えております。

また、他方では、旧市街地の学校の多くが昭和30年代初期に建設されたもので、既に築後30年を経過していることから、市としては、平成10年をめどに順次、老朽校舎を改築する計画でございます。しかしながら、本市の中心部を形成する当地域は、本市の発展に直結する重要地域であり、種々の再開発計画や整備計画が予定されております。したがいまして、校舎改築計画の推進に当たっては、単なる学校施設の整備に終わることなく、将来的都心整備に、また、まちづくりの側面からも慎重に検討を加える必要があると考えております。

そこで、こういった事情を踏まえまして、昨年の8月に全庁的な検討組織として、中部管内小学校再開発検討委員会を発足させ、るる検討を加え

てまいりましたが、現在、この検討結果を踏まえながら、地区住民の皆様と子供の教育の問題や将来の学校のあり方などについて真剣に討議を行っているところでございます。先ほど小規模化などに関するご意見をいただいたわけでございますが、地区住民の皆様と一つ一つの議論を重ねておる最中でございまして、まことに恐縮でございますが、現段階では議員の皆様に詳細をご報告するには至っておらないということで、具体的なコメントを差し控えさせていただきたいと存じます。どうかこの間の事情を何とぞお酌み取りいただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、児童・生徒数の減少に伴う今後の教職員の配置の問題についてでございますが、ご指摘のように、児童・生徒数が減少してまいりますと、一般的にはそれに応じて教員の定数減が生じてくるわけでございますが、文部省では、児童・生徒の減少を教育内容の改善と充実を図る好機ととらえ、今日的な教育課題への対応として、例えば、チームティーチングやグループ指導などの新指導法の導入、登校拒否児への対応、あるいはまた、選択履修幅の拡大などを目途として、平成5年度を初年度とする第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を発表したところでございまして、今後も計画的に教員の増員配置を行おうとしております。

また、市職員につきましては、学校用務員及び給食調理員等が配置されますが、今後児童数が減少いたしましても、学校現場における適正な職員配置への努力を継続いたしますとともに、市全体の配置計画の中で、職員の経験や能力を生かせる職場への配置転換などを含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまの市営住宅、老人、身体障害者向け住宅の質問にお答えをいたします。

ご質問の中にありました三重団地は、老人向け、障害者向け住宅の、いわゆる特定目的住宅のほか、一般向け市営住宅や民間住宅が混在する大規模で画期的な団地であったと考えられております。しかし、社会情勢の変化によりまして、連帯意識が希薄になってまいりましたことから、これら住宅が特定のエリアに集中し、地域のコミュニティーづくり、あるいは日常生活にいろいろの問題があると聞き及んでおるところでございます。したがいまして、今後、老人、身体障害者向け住宅につきましては、1ヵ所に集中せず、各地に分散するのが適当であろうと考えております。今後の市営住宅の改築あるいは建築におきまして、実施してまいる考えでございます。

○議長（水野幹郎君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時15分散会

会議録

第5日

（平成5年3月11日）

○議事日程第5号

平成5年3月11日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第1号ないし議案第37号 質疑・委員会付託

第3 議案第38号ないし議案第46号 説明・質疑
委員会付託

議案第38号 平成4年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

議案第39号 平成4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

議案第40号 平成4年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計
補正予算(第2号)

議案第41号 平成4年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
(第4号)

議案第42号 平成4年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正
予算(第4号)

議案第43号 平成4年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会
計補正予算(第1号)

議案第44号 平成4年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正
予算(第2号)

議案第45号 平成4年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第3号)

議案第46号 平成4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

青山 弘忠
小井 道彦夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 敏正
伊藤 雅正
伊藤 正巳
宇野 長好
大島 武雄
大谷 茂生
小川 政人
川村 善哉
喜多野 等
久保 博正
桑原 勇次
小林 博次
坂口 次次
佐藤 次久
佐野 信光
瀬川 憲生
田中 武行
田中 俊行
谷口 瞳廣
土井 数馬
豊田 忠睦
中森 慎二

野崎 洋茂
橋本 藏雄
橋本 增治
長谷川 昭記
日置 浩平
藤井 元治
古市 弘和
堀内 弘幹
益田 道子
水野 和子
水野 幹郎
毛利 駿朗
森 埼寿朗

○欠席議員（1名）

野呂 平和

○出席議事説明者

市長 長藤 寛嗣
助役 加藤 宣雄
助役 加藤 武助
収役 奥山 道男
調役 利道 徹夫
監入 石川 一美
監整 馬淵 則昭
市長室 鈴木 昭滋
計画部長 馬飼 滋
推進部長 飼飼龍夫
総務部長 佐々木 幸夫
財政部長 小畠 廣次
市民部長 次

福祉部長 大井一美
商工部長 米津正夫
農林水産部長 鎌田悟
環境部長 須原賢治
都市計画部長 山田稔
建設部長 西田喜大
下水道部長 岡田幹夫
消防長 島村隆
消防次長 谷口淳一
病院事務長 光本博之
水道事業管理者 栗本春樹
水道局次長 別所弘和

教育委員長 佐藤榮二
教育次長 服部美次
教育次長 大廣佳二

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦
参事兼議事課長 伊藤千秋
議事課長補佐 福島和幸
主幹兼議事係長 玉田耕士
主幹 井上紀久夫
主幹 水谷正昭

午前10時1分開議

○議長(水野幹郎君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願ひをいたします。

日程第1 一般質問

○議長(水野幹郎君) 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

小川政人君。

[小川政人君登壇]

○小川政人君 おはようございます。政友クラブの前座でございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、福祉とボランティアについてであります。

急速な高齢化社会の到来や少子化による人口構造の変革は、バブルの崩壊で我が国の経済が大変な不況に陥ったように、将来の福祉政策や財政政策に大きな困難をもたらすことが予想されます。そこで、本市の福祉計画について、要望等を交えながらお尋ねいたします。

福祉の充実という言葉は格好よく聞こえますが、本来、人間の生活は行政の福祉にお世話をならざり、家庭の中で親が子供の面倒を見たり、子が親の世話をする家庭生活を一生送ることができれば一番幸せであると思います。現在の核家族化時代には大変難しいことではありますが、現在の老夫婦世帯や老人一人暮らしの中で生活している人々の中には、4人や5人の子供を産み育て、なお、子供がいながら寂しい生活をしている人々もお

られます。そこで、政策的に核家族から多世帯家族に誘導していくような税の問題や、二世帯、三世帯住宅に対する補助等を考えていくことができないでしょうか、お尋ねいたします。

児童家庭課が児童福祉課と名称を変更されるようですが、当歳時保育や保育時間の延長が本当に児童の福祉になるのでしょうか、お尋ねいたします。

働く母親の問題や働く女性の地位向上の問題は、他の社会制度の中で考えていく問題ではないでしょうか。幸いにも本市では、市民部に女性課が新設されますので、その役割にも要望いたします。21世紀の日本のためにも、子供を産み育てることがいかに大切なことか、我々男性には、言葉では理解していても働く女性の子育ての間のブランクが、地位向上や経済的に女性にとっていかに不利益な社会体制になっているかを考えて、その不利益をなくすためにも企業等にも、子育てが社会にとっていかに大切なことを理解を求めて、働く女性の地位向上に努めてほしいと思います。そのことが児童の福祉につながると思います。本市では、課長職以上の女性は数えるほどしかいなく、部・次長職に至っては1人もいない。このような状態で女性課を新設しても、働く女性に理解があるのか、疑問に思います。市では率先して意欲ある女性を採用し、子育てのブランクがあっても女性の地位向上に問題がないことを人事で示してほしいと思います。重ねて言いますが、働く女性の子育ての間のブランクの解消や、子育ての間の労働時間の短縮が児童福祉につながると思います。行政当局のご努力をお願いいたします。

現在の出生率のもとでは、21世紀に働く人々は、福祉に対する負担は大変な額になると思われます。市民に高福祉高負担に理解を求めるか、または発想の転換を図って福祉負担額の減少を図るか、どちらかだと思います。現在の長寿社会に至ったのは、予防医学が大きく貢献したと思われます。福祉負担額を減少する意味でも、予防福祉の発想を取り入れ、市民の健康

維持のためにもっと先行投資をするべきだと思います。子供がいて、夫婦がいて、祖父母がいて、家族で子供の面倒を見、老人の世話をするという家族制度の崩壊の中で、増大する福祉負担を抑えるために、行政区域を一つの家族ととらえて、地域福祉の充実を図ることが大切だと思います。そのためにはボランティアの育成と活用が急務であると考えます。ボランティア活動への参加促進と必要性を市民に啓発するためにも、行政が音頭をとってボランティア制度の拡充を図り、これまでの無償のボランティアから、交通費や弁当代等の実費を出す有償ボランティア制度を取り入れる必要があると思います。現在のボランティア育成基金は5,000万円しかなく、またその金利で運営されていますが、今の金利では基金1億円に増額されても400万円ぐらいの運営金しかなく、とても活動ができません。そこで、ボランティア活動の財源として競輪事業の売り上げの1%を助成金とするはどうでしょうか。競輪事業の粗利は25%ですが、配当金の10円未満の切り捨てや入場料収入、金利等で26%ぐらいの粗利があると聞いております。その1%をボランティア助成金として利用できないでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

また、ボランティア活動の拠点となる施設を、各地区市民センター区に4億円から5億円かけて健康福祉センターを建設はどうでしょうか。23地区で約100億円ぐらいになりますが、市制100年の記念事業として建築できないか、お尋ねいたします。

そのセンターを核として、福祉や生涯教育、社会体育等の人材を発掘して、ボランティア人材銀行を創設して、広く市民生活全般で手助けがほしいときに利用できるようにし、ボランティア活動をやりたくても能力や時間がなく残念に思っている人々には、助成基金に募金をしていただく等、市民一人一人が参画できるボランティア制度をつくることができないか、ご所見をお伺いいたします。

2点目は、四日市市交通災害共済と自賠責保険の運用についてでありま

す。

自賠責保険は、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合に、損害賠償を補償することで被害者の保護を図るのが目的であります。この保険金の支払いの請求は、自動車損害賠償保険法施行令第3条により、1、請求する者の氏名および住所、2、死亡した者についての請求については、請求する者の死亡した者との続柄、3、加害者及び被害者の氏名及び住所、並びに加害行為の行われた日時及び場所、4、当該自動車の自動車登録番号もしくは車両番号、5、保険契約者の氏名及び住所、それに診断書または検査書、2、3の事項を証明するに足りる書面となっていますが、この保険の支払調査決定するのは、自動車保険料率算定会の調査事務所というところですが、四日市調査事務所では、警察の物損事故扱いの事故証明書ではほとんど支払ってくれません。三、四年前の千葉調査事務所の物損事故扱いと人身事故扱いとの支払い率は、物損約40%、人身約60%であったそうです。全国同じ保険料ですが、各地の調査事務所によってこんなに支払方法が違い、四日市市民は千葉市民より不利益をこうむっています。どう思われますか、お尋ねいたします。

また、交通事故証明書は、自動車安全運転センターが証明するのですが、同センターにお尋ねしたところ、証明書は発生日時、発生場所、事故当事者の氏名、住所、生年月日、車種、車両番号、自賠責保険有無、会社名、証明書番号、事故時の状態、事故類型まで、人身事故か物損かの証明はしていないとのことでした。このことから四日市調査事務所が物損事故証明書だから保険金を支払わないのは、自賠法を厳しく運用し過ぎているのではないでしょうか。いかが思われますか、お尋ねいたします。

また、四日市市交通災害共済の支払方法は、条例の目的に合っておりですか。人身事故の確認は、事故証明書と医師の診断書で判断すればよいではありませんか、お尋ねいたします。

確かに、道交法第72条に、交通事故における死傷者の数及び負傷者の負

傷の程度を警察官に報告しなければならないとありますが、軽い傷害の場合、警察も人身事故扱いにしないときもあります。道交法に違反したら保険金を支払わないということであれば、ほとんどの事故は保険金が支払ってもらえません。被害者の救済という目的が達成できないのではないでしょうか。

以上で第1回目質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 福祉とボランティアにつきまして、幅広いご提言とご質問をいただきました。ご承知のように、社会福祉制度におきましては、時代とともにいろいろな変遷を経てまいりました。昭和20年代の戦後処理的な性格のものから、昭和30年、40年代の高度経済成長期のひずみに対応するもの、そして現在ではご質問のように老人と少子化の問題に対する対応であります。親と子がともに家庭で安定した生活を確保していく、それが一番幸せではないかということでありまして、家族による相互扶助が生活の基本であると考えております。そのために多世帯住宅に誘導するための補助制度ということありますが、子が親と同居するかどうか、子供がどういう仕事についていくのか、つまり少子にかかる問題もあるかと思います。高学歴社会で少ない数の子供が成長しても、大都市圏で働くという状況が多々あります。多世帯住宅への誘導のため、補助制度という大変貴重なご提言をいただきましたが、この問題は国全体の社会的な状況、例えば、大都市への集中の問題とか、地価の状況、交通の状況、子供の数、女性の社会進出、親子の相互の扶養意識といった最も大きな要素がかかってくるのではないかと考えておりますが、今後の研究課題として取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

次に、児童の福祉と働く女性の問題についてであります。本来児童にとって集団の中で過ごすことができる望ましい時間は、4時間から長くて6時間程度であろうかと言われています。児童にとって、将来に向かって人間形成の最も重要な時期である3歳までは、できる限り親子のきずなをつけておくことが望ましいと考えられるわけです。具体的には適切な言葉かけやスキンシップ等、細やかなかかわりが子供の情緒を安定させ、親子のきずなをより深めることになろうと思います。しかしながら、女性の社会進出に伴う母親の就労、家庭的な背景等により、保護者の多様なニーズにできるだけ対応するよう厚生省からも指導されており、本市におきましても産休、育休明け児童の入所につきましては、定員を超えた積極的な受け入れに努めているところであります。

また、働く女性に対する子育ての対応策につきましては、昭和51年施行の、「女子教職員等の専門職を対象とした育児休業に関する法律」が、平成4年には全職種を対象とする育児休業等に関する法律に発展してきた例でも明らかなごとく、働く女性の労働条件は、女性の社会進出につれて改善されてきておきます。以上のように保育の実態と女性の労働条件について申し上げましたが、現実的には保育所といたしまして、いろいろの社会的なニーズを受け入れ、児童の健全な育成に努めていかなければならないと考えております。

続きまして、ボランティアにつきまして、ボランティア活動の拠点施設と市民一人一人が参画する制度というご提言であります。ボランティア活動の拠点施設につきましては、全市的には総合会館のボランティアセンターを、地域では地区市民センターを考えております。ボランティアセンターは市社会福祉協議会が所管し、現在、入浴介助、ガイドヘルプ、手話、点訳、録音など33団体、1,100名の方々が登録していただいておりまして、組織的にもボランティア連絡協議会を組織して、団体相互の情報交換や研修を行い、現在、活動していただいている状況であります。

また、地域におきましては、地区市民センターが市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの発掘、育成に取り組んでいくこととしているわけでございますが、まだまだこの点では不十分であり、今後積極的に取り組んでいかなければならぬ課題であると認識しております。さまざまな地域活動の発展を地区市民センターで活動方法や地域の福祉情報の提供、福祉部及び市社会福祉協議会で地区での取り組みを、地区社会福祉協議会を基軸にしてという方向で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

次に、ボランティア制度に対する財政支援につきましては、現在、市社会福祉協議会のボランティア基金の果実等を財源に、団体に対し一部運営費を助成をしております。また企業を母体としたボランティア財団や三重県社会福祉協議会のボランティア基金があり、その果実からも助成があり、活動の推進に使われております。今後あらゆる機会にPRをするなど市民の参加を呼びかけ、基金の拡充に努めるとともに、あわせて財政支援にも努めてまいりたいと存じます。

また、有償ボランティアの話がございましたが、有償ボランティアにつきましては、受益者が交通等の実費を負担していただくことで、この導入につきましては、利用者の意向もありますが、ボランティア団体等ともよく相談させていただきたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鵜飼 滋君） 特に、私の方から若干申し上げたいわけでございますが、一つは、先ほど来ご指摘がございましたように、女性職員の管理職への登用の問題についてお答えをさせていただこうと思うわけでございますが、先ほど来、小川議員の方からご指摘がございましたように、女性職員の管理職への登用、現実の実態としては、ご指摘ありましたとお

り、管理職に占める女性職員の割合というものは極めて低い。それはそのとおり、そういう実態になっておるわけでございます。私どもいたしましては、從来から女性職員の管理職への積極的な登用については、それなりに努力をいたしております、若干ではございますけれども、管理職の中に占める女性職員のパーセンテージは上がっておる事実でございます。したがいまして、当然のことではございますけれども、今後とも女性職員を積極的に登用していくということは、基本的に私どもとしては極めて重要な課題であるし、また問題でもあるわけでございますので、さらにお努力をいたしていきたいな、こんなふうに思っておるわけでございます。

同時にまた、女性職員に対する能力開発、そういったことも極めて重要な課題でございますので、そういう面についてもあわせてなお一層の努力をしたい、こう思っておるわけでございます。

また、過去にもいろいろと女性問題についてご提言等賜つておるわけでございますけれども、例えば、市の審議会あるいは協議会、懇話会等々でたくさんのそういう組織があるわけでございますけれども、そういう組織の中にも積極的に女性の方々に参加をいただくと。その目標を少なくとも現在の10%程度から15%程度ぐらいまで上げていこうという、こういった努力も一方ではしていきたいな、こんなふうに思っております。

それから、もう1点、最後に申し上げたいわけでございますけれども、今回の女性課を設置をしたわけでございますけれども、私自身は今回の女性課を設置した一つの社会的理由といたしましては、ご承知のとおり、女性職員についてのいろんな法律や制度が整備をされてまいりました。しかしながら、実態的には制度と実態とにかなりの差があるわけでございまして、したがって、その辺の差を具体的に地方自治体として政策の中でどう埋めていくのかなという、そこら辺のところを一つ努力をしていかなければならんことがあるわけです。

二つ目には、昨日も申し上げたわけでございますけれども、人生80年代時代の中で、女性のライフスタイルが大きく変化をいたしておるわけでございまして、そういう意味では施策そのものを総合的にとらえていかなければならんというか、言ってみれば、ライフサイクル全体を通して女性施策を具体的にどう実現をしていくのかという、そのことが極めて重要であるわけでございます。ただ、具体的な施策の実施ということになりますと、それは各セクションで具体的にどう実施をしていくか、こういうことになるわけですけれども、ただ、そういったものを具体的に各セクションで実施をしていく場合に、それらの施策についての総合性なり、あるいはまた全体の整合性というか、そういったことが極めて重要な問題でございますから、そういう問題を女性課の中で具体的にやっていただく。つまり女性施策の基本方針を、あるいは女性施策の今後の方向、そういうものを女性課の中で具体的に立案をしてもらう。そのことを各セクションにおろしていく。そうした中で、各セクションで具体化をしてもらう。そのため私自身は、今回の女性課の設置に合わせまして、府内の中に連絡調整会議を設置したい、こう考えておるわけでございます。そのことは具体的にどういうことかと言いますと、少なくとも女性課をつくったんであれば、市の女性職員あげてこの女性課を応援をする、支援をすると、これが大事なことであるわけでございますから、市の女性職員が積極的に女性課にかかわっていただきたい。そして具体的に女性施策についての意見や提言を出させていくという、こういった仕組みを考えていきたい、一方では。もう一方では、懇話会の設置をいたしたい。つまり具体的には、大学の先生等にも入っていただきまして、第6次を踏まえた中で懇話会を設置いたしまして、その中で女性施策についての具体的な提言、意見をまとめて、具体的には第6次の基本計画の中に女性施策を位置づけていくという、こういう基本的な考え方を持っておりますので、あわせてひとつご理解をいただきたいわけでございます。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） ボランティア活動に充てるために競輪の売上金の1%を助成金として出したり、あるいは基金として積み立てたらどうかと、こういうお話をございますが、競輪事業におきます収益金の使途というものは、その性格から均てん化されるべきであると、こういうふうな大前提がございます。この均てん化と申しますのは、競輪事業というのを、こういったギャンブル事業というのは、どこの市町村でも勝手に開催ができるという性格のものじゃございませんので、たまたま開催しておるところがその収益をひとり占めをしちゃいかんと、こういうことからその周辺の市町村に押しなべて使えるように均てん化をしなさいと、こういうふうな大前提がございます。したがいまして、四日市の場合は、その収益金といいますのは、地場産業振興センターでありますとか、あさけプラザでありますとか、こういった広域的施設の運営費等に充当しておりますし、それから、公益的な事業を行っております一部事務組合の運営経費等に充てておるところでございます。そういう性格の収益金でございますし、また、この競輪事業といいますのは、非常に収益性には浮沈が大きいわけでございまして、もうかるときもあればもうからないときもあるわけでございます。したがいまして、最近のように10億円も15億円も一般会計に繰り入れるようになりましたのはここ数年のことでありまして、それまでは鈴鹿市や桑名市から開催権を返上されてしまって、やめるにもやめられないというふうなそういった状況が長く続いた時期がございまして、そういう性格の事業でございますので、国の方では競輪事業というものの経営基盤を積極的に安定化をさせようと、安定度を強化させるような基金を積み立てるなり何なり、といったことを心がけろ、こういうふうな指導もあるところでございます。したがいまして、確かに最近は事業内容は順調に伸びてはきておるわけでございますが、本年度なんかは景気の影響も受

けまして売り上げが伸び悩んできておると、こういうふうな状況にもありますので、今後の先行きというのはやはり予断を許さないような状況にあるんではないか、そういうふうに思っておるところでございます。したがいまして、このような時期にありますと、先に申し上げましたような国の指導によります収益金の使い方のほかに、新たに加えまして、先ほどのお話をありましたような国ボランティア基金への充当でございますとか、そういう使途を、初めから金額ですかと使途を固定化して決めてしまうということは、財政運営上非常に弾力性を欠くと、こういうことにもなりますので、ご指摘の点はよくわかるんでございますが、この収益金といいうものは、そういう性格もございますので、できるだけ融通性の高い補完的な財源として今後も活用してまいりたいと、そういうふうに思っておりますのでよろしくご理解を賜りたい、そう思う次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

〔市民部長（小畠廣次君）登壇〕

○市民部長（小畠廣次君） ご質問の第2点目の四日市市交通災害共済と自賠責保険の運用について、お答えをいたしたいと思います。

自賠責保険につきましては、先ほどご指摘の中にもありましたように、自動車損害賠償補償法によりまして運用されているところでございまして、その第3条の規定によりまして個人の責任が問われるところでありますと、この補償の責任は言うまでもなく、民法の規定も適用されているところでございます。したがいまして、この法律の執行は、行政機関といたしましては運輸省が当たっているところでございまして、具体的には各地方運輸局がその事務を所管しておりますと、中身といたしまして市の固有事務ではございませんので、今、ご指摘のありました三重県とか、あるいは千葉県の例を挙げられたわけでございますが、自賠責の認定実態の把握には非常に困難性があろうと思いますし、当然のことながら市が指導ないし監督をできないことでございますので、この点についてはご了承願いたいと

思います。なお、これに関連をいたしまして、市の交通災害事業共済のことについて申し上げられておりますが、自賠責保険とは若干異なりまして、会員の方々の大切な会費をもとにいたしまして運用しているところでございまして、見舞金の支払いにつきましては、不公平なり不公正のないように常々審査をしているところでございます。したがいまして、見舞金の支払いの認定につきましては、公的な寄りどころといたしまして、この災害共済の制度発足当時から、三重県の交通災害共済事業と同じような方法で警察への届け出の、先ほど申しました公的な交通事故証明書を基準として運用しているところでございますので、ご了解をお願いをいたしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 小川政人君。

○小川政人君 ご答弁ありがとうございました。第1番目の福祉の問題ですが、子供の保育の問題なんですが、やはり子供の保育と女性の働く場所というのを分けて考える。現在、子供の保育を当歳児の保育もやると、延長保育もやるということですと、部長のおっしゃられたように、3歳ぐらいまではスキンシップなり何なり、母親といふ方がいいと。また、保育時間についても、4時間ないし6時間が子供のためには最適ではないかというお話なわけですね。そういった中で、じゃ、女性のためにということでは延長保育なり、また当歳児保育を延ばしていくというのは、子供にとっては不幸になるんではないか。そういう点で別のところで女性が働くような制度というんですか、そういう期間はゆっくり休めるような制度をもう少し考えて、随分よくなってきておるとは思うんですが、そういった制度を考えていっていただきたいなと思うんです。

それとボランティアの件ですが、地区市民センターを核としてということですが、地区市民センターの今の現状ではとても対応がし切れないんじゃないかと。やはりこれから少子化の時代ということと、家族制度もやはりお年寄りと子供が一緒におれるような場所というのは、家庭の中にも大

変少なくなってきておりますので、そういった点で各地区ぐらいに大きなセンターなりを建てていただいて、子供から老人まで一緒に語り合い、運動したり、そういうことができるような施設を建ててつくっていくこともひとつ必要ではないかと思いますので、そのことがかえって福祉のコストを下げるにつながっていくんじゃないかなというふうにも思いますので、そういったものをつくっていただきたいなと思います。

それから、2番目の競輪事業の問題ですが、一応そういう細かい法律は知らなかったわけですが、競輪ファンの中からは、やはり切り捨ての金、余分にとられるとるんだというような声も時々聞こえますもんで、そういうもんをそういうファンの方に、こういうことにきちっと福祉に使ってるんだよというようなことが言えるようにしてほしいと。また、将来のボランティアの必要性からいっても、財政的に別に競輪事業が無理であれば、1%に充当するようなものを一般会計から出しても構わない。数字のやりくりは財政部長、十分にできると思いますので、そういった点、ボランティアを将来もっと発展させていくことが社会福祉に役立つんじゃないかということで、その点で財政的な裏づけをしていっていただきたいなと思います。

それから、共済保険の件なんですが、公的な証明書という問題が出てきたわけですけれども、交通安全センターでは1本の証明書なんですね。人身事故の証明書、物損事故の証明書というのは、分けてつくってないわけです。事故証明書1本なわけです。そうすると一番下に人身扱い、物損扱いと丸をつけるところがあるんですが、その丸をつけた事項については、交通安全センターは証明をしてないということを言ってるわけですから、物損扱いに丸が打ってあっても、それは証明がしてないんですから別に支払いのときに拒否をする必要はないんで、事故証明書が出てきて、医師の診断書が出てくれば、人身事故というふうにみなして間違いないのではないか。警察の業務もたしかそういう形で証明書なりをつくってるん

だと思うんですが、その点お答えいただければありがたい。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

○市民部長（小畠廣次君） ご指摘前後するかわかりませんが、今、交通災害の問題について私の方から再度お答えをいたしたいと思います。

実は、申請の段階で人身か物損かというのが、本人が原則として明らかにして書類を提出をするという運用を行っているところでございまして、例えば、人身事故の場合の相手方の運転免許証の点数とか、あるいはまた刑事処分に影響を及ぼすことが非常に多いところがございまして、実は、例えば相手方がありまして交通事故が起こった場合に、軽い人身事故の場合については、物損事故で届け出をするというケースが非常に多いわけでございまして、一方では警察への届け出を物損事故にいたしまして、後で医者へ行きまして診断書をとる、こういう言えば法の悪用をいたしまして、悪質なケースが多く見受けられてきたところでございまして、そういうところにつきましては、やはり先ほど申し上げましたように、不公平、不公正の生ずることがありますので、私らといたしましては、少なくともこの交通災害共済の趣旨を十分認識をしているところでございますが、ご指摘の点も含めまして今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） 競輪の収益金の使途につきましては、先ほど申し上げたような内容でございますが、ただ、先ほどちょっと申し忘れましたけれども、一般会計への繰入金の使途は先ほど申し上げたとおりでございますが、それ以外にも競輪の方からは、自転車振興会に対しまして相当多額の負担金を納めておりまして、このお金がいわゆる産業振興ですか、教育、福祉の方向へ充当されておると、そういった経費も競輪事業会計の中に組まれておりますので、つけ加えさせていただきます。

それから、ボランティア事業の発展について財政的な裏づけをというお

話でございますが、これにつきましては福祉施策の一環といたしまして、今後それぞれの予算の編成に応じまして検討しながら、必要に応じて考えさせていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 施設整備につきましては、現在、進めております老人福祉計画の中で検討を加えていきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ボランティアの支援につきましては、あらゆる面で十分考えてまいるようにいたしたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

午前10時56分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 一般質問の最終日になり、連日お疲れのところであります、また、本日までのご質問と重複する点もあるかと思いますがご理解いただき、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、通告に従って、まず四日市インター周辺の開発について質問いたします。

この質問は、昭和61年9月定例議会で川口議員、翌62年6月定例議会で私も質問申し上げ、市長ご答弁の要旨は、「四日市インター周辺の活用いかんということは、四日市にとっても極めて重要な課題ではないか」と思っている。特に物流基地にすることは、だれもが考え得る非常に有効な方法だが、申し上げたような理由で、物流ということになると、四日市東インターがむしろいいのではないかというふうに思っており、桜の方は

研究学園都市、住宅開発が進んでいる、この辺の性格を踏まえて、人との交流を促す機能が必要ではと考え、特に四日市インターをおりたらおもしろいものがあるぞというようなものを考えて、この基地の周辺にセットする必要があるんじゃなかろうかと思っている。また、栗本市長公室長のご答弁の要点は、「四日市インター周辺の土地利用は内陸中心地ともなる場所だから、それにふさわしい施設の誘導が望まれ、重要な課題と受けとめているので、昨年度に民間の調査機関に調査を委託するなどして検討している。ご提案の地場産品のPRを兼ねた施設などが望ましいとのこと、本市のイメージを強くアピールするものが大事で、業界にも働きかけをしていきたいと考えている」、以上のご趣旨のご答弁を承っております。このインター周辺の開発について、私は短兵急なご答弁を求めるものではありませんが、機を逸することがないように強く望みたい。四日市インターは開設以来既に二十数年、この周辺の現状は、沿道サービス産業をはじめ、ラブホテルまで進出し、飲食店、事業所、工場、一般住宅など、雑然とした状況は申し上げるまでもなく、ご案内のとおりでございます。このような状態の中で、県道四日市土山線が来月の1日から国道へ昇格、さらに竜王インターまで昇格して、名神自動車道との接続は時間の問題ではなかろうか。さらには、第二名神自動車道が四日市市の西部を通り、この国道との交差点近くが第二名神四日市インターとも聞いており、この実現は10カ年後と発表されております。これらを総合的に勘案いたしますと、特に四日市インター周辺は、本州縦貫幹線を軸とする交通の拠点、したがいまして、同インター周辺の開発構想は、都市計画に基づく秩序ある開発を軸に展開いただき、四日市市は今後この周辺をどう位置づけし、どのように開発を計画していくのか、お尋ねいたしたいと思います。

現在造成中の県道四日市土山線のバイパスは、完成後、これが新国道に切りかわりますと、発展はみずからこの沿線に移行し、平尾、高角町への影響が大きいのではないかと予想され、放置しておけば沿道サービス産業

が進出して、桜ご同様の結果を招くのではなかろうかという配慮が大事ではないかと思います。現在と将来を見据えた、かつこれらの幹線道路を踏まえた都市計画を樹立し発表しないと、「殷鑑遠からず」でございます。秩序ある開発という一語に集約して申し上げましたが、理事者側はいかがでございましょうか。市財政が許せば、周辺一部に地権取得の先行投資を行い、四日市市構想に沿った開発用地を保有したいと願うものでございます。

また、最近得た情報によりますと、郵政省が、四日市インターに近接する場所に、三重県の拠点郵便局として県下最大規模の（仮称）四日市西郵便局の建設が平成6年度に着工され、現四日市郵便局、菰野郵便局の役割の一部も西郵便局に統合し、ユーパック配送センターとしての物流拠点計画もすべて終えているので、郵政省は本年六、七月の概算要求にのせることが確定と聞いており、その用地1万2,000m²、約3,600坪は、ただいま申し上げましたインターの隣で、昨年末買収を終えております。用地費用は、約36億円と聞いております。目下、国の段階で、県道四日市土山線、477号線ですが、拡幅も西郵便局との関連で検討されており、これに隣合わせて物流大手、クロネコヤマトとともに、地域の活力に大きなプラスと受けとめており、見方によっては物流拠点として評価されているのではないかと理解いたしております。

以上の状況を総括いたしますと、四日市インター周辺は中部日本内陸部の一拠点であり、四日市港へつなぐ交通の要塞にあることはだれしも認め、誤りのないところと確信してよいと思います。拙速は避けなければなりませんが、施策の立ちおくれによって機を逸しないよう留意いただくとともに、プロジェクトチームの機能發揮を特にお願いいたしておきます。

次にごみ処理並びに産業廃棄物処理について5点お尋ねいたします。

第1点は、再生可能物に関する問題で、平成4年3月定例議会で質問申し上げ、環境公社と再生資源協同組合による第三セクター方式のリサイク

ルセンター設置の検討をいただき、ごみの減量、分別回収に一層改善されるよう希望いたしました。このご答弁で、特にリサイクルセンターについて、鵜飼環境部長から、「現在は再生資源協同組合が経営しているが、大変厳しい経営状況にあるので、平成5年度をめどとし、再資源協同組合を株式会社四日市市生活環境公社へ統合し、業務委託を行う方向でこれを検討していきたい。このように実は考えている」とご答弁を受けており、再生資源回収の改善に大きな期待を寄せております。時あたかも改善のめどとされた新年度を迎える、この予算措置2億4,160万円が、再生可能物収集処理体制の確立として上げられております。そこでお尋ねいたしたいのは、収集処理体制確立のためのいかなる事業内容に対する予算措置か、事業の中身をお尋ねいたします。

第2点は、南部埋立処分場とこれに関連する問題でございますが、提言いたしたい点もございますので、理事者側のお考えを承りたいと思います。南部埋立処分場は、今後十数年間は埋め立て可能との答弁を得ておりますが、現在、民間企業による産業廃棄物処分場ではいろいろな問題を起こしている。内陸部への投棄のみに依存するのではなく、発想を転換することが必要ではないかと考えております。すなわち四日市港への埋め立て投棄で、生活ごみ、産業廃棄物すべてが対象でございます。生活ごみや産廃物が将来長きにわたって公害を出さないという保障は何人もできないところで、四日市市として著しい例は、保々地区、中野町樋口溜の民間企業投棄による公害発生と、覆土しないままの廃棄物の小山が放置されており、過去にこの汚水が注ぐ古城川が白く濁りましたし、今日でも天候の都合でガスの悪臭に住民の非難が集中していると聞いております。昭和56年の契約で建設用コンクリートの廃材、土砂、かわら、スレート、石、ガラスの安定型等確約しながら、他の廃棄物を2万5,000m³にわたって投棄し、公害発生を見たため、昭和62年に連合自治会、ため池組合代表両者で協定を結び、公害発生の都度交渉を続けている状況のようで、業者に対策の誠意がなけ

れば協定書もほごに等しいと感じます。したがいまして、四日市港への埋め立て投棄を提言申し上げるわけでございますが、四日市港はご承知のとおり、ただいま石原地先の水面埋め立てと開発を取り進めており、将来は沖の島の開発計画が俎上に上がっております。しかし、四日市港のさらなる発展とその未来を想像するとき、この程度に甘んじない各種の大型プロジェクトがあつてしかるべきと思われます。この未来につなげて、20年間、30年間は埋め立て可能な発想への転換と港湾事業の促進を図っていただきたいとともに、川越、朝日、楠、3町との関連性を考慮の上、さらに1カ所港内に投棄埋め立てを施策されてはと思いますが、いかがでございましょうか。

3点目はごみ焼却について、特に焼却施設のお尋ねですが、2月27日の新聞に、県がごみ発電事業の調査費1,155万円を計上し、平成7年度事業化の方向で、可燃性ごみを市町村の中間処理施設で固形化、試算によれば、県内の年間排出量80万tの6割が可燃物で、そのエネルギーは6万世帯分の年間使用電力量が確保でき、炭酸ガス排出を抑制して地球環境の保全にも寄与できるそうで、期待いたしたいと思います。しかし、当面本市の焼却施設は、昨年私の質問に対するご答弁で、3基のうち2基は老朽化につき、第6次基本計画の中でということでございましたが、この施設の性能、能力など、どの程度の設備を構想しているのか。また、余熱利用でどのような設備を構想しておられるのか、お尋ねいたします。

第4点は、平成4年6月定例議会で四日市市産業廃棄物処理条例の制定について質問いたしました。この条例制定を推進してほしいという当時の私の願いは、県下に先駆けてこの条例を制定し発表すれば、四日市市の産業廃棄物に対する基本姿勢、すなわち市外に搬出しないし、市外から搬入させない、この1点を産廃物処理業者及び関係方面に強くかつ新鮮な形でアピールでき、効果を上げるに結びつくと考えたからでございます。できるだけ早い時期に制定いたしたいとご答弁いただきましたが、残念ながら

先を越され、県が2月9日に、三重県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を発表いたしました。本市が今後、条例なり指導要綱なりを制定されても新鮮さは乏しく、県の右へならえだと受けとめかねられない状態になるんじやないか。ただし、一生懸命努力していただいておる姿勢は評価をいたしたい、このように思います。昨年6月の定例議会で、私の意のあるところは十分申し上げておりますので、あれ以上申し上げるところはございません。条例の制定は今後いかに進められるのか、承っておきたいと思います。

いずれにいたしましても、生活ごみ、産廃物処理の環境行政は、問題の多い、困難の立ちはだかる仕事でございます。したがいまして、最後に総括的なお尋ねで、まず、リサイクル委託公社の経営と現業について伺いますが、リサイクル可能回収物の引取価格にはらつきが大きく、極端な低価格品もあり、例えば、昨年のごときは、全国的に鉄くず1t当たり逆に9,000円の処理料を支払わないと引き取らない状況など、不況の先行き不透明な今日、リサイクル可能物の市況の状況、経営との関係はどうか。また、現業が分別の不徹底で困惑する箇所もあり、表彰を受ける箇所もあり、この面のばらつきはまた一段大きいと聞いているが、これらの諸問題解決に今後どのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

最後の質問に移ります。地域活性化対策と市民センターの役割についてでございますが、四日市市は自治会はじめ、多くの機関が各種の便宜上、東西南北、その他6ブロック制をとって活動しておりますが、歴史的には旧三重郡時代も、区分は今日と若干違いますがブロック制でございました。住民のコミュニケーションと1ブロックを構成する村々のアイデンティティが自然な形でこのブロック制を形成していったのではないかと思われます。当時は自転車すら珍しい時代においてすらしかりで、交流、親睦、協力行事等によるブロックの一体感を持っていたわけです。まして今日のようなモータリゼーションによる時間的距離のない時代、ブロックは自治

会、地区市民センター、各種団体、各種の集団が、行政、教育・文化、福祉、健康、体育等々、各分野にわたる諸活動の一母体的な位置づけにまで高められている感がいたします。四日市市が他市に先んじて地域振興を当市発展の基盤とし、従来の行政1本の出張所制から地域振興主軸の地区市民センター制に切りかえ、想像以上の成果を上げてまいっております。このような今日までの経緯と実情を踏まえて、今後の地域振興を考えるとき、各ブロックにその中核となる地域振興総合センターの設置が望まれ、ブロックを単位とする地域の振興及び活性化を図り、地区市民センターは現在の役割を果しながら協力する。さらに地域総合振興センターは、ブロック住民のコミュニケーション、研修、各種会合、行事の場としての諸条件を完備することが不可欠でございます。箱物をつくれば、これに伴って職員の配置でございますが、私がこれがための入件費は徹底抑制し、1センター3名程度を主張するわけでございます。私も研究不十分でございますが、私案について第6次基本計画に取り入れられないか、ご見解を伺って1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

[市長公室長（鈴木一美君）登壇]

○市長公室長（鈴木一美君） 第1点の四日市インターチェンジ周辺における開発構想、これに関連いたしましてご質問の中で、この地点を物流拠点整備についてということのご提言もあわせていただいたわけでございますが、既にご質問の中でお触れいただきましたように、61年、62年当時の考え方に基づきまして、物流拠点地域といたしましては、四日市インターチェンジと四日市の東インターチェンジ周辺とを対比して考えてみたときに、市域を取り巻きます伊勢湾岸道路、あるいは第二名神自動車道、東海環状自動車道など、高規格幹線道路網への近接性、さらには富田山城線によりましてストレートに四日市港に結ばれるというふうな優位性等もございまして、また、内陸部におきます工業団地等の立地状況との結節な

どから判断いたしまして、インターチェンジ周辺で考えました場合に、やはり四日市東インターチェンジ周辺が物流拠点としては適當で、妥当性の高い整備地域であろうというふうに考えてまいったところでございます。それ以外にそういう条件で考えてまいりますと、将来的に予定をされております川越町ではございますが、川越インターチェンジ周辺等が、将来のこういった計画に適當な場所ではないかというふうに考えておるところでございますが、また、四日市東インターチェンジ周辺におきます物流拠点の考え方について、平成2年度にはスパイラルタウン構想も構想したところでございますが、當時この地域におきましては、一体的な整備を計画をしようというデベロッパーの意図も、私どもの方に情報としてございました。個々の小さな面積での開発ということではなくて、一体的な開発に対しまして、やはり早急にその辺の方向づけを明確にすべきということと先行して、計画を構想したところでございます。

そこで、四日市インターチェンジ周辺におきましては、桜、湯の山の研究学園都市、あるいは水沢地区のレクリエーションゾーンへの玄関口として、将来的にはまた近くにございます三重団地の西丘陵部地域が開発された場合等を考えました場合、これに玄関口としても担うべき役割は極めて大きいものがあろうということを思っております。したがいまして、現状におきましての考え方といたしましては、先にも申しておりますように、物よりもむしろ人の交流拠点ということでの重要性が増大するものというふうな考え方であります。そこで、四日市インターチェンジ周辺におきましては、こういった交通利便性を生かして、人々がゆっくりと楽しく憩い、遊び、あるいは買い物等ができるような空間整備をしていくべきであろうというふうに考えております。また、この中には四日市の都市イメージをアピールできるものも核として備え、整備していくのが望ましいというふうに考えております。したがいまして、これまで時間をやや空費した点はあるわけでございますが、新年度におきましては地域特性を十分に把握

した中で、研究学園都市やあるいは桜駅前広場の整備などと有機的な連携がとれる魅力的な整備方策等について検討し、構想をしてまいりたい。その中には核として、やはり地場産品のPR、あるいは農産物関係などで有効な施設的なものも考えていくべきであろうというふうに考えておるところでございますが、ただ、非常に困難性が予想されますのは、先ほど郵便局の例でお話がございましたように、この周辺の地価が現在非常に高くなっているということもございますので、これに対する事業主体がありますとか、そういった高価な土地においての有効活用というふうな戦略的なことも十分に研究、検討を加えて進めていかなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、新年度におきまして、何らかの構想を打ち立てるよう努めをしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 2点目の産業廃棄物の処理行政について四、五点具体的なご質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目に、再生可能物の収集委託についてお尋ねがございましたし、最後にということで、5点目に再生可能物の市況とごみ集積場の分別の不徹底というご質問がございました。いずれも関連がございますので一緒に答えさせていただきたいというふうに思っております。

再生可能物の資源化事業につきましては、平成5年度より株式会社四日市市生活環境公社への業務委託に切りかえまして、再生可能物の収集から処分に至るまでの資源化事業全般について、新しい体制で行うことといたしたいというふうに考えております。第1点目のご質問の委託業務の中身についてでございますが、まず、収集業務、収集は車10台、作業員20名体制で行う予定であります。これまでの1人乗車を2人乗車に変えること

により、ごみ集積場での積み込みの作業時間を短縮をいたしまして、通行人等への迷惑の解消を図るとともに、収集作業の安全性にも高めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

次に、収集いたしましたものの選別、加工等の処理及び処分につきましては、瓶につきましては色別に分類をいたしまして破碎をする。紙は新聞とか段ボールとか雑誌等に分類をしたい。あるいは缶については、鉄とアルミに分けてプレスをする。布はウエス用とそのまま衣類として用いるものに分類した上で、それぞれの再生ルートにより売却処分を行うこととしてまいりたいといふうに思っております。

これから申し上げることは、最後のご質問にございました、再生可能物の市況価格低迷の対応策にも関連いたしますが、収集及び選別の基地といたしまして、平尾町にあります現在の資源リサイクルセンターを、市が買取った上で、空き缶の選別コンベアラインの設置を中心とした整備を行いまして、収集した再生可能物を適正に選別処理することによりまして、原材料としての利用価値を高めまして、鉄類の逆有償状態の改善を図るなど、円滑に再生ルートにのせることができるようにしていきたいと、こういうふうに考えております。また、不用になりました、まだ使える家具等を回収いたしまして、必要な人への橋渡しをいたします家具リサイクル事業につきましても委託をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

次に、ごみ集積場での分別の状態についてご質問がございましたが、ご指摘のとおり、大変場所によってよいところと悪いところがあることは事実でございます。資源再生化が円滑に進むかどうかは、市民の皆さんができる集積場にいかにきちんと分別して出していただくかにかかると言っても過言ではございません。したがいまして、これまでごみ出し説明会などを通じまして分別の徹底を訴えてきたところでございますが、今後につきましては、特に分別の悪い地区を重点に置きまして、根気よく啓

発、指導を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の南部埋立処分場とこれに関連する問題についてお答えを申し上げたいと思います。

一般廃棄物の最終処分施設である南部埋立処分場は、平成3年度から埋立容量の拡大事業の実施とごみ分別の徹底等による埋め立てごみ量の減少によりまして、今後ご指摘のように15年ほどは使用できる見通しとなっております。しかし、将来的には産業廃棄物の埋立処分場も含めまして、最終処分場を内陸部で確保していくことは大変困難な状況になっております。これはほとんどの市町村が抱えております深刻な問題でありまして、今後広域で海面に埋立処分場を設置していく方向に進んでいくものというふうに考えております。現在、四日市港では石原地区埋立事業として55万m³を一般廃棄物と産業廃棄物で埋め立てる計画が進められておりまして、平成8年度から搬入できる見込みとなっております。また、平成4年8月に改定をされました四日市港港湾計画では、楠地区に一般廃棄物及び産業廃棄物 590万m³を埋め立てる計画が示されております。さらに長期的には、広域臨海環境整備センター法というのがあるわけでございますが、この法律に基づく広域最終処分場整備事業が中部圏においても動き出しておりまして、伊勢湾に一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立処分場を設置することを前提といたしまして、愛知、岐阜、三重、静岡の4県と、名古屋、岐阜、静岡、浜松、津、四日市市の6市からなる中部圏廃棄物対策協議会において基礎調査が行われているところでございます。本市といたしましては、今後これら四日市港での産業廃棄物処理計画及び伊勢湾における中部圏広域処分場計画の推進に積極的に参画をし、長期安定的かつ広域的な産業廃棄物処理を努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3点目の北部清掃工場についてでございますが、ご指摘のように一、二号炉が老朽化をしておりまして、建てかえ等の整備をする必要があ

りますことから、平成2年度に一般廃棄物処理全般についての調査を行いました。基本計画を策定したところでございますが、その中では現在は埋め立て処分をしておりますプラスチックごみも焼却する場合といたしまして、処理能力日量636tの焼却施設を建設する案が示されております。しかし、それ以降のごみ量の変化が著しく、現在といたしましては、まだ整備構想を固めるまでには至っていないわけでございますので、新年度におきまして第6次基本計画立案に向け、ごみ処理施設の内容でありますとか、その規模、スケジュール等についての調査、検討を行いまして、整備計画を策定するための予算を計上しているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

本市のごみ処理施設の整備に際しましては、地球環境問題について十分に配慮いたしまして、万全の環境保全対策を講じることはもちろんのことですございますが、単にごみを処理すればよいということではなくて、資源リサイクルの観点からも、焼却熱等の有効利用策を取り入れる方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

4点目の産業廃棄物処理条例についてのご質問にお答えをいたします。

最近、環境問題に対する住民の意識は非常に高く、住宅団地などの大規模な開発に伴います自然環境の減少でありますとか、産業廃棄物最終処分場の景観などについての問題が指摘をされております。産業廃棄物に関する事務は、都道府県への機関委任事務であり、法的には市町村が直接関与できない状況でありますものの、実際に被害を受けますのは住民であるという観点から、市独自に何らかの規制ができるものかと関係部局と協議を重ねてまいりましたが、今般、四日市市特定事業の適正開発に関する要綱を策定することといたし、平成5年4月1日から施行してまいりたいというふうに考えております。本要綱の目的は、環境保全の立場から、産業廃棄物最終処分場をはじめとする開発を伴うものについて、あらかじめ環境に対する配慮を義務づけまして、開発と環境保全の調和を目指そうとす

るものでございます。要綱は、産業廃棄物最終処分場の設置をはじめ、住宅、ゴルフ場等大規模な開発を特定事業と位置づけまして、あらかじめ市長への届け出をさせ、必要に応じて四日市市環境保全審議会の意見を聞いた上で、自然的な条件及び社会的な条件を考慮して、その立地の適否を判断しようとするものでございます。特に産業廃棄物最終処分場につきましては、事業者と市、地元の間で環境保全協定を締結し、民事的な立場から必要な指導ができるようにしたいと考えておるところでございます。市といたしましては、新たに制定をいたしますこの要綱によりまして、産業廃棄物問題に対処していくとともに、今後とも県に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はもちろんのこと、三重県産業廃棄物処理指導要綱や、三重県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の遵守について、指導、確認の強化を働きかけてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

〔市民部長（小畠廣次君）登壇〕

○市民部長（小畠廣次君） 3点目のご質問についてお答えをいたしたいと思います。これは総合的な組織問題の提言、質問でございますが、地域問題、市民センターの問題でございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

地区市民センターは、ご承知のように53年度の四日市市地域問題調査会の「地域社会に対する行政の対応について」という答申を受けまして、四日市市地区市民センター要綱を制定し、順次整備を図ってきたところでございます。また、具体的な活動の中身といたしましては、昭和62年度の地域社会づくり研究会の報告に基づきまして、地域社会づくりに関する拠点施設としての地区市民センターの機能の充実に努めてまいったところでございます。各地域に行われております地域社会づくりの状況を見ますと、23地区市民センターを拠点とした取り組みが自治会をはじめ、住民の皆さ

んの努力によりまして定着してきており、その成果が徐々に明らかになってきておるところでございます。また、各地区で展開されております数多くのさまざまな地域活性化事業の実施などを考慮しますと、住民の皆さんにとってよりよいまちづくりを行うためには、今後とも従来からの地域を単位とした地区市民センターを拠点として、さらにきめの細かい地域振興事業を展開する必要があろうと思います。現在の地区市民センターの上部機関とも言うべき行政組織をつくるという提案でございますが、この問題につきましては、今後の高齢化社会に向けての保健・福祉あるいはまた子供から老人まで幅広く住民間で集える場、そういうことを踏まえますと、将来のコミュニティプランがどうあるべきか、地域政策の根幹にかかわる問題でございますが、ご提案の点も十分考慮しながら、新年度以降具体的な問題について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正数君。

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございました。質問いたしました中で、1点目の四日市インター周辺の開発整備についてと、2点目のごみ産業廃棄物の処理行政中のごみ焼却施設について、もう一度お尋ねをいたします。

先ほどの1点目についてありますが、市長公室長のお答えですと、6年前と何ら変化はないと、何もしてないと私はそのように受けとめさせていただきました。そういった中でお願いしておきたいのは、質問の中身をよく考えていただいて、私は何も物流拠点としてくれと申し上げたつもりはない。申し上げたのは、10年先になれば、平尾、高角町への影響をどうしていくか、そういったことを考えて、これから計画をどうしていくかということをお尋ねしたつもりでありますんで、それについて再度お聞きをいたします。

四日市インターの周辺は別の観点から、これは重ねて申し上げると先ほ

どのご答弁と重なりますが、新しい状況変化もございます。あえて申し上げますと、桜財産区を含む周辺の研究学園都市構想、当面のICE TT、三重北勢ソフトウェアセンター等の開設、及び将来誘致される機関または企業等による発展と、さらには宮妻峡、少年自然の家、多目的広場周辺の大門池ゾーン、四日市スポーツランド、山麓東海遊歩道、幸福村など、四日市に残された唯一の広域なヘルシーでレジャーが堪能できる空間であろうか。また、これらの受け皿的な位置づけにある近鉄桜駅の駅前整備事業も促進の途次で、そのご努力には心から敬意を表します。

また、最近会派で、埼玉県へ行政視察に参り、開設が新しい東京外郭環状道路の三郷インターチェンジを視察をいたしました。このインターチェンジ周辺は、首都圏20km圏域にあって、首都高速、常磐自動車道、及び東京外郭環状道路との接点を有する利便性の高い広域型商業拠点、流通拠点として、四日市と比較する共通点の余りない都市であります。私が申し上げたいのは、インター開設に先行して、その周辺一円の調査を進め、活力ある魅力度の高い地域整備を図る観点から、道路交通、アメニティ性の確保などを優先課題に、商業流通ゾーン、教育健康ゾーン、住宅ゾーンなどを設定し、インターをねらう企業の身勝手な進出に歯止めをかけた施策、すなわち手回しの早い、後に悔いを残さない、市として機を見るに敏なる行政の姿勢に学んで、教えられることが多い三郷インター視察がありました。これは一つの例を申し上げたんですが、こういったことを参考にして、二十数年間放置されたような状況の中にあるインター周辺をもう一度考え直していただくとともに、将来北側に移るであろう県道四日市土山線、これが4月1日から国道になるわけでありますから、逆に先ほど質問の中で申し上げたように、北へ移るということを予想されて、こういったこの周辺の今後どういうふうに考えておられるのか、再度お尋ねをいたします。

それから、2点目のごみ問題の中で、ごみ焼却施設についてお答えをいただきましたが、ごみ焼却施設について、茨城県水戸市の取り組みが参考

になると思いましたので、水戸市から調査報告書を取り寄せて中身を見せていただきました。それによりますと、同市のごみ処理能力は1日 270t、量的に最大の傾向にあるので第2清掃工場の建設が急務となって、佐川一信市長は、公害防止対策と余熱利用システムにおいて、現在達成し得る世界最高水準の技術を採用するとの基本的政策を打ち出し、昨年9月19日から10日間にわたって、市議会の代表、地元の代表、市執行部からなるごみ処理状況調査団、団長は飯村陽一助役ほか13名であったそうですが、ごみ処理先進国のスウェーデン、ドイツ、フランスに派遣をしております。その調査報告書をご紹介を申し上げるとよろしいですが、時間の関係もありますので割愛いたします。調査報告書は、環境部にお渡しをいたしておりますので、これをよく検討していただきて、公害防止と余熱利用に世界最高水準の技術を採用するとの市長の基本政策に沿ったことをよくご理解をいただいて、四日市もそういったことを考えていただいてもいいんじゃないかな、このように思います。四日市も当面の課題として、焼却施設の設備改善を迫られているわけでございますので、こういった水戸市と同じようなことをせいとは申し上げませんが、こういった調査・研究もされていかれる、例えば、外国へ行って調査するとか、そういったご意向はないのか、この2点を再度お尋ねをいたします。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

○市長公室長（鈴木一美君） 第1点目の中で、将来への短兵急なご質問の内容ではないということも十分承知はいたしておりますわけでございますが、私いたしましては、これまでの経過を踏まえた場合、やはり当面行うべきことにつきましては、早急に検討、結論を見い出す必要があろうということでご答弁を申し上げたつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思いますが、あわせてバイパスの建設に関連をした形で、同様のことが起こらないように、十分配慮すべきであろうということのご示唆もいただいたわけでございます。そのために埼玉県の三郷インターチェンジ周辺

での開発のご視察状況にも触れていただいたわけでございますが、私どもいたしましても、三郷インターチェンジの事例につきましては、若干の勉強もしてきておるところでございますが、この中で特に特筆をすべき点いたしましては、地元の自治体としての取り組み、これがあるんではなか。これには構想策定エリアが市街化調整区域であるわけでございますが、この市街化調整区域内での地権者に対する事前からの粘り強い説得といいますか、こういうことが長く続けられておりまして、将来的に市街化区域への編入を前提とした土地区画整理事業への移行ということの計画を持ちながら、地元において地権者等による協議会形成も図りながら、積極的に自治体が関与して進めてきたということを、私どもは貴重な事例として、今後特にバイパスの建設に、事前からこういった点も考慮しながら対応をすべきではないかというふうに考えておりますので、そういった点を十分加味した上で、開発構想あるいは都市計画上の諸問題の解決に当たっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 水戸市の調査報告書をお届けいただきまして、まことにありがとうございました。早速拝見をいたしましたが、大変有意義な視察をされたようでございますので、私ども今後の整備構想策定の参考に十分させていただきたいというふうに思っております。将来のごみ処理施設の整備に際しましては、先ほどご答弁でも申し上げましたように、環境保全対策には万全の対策をとるとともに、資源リサイクルの観点からも焼却熱を有効に取り入れたものにしていきたいというふうに思っておりますので、今後最新の施設の視察も含めまして、必要な調査・研究を行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正数君。

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございました。くどいようですが、1点目のインター周辺のことで、先ほどちょっと漏れた点がございますので申し上げますと、市長公室長の答弁の中で、私はインター周辺に四日市市が何か先行投資をすることは考えはないかとこう申し上げた中で、土地の値段が高騰しているからやれないというようなお返事でしたが、一步入ったら4分の1ぐらいになるという市価の現況も、私の申し上げたかったのは言葉足らずでありますけれども、それぐらい郵政省としては、どれだけの値段をしてでもこういったことを計画する、基本姿勢に沿って断固とした、聞き及びますと、確定できませんが、建築物その他で100億円ぐらいの投資をする、そういう観点であります。四日市もその辺のところをよく調査・研究されて、今後それとの関連性を持たした何かを考えていく、そういう考えがないかということを私はお聞きをしたかったわけでありますんで、それに関連してくどいようではあります、もう一度何かお考えはないのか、ご答弁をお聞きして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

○市長公室長（鈴木一美君） 先ほど、ご答弁の中で申し上げました、開発誘導のための核的な施設を、市としても考える必要があろうというふうに存じておるところでございますが、これにつきましては、これにかかる土地利用構想をある程度方向づけを固めた上で、土地の手当てを考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午前11時49分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 3月の定例会も最終バッターということで、お昼下がりの一一番議員としては眠いときに、私も大分遠ざかっておりますのでちょっと上がりぎみでございますけれども、もう18人やってみるとさうが、大分皆さんに私の言うことを代弁してもらいましたので、私の言うこと余りございませんけれども、私なりに通告した順によって質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは平成5年度予算編成についての質問をさせていただきます。

平成5年度は、加藤市政5期目、そして4年後の平成9年には市制100年ということで、市長の任期とまた100周年が一緒ということで、本当に大事なときじゃないかと思います。そこで、加藤市長としては、四日市の100周年の一区切りにやりたいことをやっていただくということで、4年間という年はありますけれども、私はもうあと2年でやるぐらいの意気込みで積極的にやってもらわないことには、四日市の一区切りがつかないんじゃないかなと思いますので、何かにつけてもう2年でやってしまうという積極姿勢を私はほしいと思います。国も昨年の景気対策で10兆8,000億円の補正を組み、また今、国会においては、景気刺激の大型予算を審議中でございます。これももう来月には私は通るんじゃないかなということを踏まえて、これから四日市のやることを、私なりに質問させていただくのでよろしくお願ひしたいと思います。私はいつも常任委員会で、補正の大きく組まれたときに、公共事業は迎えにいってでも積極的にやらなきゃならないと、これは本当によく言ってまいりました。そして去年、その前倒しが24本来たと。しかし、去年の12月の半ばということもあります、3月議会には間に合わなんだということから、6本しか消化できないと。しかし、あの18本は、今度の平成5年度にやらなきゃならないと。繰越明許にしました以上はやっぱりやらなきゃならないやろと私は思いますけ

れども、しかし、平成5年度の予算の中に、それはどうしても私はやっておけば、今度の大きな刺激策となる国の予算がついたときに、本当に四日市はこなせるんかということになると、私は非常に厳しいんじゃないかなと。しかし、私は今はひとつ、ここ一、二年にかけるような意気込みで積極的に取り組んでいただきたい。と言いますのも、四日市のこの予算にはどうしてもかかわりを持ってきますのが、開発公社でございます。今まで開発公社は安易に利便さだけに走って、そして不良財産を蓄積したと。その苦慮でなかなか新しく踏み出せないというのが、私は現状じゃないかなと。こういうふうな安易な考えはやめていただきて、ひとつここで方向転換していただきて、今は金利も安い、土地も安い、こういうことから、思い切って開発公社に起債を起こしても、今の国の施策にのっとって私はやっていただきたいと。と言いますのも、今、私、一番やりよいときじゃないかなと。国が幾ら予算を組んでも、地方財政が続かないと、どうしても私は余ってくると思うんです。そうすればもう今、絶好のチャンスやと。ここ一、二年が四日市についても本当に勝負の年やないかなと、このように思いますので、確かにことしの予算は、私はなかなか無理して一生懸命つくっていただいた予算ですけども、今の時代におくれないように積極的に取り組んでいただくことを、強くお願ひしたいと思います。

そして2番目は、組織改革についてございますけども、市長は組織機構を変え、そしてスムーズな行政ができるように考えて取り組まれたことには、私は敬意を表します。しかし、組織機構を変えたからすぐに100%機能するとは私は思えないんであります。と言いますのも、適材適所、人の人選が私は大事じゃないかなと。その適した人材というのを配置するのは、確かに難しいと思いますけれども、やらなければならぬ。やはり市職員は、市の宝でございます。それを100%生かすには組織も大事、そしてまた適材適所、人材も大事、しかしそれだけやなしに、それに裏づける予算なしでは私はできないんではないかなと、こう思いますので、ひと

つ思い切った予算も作っていただきて、そして全機能が本当に伸び伸びとやれるような仕組みをしていただきたいと。

こう申しますのも、私、一昨年議長をやらしていただきて、東京事務所へ世話になりますて、大変ここは大事なところだなと。中央とのパイプ、また情報化社会に対しての本当の取り組みでは大事なところだなと。所長を課長級から部長級に上げれば確かに重みはあります。しかし、重みはあっても、それだけ活躍のできる裏づけということになると、私は予算だと思います。代議士先生、そしてまた官庁の皆さんに、ある程度私は親交しなければ、またお付き合いしなければ、なかなか思うだけの力は出ないんじゃないかなと。思いますので、この際、思い切って東京事務所を生かして、四日市のためにぎゅっとやるというのを私はお願いしたいわけです。市長もたびたび上京されますけれども、そのたびに私は、東京事務所があるから楽やと、本当に四日市はスムーズにいくと、こう言われるような組織にしていただきたいと。そういうことから私は、どんなセクションにおいても十分に機能できるようにやっていただきたいと、これは願うております。

そしてまたもう一つは、市長がこの前もおっしゃいましたけれども、権限委譲は結構ですけれども、市長から助役、助役から部長、部長から課長、仕事をやれでは私は権限委譲じやないと思うんです。やる以上はおれが責任を持つと、責任体制を明確にして、そして思い切っておれのやったことは通るというような、やはり皆さんが自信を持ってできる体制をつくっていただきたいと。幾らおまえらがやってもおれは知らんというのでは私は困ると思うんです。おまえらのやったことはおれの責任やということであってもらえるような権限委譲をしてもらいたいと。その中で私は、もっともっと部長さんに責任を取っていただきて、そして活動していただきたいと、このように思います。そして、できることなら、今、三重県と四日市市は、確かに私はいいことないと思うんです。私も時々県へお邪魔して

言えることは、県と四日市市のパイプは細いと。しかし、事業は山積しておると思います。鈴鹿山麓、そしてまた港湾、いろいろな面で県との太いパイプがなければできないと。昔の平田さんの時代のように、四日市市が財政力が豊かなら、私はある程度県のパイプが細くても、中央と直結したことできましたけれども、今は私はそういう時代じゃないと思うんです。県、国、この両方が大事だと思います。市長が国にするんなら、私は加藤助役に県との太いパイプになっていただきたいと。それだけぐらい加藤助役に体をあけていただいてでも、県との太いパイプを持っていただいて、そして四日市市の事業がスムーズにできるようにやっていただきたいと思いますので、ひとつこの点もできればよろしくお願ひしたいと思います。

そしてもう一つは、第三セクターですけれども、今、第三セクターはどうちらかというと部長さんの定年者が大体やってみえるんじゃないかなと。そしてまたその下へ行けば、あれはちょっともう左遷されたんかというようなきらいがあると思うんです。私は先日、神戸の方へ行って、神戸は株式会社神戸と言われるほどで、人間使うの上手やなという気はしましたけれども、その中でも私、印象に残りましたのは、外郭へ若手のいいのを起用して、そしてそこで十分腕を振るわして、それを本庁へ登用して出世をさすと、こういうシステム、これは私は四日市でも言えるんじゃないかなと。外郭団体に活力をつけるために、市のエース級を持っていって、そこで十分機能させて、そこで腕を振るった人は本庁で登用てくると、こういうことは私は大事じゃないかと思いますので、ひとつこの点も考えていただきたいと思います。決して私は天下りだけはいかんと言うてると違います。その下で働く人を重要視してくれということで、よろしくお願ひしたいと思います。

そして最後ですけれども、港の問題、私は前から、四日市港は四日市でやらないかんやないかということは言い続けてきました。四日市の港を管理組合任せではいかんということから、来年度からぐらいに、四日市と県

が折半で50・50にやっていただいて、そして管理者も2年送りということで、私はこの積極姿勢は大いに評価したいと思います。しかし、金だけ出すのではもう詰まらん。やはり70・30、80・20にしても、主導権を握らないことには何もできないと思います。そういうことから、50・50にしたら次は60・40にできるぐらいの主導権を、私は四日市に握っていただきたいと思います。と言いますのは、私はいつも言えることは、それだけのものを送り込むのと、そしてあそこのノウハウを四日市市自身が握ることが大事じゃないかと思います。なかなか県の壁は厚い、これは私もようわかります。しかし、厚いからできないと言うとったんでは、いつまでたっても進歩しないと思います。この壁を突き破って、四日市港は四日市市として活用を十分にするんだと、この意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、うちの伊藤正数議員が言いましたように、上へ放ったらうちも汚れるから、海へ持っていったらどうじゃということは、これは私は的を射とると思うんです、確かに。四日市港管理組合主導で石原地先、そしてまた今度吉崎海岸に埋め立てということですけれども、これも今は塩浜地先はやっておりますけれども、この吉崎海岸の方はなかなかできないって楠も嘆いております。こういうところをやろうと思えば、四日市も積極的にひとつ、埋め立てたところへこういうものをやるのやというような、大きなものをつくっていただきたいと。と言いますのは、こないだ神戸へ行ったときに、ハーバーランドへ行ったときに、やはり株式会社神戸だなと思いましたのは、海から10年であれだけの土地をつくったということには本当に感服しました。ああいうシステムなりノウハウを勉強する必要があると思うんです。これは私は人を送ってでも、どういうふうにやったかということに対しては四日市も勉強して、神戸のまねはできません、財政力が違いますから。しかし、ある程度私はできるんじゃないかなと。今、四日市には夢がないと言われています。私も今、夢持っていくんなら

海じゃないかなと。ひとつ大きな構想立てて、あれは加藤市長が構想立てたやつができたんやというぐらいいの構想、私はこれは第三セクターでもいいと思います。しかし、今までのようには港へ産廃を捨てるだけではいかんと思います。個人でもうけておるやつを、公でやつたら私、幾らでももうかると思うんです。そういうようなことも考えていただきたいと。事業して、市のやることが金もうけできないんやつたら、第三セクターでもつくって、そうしてそこで利益を上げた金で発展させていくというような、もう少し大きな夢を持っていただきたいと、四日市になくなつた夢を取り戻していただきたいと。港には港湾計画とか、それからまた空港に向けてのアクセスとか、いろいろ企画はされておりますけれども、そういうことを十分承知の上で私は言つておりますので、ひとつ本当に夢のようなことを考えていただきたいと。それは県、国の指導があるのやで、おまえ、何言うとると言うかわかりませんけれども、県、国のクリアをいかにして事業をやるかということ、私、これ大事やと思うんです。何でもできないからやめややなしに、できるように考えてするのが行政の責務じゃないかなと。確かに、こないだ神戸でもそれは言つてました。国はあかんと言っても、どういう手法したらやれるんだということをやらなければ、地方行政は弱いと。いかにクリアするかということが私は大事だと思いますので、この点も十分考えていただきたいと、ひとつ四日市市民に港に夢を持たせていただきたいと、これも私は強くお願ひしたいと思います。

そしてもう一つは、こないだテレビでやってましたけれど、北九州が海から見ると港は本当に寂しいと。市が色を指定して全部それにしていただいたと。そしてなかなか景観はよくなつたということをやってましたけれども、しかし、その中でも批判は出てましたのは、自分どころの商売とイメージが合わんような色は困るんじゃというようなことで言つておりますけれども、私は確かに、四日市港も、「いなば」に乗つて沖から見たときに、本当に冷たいなと。本當にあるところの工場なんかは、いまだにこ

れバラックがあるのかというような感じで本当に見すばらしいと。これはやはり何とかしてもらわなきゃならないと。せっかく「いなば」で走つても、そんなもの何か冷たいところ見に行くんやつたら何にもならんじゃないかなということから、少しこれは企業にお願いして、カラーのあれをやってもらうようなこと言つておりますけども、もっと積極的に、やはり海からの景観をよくしていただくことには、企業も私、やってもらえると思います。と言つたのも、100周年に向けて、まちをよくすれば港もよくすると、こういうことを積極的に企業にお願いしたら、私はのってくれると思います。私どこの電機業界でも、さる企業のトップの方がみえたときに、言われば、わしんどこらも協力する用意はあると。もっと市が積極的に動けば、私はもっともっと四日市港は温かいええ港になると思いますので、この点もひとつ、人物をもう一人つけてでも港のためにやるというぐらいいの意気込みでやつていただきたいと。

いろいろ申しましたけれども、しょせんこれ私は、理事者の皆さんのようなプロではございません。素人考えですので、何か、市長、助役、部長で構いませんけれども、ひとつそれはこうなんやというコメントがあつたら聞かせていただきても結構ですので、僕に教えていただいたら結構と思いますので、ひとつよろしくお願ひしまして、私の質問を終りたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大変心強いご激励をいただきましてありがとうございます。平成5年度の予算編成について、第1点目でございますが、特にその中で、土地開発公社を全面的に活用して思い切ってやれというお話をございました。先ほどご指摘がありましたように、土地開発公社の状況を申し上げますと、平成4年度末の残高が大体355億円ぐらいになるだろうというふうに思つております。これは平成3年度末の残高が450億円

ぐらいありましたので、100億円近く減らしてまいりました。なぜ減らしてきましたかと申しますと、先ほどお話がありましたようにこれから大きな事業が出てくると。それを一般会計で措置をするということがなかなか難しい時代になってきておるということから、必死になって土地開発公社の方も残高の減に努めてまいりまして、この程度になってまいりました。しかし、この程度ではまだまだ思い切ってやるというわけにはまいらないといふふうに思っておりますので、平成5年度の状況を見ながら、今後土地開発公社の保証額についてお願いをしてでも事業は進めてまいりたいという決意でありますので、その点お含み置きをいただきまして、ご支援をちょうだいをいたしますようにお願いを申し上げたいと思います。

それから、港の問題で、若干私が関係しておりますのでご返事をさせていただきますが、確かに県、市の負担割合を5：5にするということについては、今、事務的にその内容を詰めていっております。しかし、それはともかくといたしまして、港に夢がないというご指摘をこうむりまして、まさに現状の実態ではそうであろうかというふうに思いまして、何とかそこを改善していく方法はないかということで、県あるいは管理組合と協議をいたしておりまして、ついせんだってであります、「夢ポート21懇談会」という会をつくっていただきました。ここにはちょっと名前は差し控えさせていただきますが、日本の港湾の権威者の方、あるいは都市計画の面から見て、中央官庁の方での都市計画の指導に当たっておられる方、そういった方々に加入をいただきまして、フリーなトーキングをしようということで、フリートーキングの会をつくっていただきまして、市の港の将来というものについて、もうちょっと夢のある大きなひとつ構想を練つたらどうかということで、協議を年2回ぐらいやろうということで進めるようになったのでございます。そういった機会をとらえまして、私どもも大いにこの懇談会でご議論をいただきまして、最終的な、これは夢ポートですから、夢に終わらないようにしなきゃなりませんけれども、まず夢が

なければどうにもなりませんので、そういった方向で港の構築について今後懇談を重ねて結論を出し、それを軌道に乗せていくような方向で努力をしてまいりたい、かように考えておる次第でございますので、その点2点だけ私の方から、ご報告方々お答えをさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 先ほど、助役としてもっと県とのパイプ役に努力すべきではないかというご質問いただいたわけでございます。私、助役にご選任を賜りましてもはや4年が経過いたしたわけでございまして、この間、及ばずながら市長を補佐し、市政の推進に私なりに微力ではございますけれども、努めてまいったというふうには思っております。その間、議員各位の皆様には、格別のご指導を賜りましたことをここに厚くお礼を申し上げる次第でございます。

昨今の景気動向から見られますように変化の激しい時代でございまして、地域社会もまた新しい試練の時期を迎えるつあるわけでございます。やはり将来への確たる展望に立った的確な地域経営が強く求めているところではございます。事業の推進には、各方面との広い連携による行政運営に取り組みは非常に大切ではございますが、ただいまご指摘ございましたように、とりわけ県、国等の関係機関との協調は重要であろうというふうに考えておるわけでございます。県との関係が余りよくないのではというご指摘を受けましたのは、私の責任であろうと大いに反省をいたしておるところでございますが、今後、県行政との連携と協調に十分配慮して、市民生活の向上と地域の発展に少しでも寄与できればというふうに思っているわけでございます。ただいま恐縮にも私の経験にご配慮いただき、ありがとうございましたご叱咤というふうに受けとめておりますので、今後とも助役としての責務に努めてまいる所存でございますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） 第2点目の組織機構改革に関連いたしまして、東京事務所のことに関しまして、ご配慮をいただくということのご質問をちょうだいしまして、ありがたいと思っておるところでございますが、若干東京事務所の件に関しまして現状といいますか、今後の方針も含めて申し上げたいと思いますが、東京事務所は先ほどご質問の中にもございましたように、あくまで中央官庁とのパイプの窓口ということで、諸種の情報収集あるいは資料収集等に欠かせない事業を担当するということで、今般、この重みを増す意味も含めまして、単独の活動がフリーにできるような形をとったところでございますが、ただ、この事務を進めますため特に交際費でありますとか、食糧費でありますとか、そういった需用費関係の予算についてでございますが、あくまで東京事務所自身が企画し、中央官庁との連携を図るための事業といたしますは、年一、二度の、特に当地方からご出身の中央官僚の方々と懇談の機会を持つといったようなことを、直接的には事業として予算も計上しておるところでございますが、通常の場合の各事業を通じての中央諸官庁との連携を保つための諸経費につきましては、本庁で秘書課が管理をいたしております一般交際費等も十分にこれを活用するという形で、臨機応変に対応していくということで、現状、東京事務所予算としては130万円の交際費ではございますが、それ以外におおむね300万円あるいは350万円程度のものを、一般会計の総務管理費の中で執行しておるというのが実情でございまして、ただ、今後におきましてもなお必要な経費につきましては、所要の措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、港に関連いたしまして、北九州の例をお引きになられまして、海からの色彩計画といったようなことのご示唆がちょうだいしたわけでございますが、四日市港管理組合におきましては、四日市港管理組合が管理

をいたします港湾上屋等についての色彩計画は、年次的に計画を持って整備を図るということで進めてきておるところでございますが、港湾臨海部に面しました各企業におきましては、現在のところ、臨海部の企業立地懇話会というふうな組織立てもいただいておりますので、そういった組織を通じても今後企業等に関するご協力といいますか、ご理解を得て、海からの色彩についても、十分景観的によくなるような方策を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鵜飼 滋君） 第2点目の組織機構に関連をいたしまして、第三セクターへ若手の職員を思い切って派遣をしてはという、そういったご提案があったわけでございますが、私どももそういった第三セクターに若い職員を派遣をして、思い切ってそこで腕を振るわせると。そしてそのことを今後の中に生かしていくということは、極めて重要なことだ、そういった認識を持っておるわけでございます。したがいまして、今度の人事異動の中で、そういったご提案されたご趣旨が少しでも生かすことができるように対応に努力をいたしたい、こう考えておるわけでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時36分休憩

午後1時51分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第1号ないし議案第37号

○議長（水野幹郎君） 日程第2、議案第1号平成5年度四日市市一般会

計预算ないし議案第37号委託協定の変更についての37件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、2点質疑をさせていただきます。

まず第1に、議案第14号の市立四日市病院事業会計予算についてお尋ねをいたします。

来年度予算は赤字予算として組まれております。全国の公立自治体病院の約7割が赤字経営で大変厳しい状況にあると言われておりますが、本市の市立病院も3年度の決算を経て累積赤字が約2億7,000万円余、4年度見通しもさらに大きく累積赤字を重ねる。現在地への移転15年間で過去最悪となる大変な事態になろうといたしております。それだけに来年度の病院経営では、どういう経営努力、対策をとられようとしているのか、お尋ねをいたします。

次に、議案第32号四日市市立博物館条例の制定についてお尋ねをいたします。

まず、博物館及びプラネタリウム館の観覧料が定められておりますが、県内近隣の鈴鹿市や松阪市、あるいは愛知県名古屋市などと比べて料金水準はどうか、お聞きをいたします。

次に、観覧料や使用料に対する消費税はどう扱うのか、お聞きをいたします。

3点目に、特別展示室が全日使用料3万円で使える規定になっておりますが、これは市民の方に市民ギャラリー的に使える措置だと考えてよいのか、お聞きをいたします。

○議長（水野幹郎君） 病院事務長。

〔病院事務長（光本博之君）登壇〕

○病院事務長（光本博之君） ご質問の議案第14号市立四日市病院事業会計予算についてお答えをさせていただきます。

まず、このような予算編成に至りました制度等の背景につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

病院経営は、昭和50年以来の医療費抑制の影響を受けまして、平成3年度から非常に苦しい状態でございます。しかしながら、公立病院といたしまして、地域医療の、また中核病院として、市民の健康を守るために規模の縮小、あるいは診療内容の選択は許されませず、医療サービスの水準を低下させることはできず、むしろ将来に向けてさらなる診療体制の充実と医療の高度化を目指して、平成5年度の予算を編成したものでございます。ご承知のとおり、予算における病院収入の大宗を占めるのは診療報酬でございまして、昨年4月には5%の診療報酬の引き上げ、並びに2.5%の薬価基準の引き下げが行われております。その中身を見てみると、入院に厚く外来に薄い改定内容となっておりまして、当院のようにベッド数に比較して極めて外来の多い病院の場合は、引き上げ率が僅少にとどまっているのが現状でございます。一方、人件費をはじめとした事務的諸経費は增高いたしております。このような極めて厳しい経営環境で予算を編成いたしました結果、ご指摘のような当年度純損失が生じたものでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

なお、ご指摘をいただいております今後の経営、並びに赤字の要因となりました予算の内容の詳細につきましては、委員会の方でご説明を申し上げて十分ご審査を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 服部教育次長。

〔教育次長（服部美次君）登壇〕

○教育次長（服部美次君） 議案第32号四日市市立博物館条例の制定についての質疑にご答弁申し上げます。

観覧料の設定につきましては、まず市民の利用しやすい料金を前提として、近隣及び最近新設されました同様の施設を参考に、同程度で設定しております。ちなみに近隣の料金を申し上げますと、西郷歴史博物館では一般では300円、名古屋市博物館では200円、一宮市が同様200円、安城歴史博物館200円、岐阜市200円、大津市200円、吹田市が200円、それから鈴鹿市でございますが、これはプラネタリウムでございまして、鈴鹿市の文化会館も200円というふうになっております。

それから、2点目の消費税の転嫁でございますが、市のほかの施設と同様、消費税法に基づき観覧料、使用料に転嫁をしております。ただし、運動施設と同じく、心身に障害を持つ方が手帳及び療育手帳を提示された場合、及び小中学生は除外しております。

それから3点目でございますが、特別展示室等の利用につきましては、文化会館あるいはあさけプラザとは異なりますので、原則としては貸し館を目的とした施設ではございませんが、博物館の事業計画及び設置目的に支障のない限りにおきましては、市民に利用していただきたいと考えておりますのでよろしくご理解を願います。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 病院の件でございますが、昨年、私ども佐野議員とともに富山市に視察した折に、富山の市民病院が昨年の時点で三十数億円の赤字になったということで、これはえらいことだと、助役を先頭にして、全庁的対策委員会をつくって乗り出したというような、そんなことなども聞いて、非常に身につまされて帰ってきたわけですけれども、そういう他都市の苦労してる例もございます。そういう意味で、先ほど事務長の方から、今度の委員会で十分ということでございました。十分というか、徹底して委員会で論議をお願いしたいと思います。

それから、2点目の博物館の件でございますが、消費税の扱いですね。本市初めての博物館・プラネタリウム館でございまして、もちろん全市民の利用を目指しておるわけですし、しかも、生涯学習を呼びかけられている立場から、高校生や、高齢者の中でも元気にそこへ通って見聞を広めたいという方々の観覧料にも消費税をかけるとは、いかがなものかと思うわけですね。そういう意味で政策的配慮はなかったのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、特別展示室ですが、美術館のない本市ですから、今度新しくできる博物館は、その役割も当然カバーしていくことが求められておりますので、アマチュアやプロを問わず、市内の美術あるいは写真などの文化芸術関係者に大いに利用していただく運用を図るよう、これは要望しておきたいと思います。

1点だけお聞きをしておきます。

○議長（水野幹郎君） 服部教育次長。

○教育次長（服部美次君） 先ほどの消費税の転嫁の件でございますが、ご老人につきましてはいろいろ議論もあったわけでございますけれども、年齢の確認の困難さということもございまして、一概に所得がないということは判断しがたいということで、消費税相当分の負担は可能であると考えまして、このような制度に踏み切ったところでございます。

それから、高校生、大学生につきましても議論はございましたけれども、小学生、中学生のような義務教育とは立場が違うということで、この辺のところも負担が不可能ということは考えがたいということで、現在の制度に踏み切っております。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 私から申し上げました趣旨などを、関係委員会でよく議論をしていただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算について、幾つかお尋ねをいたします。

第1点は、歳入の第1款市税のうち法人市民税についてお尋ねをしたいと思います。

昨年予算は80億円余り、来年度というのか、今、議会にかかっておりま
す予算では58億円ということで、約22億円からの減額予算となっているわ
けですが、平成3年度の決算額で申しますと、87億円からの法人市民税の
収入があったわけでございます。それで年々法人市民税が落ち込んでいる
わけでございますが、法人市民税でどの部分が大きく落ち込んでいるのか。
また、大規模法人の中で均等割だけというところが一体何社あるのか、そ
れも具体的に資本金別のランク別はどうなっているのか、お尋ねをしたい
と思います。

第2点目は、歳出第2款の総務費についてでございます。

企画費の中で、鈴鹿山麓研究学園都市整備事業費 3,032万 3,000円が計
上してありますが、I C E T Tへの委託事業として県・市負担で、海洋環
境観測システム開発事業の委託を行うということでございますが、一体何
をどう研究するのでしょうか。

また、海洋環境観測ということであれば、四日市市がなぜ負担をしなきゃ
いかんのか。この委託事業が今後どんどん増えていくのか、そういう点を
お尋ねしたいと思います。

第3点目は、民生費についてであります。

その中の移動児童館問題についてでございますが、市長の議案説明の中
で、「健康で心の通う福祉のまちづくり」、そこでは児童館活動の全市域
への展開を図るために、移動児童館事業を推進すると、こういうふうにあり
ますが、予算書の中には全くこの予算があらわれておりませんが、一体ど
こにその予算が計上されてるのでしょうか。

また、昨年12月の私の児童館建設についての質問に対しての答弁では、
平成6年度以降の計画の中で明らかにしていきたいということでございま
したけれども、この関係で児童館の位置づけをどのようにされたのか、お
尋ねをしたいと思います。

4点目は、老人保健付添看護料助成についてお尋ねをします。

当初予算が昨年は 223万 7,000円ありましたが、本年度の予算では 191
万 4,000円と減少しておりますが、この減少理由についてお尋ねをしたい
と思います。

5点目が、母子家庭と就学助成事業についてであります。

当初予算も、これも昨年は 784万円余りあったものが、今年度の予算では 544万円減額をされておりますが、その理由についてお尋ねしたいと思
いますし、対象者が少ないとことなれば、せっかくつくった制度を、
もっとよくしていくという点で考えられなかったのか、お尋ねをいたしま
す。

第6点目は、第4款の衛生費についてであります。

保健衛生費の健康手帳交付事業 83万 5,000円が計上されておりますが、
これだけの額では効果が薄いのではないか。今までに一体何人に発行して、
どう活用されているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、清掃費のごみ減量対策事業でございますが、各種事業が取り組ま
れておりますが、昨今、一般質問でも多く出ておりますように、もっと予
算を増やして効果的に進めることができないのか、お尋ねをしたいと思
います。

次に、第9款消防費のうち、負担金で三重県防災航空隊 587万 3,000円
が計上されておりますが、一体何をするんでしょうか。また、市が負担を
しなければならないものかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 第1款の市税に関する部分につきましてご返答申し上げます。

法人市民税の均等割につきまして、均等割だけ納めておる企業がどれだけかと、こういうご質問でございましたが、均等割のみを納付しておられる企業数というのは、3年度決算におきまして2,465社でございます。ご承知のように、均等割というのは、資本金の大きさあるいはそこに勤める従業員数、その組み合わせによりまして六つのランクがございまして、一番大きい規模のところで300万円、それから175万円、40万円、以下ずっと下がりまして、一番安いところが4万円というふうになっておりまして、今、お話がありました大規模ということになりますと1億円以上ということになるわけでございますが、その会社の数というのは114社ということになります。これは若干組み合わせによって1万円以下というところがございますので、1万円ぽっきりになるとランクが一つ下がるというような、そういう組み合わせで若干正確な数字にはなりませんが、大まかに分けますと114社ということになるわけでございます。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） 2点目のICETTへの海洋環境観測システム開発事業の委託につきましてご説明させていただきます。

この内容でございますけれども、地域の発展とともに、陸上からの排水によりまして発生します富栄養化等の海洋汚染が問題になっておるわけでありまして、その解決のために国、地方、民間等がそれぞれの分野に応じて役割を果たしていくということが求められているところでございます。三重県及び四日市市におきましても、それぞれの役割の中で海洋汚染問題解決に貢献していく必要があるわけでありまして、例えば、近年の伊勢湾の状態を見てみましても、伊勢湾における赤潮発生の件数でございますが、平成3年では20件ございます。うち四日市港湾区域での発生が8件という

数字になっておりますが、この伊勢湾におきましても富栄養化による赤潮発生が問題になってきております。これがひいては漁業生産に非常に影響を与えておりまして、三重県、四日市市においても、海洋汚染問題解決に貢献していくという必要性を感じているわけでございます。

この海洋の富栄養化を防止するためには、富栄養化の原因物質及び赤潮、プランクトンの計測は避けて通れないところでございまして、必要不可欠なことありますけれども、簡便で高感度な測定器というのが全くない現状でございます。したがいまして、富栄養化の原因物質及び赤潮、プランクトンを、簡便で高感度に測定できるセンサーを新しく開発しよう、そして赤潮を予知する新しい計測システムを作成しようということから、海洋環境の保全を図っていく必要があるわけであります。そういった研究、開発をICETTの基幹事業でございます、事業展開の一つであります研究開発事業として委託をするということで、県、市折半でそれぞれ750万円を予算化したものであります。今後につきましても、環境保全の観点から研究してまいる事柄でございます。どのようなテーマを選定していくかということにつきまして、県と協調事業でございますので、県とも十分協議の上、決定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 議案質疑の中で、福祉部にかかる3点についてお答えします。

まず、第1点、移動児童館事業についてでありますが、予算措置につきましては、民生費、児童福祉費、児童館費、節で備品購入費の中で、移動児童館用車両購入費として84万円が含まれております。この事業の位置づけにつきましては、児童にとって自発的、創造的活動としての遊びであり、児童は遊びながら社会のルールやいたわりの心などを自然に学んでいくものであります。その遊びのノウハウを持つ児童構成員が月一、二回地区へ

出向き、この事業を実施していくものであります。この実施状況を見ながら今後の取り組みを見きわめてまいりたいと思います。

2点目の老人保健付添看護料差額助成予算でございますが、これにつきましては、この原因となりましたのは、平成4年5月に健康保険での支払基準において、付添看護の承認要件のうち、重病及び手術の場合には、看護婦または准看護婦の資格が必要となり、いわゆる一般の家政婦の付き添いの場合には支給されなくなりました。したがいまして、平成5年度予算におきましてこれらを勘案して計上したもので、前年度に対しまして減額となっております。

3点目の母子家庭等就学助成金予算でございますが、これにつきましては、平成4年度から新規事業として取り組んでまいりました事業でございまして、対象者数の減少により、これまでの実績を勘案して130人から90人ということで計上しましたために、前年度に比べて減額となっております。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 衛生費につきまして2点ご質問ございましたので、まず健康手帳の交付状況からご説明を申し上げたいと思います。

健康手帳の交付につきましては、国が示します保健事業実施要領に基づきまして、70歳以上の老人保健法の医療受給資格者に対しましては、ほぼ全員に交付をいたしておりますし、また40歳以上の方に対しましては、各種の健康診査の受診者あるいは健康相談や機能訓練、訪問指導を受けた方等の希望に応じまして交付することになっており、これら受診者等につきましては、全員に交付をいたしております。今後ともこの手帳の活用を図るために、健康診査や健康相談等の事業とあわせ、そのPRに努めてまいりたいと思っております。

なお、交付状況についてお尋ねがございましたが、平成4年3月31日現

在で、70歳以上の医療受給資格者に対しましては、ほぼ全員の2万561人に、またそれ以外の40歳以上の受診者の方々には3万1,934人に対して交付をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の清掃関係の全体の予算が少ないのではないかというご質問でございますが、清掃費全体で見てみると、本年度清掃費では40億6,100万円何がしということになっておりまして、対前年比3億6,980万円増になっておりまして、約10%ほどの増額になっておるわけでございますが、多分ご指摘のところにつきましては、ごみ減量対策、いわゆるごみを減量するための予算が去年より減っているじゃないかということかというふうに思いますが、新年度において、ごみ減量対策事業費が予算書でたしか1,086万8,000円ということになっておりますが、前年度予算と比較して一応減額になったように見えるわけでございますけれども、この予算編成上の問題でございまして、前年度は清掃費の清掃総務費に計上しておりましたいわゆる家具等リサイクル事業にかかる再生資源協同組合の補助金1,000万円が、本年度はこの減量対策費とは別の項目になっておりまして、塵芥処理費に計上してあるということです。

また、ごみ減量対策としての新規事業であります生ごみの堆肥化容器の購入助成費の経費500万円が、同じくこれは減量のための施策でございますけれども、塵芥処理費に計上してあるため、一見減量対策に対しての予算が少ないように見えるわけでございます。これらの経費を合計いたしますと、2,642万9,000円ということになるわけでございますから、減量対策としては対前年度比52%増ということになっておりまして、環境行政の重要課題として今後も取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 防災航空隊に関連してのお尋ねにお答えをいた

しますが、いわゆる防災ヘリの問題でございますけれども、まず結論を申し上げますと、当四日市市として経費の負担をすることは必要であり、また妥当な判断であるというふうに考えております。その大きな一つの理由として、現在予定されております防災ヘリの活動内容でありますと、具体的には林野火災に対する空中消火であるとか、コンビナート災害を含めまして各種の災害発生時における災害時の情報収集、あるいは緊急物資の空輸、罹災者、遭難者の救助、さらには最近建物の高層化が進んでおるわけでありますけれども、ビルなどの火災の発生時における消火、救助活動、こういったことが活動内容でございます。そこで、県内の各市町村ともに管内いろいろなこういった災害事象などが発生した場合には、当然防災ヘリの出動をお願いしなきゃならんという状況でございます。そこで、既に市長会、町村会においてそれぞれ応分の経費負担をすべきであるとの結論が出されておりまして、これを受けて県内69市町村ともに同步調で対応策を進めているところでございます。当市としても、このような経緯、このような考え方から、防災ヘリの運用事業費について応分の負担として587万余円を予算を計上し、本議会でご承認をお願いすることとしたわけでございます。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 どうもありがとうございました。法人市民税のうち、大規模法人で114社が均等割だけだということでございますが、それではこの中で分割法人は一体何社なのか。実は、今日の不況の中で、大企業というのはいろんな内部留保の取り込みがあって、黒字であっても赤字決算をする、こういう状況があるあるわけです。そういう点でそういう分割法人が一体何社ここにあるのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

それから、鈴鹿山麓研究学園都市整備事業でございますが、海洋汚染ということであれば、何も四日市市だけの問題ではない。三重県の他の市も本来なら負担をすべきじゃないでしょうか。たまたまここにICE TTが

あるからという形で県、市共同してどんどん仕事を増やしていく、こういうおそれはないのか、お尋ねしたいと思うわけです。

児童館については、月に一、二回でございますが、大変これでは不十分だろうと思いますし、ぜひ、自動車だけでどうするのかわかりませんけれども、委員会の中で大いに審議をしていただきたいと、こう思います。

それから、ヘリコプターの問題でございますが、一体どこに基地を置くのか。と申しますのは、せっかくつくったけれども、ヘリが来たときにはもう間に合わないと、こういう状況では金を出したかいがない。その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） 先ほど申し上げました114社の均等割だけを納めておる法人でございますが、その中の内訳で見てみると、資本金が50億円以上の法人で、かつ従業員が50人を超えるところ、というのは、一番大きい規模に該当するわけですが、これが2社ございます。それから、資本金が10億円以上50億円以下、それから、従業員が50人超、これが2番目のランクでございますけれども、これが1社と、あとは資本金が10億円以下ということになって、従業員がそれいろいろあるわけですが、分割法人何社かと言われると、ちょっと正確には調べておりませんが、一般的に資本金の額から判断いたしますと、そういった今申し上げました3社ぐらいが分割法人に該当するんじゃないかな、そういうふうに思っております。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

○計画推進部長（馬淵則昭君） ただいまの件でございますけれども、先ほどもご説明させていただきましたけれども、テーマの選定につきましては、環境保全の観点から地域として取り組まなければならないテーマを選定していく。これも県と協議しながら選定していくということでございまして、ただ単に事業を増やすためにテーマを選び上げていくと、こういう

ことではございませんので、そこは十分慎重に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（水野幹郎君） 消防長。

○消防長（島村 隆君） 防災ヘリの基地の問題でございますが、3月に入る予定でございます。この防災ヘリは県が管理運営するわけでござりますけれども、当面、鈴鹿市がヘリ基地になるだろうと。近い将来は、津市内にヘリポートができると、こういうことを伺っております。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 お答えいただきましたが、鈴鹿山麓の問題、これは今、消防のヘリと比較すると、何も四日市市だけが金を出して、県、市共同で研究するような中身でないわけです。ヘリの場合、全県的に負担をさせていただく。そういう点からいくと、四日市市だけが負担する必要ないと思うわけですが、ぜひ委員会の中で大いに審査をしていただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第38号 平成4年度四日市市一般会計補正予算(第4号)
ないし議案第46号 平成4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
○議長（水野幹郎君） 日程第3、議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第46号平成4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算の9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤寛嗣君）登壇]

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第38号は、平成4年度一般会計補正予算第4号案であります。今回

の補正の主な内容は、職員退職手当、県営事業費負担金、道路、末永・本郷土地区画整理事業用地等の土地開発公社からの取得費のほか、広域幹線道路整備基金への積立金等の補正であります。歳入歳出予算の追加額は21億4,243万4,000円で、補正後の予算総額は924億9,605万1,000円と相なるのであります。

また、本年度事業のうち、年度内に事業が完了しない見込みの日永八郷線交通安全施設整備事業ほか22件について、翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費を計上しております。

以下、職員退職手当及び県営事業費負担金を除く歳出各款における補正の主な内容を申し上げます。

第2款総務費は、地区市民センター駐車場拡張用地取得費を計上したほか、市税過納返還金の追加計上と基金運用益減による財政調整基金、減債基金への積立金の減額補正であります。

第3款民生費は、西南総合福祉センター駐車場用地取得費及び精神障害者社会復帰施設の施設建設費補助の計上と、実績に合わせての保育所措置費及び生活保護費の減額補正であります。

第4款衛生費は、公害健康被害補償費の追加計上であります。

第6款農林水産業費は、農村総合整備モデル附帯事業費の追加計上と、補助割当の減による土地改良事業費及び生産体制改善緊急対策事業費の減額補正であります。

第7款商工費は、四日市市中小企業振興規則に基づく街路灯及び機器設置費に対する補助金の計上であります。

第8款土木費は、広域基幹道路整備基金への積立金、食品加工団地開発に係る幹線道路、ポンプ施設費負担金を計上したほか、道路用地取得費の追加計上と補助割当の減による都市下水路改良事業費及び四日市港管理組合負担金の減額補正であります。

第10款教育費は、小学校用地取得費及び私立幼稚園施設整備費補助金の

計上であります。

第14款災害復旧費は、現年発生に係る農林及び土木施設災害復旧事業費を、実績見込みに合わせての減額と追加補正をするものであります。

以上、歳出について概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関連する特定財源を補正するとともに、一般財源として法人市民税、利子割交付金の落ち込みによる減額補正する一方、個人市民税等の市税、地方交付税を追加いたしましたが、なお、不足する財源として減収補てん債の充当により収支の均衡を図ったのであります。

議案第39号から議案第46号までは、特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計は、準備金積立金の計上であり、歳入では繰越金の追加計上であります。

食肉センター食肉市場特別会計は、取り扱い頭数の減少に伴うセンター業務運営委託料の減額であり、歳入では、センター使用料及び一般会計繰入金の減額補正であります。

公共下水道特別会計は、国庫補助内示に合わせた污水管渠布設費、ポンプ場築造費、鹿化川中小河川改修事業費負担金の追加計上と国庫補助内示減による雨水管渠布設費と県営の北勢沿岸流域下水道負担金の減額補正であります。歳入では、国庫補助金、一般会計繰入金、諸収入等の追加のほか、使用料及び市債を減額いたしました。なお、富田・富洲原雨水函渠布設事業ほか2件についての繰越明許費を計上いたしております。

土地区画整理事業特別会計は、組合設立認可に伴う小牧町南土地区画整理事業費補助金の計上並びに東橋北住環境整備基金積立金、末永・本郷土地区画整理事業用地取得費の追加計上と、事業実施に合わせて午起土地区画整理事業費補助金、受託事業費等の減額補正であります。歳入では、歳出に関する特定財源の増額及び減額のほか、一般会計繰入金の増額であります。また、午起土地区画整理事業費補助金についての繰越明許費を計上

いたしております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、貸付金を実績に合わせて減額補正するものであります、歳入では、国庫補助金、県補助金及び市債の減額と繰越金の追加であります。

公共用地取得事業特別会計は、新たに千歳町小生線等の街路事業用地を都市開発資金を活用し取得するものであります、用地取得費を計上するとともに、歳入では、市債を計上いたしております。

農業集落排水事業特別会計は、狭間地区排水施設整備事業についての繰越明許費を計上いたしております。

水道事業会計は、収益的支出において受託工事費の減額補正であり、収入においては工事負担金の増額と水道料金、移設工事費を減額いたしております。資本的収入においては、工事負担金を増額いたしております。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねをします。

繰越明許費について、23件が繰越明許されるわけですが、ここにいろいろな理由があるかと思いますが、過去にもこれだけの件数と額を繰越明許したことではないと思います。昨年来、不況対策で前倒し発注などしている中で、これだけの件数、額が繰り越されることには、せっかくの不況対策が生きてこないのではないかでしょうか。そういう点でなぜこれだけの件数と額になったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） ただいま上程をいたしました議案のうちの繰越明許費の理由でございますが、今、23件というお話でございますが、一般会計で23件、特別会計で5件ございまして全部で28件ということになつておりますが、そのうち総合経済対策で追加計上されたもの、昨年の10月でございますが、追加したもののがそのうちに7件含まれております。その繰り越しの理由でございますが、件数別に申し上げますと、用地交渉で日時を要したのが7件、地元との広報等で地元調整に日時を要したのが10件、それから工事の工法等の検討等で日時を要したというのが8件、その他が3件と、こういうふうな内訳になろうかと思います。

そこで、今、お話がございました、前倒しをしておきながら繰り越すのはどうだというお話でございますが、確かに例年の繰越件数が十四、五件前後ということから考えますと、今回は非常に多いわけでございますが、たまたま工事件数も非常に多かったということもございまして、その割合から言うならばそう多いというほどでもなく、割合から言えばそこそこの件数かな、そういうふうに思っておるところでございますが、何はともあれ、今後も景気対策としまして追加の事業も出てくることが予想されるところでございますので、国の方でもこの消化能力ということにつきましては全国的に懸念がされてる、こういうところでもございますので、現実の景気対策としましては、もっと方向の違った、先般もご答弁いたしましたように、情報関係ですか、といった方向で景気対策がとれないかと、そういうふうにもなつておるわけでございますが、当四日市市にとりましては、少なくとも公共事業として計上したものは、できる限り積極的に処理をしていかなければならない、そういうふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りたい、そう思う次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたし

ます。

本件をそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、3月15日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 次に、今定例会においては、請願の提出はございませんでした。

なお、請願第6号、在日朝鮮人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求めるについてには、お手元に配付いたしました文書と差しあえの申し出がありましたので、ご了承願います。

陳情につきましては、1件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（水野幹郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月24日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時39分散会

会 議 錄

第 6 日

(平成5年3月24日)

○議事日程 第6号

平成5年3月24日(水) 午後2時開議

- 第1 議案第1号ないし議案第46号 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第2 議案第47号 助役の選任について 説明・質疑
討論・採決
- 第3 選挙第1号及び選挙第2号
選挙第1号 四日市市選挙管理委員の選挙について
選挙第2号 四日市市選挙管理委員補充員の選挙について
- 第4 発議第1号 四日市市議会委員会条例の一部改正について
..... 説明・質疑
討論・採決
- 第5 委員会報告第1号 請願の審査結果について 採否決定
- 第6 発議第2号 在日外国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済
措置等を求める意見書の提出について ... 説明・質疑
討論・採決
- 第7 委員会報告第2号 特別委員会の調査報告について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(39名)

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳

伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大島好雄
大谷茂生
小川政人
川村幸善
喜多野等
久保博正
桑原勇次
小林博久
佐藤晃信
佐野光憲
瀬川中行
田中俊馬
田中廣睦
土井數馬
豊田忠正
中森慎二
野崎洋二
橋本茂二
橋本藏二
長谷川昭雄
日置記平
藤井浩治

元弘一
市内士力
古堀弘子
益田和郎
水野幹哉
水野道哉
毛利真寿朗
森寿朗

坂口正次
野呂平和

○欠席議員（2名）

○出席議事説明者

長役
役役
役役
監監
入整
監長
公室
長長
計畫
進部
長長
總務
部長
財政
部長
市民
部長
福社
部長
商工
部長
農林
水產
部長
環境
部長
都市
計畫
部長

嗣宣
藤山武
利川道
木徹一
鈴馬則
石鶴則
鷺鶴昭
川木治
木淵滋
飼佐々
鶴佐々
木廣夫
烟小次
井大美
津一大
田正悟
原賢治
山稔

建設部長 西田喜大
下水道部長 岡田幹夫
消防長 島村 隆
消防次長 谷口淳一
病院事務長 光本博之
水道事業管理者 栗本春樹
水道局次長 別所弘和

教育委員長 佐藤榮二
教育長 丹羽 武
教育次長 服部美次

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦
参事兼議事課長 伊藤千秋
議事課長補佐 福島和幸
主幹兼議事係長 玉田耕士
主幹 井上紀久夫
主幹 水谷正昭

午後2時1分開議

○議長（水野幹郎君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第6号により取り進めますので、よろしくお願ひをいたします。

日程第1 議案第1号ないし議案第46号

○議長（水野幹郎君） 日程第1、議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算ないし議案第46号平成4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算の46件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いをいたします。

豊田忠正君。

〔総務委員長（豊田忠正君）登壇〕

○総務委員長（豊田忠正君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算の関係部分についてであります。平成5年度の一般会計予算は前年度より10億3,250万円増の861億230万円の計上であります。

当委員会は、理事者から「予算編成の基本方針として、税収の落ち込みが懸念される中で第5次基本計画の最終年度として計画の達成に努めるとともに、景気対策として道路、街路、排水対策等を中心とした単独事業の大幅な伸びを図るなど、行政水準の維持に努めた。対前年度比の伸び率は1.2%にとどまっているが、前年度予算に計上されていた博物館・プラネタリウム館、併設棟建設費等を除けば8%の伸びであり、おおむね国の基調に沿った積極的な予算編成ができたとの説明を受け、予算の全体像を十分に把握した上で審査を行いました。

それでは、初めに第1条歳入歳出予算のうち、歳入についてであります。

市税については、バブル経済の終焉による影響で法人市民税が対前年度比27.4%の大幅な落ち込みが見込まれるため、市税全体では2.4%の伸びとなっております。

また、預貯金利の低下による利子割交付金の減収や大型適債事業の終

了に伴う市債の減収等が見込まれることから、これらを補い、かつ投資的単独事業の拡大を図るために、競輪事業特別会計から前年度と同額の15億円を繰り入れるとともに、財政調整基金、都市基盤・公共施設等整備基金、減債基金等から総額で29億8,832万円の取り崩しが計上されております。

当委員会は、長期間にわたり景気の低迷が続く中で、このような理事者の積極・果敢な財政運営を高く評価するものであります。市税の徴収事務においては今後とも滞納額の解消に最大限の努力を払いながら税負担の公平性を堅持し、限られた財源の確保に努めていくよう要望いたしました。

なお、一部委員から、第1款市税のうち生産緑地法の改正に伴う固定資産税の宅地並み課税分、第9款分担金及び負担金の保育所負担金、第10款使用料及び手数料の消費税分、第17款諸収入のホームヘルパー派遣家庭自己負担金について反対意見がありました。

次に、歳出についてであります。

第1款議会費については、議員の議会活動に資するための事務局職員による研修視察の実施、議会棟に関する資料の収集について意見がありました。

なお、一部委員から議員報酬の引き上げについて反対意見がありました。

次に、第2款総務費についてであります。

新年度においては、組織・機構の大幅な改革が予定されておりましたが、中でも広報部門の充実は、当委員会が閉会中の継続調査事項として調査研究を行い、そのあり方について提言した形に沿った改革であり、市政に関する最新情報を市内外に的確に発信するための原動力になると大いに期待するところであります。

こうした中で、新年度には半年間にわたって三重テレビ放送を通じて四日市市を広くアピールしていくための予算が計上されておりますが、番組の制作に当たっては、単にニュースの紹介にとどめずに、本市の将来性を強く訴えて、視聴者に対して強いインパクトを与えるような情報の発信に

努めていくよう要望いたしました。

平成6年度に開館10周年を迎えるあさけプラザは、余暇時間の増大や高齢者人口の急増に伴う利用者増に対応するため、新年度において増改築の基本設計が計画されているところでありますが、利用者のニーズに十分配慮しながら、より利便性の高い施設への改修に努めていくべきであるとの意見がありました。

公共交通機関のうち特にバス路線網の整備については、人口の高齢化が確実に進行する中で、交通弱者であるお年寄りの足がわりとなる貴重な存在であることから、市立四日市病院等への利便性にも配慮するなど、総合的な観点からその充実に向けた方向づけを行っていくべきであるとの意見がありました。

そのほか、市史編さん事業の中の部落史の位置づけ、嘱託・臨時職員の待遇改善について意見がありました。

なお、一部委員から、特別職の給与引き上げ、ICETTへの海洋環境システム開発事業委託、天津市への公式訪中団派遣について反対意見がありました。

次に、第4款衛生費のうち、第1項保健衛生費についてであります。

各種がん検診については、受診対象年齢を順次拡大するなど、その内容の充実が図られているところでありますが、個人通知時における受診対象者の選別が受診率向上のかぎを握ると思われることから、勤務先等での受診機会の有無の把握について引き続き検討を行っていくよう要望いたしました。

また、年間を通じた受診体制の導入について意見がありました。

電気自動車については、地方自治体レベルでの地球環境問題への取り組みが注目されている中で、市民の環境問題に対する意識啓発を図るため、今後も公用車への導入に努めていくとともに、既存の車両についても車体の色・デザイン等に工夫を凝らすことにより、その存在を市民に強くア

ピールしていくべきであるとの意見がありました。

また、窒素酸化物汚染防止対策として、関係企業に対して排煙脱硝装置の設置を積極的に働きかけていくべきであるとの意見がありました。

そのほか I C E T T を活用した大気汚染防止技術研修等の拡大について意見がありました。

なお、一部委員から、公害健康被害補償対策について反対意見がありました。

次に、第2項清掃費についてあります。

新年度に中央緑地公園内に設置予定の「空き缶回収機」については、資源リサイクルに威力を発揮するほか、特に子供たちの環境教育にも大いに役立つと思われることから、利用者の利便に配慮して市内各所への設置について検討していくよう要望いたしました。

そのほか、清掃車両のデザイン化、生活環境公社職員の接遇指導について意見がありました。

なお、一部委員から、し尿収集業務の民間委託について反対意見がありました。

第3項上水道費及び第4項病院費については、別段異議はありませんでした。

次に、第8款土木費のうち第4項港湾費については、四日市港管理組合負担金の県市負担割合の適正化について意見があったほか、一部委員から、三重県や関係企業に対して負担の拡大や応分の負担を求めるべきであるとの反対意見がありました。

第5項都市計画費の関係部分については、国道1号・中央通りの地下に建設される駐車場と商店街との連絡に十分配慮することにより、駐車場利用者の利便の向上に努めていくべきであるとの意見がありました。

次に、第9款消防費については、週休2日制が定着する中で、職員の勤務体系の改善や基準車両に対する職員充足率の向上を図るよう検討してい

くべきであるとの意見がありました。

また、水防施設整備事業のうち山地災害危険地区表示板設置事業について意見がありました。

第12款公債費については、一部委員から、大型共同作業所に係る償還金について反対意見がありました。

第13款諸支出金及び第14款予備費については、別段異議はありませんでした。

また、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金及び第5条歳出予算の流用についても、別段異議はありませんでした。

議案第7号平成5年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算、議案第12号平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算、及び議案第16号平成5年度四日市市桜財産区予算の3件については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第17号四日市市事務分掌条例の一部改正についてあります。

今回の組織・機構改革のねらいは、行政が担当する分野と分担を明確にし、市民の利便性、事務処理の効率性の向上に努めるとともに、時代に即応した体制の確立を目指すものであり、具体的には保健と福祉行政の一体化、広報及び女性施策を充実させるなど、現行の組織・機構を大幅に見直そうとするものですが、保険年金部門の市民部への移管については、市民サービスの低下を招かないように保健福祉部との綿密な連携に努めていくべきであるとの意見がありました。

議案第18号四日市市職員定数条例の一部改正については、引き続き事務事業の見直しを行いながら、増員も含めて職場の実態に応じた適正な人員配置に努めていくよう要望いたしました。

議案第19号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第20号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第21号四日市市長、助役及び收入

役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議案第22号四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての以上4議案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の報酬及び市の三役の給与を引き上げるとともに、これにあわせて各種委員等及び消防団員の報酬についても引き上げようとするものであります。が、一部委員から、議員の報酬及び市の三役の給与の引き上げに係る議案第19号及び議案第21号について反対意見がありました。

議案第23号四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、廃棄物の減量化に向けての市民・事業者・市の責務を盛り込むなど、現行条例を全面的に見直すとともに、一般廃棄物・産業廃棄物の処理手数料についても改定しようとするものであります。新しく設置される「ごみ減量等推進審議会委員」の選出基準について意見があったほか、一部委員から、処理手数料の引き上げについて反対意見がありました。

次に、議案第30号四日市市違法駐車等の防止に関する条例の制定についてであります。

本条例の趣旨・内容については、理事者から「都市部における違法駐車問題は交通事故の発生原因になるとともに、消防車や救急車の活動を阻害するなど、市民生活にも多大な影響を与えており、行政で実施可能な範囲において違法駐車の解消に向けた取り組みを行っていこうとするものである。重点地域として近鉄四日市駅周辺地域約0.6km²、重点路線として5路線3.8kmを対象に、警察の協力も仰ぎながら啓発・指導に努めていきたい」との説明がありました。

当委員会は、近鉄四日市駅周辺地域の違法駐車は目に余るものがあり、しかも悪化の一途をたどっているのが実態であることから、本条例の果たす役割に大きな期待を寄せるものでありますが、重点地域周辺部への違法駐車の拡散が予想されることから、それに対処するために必要な方策を講

じていくよう要望いたしました。

また、他の地域における重点地域の指定について意見がありました。議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）の関係部分、及び議案第44号平成4年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）の2議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 次に、教育民生委員長にお願いをいたします。

田中俊行君。

〔教育民生委員長（田中俊行君）登壇〕

○教育民生委員長（田中俊行君） 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算の関係部分のうち、歳出第3款民生費についてであります。

高齢化が急速に進む中、新年度には国の高齢者保健・福祉10カ年計画いわゆるゴールドプランに沿って、老人保健福祉計画が策定されるところであります。計画の策定に当たっては、寝たきり老人の解消、痴呆性老人の予防等に主眼を置いた施策の展開に努めるとともに、ホームヘルパーの充実、老人を取り巻く居住環境の整備等保健・福祉を初め諸施策が一体となった総合的かつ積極的な取り組みを行っていくよう要望いたしました。

ボランティア活動の推進につきましては、高齢化の進展に伴い福祉ニーズがますます多様化する傾向にあることから、福祉に関する学習機会の提供等を図るなどして、ボランティアの発掘・育成に努めていくよう要望いたしました。

また、寝たきり老人に対する介護手当等の一層の充実、紙おむつ代への

補助について意見がありました。

障害児保育につきましては、障害の早期発見体制の充実に伴い障害児は低年齢化、多様化していることから、不測の事態等に対応するため、医学的な専門的知識を有する看護婦等の配置の検討を行うなど、障害児保育のより一層の充実に努めていくよう要望いたしました。

また、保母の適正な人員配置等を図り、保育体制の一層の強化に努めるようあわせて要望いたしました。

国民健康保険にかかる業務が新年度より市民部へ移管される予定であります、疾病予防と国民健康保険業務は密接な関係にあることから、両者が一体となった取り組みが必要であり、今後とも密接な連携のもと、事業の推進に当たっていくよう要望いたしました。

なお、一部委員から、大型共同作業所設備等保守点検委託料について反対意見がありました。

続きまして、歳出第10款教育費についてであります。

学校開放につきましては、順次、施設環境の整備が進められているところであります、昨年9月から第2土曜日を休日とする学校週5日制がスタートし、その必要性がますます増大しているところから、学校図書室の整備・充実を初め学校開放の一層の推進を図っていくよう要望いたしました。

また、留守家庭児童を対象とした学童保育事業につきましても、今後需要が増すことが予想されることから施設建設に対する補助の創設について検討するなど、学童保育事業の拡大充実に努めるよう要望いたしました。

新年度より情報化時代に対応していくため、中学校技術家庭科においてパソコンコンピューターに関する授業が開始されるところでありますが、円滑な運用と利用の促進を図る観点から、早急に専用教室の整備を図るなど教育環境の充実とあわせて、教職員の研修等を通じ指導体制の充実・強化に努めていくよう要望いたしました。

また、教職員住宅、学校プール更衣室の換気設備の整備についての意見がありました。

性教育につきましては、近年、エイズの問題が深刻化するなど義務教育段階からの性教育が一層重要性を増していることから、教職員の研修の充実に努め、子供たちに対して性に関する正しい知識と理解が身につくよう、健全な性教育の展開を積極的に図っていくよう要望いたしました。

近年、小児成人病、アレルギー、アトピー性体质等の児童が増加していることから、学校給食や学校保健等の面において保護者との連携を密にするなど、教育の現場においてよりきめ細かな対応をしていくよう要望いたしました。

また、いじめや登校拒否等多様な問題を持つ児童・生徒の指導につきましても、教職員の専門的資質の向上を図るとともに教育相談事業の充実を図り、指導体制の強化に努めていくよう要望いたしました。

心身に障害のある児童生徒を対象とした特殊学級の運営につきましては、今後とも一人一人の発達段階に合わせて指導の充実を図っていくという観点に立ち、介助員の増員等を行うなど、特殊学級の一層の充実に努めていくよう要望いたしました。

また、小中学校等における卒業式については、できる限り効率的な運営を行い、児童・生徒にとって学校生活最後の行事として心に残る式典となるよう創意・工夫に努めることを要望いたしました。

女性施策につきましては、新年度より新設の女性課で取り組まれる予定であります、女性の地位向上と社会参加促進のためには、社会教育の充実が不可欠であることから、今後とも市民部等関係部局との連携を強化し、社会教育を通して女性施策の一層の向上に努めるよう要望いたしました。

また、成人の日行事について、一層の創意・工夫をすべきとの意見がありました。

文化振興につきましては、市民の芸術文化に対する関心が高まっており、

各種芸術文化団体の活動が活発化しているところであります、活動の発表の場となる文化施設が少ないとから、市民の自主的な文化活動の推進を図るため、芸術文化活動の拠点となる施設の整備・拡充を図っていくよう要望いたしました。

また、美術展覧会の運営、歴史的建造物調査事業の充実について意見がありました。

博物館・プラネタリウム館につきましては、本年11月上旬のオープンが予定されているところでありますが、施設本来の機能を果たしていく上で資料の収集・保管が重要な部分を占めることから、資料の購入に当たっては評価委員会などを設置するとともに、資料の提供を幅広く市民にも呼びかけていくなど積極的な資料の収集に努めるよう要望いたしました。

そのほか、家庭教育、青少年行政の推進、地域スポーツの振興について意見がありました。

議案第3号平成5年度四日市市国民健康保険特別会計予算、及び議案第9号平成5年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算につきましては、一部委員から反対意見がありました。

議案第27号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、城北町へのテニスコートの移転に伴い、使用開始時間が午前6時から7時に変更されますが、早朝テニスの要望が強いことから、防音壁の設置等環境整備に十分配慮し、現行制度と同様の運用が図られるよう関係住民の理解を求めていくよう要望をいたしました。

また、附属施設の整備についても早期に建設が図られるようあわせて要望いたしました。

議案第31号四日市市立幼稚園条例の一部改正につきましては、現在休園となっている中部幼稚園を廃園にし、新年度からは登校拒否児童を対象としたふれあい教室を開設しようとするものであります、児童数の変化に対応していくため、今後とも当施設を児童・生徒の健全育成のための教育

財産として利用していくよう要望いたしました。

議案第32号四日市市立博物館条例の制定につきましては、博物館の設置に当たり、観覧料、使用手続等について規定しようとするものであり、観覧料において低所得者や老人等にも配慮すべきとの意見があつたほか、一部委員より観覧料の消費税について反対意見がありました。

議案第33号四日市市文化財条例の全部改正につきましては文化財保護法に準じて現行条例を全面的に見直そうとするものであり、文化遺産の保存と有効な活用を図る観点から、条例の適正な運用を図っていくよう要望いたしました。

議案第11号平成5年度四日市市老人保健医療特別会計予算、議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）の関係部分及び議案第39号平成4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、以上3議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。長谷川昭雄君。

〔産業公営企業委員長（長谷川昭雄君）登壇〕

○産業公営企業委員長（長谷川昭雄君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算の関係部分についてであります。

歳出第5款労働費については、勤労者総合福祉センター及び労働福祉会館の管理運営費等の計上が主な内容であり、別段異議はありませんでした。

次に、歳出第6款農林水産業費についてであります。

畜産振興事業費として、四日市酪農業協同組合が行うアイスクリームなど乳製品製造施設設置に係る補助金が計上されておりますが、今後自由化に伴う乳製品の輸入増大により酪農業への影響が懸念されている中、本事業は地域酪農の充実を図る重要な事業であることから製品の販路確保にも配慮するなどきめ細かい対応を行っていくよう要望いたしました。

米の自由化・市場開放問題や担い手不足など農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しておりますが、農業自身も大きく変化しようとしております。

新年度においては、水田作業省力化のためラジコンヘリの導入など新政プランに示された望ましい経営体像の実現に向けて、新規施策が順次講じられようとしておりますが、新しい時代に対応し、経営の安定確保を図っていくには、地域としての創意工夫はもとより本市独自の農業振興策の一層の展開が求められていることから、次期基本計画の中で具体化が図られるよう、本市農業の特徴である都市近郊といった立地条件や農業農村の持つ水と緑を十分生かした施策を早急に検討していくことを強く要望いたしました。

歳出第7款商工費については萬古焼の里構想推進事業として、拠点施設の機能、展示内容等に関する計画を策定することになっております。

本構想が打ち出された後、数年にわたって取り組みがなされておりましたが、拠点施設の建設地等が明確に示されないまま現在に至っている状況から、今後の取り組みについて詳細な説明を求めたのであります。理事者からは「現在、拠点施設の建設予定地は産地内とされているが、本構想が事業として成功するためには体験窯を備えた創作工房の設置など特色ある拠点施設を配置することが必要であり、新年度は専門家の参画を得て、施設内容等の十分な検討を行うこととし、その後、建設に着手するもの」との説明がありました。

萬古焼の知名度の向上や産地の活性化を図るなど本市の地場産業を振興させる上で本構想に対する期待は大きいものがあるため、目的にかなった

施設となるよう早急に事業の推進を図っていくことを指摘いたしました。

また、さきの委員会において、(株)三重北勢ソフトウェアセンターの受講生不足について、種々論議がなされたところでありますが、今回受講生を確保するため、地域ニーズに合わせた中小企業向け初級研修など各種新規事業が用意されております。

本センターは、その活用によって、地域産業界において情報化が飛躍的に前進することが期待できるなど地域経済に大きく貢献するものであることから、今後とも経営安定に万全を期すよう要望いたしました。

議案第2号平成5年度四日市市競輪事業特別会計予算について、施行者の収益を圧迫している自転車振興会等への寄附金については、関係機関に対して、その見直しが図られるようあらゆる機会をとらえて強力に働きかけていくことを要望いたしました。

議案第14号平成5年度四日市市立四日市病院事業会計予算についてであります。

議案に関連して、全国各地の医療機関に発生しているMRSA感染症の問題は幸いにも本院での発生はいまだ見ておりませんが、今後院内感染の防止について十分な対策を講じていくよう要望いたしました。

また、過去の委員会で何度も論議されております駐車場問題について、現有スペースの有効活用を図るため、より効率的な駐車場管理の方策を検討していくよう再度要望いたしました。

議案第15号平成5年度四日市市水道事業会計予算については、県地区において地下水の状況を調査して、今後の水道水源としての可能性を検討しようとする新規水源調査事業が盛り込まれております。

内陸部の開発や河川の汚濁等、水道水源を取り巻く環境は厳しい状況にあることや生活様式の変化などにより、今後水需要はさらに増大することが予想されるため、将来に向けての水源の確保になお一層の努力を要望いたしました。

また、老朽管については年次的に布設替がなされておりますが、さらに安全でおいしい水を安定給水する上からも、未実施部分の早期の完了が求められ、計画を早めた事業実施に努めるよう要望いたしました。

なお、本件については一部委員から反対意見がありました。

議案第4号平成5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算、及び議案第34号四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正については、一部委員から反対意見がありました。

議案第13号平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分、議案第40号平成4年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）、議案第45号平成4年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第46号平成4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算の以上6議案については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 次に、建設委員長にお願いをいたします。

野崎 洋君。

〔建設委員長（野崎 洋君）登壇〕

○建設委員長（野崎 洋君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算の関係部分のうち、歳出第8款土木費についてであります。

土木管理費につきましては、テレビジョン放送受信障害が複合的に発生している市街地中心部を特定地域と定め、鋭意その対策が講じられておりますが、特定地域のエリア外においても、電波障害が発生している状況下

にあることから、必要に応じて特定地域の見直しを行っていくなど、全市的な観点から電波障害への対応策について種々検討を重ねていくよう要望いたしました。

道路橋梁費につきましては、本市を南北に縦貫する国道1号の交通量が既に飽和状態に達しており、交通渋滞が日常化して市民生活にも多大の影響が生じていることから、北勢バイパスの早期事業着手とあわせて、同国道の交差点改良を行うなど、交通渋滞の解消に特段の努力を払うことを要望いたしました。

河川費につきましては、生活雑排水等の流入に対処するため、関係部局との緊密な連携のもと、その対応策について協議を行っていくなど、河川環境整備の推進に向けて、一段の努力を行うべきとの意見がありました。

都市計画費につきましては、中心市街地や近鉄沿線などの各駅前等における放置自転車が大きな社会問題ともなっており、その解消を図るべく、自転車駐車場整備計画策定費が計上されておりますが、計画の策定に当たっては、既存の駐車施設についても見直しを行うなど、同計画をより実効あるものとするよう要望いたしました。

また、一部委員から、都市計画基礎調査費が計上されていることに関連して、用途地域の細分化に当たっては、住居地域と準工業地域の隣接によって生じる騒音問題を解消するため、その地域間に緩衝機能も考慮した見直しを行うべきとの意見がありました。

街路事業につきましては、環状1号線の采女町、河原田町間の早期事業化について意見がありました。

公園緑地整備事業につきましては、まちづくりにおける重要な都市基盤として、年々そのウエートが増している公園の整備に当たっては、整備計画立案の段階から、個々の公園の個性、機能など明確な整備方針を持って事業に臨み、年次的なグレードアップに努めていくよう強く要望いたしました。

また、市全体の緑化を推進するため、街路樹枠や緑帯の花壇化に一層の努力を払うよう要望いたしました。

そのほか、諫訪公園について周辺道路と一体性を持たせた整備を行うこと、霞ヶ浦緑地の整備拡大を検討することなどの意見がありました。

都市下水路費につきましては、潤いのある水辺環境づくりの一環として、阿瀬地川の整備事業を積極的に進めるべきとの意見がありました。

住宅費につきましては、公営住宅建設事業として西伊倉町及び内部泉町の市営住宅建てかえ工事が予算計上されており、老朽木造住宅の解消を図るため、順次事業が行われているところでありますが、なお老朽狭小な市営住宅が3分の1近くを占めている状況をかんがみ、居住水準の向上はもとより、公共投資による景気浮揚を図っていくという観点からも、その建てかえ時期について、早急に検討を行うよう強く要望いたしました。

また、総合的な住宅政策を展開するため、地域ごとに市営住宅の適正な配置を行うとともに、入居に当たっては、地域住民への優先枠の導入について検討を行うべきとの意見がありました。

そのほか、収入基準を超過した入居者に対しての指導強化、既存住宅の空き家補充時におけるふろ釜の設置などについて意見がございました。

歳出第11款災害復旧費第1項土木施設災害復旧費につきましては、別段異議はございませんでした。

なお、当委員会は、今回的一般会計予算に関連して、低迷する景気の浮揚策として、国において道路事業等公共事業の追加が想定されることから、その財源確保と事業実施に向けて万全の態勢で対処することを強く要望いたしました次第であります。

議案第5号平成5年度四日市市公共下水道特別会計予算につきましては、水洗化区域の拡大を図るため、鋭意事業の推進が図られておりますが、下水道事業の推進については、本市のまちづくりにおいても、最重要課題の一つとなっていることから、当委員会の閉会中の調査事項としても取り上

げ、今後の取り組みについて種々の指摘・要望を行っているところであります。

さらに、当委員会は、業務遂行に当たり、職員が責任を持って事業に臨むよう要望いたしました。

議案第8号平成5年四日市市営駐車場特別会計予算につきましては、過去当委員会において指摘している駐車場の利用率向上について、なお一層の努力を払うよう再度要望いたしました。

また、駐車場の委託経費の軽減を図るため、市民サービスさらには安全性を十分考慮の上、入出庫の一層の機械化について、検討を行っていくよう要望いたしました。

議案第29号四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正については、駐車場法の一部改正に伴い、建築物に対する附置義務の基準等について、その算定基準の強化等関係規定の改正を行おうとするものでありますが、一部委員から、対象区域を拡大していくなど、実態に即した見直しを行っていくべきとの意見がありました。

議案第37号委託協定の変更については、議案に関連して、諫訪公園内にある雨水調整池の管理棟について、周辺地域との景観に十分意を配すべきとの意見がありました。

議案第6号平成5年度四日市市地区画整理事業特別会計予算、議案第10号平成5年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第25号四日市市特別工業地区建築条例及び四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正について、議案第26号四日市市都市公園条例の一部改正について、議案第28号四日市市駐車場条例の一部改正について、議案第35号市道路線の廃止について、議案第36号市道路線の認定について、議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）の関係部分、議案第41号平成4年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第4号）、議案第42号平成4年度四日市市地区画整理事業特別

会計補正予算（第4号）、及び議案第43号平成4年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の11議案につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党四日市市議団を代表して、今定例議会に提案された46議案のうち14議案について、市民の暮らしを守る立場から問題があり、認め難く反対をするものであります。年度途中におきましても指摘した点が改善されることを強く要望もしておきたいと思います。

来年度予算に関する議案第1号を初めとして第3号、第4号、第8号、第9号、第10号、第15号、第19号、第21号、第23号、第28号、第32号、第34号、第38号について反対理由を述べます。

私どもは、一般質問の中でも、あるいは昨年末の来年度予算要求の中でも、今日の長引く不況の中で市民生活を守るために公共料金の値上げは抑えるべきであることを強く要求してまいりました。しかし、今回の予算では各種公共料金の値上げが行われようとしております。保育園の保育料、

国保料の値上げ、市営駐車場の料金値上げなどは撤回すべきであります。保育園の保育料については値上げ幅は少ないと見え、連合保護者会の皆さんのアンケート調査によても68%の方が保育料の値上げはやめてほしいと望んでいるところであります。また、国民健康保険の保険料値上げは自然増による分だけと言われています。資格証明書の発行もズバ抜けて多い上に、今日の長引く不況の中で多くの市民が収入減となり、保険料の負担は大変重たくのしかかってきています。市民の実情を考えるなら、値上げを行うのではなく値下げを行い、市民の暮らしと医療を守るべきであり反対をいたします。

議案第8号の市営駐車場の30%もの大幅な値上げは周辺駐車場の値上げを誘発するものであり、認め難く反対をいたします。

また、議案第23号のくみ取り手数料の値上げも認めることができません。市民への負担が重たくなると同時に他の市町村がし尿のくみ取りを民間委託しています。その業者団体から使用料の大幅値上げを押しつけられている今日、四日市が値上げを行うことは他の市町村にも大きく影響を及ぼす点からも認めることができませんし、し尿くみ取りの直営方式を維持すべきであります。ホームヘルパーの派遣制度は国の徴収基準より改善はされているとはいえ、その徴収費用が年間165万円であり、四日市の財政から考えれば、市費で負担をして無料にすべきであり、徴収に反対をいたします。

議案第34号の看護学院の授業料値上げにも反対をいたします。来年度予算は本年度に引き続き法人市民税の大幅な落ち込みの中で各種基金から29億8,832万円の取り崩しと競輪事業から15億円の繰り入れを行うことによって、財政運営を行っています。今こそ財政運営の面でも、大企業、大資本優遇から市民の暮らしと福祉教育を守る市民こそ主人公の財政運営に抜本的に改善すべきであります。

一つには、コンビナート、企業3社が法人市民税の均等割だけを納める

だけあります。多くの市民は税負担が重たくのしかかっています。大企業などは各種引当金などを引くと、中小企業と比較しても実行税率では低くなるほどの減税制度で優遇されていることからも、多くの自治体が行っている制限税率いっぱいまでの不均一超過課税方式を採用したり、法人市民税の均等割も制限税率いっぱいまで取るなど行うべきであります。

二つには、鈴鹿山麓研究学園都市整備事業についても第1期の工事が完了しましたが、鈴鹿山麓研究学園都市への民間企業の進出が全くめどがない状態であり、半分破綻をしております。ICE TTについては公開、民主、大企業に偏ることのないようにすべきであります。ところが、来年度予算においても認め難いものがあります。海洋環境観測システム開発事業委託や、ICE TTの役割に対する調査費等の支出がありますが、本来なら、これらの支出は県は別としてなぜ四日市市だけが費用負担をしなければならないのでしょうか。地球環境を守るために調査研究を否定するものではありませんが、四日市にICE TTを誘致したからといって市費の持ち出しを行うのではなく、ICE TTの事業に対して、国、県、中部経済連にも適正な負担を求めるべきであり、市費の持ち出しは行うべきではありません。生産緑地法制定による宅地並み課税による固定資産税については種々の問題があり、反対をいたします。

港の負担金についても利用している大企業に対して負担をもっとしてもらいたい、多額の市費の持ち出しを行うべきではありません。

天津市との都市提携を否定するものではありませんし、もっと民間での交流を強めるべきであります。しかし、都市提携ということで四日市が交流を行うことについては、あの天安門事件、中国政府が行ってきた人道上も許すことができない行為を容認することになり、当面差し控えるべきであり、反対するものであります。

公害対策関係予算については、二酸化窒素の環境悪化が進んでいく中で、地域指定が解除されたとはいえ、新規の公害患者救済の独自施策を創設す

べきであります。

不公平な同和行政をただすため、同和関係予算の見直しを求めます。特定の運動団体への補助金を必要最小限のものに行うよう、抜本的見直しを求める。大型共同作業所の巨額の市負担をやめ、速やかに売却処分すべきであります。

さらに、固定資産税の同和减免を初めとした不公正な措置は改めるべきであります。なお、個人給付事業についても所得制限を設けるべきでありますし、一般行政への移行を行い、広く市民にも利用できるようにすべきであります。関連して、議案第9号、第10号についてであります。福祉資金貸付事業特別会計予算について一定の所得制限を設けるとともに、同和地区住民に限定せず、全市民の施策とするよう一般行政の移行を求める。

議案第10号の住宅新築資金貸付事業特別会計予算も依然として焦げつきが多く、従来から指摘してきたとおり問題があり、反対をいたします。

今議会には市長を初め特別職と議員の報酬値上げが提案されていますが、6年連続の値上げとなり、今日の長引く不況の中で、賃上げの低額回答、首切りなど、人減らし合理化により苦しんでいる市民の感情を考慮するならば、他の市町村でも据え置いたところもあるように、据え置くべきであり、議案第19号と21号には反対をいたします。

議案第15号水道事業会計予算につきましては、水道局の皆さん日夜努力され、市民に安定的に安全な水を供給されていることに敬意をあらわすものであります。しかし、三重用水の受け入れにより大幅な負担増となりました。もっと県と話し合いをし、受け入れについて改善を図り、負担を軽減すべきであり、反対するものであります。

議案第4号食肉センター食肉市場特別会計予算、第32号博物館条例の制定については、この中の消費税の転嫁に反対をいたします。

議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）については、法人市民税で7億円の減収や利子割交付金の5億5,000万円の減収があり、

個人市民税、固定資産税、特別土地保有税の增收でカバーしながらも、なお不足する財源のため市債を17億7,000万円も発行しています。ところが、歳出において、これだけ市債を発行しながらも、広域基幹道路整備基金積立金に2億円も積み立てを行うなど、財政運営上問題があり、反対をするものあります。

最後に、今日国政を揺るがしている金丸前副総理の佐川急便問題や、建設業界のやみ献金、あるいは脱税など、ゆゆしき事態に立ち至り、国民の批判が大きくなってきています。このような時期、私ども議員はもちろん、市長を初め当局におかれましても、一層えりをただして清潔、公正な市政運営を進められんことを強調して、私の討論を終わります。

○議長（水野幹郎君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成5年度四日市市一般会計予算、議案第3号平成5年度四日市市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算、議案第8号平成5年度四日市市立駐車場特別会計予算、議案第9号平成5年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算、議案第10号平成5年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第15号平成5年度四日市市水道事業会計予算、議案第19号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第21号四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第23号四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について、議案第28号四日市市駐車場条例の一部改正について、議案第32号四日市市立博物館条例の制定について、議案第34号四日市市立四日市高等看護学院の条例の一部改正について、及び議案第38号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、以上の14件を一括して起立によって採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水野幹郎君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた32件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 議案第47号 助役の選任について

○議長（水野幹郎君） 日程第2、議案第47号助役の選任についてを議題といたします。

〔助役（加藤宣雄君）退席〕

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第47号は、今月末をもって任期満了となります助役、加藤宣雄氏を引き続き選任いたしたいと存じ提案するものであります。なお、同氏の経歴はお手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま助役の選任に同意いたしました加藤宣雄氏からございさつがありますので、よろしくお願ひをいたします。

〔助役（加藤宣雄君）入場〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまは、私の助役選任に当たり、格別のご高配を賜り、ご同意賜りましたこと、甚だ感謝申し上げるとともに、厚くお礼を申し上げ、これまでの4年間、議員の皆様方のご指導を得まして、まことに微力ではございますが、職責を果たすべく努力してまいったところではございますが、引き続き市長を補佐し、市勢発展と市民の福祉向上のため最善を尽くす所存でございますので、この上とも議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、お礼のごあいさつをいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

〔助役（加藤宣雄君）着席〕

日程第3 選挙第1号 四日市市選挙管理委員の選挙について及び選挙
第2号 四日市市選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（水野幹郎君） 日程第3、選挙第1号四日市市選挙管理委員4人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名

することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決しました。

四日市市選挙管理委員に、お手元に配付いたしました名簿のとおり、和藤政平君、市橋愛爾君、山本芳子君、齋木節三君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人の諸君を四日市市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の諸君が四日市市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙第2号四日市市選挙管理委員補充員4人の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決しました。

四日市市選挙管理委員補充員に、お手元に配付いたしました名簿のとおり、刑部昭三君、中川鈴子君、岡田俊子君、沓掛和男君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人の諸君を、四日市市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の諸君が四日市市選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、委員に欠員が生じた場合の補充順序についてはお手元に配付いたしました名簿記載の順序によることにいたしますので、ご了承を願います。それでは、ただいま四日市市選挙管理委員に当選をされました各氏からごあいさつがございますので、よろしくお願ひをいたします。

〔和藤政平氏、市橋愛爾氏、山本芳子氏、斎木節三氏入場〕

○選挙管理委員（和藤政平君）　ただいま四日市市選挙管理委員に選任されました和藤でございます。誠実に職務を遂行いたす所存でございますので、何とぞよろしくご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

○選挙管理委員（市橋愛爾君）　ただいま四日市市選挙管理委員に当選させていただきました市橋でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○選挙管理委員（山本芳子君）　ただいま四日市市選挙管理委員に当選させていただきました山本芳子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○選挙管理委員（斎木節三君）　ただいま当選させていただきました斎木節三でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（水野幹郎君）　どうもご苦労さまでございました。（拍手）

〔和藤政平氏、市橋愛爾氏、山本芳子氏、斎木節三氏退場〕

日程第4　発議第1号　四日市市議会委員会条例の一部改正について
○議長（水野幹郎君）　日程第4、発議第1号四日市市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

谷口　廣睦君。

〔谷口　廣睦君登壇〕

○谷口　廣睦君　ただいま議題となっております発議第1号四日市市議会委員会条例の一部改正について、発議者を代表して提案理由の説明を申

上げます。

　本件は、さきに議決されました四日市市事務分掌条例の一部改正にあわせて、市議会常任委員会の所管事項について所要の改正を行うとともに、現在総務委員会の所管事項となっております契約に関する事項について、これを改め、当該契約にかかる予算を所掌する常任委員会の所管事項とするものであります。

　なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしました発議案のとおりでございます。どうかよろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君）　提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君）　別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君）　ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第5　委員会報告第1号　請願の審査結果について

○議長（水野幹郎君）　日程第5、委員会報告第1号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君）　別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第6 発議第2号 在日外国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置等を求める意見書の提出について

○議長（水野幹郎君） 日程第6、発議第2号在日外国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 発議第2号在日外国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置等を求める意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

我が国が難民条約を批准したことに伴い、1982年より国民年金における国籍条項が撤廃され、在日外国人にも国民年金加入の道が開かれたところであります。

しかし、当時既に障害になっていた人や高齢であった人などに対しては救済措置が講じられなかつたため、これらの人々は現在も無年金のままであり、日常生活や将来における負担と不安は深刻なものがあります。

そこで、政府に対して、これら在日外国人の救済のため、国民年金法の改正あるいは制度措置を講ずるとともに、戦傷病者戦没者等遺族援護法など、一連の援護法における国籍条項の撤廃を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第7 委員会報告第2号 特別委員会の調査報告について

○議長（水野幹郎君） 日程第7、委員会報告第2号特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

お手元に各特別委員会の報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

なお、各特別委員会は、この報告書の提出をもって調査研究を終了いたしましたので、ご了承願います。

次に、さきの12月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（水野幹郎君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたします。

この際、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）議場中央に進む〕

○市長（加藤寛嗣君） 一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

去る3月3日から本日まで、平成5年度当初予算並びに関係条例そしてまた平成4年度補正予算、その他重要人事案件等々について熱心にご審議をちょうだいいたしまして、全議案につきまして、原案どおりご承認あるいはご同意を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、今日の我が国の経済情勢は既にご承知のように、バブルの崩壊から不況が進行してまいりました。国におきましても、これに対する予算措置等々を講じ、自治体もそれなりに配慮をしておるところでございますけれども、今日なお景気回復のめどが立っていないという状況にございます。

こういった状況ではありますが、一方自治体を取り巻く行財政環境というものは地域間競争、あるいは高齢化の進行、さらには環境問題等々、地球関係の問題にまでそれぞれの自治体に対する行政需要というものは随分複雑多様化しつつあります。私ども理事者はそういった状況を踏まえ、住民ニーズをしっかりと把握いたしまして、ニーズに合った的確なる施策の推進をしてまいらねばならないという決意を深めているところでございますが、今議会中、あるいは平素から皆さん方からちょうだいをいたしておりますご提言あるいはご指導等を十分踏まえまして、議決いただきました予算の執行を、あるいは社会情勢の変化に対応するような行政施策を的確に対処してまいらねばならないというふうに思っている次第でございます。

私ども改めて気を引き締め直しまして、こういった事態に向かいまして行財政運営のいかんを期したいというふうに考えておる次第でございますので、この上とも皆様方のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（水野幹郎君） これをもちまして平成5年3月四日市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後3時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

水野幹郎

四日市市議会副議長

堀内弘士

署名議員

桑原勇

署名議員

佐藤晃久

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 特別委員会の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の調査報告について

平成 5 年 3 月定例会会期日程

3 月 3 日 (水)	午前10時開会 議案上程…説明
4 日 (木)	
5 日 (金)	
6 日 (土)	休 会
7 日 (日)	
8 日 (月)	午前10時開議 一般質問
9 日 (火)	午前10時開議 一般質問
10 日 (水)	午前10時開議 一般質問
11 日 (木)	午前10時開議 一般質問 議案質疑…委員会付託 追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
12 日 (金)	
13 日 (土)	休 会
14 日 (日)	
15 日 (月)	
16 日 (火)	各常任委員会
17 日 (水)	総務委員会
18 日 (木)	
19 日 (金)	
20 日 (土)	
21 日 (日)	休 会
22 日 (月)	
23 日 (火)	
24 日 (水)	午後 2 時開議 委員長報告…質疑、討論、採決 追加議案上程…説明…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(5. 2. 24)

◎3月定例市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

(1) 一般質問 3月3日(水) 午後3時まで

(通告内容が同一趣旨の場合は午後4時まで変更可)

(2) 議案質疑 3月8日(月) 午後4時まで

(3) 請願 3月8日(月) 午後4時まで

(4) 議員提案による

意見書発議案 3月8日(木) 午後4時まで

(5) 討論・その他 3月18日(木) 正午まで

3. 発言順序

(1) 一般質問

① 市民クラブ ② 公明党 ③ 新風クラブ

④ 新政クラブ ⑤ 日本共産党 ⑥ 清風会

⑦ 無所属 ⑧ 緑水会 ⑨ 政友クラブ

(2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

(1) 一般質問(答弁を含む)

政友クラブ 5時間 緑水会 3時間30分

公明党 2時間30分 新風クラブ 2時間30分

新政クラブ 2時間 市民クラブ 1時間30分

清風会 1時間30分 日本共産党 1時間30分

* 小井道夫議員(無所属)の今定例会の発言時間は15分とする。

(答弁を含む)

(2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)

(3) 議案質疑 当初予算とそれに関連する議案については30分以内、その他については15分以内(答弁を含む)

(4) 討論 15分以内

* 今定例会においては、代表質問は行わない。

* 一般質問の要領

① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め今定例会に限り30分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。

② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。

③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

* 関連質問の要領

① 一般質問に限る。

② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。

③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。

④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕（47件）

議 案 名	議決結果
議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算	原案可決
議案第2号 平成5年度四日市市競輪事業特別会計予算	原案可決
議案第3号 平成5年度四日市市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第4号 平成5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算	原案可決
議案第5号 平成5年度四日市市公共下水道特別会計予算	原案可決
議案第6号 平成5年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第7号 平成5年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算	原案可決
議案第8号 平成5年度四日市市営駐車場特別会計予算	原案可決
議案第9号 平成5年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算	原案可決
議案第10号 平成5年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決
議案第11号 平成5年度四日市市老人保健医療特別会計予算	原案可決
議案第12号 平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算	原案可決
議案第13号 平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会	

計予算	原案可決
議案第14号 平成5年度四日市市立四日市病院事業会計予算	原案可決
議案第15号 平成5年度四日市市水道事業会計予算	原案可決
議案第16号 平成5年度四日市市桜財産区予算	原案可決
議案第17号 四日市市事務分掌条例の一部改正について	原案可決
議案第18号 四日市市職員定数条例の一部改正について	原案可決
議案第19号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第20号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第21号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第22号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第23号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について	原案可決
議案第24号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第25号 四日市市特別工業地区建築条例及び四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第26号 四日市市都市公園条例の一部改正について	原案可決
議案第27号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第28号 四日市市駐車場条例の一部改正について	原案可決
議案第29号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に	

	に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第30号	四日市市違法駐車等の防止に関する条例の制定について	原案可決
議案第31号	四日市市立幼稚園条例の一部改正について	原案可決
議案第32号	四日市市立博物館条例の制定について	原案可決
議案第33号	四日市市文化財条例の全部改正について	原案可決
議案第34号	四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について	原案可決
議案第35号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第36号	市道路線の認定について	原案可決
議案第37号	委託協定の変更について －諏訪公園雨水調整池建設工事－	原案可決
議案第38号	平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第39号	平成4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第40号	平成4年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第41号	平成4年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第42号	平成4年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第43号	平成4年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第44号	平成4年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第45号	平成4年度四日市市農業集落排水事業特別会	

計補正予算（第3号）	原案可決
議案第46号 平成4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算	原案可決
議案第47号 助役の選任について	同意

〔議員提出議案〕（2件）

議 案 名	議決結果
発議第1号 四日市市議会委員会条例の一部改正について	原案可決
発議第2号 在日外国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置等を求める意見書の提出について	原案可決

〔請願〕（1件）

（前回から継続のもの）

番号	件 名	請願者の住所・氏名 紹介議員	議決結果 付託委員会
6	4.12.7受理 在日朝鮮人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求めることについて (5.3.11差し替え)	四日市市阿倉川町8-30 在日本朝鮮人総聯合会 三重県四日市支部常任委員会 委員長 尹 鎮佑 ほか 255名	採択
	小林 博次・森 真寿朗	教育民生委員会	

一般質問通告一覧表

順序	氏 名	要 旨	ページ
3 月 1	市民クラブ 小林博次 (発言時間40分)	1 市長の所信表明に関連して (1) 不況対策 (2) 組織機構(局制の導入) 2 ホームレス対策について	64
3 月 2	市民クラブ 土井数馬 (発言時間50分)	1 交通安全施設整備について 2 旧東海道都市景観整備について	80
3 月 3	公明党 市川悦子 (発言時間60分)	1 新しい救急行政と女性の登用について 2 少子社会と高齢社会について (1) 乳幼児医療費助成制度 (2) 市立病院に望まれること	94
3 月 4	公明党 毛利道哉 (発言時間60分)	1 子どもの感性をはぐくむために (1) 子どもの遊び場の整備・充実 (2) 教育現場での期待 2 五感に訴える街づくりについて	111

3 月 5	新風クラブ 野崎洋 (発言時間60分)	3 三重造船跡地問題について	124
		1 四日市大学について 2 病院事業に関する 3 保育行政について	
3 月 6	新風クラブ 谷口廣睦 (発言時間60分)	1 四日市市総合計画基本構想における第6次基本計画策定を目の前にして、市長の重点政策は何か 2 公立病院の現状(市立病院、羽津病院、塩浜病院)と今後の課題について (1) 築港病院の現状と援助体制 (2) 地域医療の機能分担 3 霞地域(競輪場)周辺の整備計画とJR貨物ヤード移転先変更後の跡地対策の考え方について 4 垂坂山公園の現状と今後の事業計画について 5 行政から自治会組織への広報連絡業務委託について - (各部局)統一窓口対策 -	148
		1 地方分権特例制度について	

7	新政クラブ 伊藤正巳 (発言時間60分)	2 廃掃法に係る諸問題について	166			対策について	
		3 環境基本法と環境自治体づくりについて 4 地元問題について (1) 通学路の見直しと現状 (2) 公園施設 (3) 保育園の移転				3 公災害対策について 4 集中浄化槽改修への補助制度の創設を	
8	新政クラブ 古市元一 (発言時間60分)	1 四日市ハイテク工業団地について (1) B団地の現状と今後(誘致企業、時期等) (2) 南側よりの進入道路	183		10 月 11 日	1 鈴鹿山麓研究学園都市の整備事業を見直すために 2 老人保健福祉計画の策定に向けて 3 地域の児童公園整備促進について	218
		2 当面の財政問題について (1) 税収の見通し(年間) (2) 国の景気対策への対応 (3) 基金の状況				1 自動車排気ガス対策について 2 自治会のあり方と自治会長の職務権限について	
		3 北部の雨水対策について				1 市立病院の救急(医療)患者対応について 2 医療等における保険外の自己負担軽減策について	
9	日本共産党 佐野光信 (発言時間55分)	1 来年度の予算と施策について (1) 市民のくらしを守るために (2) 週休二日制 (3) 組織改革	195		13	1 都市提携(姉妹都市、兄弟都市)について 2 歩道橋について 3 農業振興について	252
		2 深刻になってきた不況への					

14	青山 弘忠 (発言時間60分)	1 合併問題について 2 桜財産区周辺の諸問題について 3 少子化時代と高齢化社会 (1) 出生率向上 (2) 老人福祉と児童福祉のあり方 (3) 保育所のあり方	268	17	政友クラブ 伊藤 正数 (発言時間60分)
15	緑水会 喜多野 等 (発言時間60分)	1 緑と水との調和のとれたまちづくりについて 2 地方分権と財政計画の見通しについて 3 今後の教育行政の見通しについて (1) 児童数減少に対する今後の取り組み (2) 時代の変化に対応した人材育成 4 市営住宅について (1) 老人・身障者向け住宅 (2) 駐車場問題	290	18	政友クラブ 川村 幸善 (発言時間60分)
3 月 11 日	政友クラブ 小川 政人 (発言時間60分)	1 福祉とボランティアの活用とボランティア助成基金の創設について 2 四日市市交通災害共済と自	309		

議案質疑通告一覧表

順序	氏 名	件 名	ページ
1	日本共産党 橋 本 茂	1 議案第14号 平成5年度四日市市立四日市病院事業会計予算 2 議案第32号 四日市市立博物館条例の制定について	352
2	日本共産党 佐 野 光 信	1 議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算 歳入 第1款 市税 歳出 第2款 総務費 第3款 民生費 第4款 衛生費 第9款 消防費	356

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

歳出第1款 議会費

第2款 総務費

第4款 衛生費

第8款第4項 港湾費

第5項 都市計画費中都心整備課

関係部分

第9款 消防費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第14款 予備費

第2条 債務負担行為

第3条 地方債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

議案第7号 平成5年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算

議案第12号 平成5年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算

議案第16号 平成5年度四日市市桜財産区予算

議案第17号 四日市市事務分掌条例の一部改正について

議案第18号 四日市市職員定数条例の一部改正について

議案第19号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第20号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

議案第21号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

議案第22号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部改正について

議案第23号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正に
ついて

議案第30号 四日市市違法駐車等の防止に関する条例の制定について

議案第38号 平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）
第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費

第8款第4項 港湾費

第9款 消防費

第2条 繰越明許費

第3条 地方債の補正

議案第44号 平成4年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算
(第2号)

○ 教育民生委員会

議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第3号 平成5年度四日市市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 平成5年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第11号 平成5年度四日市市老人保健医療特別会計予算

議案第27号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議案第31号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

議案第32号 四日市市立博物館条例の制定について

議案第33号 四日市市文化財条例の全部改正について

議案第38号 平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第39号 平成4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

○ 産業公営企業委員会

議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

議案第2号 平成5年度四日市市競輪事業特別会計予算

議案第4号 平成5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

議案第13号 平成5年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成5年度四日市市立四日市病院事業会計予算

議案第15号 平成5年度四日市市水道事業会計予算

議案第24号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する條
例の制定について

議案第34号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について

議案第38号 平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第14款第1項 農林水産施設災害復旧費

議案第40号 平成4年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）

議案第45号 平成4年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第46号 平成4年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

○ 建設委員会

議案第1号 平成5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第8款 土木費

（総務委員会に付託した部分を除く）

歳出第11款第1項 土木施設災害復旧費

議案第5号 平成5年度四日市市公共下水道特別会計予算

議案第6号 平成5年度四日市市地区画整理事業特別会計予算

議案第8号 平成5年度四日市市営駐車場特別会計予算

議案第10号 平成5年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第25号 四日市市特別工業地区建築条例及び四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正について

議案第26号 四日市市都市公園条例の一部改正について

議案第28号 四日市市駐車場条例の一部改正について

議案第29号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の

一部改正について

議案第35号 市道路線の廃止について

議案第36号 市道路線の認定について

議案第37号 委託協定の変更について

－諏訪公園雨水調整池建設工事－

議案第38号 平成4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費（第4項港湾費を除く）

第14款第2項 土木施設災害復旧費

議案第41号 平成4年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第4号）

議案第42号 平成4年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

議案第43号 平成4年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

在日外国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置等を求める意見書

1982年1月1日より国民年金における国籍条項が撤廃され、在日外国人にも国民年金加入の道が開かれたところであります。しかし、当時すでに障害になっていた人や高齢であった人、また母子、準母子家庭状態にあつた人々に対しては救済措置が講じられなかったため、これらの人々は現在も無年金の状況下に置かれ、日常生活や将来における負担と不安は深刻なものがであります。

よって、政府におかれては、これら在日外国人の救済のため、国民年金法の改正あるいは制度措置を講じるとともに戦傷病者戦没者等遺族援護法、戦傷病者特別援護法など一連の援護法における国籍条項を撤廃し、在日外国人の戦傷者と犠牲者の家族にも日本人と同様の補償が行われるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成5年3月24日

四日市市議会

議長 水野幹郎

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣)

特別委員会の調査報告について

特別委員会に付託された事項について、会議規則第98条の規定により、下記のとおり調査結果を報告します。

記

1. 付託事項

広報行政・議会活動特別委員会

広域行政の推進並びに議員定数・議会棟建設問題等を含む議会活動に関する調査研究

市制100周年事業特別委員会

市制100周年事業に関する調査研究

環境問題対策特別委員会

産業廃棄物処理・ごみ減量化対策並びに開発行為と自然環境の保全対策に関する調査研究

中部新国際空港対策特別委員会

中部新国際空港建設に伴う交通アクセス及び港湾施設整備に関する調査研究

県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会

県立総合塩浜病院跡地利用に関する調査研究

2. 調査の経過及び結果

別紙報告書のとおり

平成5年3月24日

広域行政・議会活動特別委員長 古市元一
市制100周年事業特別委員長 喜多野 等

環境問題対策特別委員長 橋本増蔵

中部新国際空港対策特別委員長 坂口正次

県立総合塩浜病院跡地対策特別委員長 川村幸善

四日市市議会

議長 水野幹郎 殿

広域行政・議会活動特別委員会報告書

当委員会に付託されました広域行政の推進並びに議員定数・議会棟建設問題等を含む議会活動に関する調査研究の結果についてご報告申し上げます。

四日市市は、昭和47年に近隣の三重郡4町（菰野町、楠町、川越町、朝日町）とともに「四日市地区広域市町村圏協議会」を結成し、今日に至るまで広域行政を推進するための指針となる広域行政圏計画の策定や各種事業実施の連絡調整に努めております。

また、一部事務組合（衛生組合、伝染病隔離病舎組合、農業共済事務組合）や、あさけプラザ、地場産業振興センターなどの広域施設の運営にも共同で当たるとともに、本年3月1日からは新たに楠町、川越町及び朝日町の消防事務を受託し、広域消防体制がスタートしたところであります。

しかし、近年本市並びに本市周辺地域には中部新国際空港、三重ハイテクプラネット21構想をはじめとする大規模プロジェクトや第二名神自動車道等の広域基幹道路の整備計画がメジロ押しであり、県下北勢地域の一層の飛躍を図っていくためには、従来にも増して積極的な広域行政の展開が必要になってきていることから、当委員会は今後の本市の広域行政のあり方について調査研究を行いました。

また、議員定数や議会棟の建設問題など、議会活動に密接に関わる諸問題についても合わせて調査研究を行いました。

1. 広域行政について

当委員会は、本市に隣接し、歴史的にも深い関係のある三重郡4町との意思の疎通を図る観点から、議員相互の交流を行うべく、4町を訪問して各町議会議員との懇談会を開催しましたが、その概要は次のとおりであります。

(1) 三重郡4町との懇談概要（訪問順に記載）

① 川越町（人口：10,147人、面積：8.71 km²）

川越町は、沿岸部の広大な埋立地を利用した工業団地に象徴される工業の町であると同時に、一方で高松海岸には北勢地方唯一の白砂の残る自然豊かな町でもあります。

近鉄富洲原駅周辺の再開発問題や廃棄物の処理方法に苦慮している点について論議があったほか、県政の「南主北從」を解消するための北勢市構想、北勢バイパスの整備、楠・川越両町を含めた港湾行政、職員の相互派遣等について意見交換を行いました。

また、懇談終了後、中部電力川越火力発電所の視察を行いました。

② 楠町（人口：10,630人、面積：7.76km²）

本市の南に位置する楠町では、伝統産業の醸造業・紡績業とともに、ハマグリの養殖などの水産業もさかんに行われております。

懇談会では、市民の利用も多い県立総合塩浜病院の跡地利用問題、高齢化社会に対応した福祉行政、磯津漁港の整備について意見交換を行いました。

また、道路整備、廃棄物処理、食品加工団地の建設についても意見が出されました。

懇談会終了後には、海岸沿いの北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の浄化センターと五箇門を視察いたしました。

③ 朝日町（人口：6,853人、面積：5.99km²）

東芝、日立金属などが立地する朝日町では、工業と緑豊かな自然との調和を目指した町づくりが進められています。

朝日町が直面している課題として廃棄物処理問題が提起され、その処理方法として伊勢湾への共同処理場の建設、四日市市の施設の利用などが挙げられました。

そのほか、広域基幹道路の整備、北勢市構想、職員の相互派遣、高齢化社会に対応した福祉行政に関する意見がありました。

④ 菰野町（人口：33,184人、面積：107.28km²）

鈴鹿国定公園の中心である湯の山温泉を擁する菰野町は、古い歴史を持つ観光地として全国にその名を馳せていますが、近年は工業団地を造成して企業誘致にも力を入れております。

懇談の中では、県道四日市土山線（通称・湯の山街道）の国道昇格に伴うバイパス整備など広域基幹道路について論議があったほか、高齢化社会に対応した福祉行政、廃棄物処理・下水道問題、朝明衛生処理場施設の更新、観光行政の推進について意見が出されました。

また、懇談終了後、第二名神自動車道のインターチェンジ予定地を視察いたしました。

(2) まとめ

当委員会は、三重郡4町との懇談を通して、高齢化社会への対応や廃棄物処理に係る問題など、各自治体が現実に直面している諸問題を再認識し、広域行政が今後ますます重要になってくるとの感を深めたのであります。

このように21世紀を間近に控えて都市間競争、地域間競争が激化する中で、大局的な視点に立った住民本位の広域行政を推進するためには、自治体間の意思の疎通を図りながらより一層効率的・効果的な施策を実施していくとともに、議会サイドにおいては議員相互の意見交換のための懇談の場を今後も定期的に設けていく必要があります。

そして、その結果関係自治体にとって「合併」が最も有効な手段であると判断されれば、商工会議所、青年会議所などの民間団体の協力も得ながら、住民の理解のもとにその具体化に向けて努力すべきであります。

2. 議会活動について

(1) 議員定数

本市の議員定数は、地方自治法第91条に規定された定数から3人減員して41人と定められています。

これは、昭和61年3月議会において、過去3年間にわたる議会活動特別委員会での調査結果を踏まえて「四日市市議会の議員の定数を減少する條

例」が可決・施行された結果であり、以後2回の一般選挙が実施されて今日に至っております。

しかし、昨年1月に市民から議長に対して議員定数の削減等を求める要望書が提出されたことなどを契機に議員定数問題が再び表面化し、本特別委員会の調査研究事項として付託されたのであります。

委員からは、次のような意見が出されました。

- ① 本市の人口は着実に増加しつつあり、平成2年10月1日に実施された国勢調査結果では274,180人となっている。法定定数が4人増えて48人となる人口30万人を目前にしている現在、議員定数をさらに削減することは早計であり、これ以上の議員定数削減は、議会が担っている民意の反映や執行機関に対する批判・監視機能の低下につながる。
 - ② 常任委員会及び特別委員会が、本会議の下審査機関としての重要な機能を果たしていくためには、委員定数は現在の約10人が適正な規模である。
 - ③ 「議員定数を削減すべき」との意見には明確な根拠は見当たらず、むしろその背景には、日頃の議員の活動が市民に十分理解されていないという問題があることから、議員自らが自治会役員をはじめとして地域住民とのコミュニケーションをより一層図っていく必要がある。
 - ④ 本会議や常任・特別委員会など議員本来の活動を最優先にするとともに、「市議会における虚礼廃止に関する申し合わせ」の順守を徹底していくことが、議員に対する市民の理解を深めることにつながる。
- これら各委員から出された意見を総合的に勘案した結果、当委員会は、現時点においては議員定数は現状のまま据え置くことが妥当であるとの結論に達したのであります。
- なお、今後とも全国的な行財政改革の流れや議員定数の動向を注意深く見守っていくとともに、議会や議員に対する住民の声に積極的に耳を傾けながらさらに自己研鑽に努めていくことが我々議員に課せられた責務であ

ると考えるものであります。

(2) 議会棟

昨年度に設置された市制100周年記念事業特別委員会は、平成4年3月議会に提出した調査報告書の中で、市制100周年記念施設の具体例として、「議会棟を整備して、その中に消防・水道事業の本部機能等を配置した複合施設」を挙げており、これを受け、議会棟の建設問題が本特別委員会の調査研究事項として付託されましたが、議会棟の建設問題を論議するためには、まず庁舎全体が抱えている諸問題を知っておかなければなりません。

昭和47年1月に竣工した現在の市庁舎は、地上11階地下2階の規模で、総床面積は22,755m²、そのうち議会関係部分面積は1,703m²であります。

建設当初は6、7階部分は将来の事務量の増大等に備えた予備フロアとして確保されていましたが、現在では全て執務スペースとなっております。

また、市の組織・機構の拡大、職員数の増加、急速なOA化の進展等によって市庁舎は飽和状態になってきており、特に1階から3階までのカウンタースペースなどはこれ以上拡張の余地がなく、会議室についても、限られた室数のもとで会議日程の調整に苦慮している状況にあります。

さらに、議員だけでなく多くの一般市民が利用する議会関係部分についてもかなり手狭になってきており、議員活動にも少なからず影響が出てきています。

そこで、本市の将来の人口増も見越した十分な執務スペースを確保することによって市民サービスの向上に努めるとともに、併せて議会関係部分も新たに整備するための「第二庁舎」を現在の市庁舎周辺に建設することを検討する時期に来ていると考えるものであります。

「第二庁舎」の建設地としては市庁舎東側の旧市庁舎解体後の跡地が候補地の一つとして挙げられるところであり、また建設時期としては平成9

年の市制施行100周年記念事業の一環として位置づけていくことが適當であると思われますが、これらについては、「第二庁舎」建設の是非と併せて、今後、理事者において早急に調査研究を行っていくよう望むものであります。

(3) その他

当委員会は、市議会における喫煙問題についても論議しました。

現在、議場における喫煙は会議規則で固く禁止されておりますが、常任・特別委員会等においては特に規定されておらず、会議中の喫煙は自由になっております。

しかし、近年、嫌煙権が全国的に強く主張されるようになっている中で、喫煙者のみならず周囲の人の健康状態にも大きな影響を与えると言われている喫煙は、今後、常任・特別委員会等においても禁止してはどうかと考えるものであります。

なお、各委員長におかれでは、委員会中に適宜休憩をとっていただくことによって喫煙権も保障され、喫煙者側の理解も得られるのではないかと思われます。

3. おわりに

以上、広域行政の推進及び議会活動について当委員会の調査結果をご報告いたしましたが、いずれの問題も四日市市及び四日市市議会にとって極めて関わりの深い、重要な問題であるだけに、市議会として今後も機会あるごとに調査研究を重ねていく必要があると思われますので、この調査報告書がその参考となれば幸いであります。

これをもって、広域行政・議会活動特別委員会の調査報告といたします。

市制100周年事業特別委員会報告書

当委員会に付託されました市制100周年事業に関する調査研究の結果をご報告いたします。

本市は、平成9年（西暦1997年）に歴史的周期とも言うべき「市制100周年」を迎えます。明治30年の市制施行当時、人口25,326人、世帯数3,941世帯、面積9.65km²であったものが、平成4年8月には人口282,536人、世帯数94,067世帯、面積197.33km²へと飛躍的に伸展し、三重県下最大の都市として、今日まで歩んできました。

現在の我が国を取り巻く社会経済情勢は、高齢化、国際化、高度技術・情報化の進展など、新たな時代の潮流が押し寄せてきています。

また、本市域周辺においては21世紀初頭の開港を目指した中部新国際空港をはじめ、リニア中央新幹線、第2名神自動車道など本市のまちづくりの根幹に関わる国家的なビッグプロジェクトがめじろ押しであり、本市域は今後大きな変貌を遂げていくものと思われます。

こうした状況のもと、平成9年に迎える「市制100周年」は本市が時代の流れに対応し、明日への一步を記していく中での大きな節目と据え、これまでの先人達のたゆまぬ努力と我々の歩んできた道を振り返るとともに、来る21世紀に向けて市勢の新たな発展を期するための大きな契機としていくことが肝要と考えます。

当委員会は平成3年度に引き続き設置された意義を深く認識し、前年度の調査・研究の成果を土台として、本年度は記念事業の具体化に向けた取り組みについて調査研究を行いました。

1. 本市の100周年事業への取り組み状況

現在、本市においては100周年記念事業の基本構想とも言うべき「四日市市制100周年記念事業懇談会」の提言（平成4年3月）に基づき、市民各層の代表100人からなる四日市市制100周年記念事業推進市民会議を設置し、記念事業計画策定について検討しています。市民会議ではイベント部会・施設部会の2つの専門部会に分かれそれぞれ熱心な議論が交わされており、記念イベントとしては、できるだけ多くの市民が参加でき、ふるさと四日市のまちづくりや産業と文化の活性化につながり、四日市からの

情報発信性を高めるようなイベント、各地区住民の主体的な参加による地区的特性を生かしたイベント、市民・企業・団体などの自主企画イベントなどを行ってはどうかとの意見が出されています。また、記念施設については、まちのシンボルとなり、四日市地域の活性化の核となることが期待できるとともに、できるだけ多くの市民が集い、憩い、楽しむことのできるもので、後世に残る記念となる施設が望ましいとの意見が出されています。

具体的には、100周年記念公園（総合スポーツ公園等）の整備、市民文化プラザ・先人記念館・ふれあいセンター（障害者と高齢者のための施設）などの建設及び四日市港との関連で、旧港周辺整備、産業貿易館・展望施設（ポートタワー等）などの建設のほか、21世紀を展望した都市づくりとして、水緑景観モデル事業、四日市中央通りなどの整備、植物公園・子どもの森構想の策定などが挙げられています。

一方、府内には、四日市市制100周年記念事業検討会を設け、全庁的な取り組みを行っています。

また、現在平成6年度からスタートする本市第六次基本計画の策定作業が行われておりますが、記念事業を本計画に組み入れることにより、財源的な裏付け等具体化へと進んでいくものと思われます。

2. 視察都市の状況

(1) 高松市

高松市は明治23年2月15日に市制を施行し、平成2年に100周年を迎えた。

記念事業として、国際交流イベント、協賛イベントなど大小約70の記念イベントが年間を通じて開催され、延べ約200万人の参加を得ました。その中でも四国の3大まつりの一つと言われる、高松まつりは通常3日間のものを4日間とし市内中心部をメイン会場に新しい音頭を生み出すなど盛大に行われました。

記念施設としては、地下広場（愛称：光の広場）の建設のほか、図書館・菊地寛記念館・歴史資料館の複合施設が平成4年にオープンしました。

これら事業を振り返って、記念イベントについては、多くの市民の参加が実現し成功をおさめることができたが、施設整備においては100周年事業としての位置づけが弱かったとのことでした。

(2) 徳島市

阿波おどりで知られる徳島市は明治22年10月1日に市制を施行し、平成元年に100周年を迎えるました。記念イベントは「藍と水と情熱」をテーマに、元NHKアナウンサーの鈴木健二氏を総合プロデューサーに迎え、NHKとの共催でのど自慢等を開催したほか、藍のニューヨークファッションショーを東京で開催するなどしました。

恒例の阿波おどりも全市を挙げて一層盛大な規模で行われました。

一方、記念施設としては新町川水際公園のほか、阿波史跡公園の整備を行っています。

府内組織として、ニューフロンティア推進室に市制100周年事業推進課を設置しており、事業終了後は記念事業で發揮された市民の情熱と熱気を翌年以降も何らかの形で引き継いでいくとともに、地域文化の創造とまちづくりへつなげていかなければならないとの考えから、文化振興課へと引き継がれています。

3. 記念事業について

記念事業は、市民の共感が得られ、先人が築き上げた文化、伝統、自然等の貴重な遺産を守り育むとともに、新しい時代の流れに対応したものとしていく必要があります。また、事業を単発的、短期的な一過性に終わらせずのことなく、21世紀のまちづくりへとつなげていくことが肝要であると考えます。

また、本市発展の原点とも言える「四日市港」は、平成11年に開港100周年を迎え、記念行事の実施が予定されることから、四日市港管理組合と

十分な連携を図る必要があります。

(1) 記念イベント

記念イベントについては、平成9年を中心に行われるメインイベントのほか各地区を中心とした地区イベント、市民の気運を盛り上げるためのブレイブ等が考えられます。

メインイベントについては、早急にメイン会場の選定等を行い、本市に相応しいイベントの展開が図れるよう検討するとともに、ブレイブについては、あらゆる機会を通じて宣伝・PR等を行い、市民の100周年に対する意識の高揚を図っていく必要があります。

また、徳島市の阿波おどりのような老若男女だれでもが踊れるような「新四日市音頭」の創設等新しい祭りのあり方についても早急に検討し、平成9年に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

(2) 記念施設

記念施設については、21世紀を展望し、全国的にも注目を浴びるような後世に残る記念施設とすることが望されます。

施設の建設に当たっては、「平成9年に完成する施設」「平成9年に整備中の施設」「平成9年にスタートする施設」に区分し、取り組む必要があると考えます。平成9年に完成する施設については、時間的制約があることから一刻も早く事業に着手するとともに、その他の施設についても、現在策定中の次期基本計画の中に組み込んでいくなど具現化に向け、早急に取り組んでいく必要があります。

また、単体的な施設の建設のみではなく、イベント会場の跡地利用など比較的まとまった用地を確保し、本市の目指す都市像に沿って、長期的な展望のもとに拠点的な施設整備を検討すべきであると考えます。

(3) 推進体制

100周年が目前に迫っている中で、今後多くの事業を着々と具体化していく必要があり、新年度にはこれを実行する行政組織の充実、とりわけ専

任体制の確立が急務であります。また、広く市民の英知と力を結集するため、市民組織の充実についても早急に検討すべきであります。

4. まとめ

市制100周年は、かつての「公害のまち四日市」のイメージを払拭する最大の好機であり、環境問題等クリーンなテーマを設定するなど内外に新しい四日市をアピールし情報発信していくべきであります。

バブル経済の崩壊に伴い、財政見通しが不透明な今日、記念事業を盛り上げ、成功を期するため民間活力の導入等についても積極的に検討する必要があると考えます。

当委員会は、記念事業を成功させる大きなエネルギーとなるのは、全市民の協力と参加によるところが大であり、今後積極的にPR活動を行い、市民の記念事業への参加意識を高揚していくことが肝要であると考えます。

平成4年4月4日に開催されたオープンバザール四日市は準備期間が短期間であったにもかかわらず、官民一体となった取り組みによって、市民はもとより近隣地域から延べ53万人の人を集め好評裡に終えたところであります。この貴重な経験をステップに市民と行政が一体となった取り組みをしていけば、必ずや100周年記念事業は大成功をおさめるものと確信するものであります。

最後に、記念事業が一過性に終わることなく、次世代に向かって誇りを以て継承でき、若者に夢を与えるような心に残る記念事業となることを祈念して、市制100周年事業特別委員会の調査報告といたします。

環境問題対策特別委員会報告書

当委員会に付託されました産業廃棄物処理・ごみ減量化対策並びに開発行為と自然環境の保全対策に関する調査研究の結果についてご報告申し上げます。

近年、環境問題に対する関心は国内外を問わず大きな高まりを見せて

おりますが、特に地方自治体にとっては地域住民の生活や健康に直接影響を及ぼす問題であるなど、都市の発展と表裏一体のものであることから政策上の大きな課題の一つと言えます。

高度成長時、主に工場の排煙や排水によって発生した大気汚染や水質汚濁等の産業公害は行政、住民、企業などの努力によって、現在では解消の方向にありますが、同じ時期から徐々に進行してきたごみ処理の問題が次第に深刻化しており、自治体の中には既存のごみ処分場の能力が限界に近づいて適正な処理ができず、危機的な状況に陥っているところさえあります。

さらに、依然として後を絶たない産業廃棄物の不法投棄や無秩序な開発に伴う自然環境の破壊などの問題が各地で発生しております。

このような状況の中、本市が快適な生活環境を保持し、将来に向けて更に発展を続けていくためには環境対策の一層の充実強化が不可欠であることから、当委員会は今後のごみ処理や自然環境の保全のあり方について、行政視察も含めて調査研究を行いました。

1. 産業廃棄物処理対策

産業構造の高度化、多様化に伴って、産業廃棄物は発生量が年々増大しており、産業廃棄物処分場をめぐる問題は景観の問題、跡地利用や水質汚濁等が広範に及ぶなど本市だけではなく、産業廃棄物処分場を抱える市町村はその対応に苦慮しております。

産業廃棄物の処理は、法律で県の所管事務と定められておりますが、最終的には市町村が、更には地域住民と深く関わる問題であるため、早期に現行法制度の抜本的見直しを行い、市町村の権限で適正な行政指導ができるよう実態に即した法改正が強く望されます。

しかしながら、処分場をめぐる問題は、市町村にとって急を要する課題となっている状況から、法改正までの間に実効ある対策が求められています。

そのため、処分場管理者と市が協定を締結することによって、処分される廃棄物の内容が周辺住民にも公開され、処分場管理者の監督・監視義務の一層の遵守を確保できる制度の創設に向けて早急に取り組むことが必要であります。

産業廃棄物処理に関する国の政策は排出者責任を原則とした民間主導型であることが、結果として業者間の競争を激しくさせ、管理・運営が不十分になっている一因と考えられます。

しかし、四日市地域におきましては、昭和49年から公共が関与する(財)三重県環境保全事業団の埋立処分場が設置され、当地域の産業廃棄物処理に大きな役割を果たしてきました。平成2年7月に開設された小山処分場は年間47万t余りを処理して、その依存度はますます高くなっています。このまま推移すると近い将来、埋立容量が限界となることは明らかであり、新たな処分場の用地確保が課題となっているのが現状です。

このため、産業廃棄物が責任をもって適正に処分されるためには、公共関与の処分場の増設が求められますが、設置場所については飲料水等の生活環境への影響を考慮する必要があり、四日市港管理組合の港湾埋め立て計画の中に処分場確保を織り込むなど早期に整備されることが強く望まれるところです。

2. ごみ減量化対策

本市で発生する一般廃棄物は関係者の努力にもかかわらず依然増加傾向を示しており、その原因としては家庭系ごみについては、使い捨て時代を反映してプラスチックの容器や缶、ビン類そして食品用トレイなどの包装材料の増加を、また事業系ごみについては、事業のOA化による紙ごみの増加が挙げられます。

これら一般廃棄物のうち、資源ごみとしてリサイクルされるものは別にして可燃物は焼却した後にその灰を、また不燃物は直接最終処分場へ運ばれて、埋立処理されておりますが、現在の最終処分場の能力も限られてい

ることや新規の処分場確保が容易でないことから、ごみ減量は重要な課題となっております。

(1) ごみ減量

最近、生ごみを肥料化する一般家庭用のコンポスト容器がごみ減量に有効であることが注目されていますが、市街地では使用に適していないため各家庭から生ごみを持ち寄って処理ができる規模・能力を持った処理機の導入も検討する一方、一般家庭へのコンポスト容器の普及を進めるに当たっては、生ごみに加える酵素の効果など使用方法について十分に調査することが必要と考えます。

ごみ減量の推進には、先進自治体や外国、研究機関の取り組みや事例について積極継続的に調査研究を行い、特に実効を上げている他都市の減量策を積極的に取り入れていくべきと考えます。

また、最終処分場の延命につながるプラスチックごみの減量については、できるだけ使用を控えるといった市民への意識啓発や完全なりサイクル化の確立を必要としますが、それでも未処理のプラスチックごみは残るものと考えられ、これらを安全に焼却処分できる中間処理施設を整備すべきであります。

(2) 資源リサイクル

本市のごみリサイクルは、四日市再生資源協同組合による収集・処理によるもののほか、ボランティア団体等による集団回収によって支えられておりますが、最近になって再資源物市況の下落・低迷により協同組合の経営状況が悪化しておりますし、ボランティア活動にも影響を及ぼしかねない状況であります。

そのため、長年の努力によって築かれてきた市のリサイクルシステムが後退することなく、今後も十分機能していくよう、特にシステムの中核である回収、再生部分について抜本的な対策を講じる必要があると考えます。

(3) 環境教育

ごみ減量には市民、事業者、行政それぞれが「いかにごみを出さないか、出さないか」といった意識を常に持つことが必要であり、そのためには環境教育が大きな役割を果たすと考えます。

本年度、過剰包装問題が取り上げられ、「エコ・パッケージ運動」が展開されておりますが、事業者と市民の取り組みの連携が図られ、より実効のある運動となるようさらにきめ細かい指導を行っていくべきと考えます。

さらに、行政が率先してごみ減量に取り組むことが重要であり、紙ごみを極力出さないよう書類等の簡素化をはじめとして、ごみ減量の視点から市の施策の全般的な見直しを行っていくべきであります。

3. 開発行為と自然環境の保全

本市の自然環境は開発行為などにより減少の傾向にありますが、緑や自然景観の保全は都市の魅力を高める大きな要素の一つであります。

一定以上の開発行為が行われる際には、県の指導要綱に沿って順次手続きが行われますが、環境アセスメントにおいて、関係市町村と関係住民は環境影響評価準備書に対する意見書を提出できるのみであり、環境保全の面で市や関係住民が関与する部分は大きいとは言えないのが現状です。

このため、開発審査にあたっては一層の厳正さが求められることはもちろん、県の指導要綱を適切にフォローしていくために、住民の合意が得られやすい本市独自の指導要綱の検討が必要であると考えます。

4. おわりに

地球の温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨など地球環境問題が新聞などで報道されない日はありません。

今回、当委員会が調査研究を行ったごみ問題等の地域的な環境問題は、その規模や原因の複雑さにおいて地球環境問題と同列に論じることはできませんが、経済的な豊かさを求める人間の活動の結果である点は共通しております。

ごみ問題等の克服には個人のライフスタイルの見直しなど幾つかの課題

がありますが、毎日の生活の中で一人一人が取り組むことができる最も身近な問題ととらえるならば、市民、事業者、行政それぞれの努力によって必ず克服できる問題であり、積極的な環境行政の推進を図り、快適で魅力ある都市を実現されることを強く望むとともにそうした努力の積み重ねが地球環境問題克服への糸口となることを願ってやみません。

これをもちまして、環境問題対策特別委員会の調査報告といたします。

中部新国際空港対策特別委員会報告書

当委員会に付託されました中部新国際空港建設に伴う交通アクセス及び港湾施設整備に関する調査研究の結果についてご報告申し上げます。

近年、世界経済のグローバル化、ボーダレス化が急速に進展する中で、世界第二位の経済規模を誇るわが国に対して、様々な形での国際貢献が求められており、国際航空輸送面においても積極的な役割を果たしていくことが望まれています。

こうした中で、伊勢湾常滑沖に計画されている中部新国際空港については、平成3年11月に策定された国の第六次空港整備五カ年計画において、調査の必要性が位置づけられるなど本格的な調査段階を迎え、その実現の可能性はますます高まりつつあります。

この新空港は24時間開港の国際空港としての要件を満たすことはもとより、都市や高速交通網の結節点、港湾の近くに立地するという特長を生かしつつ、当市を含む中部圏全体の発展に多大の貢献を果たすものと期待されているところであります。

一方、本市の状況に目を向けてみると、特定重要港湾である四日市港から空港建設予定地まで海上ルートで約15kmという地理的優位性に加え、第二名神自動車道やリニア中央新幹線等新たな基幹交通網が計画されているなど、中部圏における陸・海・空の総合的な交通拠点として、新たな飛躍を目指そうとしております。

こうした情勢下にあって、市は平成4年2月に「四日市港海上アクセス拠点整備構想」を打ち出したところであります。新空港への海上アクセスを核とした計画的な地域開発や周辺地域からのアクセス整備の動向が本市のまちづくりを進めていく上で大きな鍵を握っているといつても過言ではありません。

当委員会はこのような状況を踏まえ、関西国際空港への海上アクセス拠点として、各種事業に取り組んでいる徳島県、神戸市など先進都市の視察を行うとともに、新空港への海上アクセス拠点として位置づけられている四日市港までの交通アクセスさらには港湾施設の整備のあり方に焦点を当てて、調査研究を行いました。

1. 視察先の概要

(1) 徳島県沖洲旅客ターミナル整備事業

徳島県の小松島港沖洲地区では、平成6年夏に開港が予定されている関西国際空港への海上アクセス基地と既存の大坂、神戸、和歌山への高速船ターミナルを集約することにより、利用者の利便の向上を図り、海の玄関口としてふさわしい港を目指して、整備が進められています。

概算事業費は約22億円であり、管理運営については官と民の長所を結集した第3セクターを設立して、行うことになっておりますが、徳島市もこの第3セクターに参画はしているものの、事業推進はあくまで港湾管理者である県が主体的に行っていくこととしております。

(2) 神戸航空旅客ターミナル計画・神戸航空貨物ターミナル計画

神戸航空旅客ターミナル計画は神戸から関西国際空港までの海上直線距離約30kmを高速艇で28分で結び、迅速で安全確実なアクセスの確保や利用者の利便を図るため、チェックイン機能、出国審査機能をはじめ様々なサービスの提供を目指し、神戸ポートアイランド内に敷地規模4.9haで計画がされているものであります。

建設・管理運営主体については民活法の対象施設として、第3セクター

方式が採用され、平成元年12月に資本金11億円により、神戸航空旅客ターミナル株式会社（K-CAT）として発足しています。

神戸航空貨物ターミナル計画は六甲アイランドにおいて、通関機能等エアカーゴシティターミナルとしての万全の機能を備えたターミナル施設の整備を目指し、高速RORO型貨物船で海上ルートにより、約60分で結ぶ新たなシステムを築きあげ、航空貨物を迅速、安全で確実に輸送等を行おうとするものであります。

事業主体は神戸航空貨物ターミナル株式会社（K-ACT）と関空カーゴアクセス株式会社であり、神戸航空貨物ターミナル株式会社は平成4年4月に資本金24億1千万円、総事業費150億円、出資団体神戸市他55団体により設立されています。

2. 交通アクセスのあり方

市が打ち出した「四日市港海上アクセス拠点整備構想」によると、四日市港四日市地区（2号地）に、国際航空旅客の一部を対象としたCAT（City Air Terminal）を整備すること、同港霞ヶ浦地区北ふ頭には、国際航空貨物の一部を取り扱うACCT（Air Cargo City Terminal）を整備することとしております。

これらの整備提案はそれぞれ「千歳地区CAT整備構想」、「霞・北ふ頭ACCT整備構想」との名称が付されておりますが、この二つの構想をより実効あるものとし、海上アクセスの拠点港である四日市港の持つпотенциアルを顕在化するためには、交通アクセスの整備を図り、周辺地域と四日市港との相互連携を促進していくことが緊急の課題であると考えます。

このため、広域的なアクセス整備としては、第二名神自動車道、伊勢湾岸道路、東海環状自動車道をはじめとする高規格幹線道路やリニア中央新幹線などの高速交通体系の整備促進について、関係機関への働きかけを一層強化する必要があります。

特にリニア中央新幹線については、県下への停車駅設置による波及効果

を踏まえ、当プロジェクトの早期実現に向け、積極的な対応を望むものであります。

また、四日市港の開発効果による機能立地をさらに高めていくためには、こうした広域的幹線交通網と四日市港を円滑に結ぶ交通網の整備が不可欠であります。

四日市港四日市地区（2号地）すなわち千歳地区へのアクセスとしては、先ず道路系では県道四日市土山線の整備を促進すべきであり、軌道系については定時性の優位さなどから近鉄四日市駅、JR四日市駅を経て港に至る新交通システムなどの整備を検討すべきであります。

四日市港霞ヶ浦地区北ふ頭へのアクセスとしては、計画段階にある川越インターチェンジと当地域を結ぶ連絡橋の整備と併せて、富田山城線の早期無料化に向け、引き継ぎ国、県などに対する働きかけを強力に展開していくべきであります。

3. 港湾施設の整備のあり方

「千歳地区CAT整備構想」実現の暁には、中部新国際空港への海上アクセス基地として、四日市港での諸々の手続きや手荷物の運搬業務が可能となるなど、多彩なサービスを供給することによって、利用者の便宜が図られる予定であります。

また「霞・北ふ頭ACC整備構想」により、国際航空貨物を扱う複合貨物ターミナルの整備と併せて、通関、荷役等の業務が行われるなど、産業界からの要望が強いよりスピーディーな輸出入といったニーズに応え、産業の活性化に大きく寄与することが期待されます。

こうした構想を事業化していくには、四日市港の港湾施設の整備充実が不可欠でありますが、四日市港が県・市の共同管理であることを踏まえ、後背地のまちづくりと港湾整備のより一層の連携強化を促進すべきであり、その観点から、市主導の港湾運営についても検討を重ねていく必要があると考えます。

4. 結び

中部新国際空港と当市を含む地域社会が一体となって発展していくためには、空港整備に合わせた地域開発の促進が不可欠であり、空港と地域各々の発展が相乗効果を生むように構想され計画されねばなりません。

海上アクセス拠点港としての四日市港は位置づけはこうした地域開発を具現化するものとして、大いに期待するところであります。さらに四日市港への交通アクセス整備が空港関連の地域開発と一体的に進むことになれば、空港建設に伴う地域活性化へのインパクトはより広範囲に及ぶものと考えられます。

そういう意味から、四日市港の整備事業にあたっては、前述の交通アクセスの整備はもとより、その基本方向を含めた事業の構想図を作成することなどによって、海上アクセス拠点としての優位性を広く県外にもアピールしていく必要があり、同時に事業を推進していく上で名古屋市など圏域内の他都市との多極連携を図っていくことも肝要であります。

また、本市は中部新国際空港まで海上アクセスを前提としておりますが、空港施設内における海上アクセス用の発着場所やさらには発着場所からの専用通路等の確保が不可欠であることから、関係機関に対し、現時点から強く働きかけを行っていくべきであります。

そのため、これらの空港施設の整備については、本市としても発言権を確保するため、空港建設事業主体への出資等について検討を行っていく必要があると考えます。

最後に、当委員会は、神戸市の例や委員会での議論を十分参考にされ、「四日市港海上アクセス拠点整備構想」の早期具体化に向けて、その促進協議会を早急に結成するとともに、将来的には準備対策室を設置するなど、関係部局の充実・強化を図り、事業の推進になお一段の努力を払われるよう強く要望するものであります。

これをもちまして、中部新国際空港対策特別委員会の調査報告といたし

ます。

県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会報告書

当委員会に付託されました県立総合塩浜病院跡地利用に関する調査・研究の結果について、次のとおりご報告いたします。

1. はじめに

県立総合塩浜病院（以下、「塩浜病院」という。）は、昭和23年8月県立医科大学附属塩浜病院として発足以来今日に至るまで、40有余年の永きにわたり北勢地域における中核病院として高度の医療サービスを提供し、四日市市民はもとより北勢地域住民の健康と福祉の増進に、さらには地域の活性化に多大の役割を果たしてきたところであります。

この間に医療を取り巻く環境は大きく変化し、人口の高齢化、疾病構造の変化、医療の高度化・専門化への対応など、医療需要はますます複雑化・多様化する傾向にあります。

こうした状況の中、三重県から、老朽化している塩浜病院の建て替えについては、移転整備する方向で臨みたいとの強い意向が示されたのであります。

現地での整備を求めてきた市は、やむなくこれに代わる対応として、昭和63年11月県との間で移転後のあと医療対策及び地域活性化対策に関する覚書を締結し、さらには地元住民の理解・協力を得て、平成3年1月市内日永地区において新たに県立総合医療センター（以下、「総合医療センター」という。）の建設が開始されたところであります。

現在、建設中の総合医療センターは、来年秋開院の予定で、最新の医療技術、高度医療機器を導入した東海地域でも屈指の総合病院として、現塩浜病院からバトンを受け継ぐことになっております。

このように、総合医療センターの建設工事が順調に進んでいる一方で、これと並行して取り組むべき塩浜病院移転後のあと医療対策並びに地域活

性化対策について、県・市間で覚書が締結されて以来、両者で協議・検討が重ねられてきたものの、未だに具体化に向けての方向づけが示されていないことは、移転に伴う影響の大きさを考えた場合、誠に憂慮に堪えないところであります。

当委員会は、総合医療センターの開院が来年秋に迫り、塩浜病院移転後の応急診療体制の確保が喫緊の課題となっていること、さらには北勢地域の活性化対策として、約22,000m²に及ぶ塩浜病院跡地の利用に大きな期待を寄せるところから、塩浜病院跡地利用について、広い角度から鋭意調査・研究を行ったのであります。

2. 病院移転後の跡地利用

(1) あと医療対策

三重県と四日市市との間で締結された覚書によれば、塩浜病院移転に伴う激変緩和のための暫定措置として、県・市であと医療対策を実施し、応急診療体制を確保するものとなっております。

戦後から今日に至るまで、塩浜病院は、地域住民の健康を守る地域住民のための自治体病院として、その使命を果たしてきたところであります。地域住民の精神的な支えとなっていました。

特に、昭和30年代に発生した大気汚染による公害患者の医療に当たっては、その中心的な役割を担い、優秀な医療スタッフと最新の医療技術によって日夜を分かたぬ応急診療体制を確保し、患者の信頼に応えてきたところであり、今回の塩浜病院移転に対する地域住民の不安はいかばかりか、察して余りあるものがあります。

呼吸器系疾患者にとって、24時間診療体制がとられてきた塩浜病院の移転は、まさしく県・市間の覚書にあるところの激変そのものであり、こうした患者の不安を解消していくためには、身近でしかも緊急時に対応できる24時間の診療体制に準じた応急診療所の確保が是非とも必要と考えるものであります。

総合医療センター開院までの残された期間で、応急診療所の設置を図っていくには、止めを得出ず臨時的な措置として現病院施設の利用或いは仮施設の設置等によって対応せざるを得ない事態も想定されるものの、基本的には病院跡地全体の利用構想を策定していく中で確固たる位置づけを行い、施設の整備を図っていく必要があると考えるところであります。

塩浜病院移転後に生じる医療サービスのギャップについては、医師会を初め民間医療機関の理解と協力無くしてその解消を図れないことは論を待たないところでありますが、応急診療所に代わるべき診療体制が確保されるまでの間は、当面、応急診療所が中心となってその緩和に努め、必要とする機能の欠落を補っていく必要があると思慮するところであります。

今日に至るまで、塩浜病院の運営が、地域住民の理解と協力を得ながら順調に行われ、移転整備計画もここまで進展してきた経緯を踏まえるならば、一日も早い応急診療体制の確立が求められるところであり、地域住民の不安を解消していくためにも、応急診療所開設に向けたタイムスケジュールを早期に組んでいく必要があります。

以上に述べたように、あと医療対策は、塩浜病院移転に伴う跡地問題の中でも最優先課題として取り組んでいく必要があり、移転に際して24時間応急診療の空白期間を作らないためにも、本市として県への働きかけを今まで以上に積極的に行って、理解と協力を求めていくことが肝要と考えます。

当委員会は、塩浜病院移転に対する地域住民の不安を県・市当局が真摯に受け止められ、覚書締結時の精神に則って、双方の緊密な連携のもと応急診療所の一日も早い設置を実現し、地域住民の信頼と期待に応えていくことを強く望む次第であります。

(2) 地域活性化対策

塩浜病院は、北勢地域では数少ない県立の公共施設の一つとして、四日市市民・県民から親しまれ、信頼される病院として今まで着実に発展を遂げ、多年にわたって地域の活性化に貢献してきたところであります。

塩浜病院移転後の跡地利用については、県・市の覚書によれば、地域活性化対策の問題は、県・市で密接に連携し地元の意向を踏まえて協議していくものとするとなっております。

本件については、昭和63年の覚書締結から早5年目を迎ますが、この間、覚書の内容に沿って県・市の間で精力的に協議が重ねられてきたものの、跡地利用に関する基本的事項において、双方の考え方には大きな開きが見られるところであり、具体的な青写真を描くまでにはなお幾つかのハードルが残されている状況にあります。

宅地化の進展や地価の高騰等によって、まとまった規模の公共用地確保は、年々困難の度合いを増している状況にあり、約22,000㎡に及ぶ広大な塩浜病院跡地の有効利用を図っていくことは、本市に止まらず北勢地域の活性化を図る上で、極めて重要な意義を持つものと認識するところであり、その推移に地域住民も大きな関心を寄せているところであります。

塩浜病院跡地の利用構想策定にあたっては、既に県・市に対して地元住民からも要望書が出されているところでありますが、こうした地元の意向も踏まえつつ広域的な視野に立ったアプローチが求められるところであり、他地域には見られない本市並びに北勢地域の個性や特性を持たせた施設・機能も配置していく必要があると考えるものであります。

これまでの県・市間の塩浜病院跡地利用に関する協議の過程を振り返って見た場合、県から本市に対し跡地の買取り要請がなされていること、さらに引き続いて、本市に対し跡地利用に関する構想策定の要請がなされていることなど、地域活性化対策に関する県としての具体的な考え方が打ち出されていないことは、今後の塩浜病院跡地利用の進捗を期する上で大きな不安を覚えるところであり、県の積極的な取り組みが強く期待されるところであります。

こうした中、市議会に当特別委員会が設置されて以降、市では昨年7月に県立総合塩浜病院跡地対策プロジェクトチームが、さらに、県におかれ

ては昨年8月に県立総合塩浜病院跡地利用検討委員会が、それぞれ時をおかずして設置されたことは、今後の塩浜病院跡地利用に関する取り組みに弾みがつくものと、大いに期待するところであります。

本市を含む北勢地域は、人口や産業の規模、各種税収入など県下の主要指標において大きなウェイトを占め、今日の県勢発展の一翼を担ってきたところですが、一方において、地域住民の間からは、こうした県勢発展の度合いとは反対に、北勢地域における県関連の公共施設の整備・充実を求める声が年々高まりつつあることも否定できないところであります。

こうした状況も踏まえつつ、塩浜病院跡地利用が県の強力なリーダーシップのもとに具体化に向けて大きく前進することを願うものであります。

塩浜病院跡地の処分については、先に県から市に対して買取りの要請がなされているところですが、県におかれでは、塩浜病院跡地利用が北勢地域の活性化に果たす役割、さらには県関連の公共施設の整備・充実を期待する地域住民の声などを十分賢察され、広域的な観点から弾力的に対応されることを要望するものであります。

このため、塩浜病院跡地の処分については、最初に病院跡地の売却問題ありきではなく、県・市間で跡地利用の構想を煮詰めていく過程で、立地する施設の機能・性格、設置主体などを慎重に見極めながら、相互の意見調整を図っていく必要があると思量するところであります。

本市としては、地元住民の要望を踏まえつつ、塩浜病院跡地利用が今後の北勢地域の活性化に大きなインパクトとなるよう、当地域の個性・特性と併せてより具体性を具備した跡地利用構想を早急に策定・提示し、県の理解と協力を求めていく必要があります。

3. むすび

地域の真の繁栄を期するためには、その基礎的条件として、住民の健康の積極的増進と生きがいのある生活が送れる社会基盤の整備を図っていく必要があることは、いまさら申すまでもありません。

当委員会は、地域住民の健康の確保と増進を図るため、応急診療所の設置が一日も早く実現するとともに、21世紀に向けて本市並びに北勢地域の一層の発展を期するため、塩浜病院跡地利用構想の早期策定、具体化を図り、健康で生きがいのある地域社会づくり実現への大きな一歩となることを強く願う次第であります。

最後に、塩浜病院跡地利用の具体化にはなお幾つかの課題が残されている状況から、議会として引き続き調査・研究を行っていく必要があることを付言するとともに、併せて応急診療の空白期間をつくらぬことを強く求め、県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会の調査報告といたします。

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します。

平成5年3月24日

総務委員長 豊田忠正

教育民生委員長 田中俊行

産業公営企業委員長 長谷川昭雄

建設委員長 野崎洋

四日市市議会

議長 水野幹郎殿

総務委員会

○ 外国人への対応について

我が国は、発展途上国に対して資金面での援助を行う政府開発援助（ODA）の総額では世界で一、二を争う援助大国に成長した。

また、国境を越えた地方自治体相互の交流もさかんに進められており、世界各国の都市・州との都市提携を行っている自治体は相当数に上っている。

さらに、近年は自治体レベルでの国際協力事業も始まっているが、本市桜地区の鈴鹿山麓リサーチパークにおいて^(財)国際環境技術移転研究センター（ICETT）が実施する公害防止技術移転事業は、さしづめその先駆けとも言えるものである。

このようないわば「外への国際化」が順調に進められている一方で、日本に在住する外国人にいかに接するかという、いわば「内なる国際化」は日本人特有の内気な性格もあってあまり進んでいないのが実態であることから、当委員会は、外国人への対応のあり方について先進都市の視察も実施しながら調査研究を行った。

1. 在日外国人数の推移

当委員会がこの問題を取り上げた背景には、最近の在日外国人数の急激な増加がある。

その主な要因としては、平成2年6月の入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正によって在留資格が拡大され、南米ブラジル人などの日系人が日本の高い賃金水準を目当てに大量に入国してきたことに加えて、研修生の受け入れも認められたことから、中国・東南アジアからの入国も増加したことが挙げられる。

その結果、平成元年12月末には100万人に満たなかった外国人登録者が、2年後の平成3年12月末現在では120万人を超えており、このような在日外国人数の急増に伴ってさまざまな問題が生じている。

2. 浜松市の実態

当委員会は、近年外国人登録者数が急増している都市の対応について調査するため浜松市を視察したが、その概要は次のとおりである。

(1) 外国人登録者の現状

浜松市においては、繊維、楽器、輸送用機器の三大産業を中心として慢性的な人手不足（全国の有効求人倍率が0.96であるのに対して、浜松市は1.66で、景気後退の中でも労働力不足が続いている）を反映して、外国人登録者数は平成4年8月末現在で11,282人と、総人口の2%に上っているが、中でもブラジル人とペルーパーの増加が著しく、外国人登録者数全体の6割を占めている。

(2) 市の対応

南米等からの移住者の急増に伴い、日本語も英語も全く理解できないことによる「言葉」の問題が生じており、また水道を一日中出しっぱなしにするなどの混乱も起こっている。

このため、従来の「浜松生活ガイド」（英語版）に加えて、新たにポルトガル語版を発行したり、ごみ、水道、国民健康保険など、行政の各分野において制度の仕組みを解説するパンフレットを配布して周知徹底を

図っている。

3. 四日市市の実態

(1) 外国人登録者の現状

本市の外国人登録者数は、昭和62年までは韓国・朝鮮人を中心として2,500人台でほぼ横ばいであったが、昭和63年以降から増加に転じ、平成5年1月末現在の外国人登録者数は4,045人となっている。

しかし、南米出身者の占める割合は浜松市ほど高くはなく、依然として韓国・朝鮮人が外国人登録者の過半数を占めている。

(2) 市の対応

心配される市役所窓口での言葉の問題については、市民課にスペイン語などの会話のできる職員も配置されていることから大きな混乱は生じていない。

しかし、ごみの搬出日・搬出方法がわからないため間違った出し方をしたり、宗教、風俗、習慣等々の違いから日本人には理解しにくい行動をするなど、地域でのトラブルも起こっている。

このため、新しい住民が少しでも早く本市の生活に慣れることができるよう生活全般にわたるパンフレット「ようこそ四日市へ」（英語版・スペイン語・ポルトガル語）や外国人のための市紹介パンフレット・地図等を作成して希望者に配布しているが、他に情報源の少ない外国人にとっては、このような冊子類は市内での生活に欠くことのできない存在となっていることから、今後それらの内容のより一層の充実が望まれる。

4. 外国人への対応のあり方

これまで浜松市と本市における外国人への対応について見てきたが、これら日本に在住している外国人は、外国人であるがゆえに教育、医療、住宅等の生活面でのさまざまな問題に直面しており、我が国の真の国際化を図る観点からも在日外国人の立場に立ったきめ細かな対策を講じていく必要がある。

このため、外国人と日本人あるいは外国人同士の出会いの場である国際交流サロンや^財四日市国際交流協会が実施する各種事業について、利用者のニーズに応じてさらに工夫・改善を加えていくとともに、外国人の日常生活上の相談にも気軽に応じられるよう体制の整備を図るなど、側面から積極的に支援するための施策をより一層充実させるべきであり、こうした努力を継続・発展させていくことが市民レベルでの交流を深め、一步一步「内なる国際化」を進めることにつながると考えるものである。

教育民生委員会

○ 在日外国人の社会保障について

昨年12月定例会において、当委員会に付託された請願「在日朝鮮人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求めるについて」は、採否の結論を出すに至らず、引き続き慎重に審査するため継続審査とすることを決めたところである。

このことを契機として、当委員会は在日外国人高齢者及び障害者等の生活実態、国民年金等の社会保障について他都市の状況等を含め、より広い見地から調査研究を行った。

1. 在日外国人と国民年金について

わが国の社会保障制度は全国民を対象として国民皆保険・皆年金という形で展開してきている。

昭和36年に国民年金が発足し、国民皆年金時代に入ったが、制度発足時すでに高齢者や障害者であった日本人には経過的措置として福祉年金制度が設けられた。

その後、我が国が難民条約を批准したことにより、昭和57年に国民年金法の国籍条項が撤廃され、在日外国人にも日本人同様の年金加入・給付の道が開かれたところである。

しかしながら、高齢者に対する老齢福祉年金については、依然として国

籍要件が残されていること、さらに昭和57年の国籍要件撤廃時までに障害者となった20歳以上の外国人は、制度上障害年金の給付が受けられない等の課題が残されている状況にある。

こういった状況に対して、国の考え方は「国内における無年金者や高齢になって帰国した方々の問題等を考えると、これらの方々とのバランスの面からも制度の根幹に関わる問題であり、現行制度上においては年金の支給は難しい」との見解を示している。

2. 本市における在日外国人の状況

平成4年12月1日現在、市内に外国人登録をしている外国人は4,053人で、主な国籍としては、朝鮮・韓国籍が2,404人、ブラジル籍900人、フィリピン籍211人、中国籍200人、ペルー籍99人となっている。

そのうち、老齢福祉年金の対象年齢である明治44年4月1日以前生まれの在日外国人は21人、さらに大正15年4月1日以前生まれの者も含めると169人である。また、昭和57年1月1日に20歳以上で、かつ、それ以前に身体障害者手帳1・2級を保持していた者は7人となっている。

3. まとめ

経済大国としての地位を築き、国際社会において確固たる地位を確立した我が国にとって、今後、国際社会のリーダー役として、それにふさわしい役割・責務を積極的に果たしていくことが求められており、在日外国人の生活各分野における社会保障の充実を図っていくことも重要な課題の一つとなっている。

特に、社会的弱者である高齢者や障害者等への救済は人道的見地からも急務の課題と言える。

当委員会はこれら在日外国人高齢者及び障害者等の救済のためには、国民年金法の改正あるいは制度措置を講じる必要があると考えるところから、政府関係機関のより積極的な取り組みを要望する次第である。

また、本市においても他都市の状況を見極めながら、在日外国人に対す

る一層の社会保障の充実に向け検討を行っていくよう望むものである。

産業公営企業委員会

○ 水道水の水質管理について

近年、産業活動や生活様式の高度化・多様化に加えて内陸部における各種開発の進行等により水道の水源を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、全国の水道事業体には「水道水の安全性やおいしさ」に関する市民の問い合わせや要望が多数寄せられるなど市民の水道水に対する関心は大きな高まりを見せている。

こうした中、国においては昨年12月に水道水の安全性のさらなる確保と併せておいしい水など質の高い水道水の供給を内容とする水質基準の大幅な改正が行われたところである。

当委員会は、本市の水道水が河川周辺の浅井戸から取水した地下水を塩素滅菌のみで給水できる良好な水質であるものの、現在の水質を保持するとともにより質の高い水道水を求める市民ニーズに応えるために今後どのような水質管理を行っていくべきかについて、新しい水質試験室の視察も含めて調査研究を行った。

本市においては、これまで水道法に基づく水質基準26項目については自己で、また有機塩素化合物やゴルフ場使用農薬は委託により検査を行ってきたが、水道水の検査は迅速性や常時性、正確性が一層求められることから、今回農薬等も検査できる機器を備えた水質試験室を整備したところである。

それにより、近く施行される拡充強化された水質基準46項目だけでなく新しく設けられた監視項目、快適水質項目にも対応できるなど検査体制の一新が図られることになった。

このように水質検査体制は充実したものとなりつつあるが、水道水の水質管理に万全を期すためには水源となる河川等を有害な化学物質や農薬な

どによる汚染から保護していくことが必要である。

しかしながら、本市のように水源が他の行政区域にわたっている場合は、一自治体による条例や要綱では水源保護のための規制を行うことは困難な状況にある。

このため、現在国においては水道取水地の上流または一定地域にわたって規制できる水道水源の水質保全を目的とする法律制定の動きがあることから、関係機関との連携のもと法制定実現に向けた積極的な働きかけを行っていくことが必要である。

また、安全でさらにおいしい水を求める市民の要望に応えるために、水質検査体制の強化はもとより高度浄水施設の整備や、鉛管の取り替え、除鉄・マンガン装置の導入など取り組むべき課題が多く残されているので、事業計画の中に順次織り込んでいくことが必要である。

なお、現行水道料金への消費税未転嫁などから水道事業の財政事情は極めて厳しい状況にあるが、事業実施に必要な財源確保に支障を来すことのないよう、経営の効率化に向けた一層の企業努力とともに現行水道料金の見直しと健全な財政計画の策定を行い、将来にわたって、安全でおいしい水の安定供給に努めることを強く望むものである。

建設委員会

○ 公共下水道の推進について

“下水道”は主として市街地における浸水を防除とともに、汚水処理によって、生活環境の向上や河川等公共用水域の水質保全を図るなど、各種都市基盤の中で基幹的な役割を果たす公共施設である。

特に、近年、市民の生活水準の向上等に伴い、安全で快適な生活環境を求める市民のニーズが高まりをみせていることから、下水道整備は全市的に待望されるものとなっている。

こうした中で、市は基本計画並びに国の下水道整備五箇年計画に基づき、

事業を進めているところであるが、下水道普及率は平成3年度末で32.4%と全国平均の45%を大きく下回っており、市民生活と深い関わりのある公共下水道の整備促進が重要な課題となっている。

当委員会は以上のことと踏まえ、国の長期目標に沿って普及率の向上を図るため、今後の公共下水道の取り組みについて、調査・研究を行った。

調査・研究の過程で、各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・ 国の長期整備計画によると、平成12年度末の普及率は70%を目標にしているが、本市は50%の普及率目標と、大きな開きがあることから、国の目標値に近づけるよう、事業の推進に特段の取り組みを行うべきである。
- ・ 民間開発による集中浄化槽を有する団地や人口集中地区に向けて幹線管渠の延伸を行うことにより、更に普及率の向上を図っていくべきである。
- ・ 普及率を更に高めていくため、県に対し、北勢沿岸流域下水道の一層の事業推進を強く働きかけていく必要がある。
- ・ 公共下水道事業には膨大な経費を必要とすることから、より一層の財源の確保を図るために、補助対象範囲の拡大について、今後とも国、県に対し、積極的な働きかけを行っていくべきである。
- ・ 公共下水道事業については、本市が低地盤という地形の特質から、雨水対策を最重点事業として進められてきたが、常習浸水地域はほぼ解消の目処がたってきたことから、今後、汚水事業費を増額する必要がある。
- ・ 汚水管への地下水浸入の調査等不明水対策については、ポンプ場及び処理場の経費軽減を図る上で不可欠であることから、事業を計画的に行い、下水管渠の適切な維持管理に努めるべきである。
- ・ 凈化センター等の処理施設については、必要に応じて統廃合を実施するなど、より効率的な維持管理を行っていくべきである。
- ・ 下水道事業の進展に伴い、下水処理水や下水汚泥の発生量は今後更に

増大することが予想されることから、資源の有効利用の観点からも、その再資源化に積極的な取り組みを行うべきである。

- ・ 水洗化を促進するため、自治会組織等を通じた集団施工を行っていくべきである。
- ・ 総合的な生活環境づくりに向け、下水道の事業認可区域内において、合併処理浄化槽を設置した場合についても、関係部局と協議を行った上、助成策を講じるべきである。
- ・ 建設省に係る公共下水道事業と農林水産省が推進している農業集落排水事業との整合性を図り、市全体の総合的な普及率向上に努めるべきである。
- ・ 職員の不足により事業が停滞することのないよう、今後の事業量の増大に見合った事務の効率化に努めるべきである。
- ・ 県営事業等に付随して突然的に下水道整備の必要性が生じた場合には、計画事業に影響を及ぼすことのないよう、万全の態勢で対処すべきである。

以上のことから当委員会は、公共下水道の早急な整備推進、維持管理の充実を図っていくためには、財源の確保はもとより、効率的な整備の見直しや下水道財政の健全化を図るなど、各種施策を講じることが必要と考えるものである。

このため、各委員から出された意見を十分踏まえ、新たに平成6年度を初年度とする市の第6次基本計画並びに平成8年度からの国第8次下水道整備五箇年計画の策定に向けて、事業の推進になお一層努力されるよう強く望むものである。